

平成 25 年度
包括外部監査報告書

「債権の管理等に関する事務の執行について」

町田市包括外部監査人
公認会計士 宮本 和之

目 次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件(監査のテーマ)	1
3. 外部監査対象期間	2
4. 外部監査の実施期間	2
5. 監査の視点	2
6. 外部監査の補助者	2
7. 利害関係	2
第2 選定した特定の事件の概要	3
1. 本報告書において用いている主な用語	3
2. 債権管理事務の流れ	8
3. 適用法令	10
4. 町田市の債権額(収入未済額)の状況と監査対象	13
第3 外部監査の総括	19
1. 監査要点と実施した主な監査手続	19
2. 外部監査の結果及び意見の要約	22
第4 外部監査の結果及び意見	31
I. 総括	31
1. 債権区分	31
2. 債権の発生と日常の債権管理	34
3. 収納事務	39
4. 督促・催告	40
5. 滞納整理事務	43
6. 延滞金に関する事務	52
7. 納税の猶予	55
8. 時効、債権放棄と不納欠損処分	58
II. 市税	63
【概要】	63
1. 債権管理体制	71
2. 収納事務	76
3. 督促・催告	80
4. 滞納整理事務	84
III. 国民健康保険事業等に関連する債権	97
【概要】	97
1. 債権管理体制	102
2. 収納事務	103
3. 督促・催告	107
4. 滞納整理事務	108
5. 一般被保険者第三者納付金	121
6. 被保険者返納金	123
7. 町田市国民健康保険高額療養費資金貸付金	125
8. 町田市国民健康保険出産費資金貸付金	128
IV. 保育料(児童保育費負担金)	133
【概要】	133

目 次

1. 債権管理体制	137
2. 収納事務	140
3. 督促・催告	143
4. 滞納整理事務	144
V. 市営住宅使用料	148
【概要】	148
1. 債権管理体制	150
2. 収納事務	151
3. 督促・催告	152
4. 滞納整理事務	153
VI. 生活保護法に関連する債権	156
【概要】	156
1. 債権管理体制	162
2. 収納事務	165
3. 督促・催告	166
4. 滞納整理事務	168
5. 生活資金貸付金	171
VII. 入院・外来医療費患者負担金(町田市民病院の債権)	175
【概要】	175
1. 債権管理体制	178
2. 収納事務	184
3. 督促・催告	186
4. 滞納整理事務	188
(参考) 調定のタイミング等の調査結果	194

(本報告書における記載内容の注意事項)

・端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

・報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として町田市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には原則として数値等の出典は明示していない。

報告書の数値等のうち、町田市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

・凡例

本文中で使用する法令等の略語は次のとおりである。

自治法	地方自治法
自治令	地方自治法施行令
自治規則	地方自治法施行規則
私債権管理条例	町田市私債権管理条例
私債権管理条例施行規則	町田市私債権管理条例施行規則

法令等の条文については次のように表記するものとする。

項番号 I、II

号番号 ①、②

(例) 地方自治法第 240 条第 4 項第 1 号 ⇒ 自治法 240 条IV①

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(監査のテーマ)

(1) 選定した特定の事件(監査テーマ)

「債権の管理等に関する事務の執行について」

(2) 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

財政の健全化は今日の地方公共団体の重要な課題であるが、そのためには、支出の見直しを徹底していくとともに収入の増加に努めていく必要がある。

収入の増加を図るためには、地方公共団体が有する債権について、回収が滞ることがないように、その管理を適切に行っていく必要がある。

また、地方公共団体は、住民に対して様々な公共サービスを提供しているが、その財源(の一部)は住民が負担することになる。その意味で地方公共団体は住民に対して債権を有していることになるが、その債権の回収が滞ってしまうと、公共サービスの提供に影響を及ぼすだけでなく、適切に納付している住民に対して公平性を欠くことになる。

このように、地方公共団体が行う債権管理は、財政の健全化、公共サービスの適切な提供及び住民に対する公平性の確保等の観点から重要といえる。

地方公共団体が有する債権は、「強制徴収公債権」、「非強制徴収公債権」及び「私債権」の 3 種類に区分されるが、それぞれの債権は、管理方法及び時効制度等について異なった取扱いをする必要があり、債権管理を行う際にはこのことに留意する必要がある。

一方、債権はその内容によって所管する部門が異なるため、様々な部門がそれぞれ管理を行うことになる。この場合に、各部門が債権の性質を正確に理解し、その性質に応じて適切に債権管理を行っているのかについては検討の余地がある。

町田市では、私債権に関し、事務の処理について統一的な管理の基準その他必要な事項を定めることにより、私債権の適正な管理を図ることを目的として、平成22年10月から町田市私債権管理条例を施行している。

同条例の施行から2年半以上が経過し、私債権の管理状況にどのような変化がみられるのかを検討することは意義のあるものと考ええる。また、強制徴収公債権及び非強制徴収公債権についても、他の地方公共団体と比較するなどして、町田市の管理状況を検討することも意義のあるものと考ええる。

これらの状況を踏まえ、町田市の行う債権の管理等に関する事務の執行が法令規則に準拠して適正に行われているかどうか、また、経済的・効率的に行われているかどうかを検討する必要があると認められるため、債権の管理等に関する事務の執行を平成 25 年度の包括外部監査の特定の事件(テーマ)として選定した。

3. 外部監査対象期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで。
ただし、必要に応じて平成 23 年度以前または平成 25 年度の執行分を含む。

4. 外部監査の実施期間

平成 25 年 6 月 24 日から平成 26 年 1 月 28 日まで。

5. 監査の視点

(1) 債権の管理等に関する事務の法規性に問題はないか

債権の管理等に関する事務が、自治法、自治令、地方税法、私債権管理条例、私債権管理条例施行規則及びその他の法令等に従い適切に行われているか。

(2) 債権の管理等に関する事務の経済性、効率性及び有効性に問題はないか

債権の管理等に関する事務が、経済性、効率性及び有効性に十分配慮して行われているか。

(3) 債権の管理等に関する事務の公平性に問題はないか

債権の管理等に関する事務の執行において公平性は十分に確保されているか。

6. 外部監査の補助者

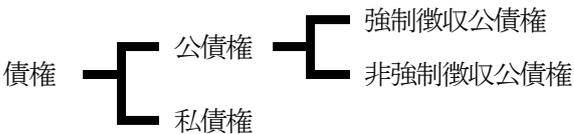
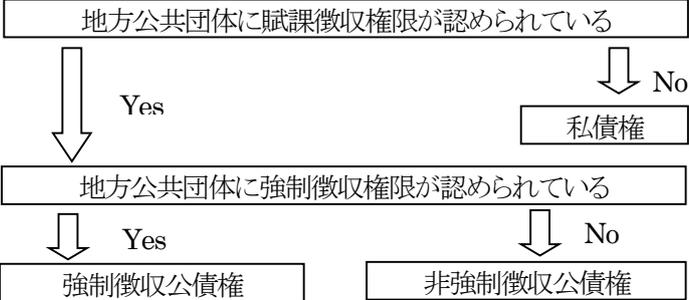
青山 伸一	公認会計士	谷川 淳	公認会計士
作本 遠	公認会計士	山口 剛史	公認会計士
辰巳 英樹	公認会計士		

7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定による利害関係はない。

第2 選定した特定の事件の概要

1. 本報告書において用いている主な用語

(1)債権管理	
債権	<p>金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利(自治法 240 条 I)。 地方公共団体の債権は公債権と私債権に大別され、公債権はさらに強制徴収公債権と非強制徴収公債権に区分される。</p> <p style="text-align: center;">◀図▶債権の分類</p> 
公債権	納税義務のように、行政機関が個人や法人に対して、法令等に基づいて義務を負わせる行為(行政庁の処分)に基づいて発生する債権で、原則として相手方の同意を要件としない。
私債権	物品の売払代金、貸付料等、私法上の原因(契約等)に基づいて発生する債権で、原則として両当事者の合意に基づいて発生する。
強制徴収公債権	債権が滞納している場合に、地方公共団体自らが強制徴収を行うことが認められている公債権。
非強制徴収公債権	債権が滞納している場合でも、地方公共団体自らが強制徴収を行うことは認められていない公債権。
滞納	納付義務者が納付期限までに債権を完納しないため督促状を送達したが、督促状送達後も債権が納付されないこと。
(行政上の)強制徴収	<p>公法上の金銭給付義務の不履行がある場合に、これを強制的に徴収する行政上の執行方法。地方税の滞納処分が代表例であるが、地方税以外では、自治法 231 条の 3Ⅲに定める分担金、加入金、過料または法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入について強制徴収が認められている。</p> <p style="text-align: center;">◀図▶「強制徴収公債権」、「非強制徴収公債権」、「私債権」の区分</p>  <p>※強制徴収・・・地方税の滞納処分 自治法 231 条の 3Ⅲに定める歳入に対する強制徴収</p>

第2 選定した特定の事件の概要

(1)債権管理	
滞納処分	<p>地方税法により行う行政上の強制執行。</p> <p>債務者が納付期限までに完納せず、督促を行ってもなお完納しない場合に、地方公共団体(徴税吏員)が債務者の財産を差し押さえ、これを換価し、その換価代金をこれらの公法上の収入に充当する一連の強制徴収の手続をいう。</p> <p>滞納処分の具体的な手続は地方税法に規定されているが、地方税法に規定されていない手続に関しては、「国税徴収法に規定する滞納処分の例による」とされており、国税徴収法の規定に従うこととなる。</p>
国税徴収法	<p>国税の滞納処分その他の徴収に関する手続の執行について必要な事項を定め、私法秩序との調整を図りつつ、国民の納税義務の適正な実現を通じて国税収入を確保することを目的とする法律。</p>
滞納整理 (税法の場合)	<p>滞納となった租税債権を徴収するための事務手続の総称。</p> <p>①催告書等の送付、滞納者との面接交渉等による納税の催告 ②滞納者等の財産調査 ③差押、交付要求等の滞納処分 ④徴収猶予等、納税の猶予制度の適用等</p> <p>以上の事務手続を行い、滞納している徴収金を徴収して完結させるか、あるいは滞納処分の停止を行うことによりその徴収権を消滅させるかのいずれかの解決策を講ずること。</p> <p>滞納整理は滞納となった租税債権を徴収するための事務手続の総称で、滞納処分は滞納整理に含まれる税法上の手続をいう。</p> <div style="text-align: center;"> <p>《図》滞納整理と滞納処分</p> <pre> graph LR A[滞納] --> B[滞納処分] A --> C[納税の猶予] B --> D[差押、換価、配当] B --> E[交付要求] B --> F[参加差押] C --> G[徴収猶予] C --> H[換価の猶予] C --> I[滞納処分の停止] D --- J[滞納整理] E --- J F --- J G --- J H --- J I --- J </pre> </div>
債権管理	<p>債権について、債権者として行うべき保全、取立て、内容の変更及び消滅に関する事務。</p> <p>債権管理は、自治法、自治令、各種行政法規、民法、商法、民事訴訟法、民事執行法等の民事手続法、その他の法令、条例等に則って行う必要がある。</p>
私債権管理条例	<p>町田市の私債権に関し、事務の処理について統一的な管理の基準その他の必要な事項を定めることにより、私債権の適正な管理を図ることを目的として、2010年10月から施行された条例。</p>

第2 選定した特定の事件の概要

(2) 日常の債権管理	
調定額	地方公共団体が収入に係る債権を確定させ収納しようとする場合、法令、条例等または契約に基づいて債権を成立させることが前提となる。 成立した債権について権利を行使するためには、地方公共団体の長は調定(その歳入の内容を調査して収入金額を決定する行為)を行う必要がある(自治法 231 条、自治令 154 条 I)、その決定した額を調定額という。 調定は地方公共団体内部の意思決定行為であり、歳入を収納する場合はすべて行わなければならない。
納入の通知	地方公共団体が収入に係る債権を確定させ、収納する場合には、原則として、調定行為と併せて納入の通知行為が必要となる(自治法 231 条)。 納入の通知行為は、納入義務者に対してその納入すべき金額、納期限、納入場所等を通知する対外的行為である。
収入済額	当該年度の歳入として調定された収入で、当該年度中(出納整理期間を含む。)に納入されたもの。
不納欠損額	既に調定された収入で未納となっているもののうち、債権の徴収停止や債務の免除の規定等の適用により、徴収できないものとして認定されたもの。
収入未済額 (未収金額)	当該年度の歳入として調定された収入のうち、何らかの理由によって当該年度中に納入されなかったもの。
収納率	確定した納付されるべき額(調定額)のうち、実際に納付された額(収入済額)の割合。さまざまな収納業務を行う上での基礎となる数値で、収納率が高いほど公平な負担が図られており、かつ、安定した財政運営を行うことができる状態といえる。 ※ 収納率 = (収入済額 / 調定額) × 100%
普通徴収 (地方税の場合)	徴税吏員が納税通知書を納税者に交付することによって地方税を徴収すること。課税権者が一方的に租税債権の内容を具体的に確定させる行政処分(賦課処分)を行う方法。
徴税吏員	地方税の徴収に関する事務に従事する職員のうち、滞納処分に関する職務権限を与えられた者。
特別徴収 (地方税の場合)	便宜を有する者を特別徴収義務者として指定し、その者に納税義務者から地方税を徴収させ、その徴収すべき税金を納入させること。
督促	債務者が納期限を過ぎてもなおその債務を履行しない場合に、滞納処分または強制執行を行う前提条件として、期限を指定してその納付を求めること。
催告	督促しても完納されない場合に、さらに納付を促すための請求を行うこと。文書による方法(文書催告)、電話による方法(電話催告)及び滞納者を直接訪問して催告を行う方法(訪問催告)等がある。
徴収金	市税並びに延滞金、過少申告加算金及び滞納処分費をいう。
納付書	納税者が徴収金を納付するために用いる文書で市が作成するものに納税者の住所及び氏名又は名称並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。

第2 選定した特定の事件の概要

(3) 滞納処分と納税の猶予	
財産調査	督促状を送付し、催告を実施しても納付がない場合等に、滞納者に対する差押に先立ち、差押の対象となりうる財産の有無やその価値等を調査すること。 任意の調査である質問・検査、滞納処分の一つである搜索(強制調査)等がある。
差押	滞納者の特定の財産について、滞納者の意思に関わりなく、法律上または事実上の処分を禁じ、それを公売その他の方法により金銭に換価可能な状態にするために行なわれる手続。 差し押さえられた財産は、所有権に基づく使用・収益・処分に制限を受ける。
換価	差押財産を金銭に変える強制手続の総称で、次の2つに分けられるが、一般的には①を指して換価といふことが多い。 ① 財産の売却(公売) ② 債権の取立
公売	差押財産の換価のために、公的な機関が法律の規定に基づいて買受の機会を一般に公開して行う売買。
換価代金等の配当	差押財産の売却代金その他の金銭を差押租税その他の債権に配分する手続の総称。
交付要求	徴収機関が自ら滞納処分を行わず、他の執行機関の強制執行に参加して、その換価代金から税を徴収する手続のこと。
参加差押	交付要求に加えて、先行の滞納処分手続が換価に至ることなく終結し、差押の解除が行われた場合に、参加差押をした時にさかのぼって差押の効力が生じ、その後滞納処分手続を続行すること。
納税の猶予制度	納税者または特別徴収義務者(以下「納税者等」という。)の個別的、具体的な事情に応じて、地方団体の徴収金の徴収を猶予することを目的とする制度。 納税者等が納付期限までに完納せず、督促を行ってもなお完納しない場合には、原則として一定の手続に従って強制徴収するのが原則であるが、納税者等が置かれている個別的、具体的な事情によっては強制徴収することが適当でない場合があり、そのような場合にとられる措置である。地方税法で規定する制度であるが、実務上は地方税法に該当しない納税猶予が行われることもある。 地方税法が規定する納税の猶予制度は次の3項目である。 ①徴収猶予 ②換価の猶予 ③滞納処分の停止
換価の猶予	滞納処分を受けた滞納者に対して、その財産の換価を直ちにすることにより、その事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるとき等に、その換価を猶予して納税の猶予を図る制度。
滞納処分の執行停止	滞納者に滞納処分できる財産がない、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき等に、滞納処分の執行を停止して納税の猶予を図る制度。

第2 選定した特定の事件の概要

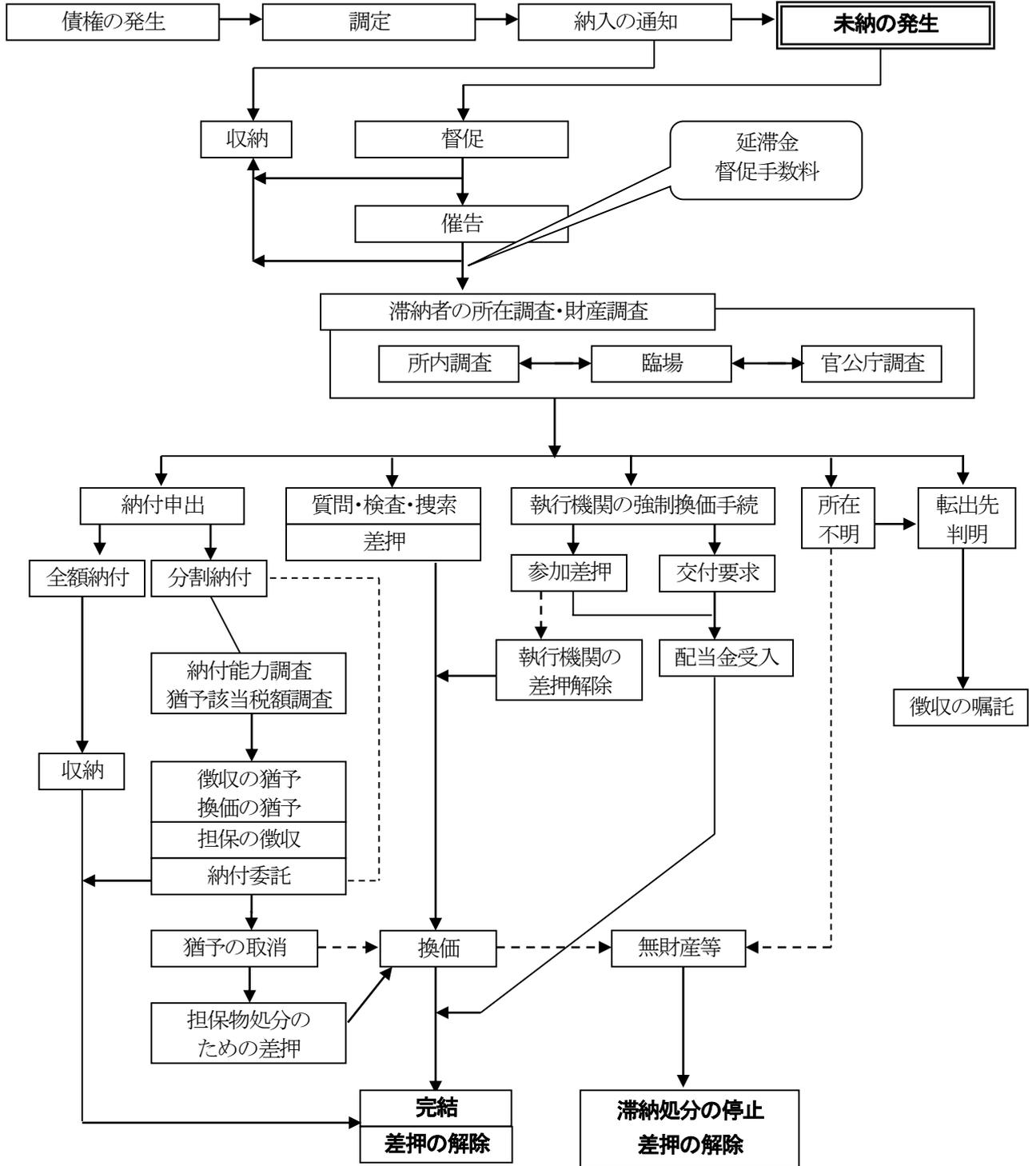
(4) 時効	
時効	<p>一定の事実上の状態が法定の期間継続した場合に、その継続してきた事実関係を尊重して、これに法律効果を与える制度。時効の完成によって権利を取得せしめる取得時効と、一定の期間権利者が権利を行使しないという事実状態が継続する場合に当該権利を消滅させる消滅時効とがある。</p> <p>自治法では 236 条で金銭債権の消滅時効について規定している。</p> <p>236 条によると、金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利及び地方公共団体に対する権利で金銭の給付を目的とするものは、時効に関し他の法律の定めがあるものを除き、債務不行使の状態が 5 年間継続するときは、時効により消滅する。また、この消滅時効については、時効の援用を必要とせず、その利益を放棄できない。</p>
時効の援用	<p>時効の完成によって利益を受ける者が時効の完成を主張すること。民法 145 条に規定がある。時効による利益を享受するか否かをその利益を受けるべき者の意思に委ねている。</p>
時効利益の放棄	<p>既に時効が完成した場合であっても、時効によって生ずる利益を受けないという意思表示すること。相手方に対する意思表示によってなされるが、相手方の同意を必要としない。また、その意思表示は、裁判上でも裁判外でも、どのような形式でもよく、明示的であると、黙示的であるとを問わない。</p>
時効の中断	<p>時効の基礎である事実状態が、それと相容れない事実の発生によって中断すること。時効の停止と同様に時効完成の障害であるが、時効の停止が一時的な障害であるのに対して、時効の中断は永久的な障害である。よって、時効の中断の場合はこれまで進行してきた時効期間が法的に無意味となる。</p> <p>民法 147 条に規定があり、同条では、時効の中断事由として次のものをあげている。</p> <p>①請求 権利者が、時効によって利益を受ける者に対し、その権利を行使すること</p> <p>②差押・仮差押・仮処分 差押は、確定判決その他の債務名義に基づいてなされる強制執行であり、仮差押・仮処分とは、権利の実行が不能もしくは著しく困難となるおそれがある場合に、強制執行を保全するための手段のこと</p> <p>③承認 時効の利益を受ける当事者が、時効によって権利を失う者に対して、その権利が存在することを知っている旨を表示すること</p>
時効の停止	<p>時効期間の満了が近づいていながら、権利者が時効を中断することが困難な場合に、一定期間に限り時効の完成を猶予すること。時効の中断と異なり、時効期間の延長であって、既に経過した時効期間は無効とはならない。</p> <p>民法 158 条等にその定めがある。</p>

2. 債権管理事務の流れ

(1) 強制徴収公債権の場合

強制徴収公債権の債権管理の流れは次のとおりである。

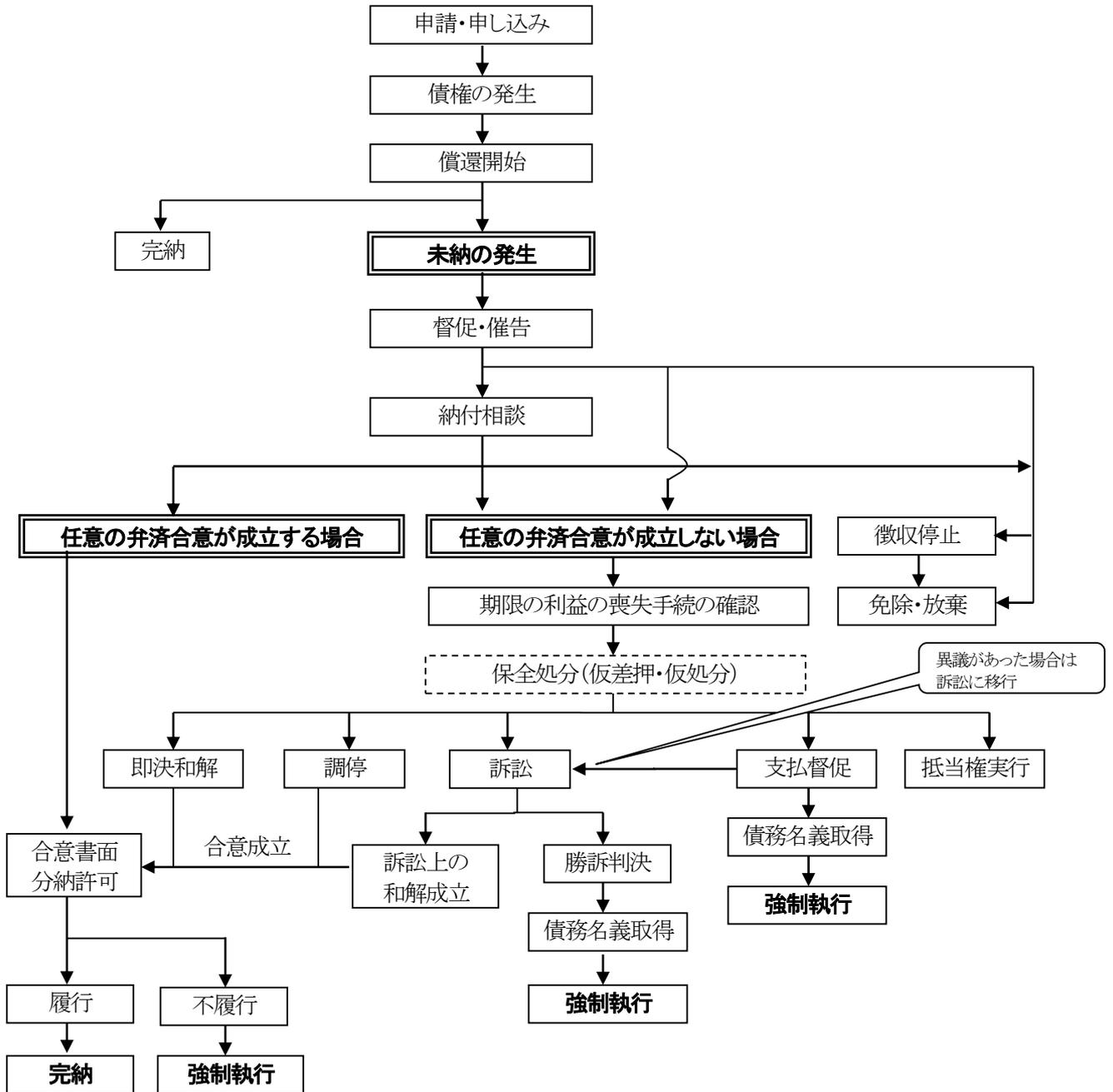
《図》強制徴収公債権の債権管理の流れ



(2) 非強制徴収公債権・私債権の場合

非強制徴収公債権及び私債権の債権管理の流れは次のとおりである。

《図》非強制徴収公債権・私債権の債権管理の流れ



3. 適用法令

債権管理に関する自治法、自治令等の適用関係は次のとおりである。

表 1 自治法・自治令等の適用関係

項目	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
1) 納入の通知	自治法 231 条	自治法 231 条	自治法 231 条
2) 督促	自治法 231 条の 3 I	自治法 231 条の 3 I	自治令 171 条
3) 手数料・延滞金	自治法 231 条の 3 II	自治法 231 条の 3 II	民法
4) 財産調査	地方税法等	—	—
5) 徴収停止	地方税法 15 条の 7	自治令 171 条の 5	自治令 171 条の 5
6) 履行延期	地方税法等	自治令 171 条の 6 I	自治令 171 条の 6 I
7) 免除	地方税法等	自治令 171 条の 7 I	自治令 171 条の 7 I
8) 強制執行等	地方税法等	自治令 171 条の 2	自治令 171 条の 2
9) 時効期間の特則	自治法 236 条 I	自治法 236 条 I	民法
10) 時効の援用・放棄	自治法 236 条 II	自治法 236 条 II	民法
11) 時効中断の絶対効	自治法 236 条 IV	自治法 236 条 IV	自治法 236 条 IV

表 2 適用法令

法令	
自治法 231 条	普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。
自治法 231 条の 3 I	分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。
自治令 171 条	普通地方公共団体の長は、債権(自治法 231 条の 3 I に規定する歳入に係る債権を除く。)について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。
自治法 231 条の 3 II	普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。
地方税法 15 条の 7	<p>地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の実行を停止することができる。</p> <p>一 滞納処分をすることができる財産がないとき。</p> <p>二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮乏させるおそれがあるとき。</p> <p>三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。</p> <p>2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の実行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。</p> <p>3 地方団体の長は、第一項第二号の規定により滞納処分の実行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。</p>

第2 選定した特定の事件の概要

法令	
	<p>4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。</p> <p>5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。</p>
自治令 171 条の 5	<p>普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難または不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。</p> <p>① 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。</p> <p>② 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。</p> <p>③ 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。</p>
自治令 171 条の 6 I	<p>普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約または処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。</p> <p>① 債務者が無資力またはこれに近い状態にあるとき。</p> <p>② 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。</p> <p>③ 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>④ 損害賠償金または不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。</p> <p>⑤ 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、①から③までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。</p>
自治令 171 条の 7 I	<p>普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力またはこれに近い状態にあるため履行延期の特約または処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約または処分をした場合</p>

第2 選定した特定の事件の概要

法令	
	<p>は、最初に履行延期の特約または処分をした日)から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力またはこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。</p>
自治令 171 条の 2	<p>普通地方公共団体の長は、債権(自治法 231 条の 3Ⅲ に規定する歳入に係る債権を除く)について、自治法 231 条の 3Ⅰ または前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、171 条の 5 の措置をとる場合または 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>① 担保の付されている債権(保証人の保証がある債権を含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、または保証人に対して履行を請求すること。</p> <p>② 債務名義のある債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続をとること。</p> <p>③ 前二号に該当しない債権(①に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。</p>
自治法 236 条Ⅰ	<p>金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5 年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。</p>
自治法 236 条Ⅱ	<p>金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。</p>
自治法 236 条Ⅳ	<p>法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法 153 条(前項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。</p>

4. 町田市の債権額(収入未済額)の状況と監査対象

(1) 町田市の債権額(収入未済額・未収金)の状況と監査対象とした債権

① 歳入の総括

次表は、町田市の2012年度の歳入を会計別に示したものである。

町田市では一般会計、5つの特別会計及び1つの公営企業会計が設けられている。一般会計の収入未済額は4,568,115千円、特別会計合計の収入未済額は3,496,729千円、病院事業会計の未収金は1,907,687千円で、合計で9,972,533千円の収入未済額が生じている。

表3 歳入総括表(2012年度)

(単位:千円)

会計	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
一般会計	145,061,159	140,073,573	419,470	4,568,115
特別会計				
国民健康保険事業会計	47,500,931	44,450,472	290,169	2,760,289
下水道事業会計	11,473,300	10,913,594	4,190	555,515
忠生土地区画整理事業会計	85,790	85,790	—	—
介護保険事業会計	25,216,848	25,036,271	46,165	134,411
後期高齢者医療事業会計	7,866,276	7,812,521	7,242	46,512
特別会計合計	92,143,147	88,298,649	347,768	3,496,729
一般会計+特別会計	237,204,306	228,372,222	767,238	8,064,845
公営企業会計(病院事業会計)	—	—	5,599	1,907,687
歳入合計	—	—	772,837	9,972,533

② 一般会計の収入未済額内訳

表3に示した一般会計の収入未済額の内訳は次表のとおりである。

市税の収入未済額が3,318,630千円で最も大きく、一般会計(4,568,115千円)の72.6%を占めている。

備考欄に「○」と記載している債権について監査を実施しており、総括的な意見を「第4 I」に、個別の結果及び意見を「第4 II」以降に記載している。「△」としている債権は、債権の性質や管理の概況のヒアリングを行い、監査の結果及び意見を「第4 I」に記載している。「—」としている債権については監査対象に含めていない(後述する特別会計、公営企業会計も同様である。)

表4 収入未済額内訳(一般会計)

(単位:千円)

項目	収入未済額	部	課	債権種別	備考
◎ 市税					
1 市民税・個人	2,188,893	財務部	納税課	強制徴収公債権	○
2 市民税・法人	109,535	財務部	納税課	強制徴収公債権	○
3 固定資産税	810,584	財務部	納税課	強制徴収公債権	○
4 軽自動車税	40,209	財務部	納税課	強制徴収公債権	○
5 事業所税	3,243	財務部	納税課	強制徴収公債権	○
6 都市計画税	166,165	財務部	納税課	強制徴収公債権	○
市税合計	3,318,630	—	—	—	—

第2 選定した特定の事件の概要

項目	収入未済額	部	課	債権種別	備考
◎ 分担金及び負担金					
7 老人福祉費負担金	6,032	いきいき健康部	高齢者福祉課	非強制徴収公債権	△
8 母子・助産施設入所者負担金	65	子ども生活部	子育て支援課	強制徴収公債権	—
9 児童保育費負担金	46,760	子ども生活部	子育て支援課	強制徴収公債権	○
分担金及び負担金合計	52,858	—	—	—	—
◎ 使用料及び手数料					
10 市立保育園特別保育料	2,261	子ども生活部	子育て支援課	非強制徴収公債権	△
11 学童保育クラブ育成料	5,799	子ども生活部	児童青少年課	非強制徴収公債権	△
12 障がい者福祉施設使用料	18	子ども生活部	すみれ教室	私債権	—
13 市営住宅使用料	17,689	都市づくり部	建物住宅対策課	私債権	○
14 し尿処理手数料	31	下水道部	下水道整備課	非強制徴収公債権	—
使用料及び手数料合計	25,800	—	—	—	—
◎ 国庫支出金					
15 土木費国庫補助金	253,448	(注)		—	—
16 教育費国庫補助金	304,410	(注)		—	—
国庫支出金合計	557,858	—	—	—	—
◎ 都支出金					
17 土木費都補助金	41,500	(注)		—	—
都支出金合計	41,500	—	—	—	—
◎ 財産収入					
18 車両貸付収入	50	環境資源部	環境自然共生課	私債権	—
財産収入合計	50	—	—	—	—
◎ 諸収入					
19 市税延滞金	△ 10	財務部	納税課	強制徴収公債権	○
20 ターミナル店舗使用料延滞金	514	経済観光部	産業観光課	非強制徴収公債権	△
21 市営住宅使用料延滞金	79	都市づくり部	建物住宅対策課	私債権	△
22 生活資金貸付金元金収入	13,316	地域福祉部	生活援護課	私債権	○
23 道路整備事業受託収入	17,565	建設部	道路整備課	—	△
24 弁償金(生活保護費返還金等)	447,650	地域福祉部	生活援護課	非強制徴収公債権	○
25 弁償金(その他)	1	市民部	市民課	私債権	—
26 生活保護費過年度戻入金	50,533	地域福祉部	生活援護課	非強制徴収公債権	○
27 手当・医療等返還金(障がい者福祉課)	328	地域福祉部	障がい者福祉課	非強制徴収公債権	—
28 手当・医療等返還金(子ども総務課)	28,814	子ども生活部	子ども総務課	非強制徴収公債権 私債権	△
29 デイサービス利用者負担金	1	地域福祉部	ひかり療育園	非強制徴収公債権	—
30 就学援助費等返還金	94	学校教育部	学務課	私債権	—
31 和解解決金(契約課)	615	財務部	契約課	私債権	—
32 区画整理清算金	10,633	都市づくり部	都市政策課	強制徴収公債権	△
33 すみれ教室給食費利用者負担金	12	子ども生活部	すみれ教室	私債権	—
34 わさびた療育給食費利用者負担金	25	地域福祉部	障がい福祉課	私債権	—
35 学童保育クラブ通所支援保護者負担金	13	子ども生活部	児童青少年課	私債権	—
36 原因者負担金(道路補修課)	1,227	建設部	道路補修課	強制徴収公債権	△
諸収入合計	571,418	—	—	—	—
一般会計合計	4,568,115	—	—	—	—

(注) 複数の課が所管しているため記載を省略している。

③ 特別会計の収入未済額内訳

表 3 に示した特別会計の収入未済額の内訳は次表のとおりである。
国民健康保険税の収入未済額が 2,738,816 千円で最も大きい。

表 5 収入未済額内訳(特別会計) (単位:千円)

	項目	収入未済額	部	課	債権種別	備考		
国民健康 保険 事業 会計	◎ 国民健康保険税							
	37	一般被保険者国民健康保険税	2,683,908	いきいき健康部	保険年金課	強制徴収公債権	○	
	38	退職被保険者等国民健康保険税	54,908	いきいき健康部	保険年金課	強制徴収公債権	○	
		国民健康保険税合計	2,738,816	—	—	—	—	
	◎ 諸収入							
	39	一般被保険者第三者納付金	6,270	いきいき健康部	保険年金課	私債権	○	
	40	一般被保険者返納金	14,751	いきいき健康部	保険年金課	非強制徴収公債権	○	
	41	退職被保険者返納金	450	いきいき健康部	保険年金課	非強制徴収公債権	○	
		諸収入合計	21,472	—	—	—	—	
		合計	2,760,289	—	—	—	—	
後期高齢者医療事業会計								
◎ 後期高齢者医療保険料								
	42	後期高齢者医療保険料	46,512	いきいき健康部	保険年金課	強制徴収公債権	○	
		合計	46,512	—	—	—	—	
下 水 道 事 業 会 計	◎ 使用料及び手数料							
	43	下水道使用料	357,595	下水道部	下水道総務課	強制徴収公債権	—	
	44	下水道用地占用料	11	下水道部	下水道管理課	非強制徴収公債権	—	
	45	水路用地占用料	7	下水道部	下水道管理課	非強制徴収公債権	—	
	46	下水道手数料	0	下水道部	下水道管理課	非強制徴収公債権	—	
		使用料及び手数料合計	357,614	—	—	—	—	
	◎ 分担金及び負担金							
		47	下水道事業受益者負担金	7,469	下水道部	下水道総務課	強制徴収公債権	—
			分担金及び負担金合計	7,469	—	—	—	—
	◎ 国庫支出金							
		48	下水道費国庫補助金	181,710	下水道部	(注)	—	—
			国庫支出金合計	181,710	—	—	—	—
	◎ 諸収入							
		49	水洗便所改造資金貸付金元金収入	6,995	下水道部	下水道整備課	私債権	—
		50	工事負担金	1,726	下水道部	下水道管理課	強制徴収公債権	—
		諸収入合計	8,721	—	—	—	—	
		下水道事業会計合計	555,515	—	—	—	—	
介 護 保 険 事 業 会 計	◎ 介護保険料							
		51	第1号被保険者保険料	134,363	いきいき健康部	介護保険課	強制徴収公債権	—
			介護保険料合計	134,363	—	—	—	—
	◎ 諸収入							
		52	返納金	48	いきいき健康部	介護保険課	強制徴収公債権	—
		諸収入合計	48	—	—	—	—	
		介護保険事業会計合計	134,411	—	—	—	—	
		特別会計合計	3,496,729	—	—	—	—	

(注) 複数の課が所管しているため、記載を省略している。

④ 公営企業会計(病院事業会計)の収入未済額内訳

表 3 に示した公営企業会計(病院事業会計)の収入未済額の内訳は次表のとおりである。
診療報酬請求分(医業未収金)の収入未済額が 1,662,197 千円で最も大きい。

表 6 収入未済額内訳(病院事業会計) (単位:千円)

項目	収入未済額	部	課	債権種別	備考
◎ 医業未収金					
53 診療報酬請求分	1,662,197	市民病院事務部	医事課	—	—
54 入院・外来医療費患者負担金	67,987	市民病院事務部	医事課	私債権	○
医業未収金合計	1,730,185	—	—	—	—
◎ 医業外未収金					
55 都補助金等	175,516	市民病院事務部	医事課	—	—
医業外未収金合計	175,516	—	—	—	—
◎ その他未収金					
56 周産期母子医療センター施設整備費等補助金及び災害拠点病院衛星通信装置整備事業補助金	1,986	市民病院事務部	医事課	—	—
その他未収金合計	1,986	—	—	—	—
合計	1,907,687	—	—	—	—

⑤ 監査対象とした基金

市が設置している次表の基金も監査対象とした。

表 7 基金 (単位:千円)

項目	決算年度末残高	部	課	債権種別	備考
◎ 町田市国民健康保険高額療養費資金貸付基金					
57 療養費貸付金	1,493	いきいき健康部	保険年金課	私債権	○
貸付金合計	1,493	—	—	—	—
◎ 町田市国民健康保険出産費資金貸付基金					
58 出産費貸付金	1,400	いきいき健康部	保険年金課	私債権	○
貸付金合計	1,400	—	—	—	—
合計	2,893	—	—	—	—

※監査範囲とした会計と監査対象とした債権

下水道事業会計は 2009 年度、介護保険事業会計は 2012 年度の包括外部監査の監査テーマであったため、また、忠生土地区画整理事業会計は 2012 年度に収入未済額が発生していないため監査範囲に含めていない。したがって、一般会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療事業会計及び病院事業会計を監査範囲としている。

監査範囲とした会計に含まれる収入未済額についても、金額が僅少なものなどは監査対象としていない。

第2 選定した特定の事件の概要

表 8 監査を実施した債権

(単位:千円)

No.	項目	収入未済額	債権種別	課	報告書
1	市民税・個人	2,188,893	強制徴収公債権	納税課	第4 II.市税
2	市民税・法人	109,535	強制徴収公債権	納税課	
3	固定資産税	810,584	強制徴収公債権	納税課	
4	軽自動車税	40,209	強制徴収公債権	納税課	
5	事業所税	3,243	強制徴収公債権	納税課	
6	都市計画税	166,165	強制徴収公債権	納税課	
19	市税延滞金	△ 10	強制徴収公債権	納税課	第4 I.総括
37	一般被保険者国民健康保険税	2,683,908	強制徴収公債権	保険年金課	
38	退職被保険者等国民健康保険税	54,908	強制徴収公債権	保険年金課	
39	一般被保険者第三者納付金	6,270	私債権	保険年金課	
40	一般被保険者返納金	14,751	非強制徴収公債権	保険年金課	
41	退職被保険者返納金	450	非強制徴収公債権	保険年金課	
42	後期高齢者医療保険料	46,512	強制徴収公債権	保険年金課	
57	町田市国民健康保険高額療養費資金貸付基金	1,493	私債権	保険年金課	
58	町田市国民健康保険出産費資金貸付基金	1,400	私債権	保険年金課	
9	児童保育費負担金	46,760	強制徴収公債権	子育て支援課	
13	市営住宅使用料	17,689	私債権	建物住宅対策課	第4 V.市営住宅使用料
24	弁償金(生活保護費返還金等)	447,650	非強制徴収公債権	生活援護課	第4 VI.生活保護法に関連する債権
26	生活保護費過年度戻入金	50,533	非強制徴収公債権	生活援護課	
22	生活資金貸付金元金収入	13,316	私債権	生活援護課	第4 VII.入院・外来医療費患者負担金
54	入院・外来医療費患者負担金	67,987	私債権	医事課	

(注) 表中のNo.は表4～表7において債権ごとに付した番号に対応している。

表 9 債権の性質や管理の概況のヒアリングを実施した債権

(単位:千円)

No.	項目	収入未済額	債権種別	課	報告書
7	老人福祉費負担金	6,032	非強制徴収公債権	高齢者福祉課	第4 I.総括
10	市立保育園特別保育料	2,261	非強制徴収公債権	子育て支援課	
11	学童保育クラブ育成料	5,799	非強制徴収公債権	児童青少年課	
20	ターミナル店舗使用料延滞金	514	非強制徴収公債権	産業観光課	
21	市営住宅使用料延滞金	79	私債権	建物住宅対策課	
23	道路整備事業受託収入	17,565	—	道路整備課	
28	手当・医療等返還金(子ども総務課)	28,814	非強制徴収公債権 私債権	子ども総務課	
32	区画整理清算金	10,633	強制徴収公債権	都市政策課	
36	原因者負担金(道路補修課)	1,227	強制徴収公債権	道路補修課	

(注) 表中のNo.は表4で債権ごとに付した番号に対応している。

(2) 調定のタイミング等の調査

① 調査対象とした歳入項目

市の歳入項目の中から、調定額と収入済額が同額の項目(収入未済額が発生していない項目)を抽出して、歳入の内容、調定や収納のタイミング、収入未済が生じていない理由及び収入未済が生じるケースの有無について調査を実施した。

調査方法は、市から歳入項目のデータを入手し、調定額(収入済額)や項目名等から調査が必要と判断したものを16件抽出して、所管課にアンケートの回答を依頼した。

調査対象とした歳入項目は次表のとおりである。

表 10 アンケート調査の対象とした歳入項目 (単位:千円)

No.	細節名称	部	所属名称	調定額	収入済額
1	コミュニティ助成事業助成金	文化スポーツ振興部	文化振興課	9,500	9,500
2	自立支援給付費	地域福祉部	障がい福祉課	224,320	224,320
3	自立支援給付費	地域福祉部	ひかり療育園	60,715	60,715
4	緊急援護費等返還金	地域福祉部	生活援護課	2,122	2,122
5	未熟児養育医療費自己負担金	いきいき健康部	保健対策課	2,079	2,079
6	受託健診使用料	いきいき健康部	保健対策課	1,512	1,512
7	健康福祉会館使用料	いきいき健康部	健康課	1,446	1,446
8	土地建物貸付収入	いきいき健康部	健康課	606	606
9	埋火葬費用返還金	いきいき健康部	高齢者福祉課	252	252
10	自立支援給付費	子ども生活部	すみれ教室	82,404	82,404
11	青少年センター使用料	子ども生活部	大地沢青少年センター	9,823	9,823
12	管外受託児保育事業収入	子ども生活部	子育て支援課	6,926	6,926
13	ひなた村使用料	子ども生活部	青少年施設ひなた村	1,926	1,926
14	放置自転車等移送料	建設部	交通安全課	4,548	4,548
15	市営住宅管理過誤解決金	都市づくり部	建物住宅対策課	2,402	2,402
16	市営住宅明渡時賠償金	都市づくり部	建物住宅対策課	449	449

② 追加ヒアリング

次表に記載した歳入項目については、上記アンケートによる調査以外に、調定のタイミング等について所管課にヒアリングを実施した。

表 11 ヒアリングを実施した歳入項目 (単位:千円)

No.	細節名称	部	所属名称	調定額	収入済額
1	高齢者住宅使用料	いきいき健康部	高齢者福祉課	5,254	5,254
2	シルバー人材センター貸付金元金収入	いきいき健康部	高齢者福祉課	8,000	8,000
3	道路整備事業受託収入	建設部	道路整備課	26,968	26,968
4	道路占用料	建設部	道路管理課	273,673	274,035
5	復旧監督事務費	建設部	道路管理課	32,078	32,059
6	光熱水費使用料	財務部	庁舎活用課	10,315	10,315
7	光熱水費使用料	経済部	産業観光課	16,353	16,368
8	団体生命保険取扱事務手数料	総務部	職員課	16,221	16,221

第3 外部監査の総括

1. 監査要点と実施した主な監査手続

(1) 各債権の制度・性質の把握

監査対象とした債権について、関連法令等の検討や所管課へのヒアリング等を実施することにより、各債権の制度・性質を把握する。

- 債権ごとに関連法令を入手して債権の制度・性質を検討する。
- 債権に関する徴収マニュアルの整備状況を確認し、徴収マニュアルが整備されている場合にはそれを入手して内容を検討する。
- 債権管理の仕組み、流れを所管課へのヒアリング等により把握する。

(2) 各債権の現状の把握

監査対象とした債権について、2008年度から2012年度の5年間の調定額、収入済額及び不納欠損額の推移を分析する。また、滞納整理(滞納処分、納税の猶予)の実施状況の推移を分析する。

- 町田市一般会計・特別会計歳入歳出決算書(以下「歳入歳出決算書」という。)より、2008年度から2012年度の調定額、収入済額及び不納欠損額の推移を作成して傾向を分析する。
- 市もしくは都が作成している統計データ(例「市税概要」)を入手して、滞納整理(滞納処分、納税の猶予)の実施状況の推移を作成して傾向を分析する。
- 収納率等について他自治体との比較を実施する。
- 所管部課等関係者に対して、債権管理に係る状況聴取及び質問を実施する。
- 債権管理に関する管理システムの運用状況等の状況を聴取する。
- 必要と認められる場合には所管部課、出先事務所等の現場視察を実施する。

(3) 収納事務の正確性及び効率性の検討

収納事務は、現金等の収受及び納付データのシステムへの入力と債権の消込、さらにはこれらの結果の検証という一連の流れで行われる。通常、自治体では現金等の収受は会計担当課で行われ、納付データの入力等は情報システム担当課によって行われる。したがって、所管課においては、これらの結果の検証作業やそのデータをもとにして様々な資料を作成するという事務を行う。

今回の包括外部監査では、所管課が事務を行う際に必要な統制手続が構築されているか、また、その統制手続によるチェックが実際に機能しているかを検討する。また、収納事務及びその担当係が行う周辺業務は効率的に行われているか、改善の余地はないかを検討する。

(4) 納付手段の多様化への取り組みの効果の検討

納付者の生活スタイルの多様化に応じて、自治体も納付方法の多様化を図っていく必要があるが、納付方法の多様化はコストとの兼ね合いで検討する必要がある。

最近では口座振替だけではなく、コンビニエンスストアやクレジットカードでの納付を認めている自治体もある。

現状においては、コンビニエンスストアやクレジットカードでの納付よりも口座振替の方がコストは安いとされている。したがって、まずは口座振替の浸透を徹底する必要があり、口座振替の現状を分析する。そして、その結果を踏まえ、クレジットカードでの納付等、その他の納付手段の是非について検討する。

(5) 納期限までに租税を完納しない納付者への対応の妥当性の検討

収納率を向上させるためには、新たな滞納の発生を防ぐ仕組みを構築することも一つの方法である。

納期限までに完納しない納付者が新たに発生した場合、自治体は迅速に対応を図る必要がある。たとえば、督促状を発付した場合でも、発付して終わりとするのではなく、その後の状況についても十分留意し、督促状を発付しても速やかに完納されない場合には、間を置かず電話での納付催告を実施するなど、きめ細かい対応が求められる。

そこで、担当係へのヒアリング等を通して、新たな滞納の発生を防ぐ仕組みが構築されているか、そしてその仕組みが機能しているかを検討する。

(6) 滞納者の経済状況等の的確な把握

滞納者に対する事務は、公平性の確保が重要であるが、効率的・効果的に行う必要もあり、そのためには、払う意思はあるのに資力が乏しいから払うことができないのか、払う資力は有しているが払う意思がないから払わないのかという、滞納者の経済状況あるいは納付意識を見極めることがポイントと考える。

滞納者の経済状況あるいは納付意識を見極めるためには、文書や電話による催告だけではなく、市役所への来訪要請や訪問を行うなどして滞納者本人と直接接する機会を持つことや、財産調査などを効率的・効果的に実施する必要がある。

そこで、滞納期間及び滞納額について一定の基準を定め、基準に合致する滞納事案について、これまでの滞納整理事務を記録したデータ、あるいは担当者へのヒアリングを通じて滞納整理事務の概要を把握する。そして、滞納者の経済状況は的確に把握されているか等を検討し、問題点については具体的な改善策を検討する。

- 滞納者のリストを入手して、大口滞納者等を任意に抽出する。
- 抽出した事案に関する滞納整理事務の実施状況の妥当性を検討する。

(滞納者の抽出方法の例)

- ・ 滞納額 5 百万円以上の事案から金額上位 25 件、滞納額 2 百万円以上 5 百万円未満の事案から任意に 10 件の合計 35 件の事案を抽出
- ・ 抽出した事案に関する滞納整理事務について担当職員へのヒアリングを実施

(7) 払う意思のない滞納者への滞納処分の実施の有無

払う資力は有しているのに払う意思がない悪質な滞納者に対しては、自治体は強い態度で臨む必要がある。そのためには滞納処分の強化が必要であり、このことが公平性の確保にもつながる。

そこで、「(6) 滞納者の経済状況等の的確な把握」で抽出した滞納事案のうち、特に問題のある事案について、滞納処分が適時・適切に行われているかを確認し、問題点については具体的な改善策を検討する。

(8) 効率的・効果的な滞納整理事務を可能とする組織体制の構築

滞納処分の実施を含め、滞納整理事務を効率的・効果的に行うためには、それを可能とする組織体制を構築する必要がある。たとえば、職員 1 人が担当する滞納事案が多すぎると十分に目が行き届かず、解決が困難な事案は後回しにされがちで、さらに解決が難しくなってしまう可能性が考えられる。

そこで、担当係へのヒアリング等を通して、滞納整理事務を行っている現在の組織体制の状況を把握し、組織体制が適切か、見直すべき点はないかを確認し、問題点については具体的な改善策を検討する。

(9) 私債権管理条例の運用状況の確認

市では、私債権に関し、事務の処理について統一的な管理の基準その他必要な事項を定めることにより、私債権の適正な管理を図ることを目的として、2010年10月から私債権管理条例を施行している。同条例の施行後、私債権の管理状況にどのような変化がみられるのかを検討する。

また、同条例の施行に伴い、市では、「町田市私債権管理条例の逐条解説」及び「私債権管理マニュアル」を作成している。これらについても、実務での運用状況を検討する。

2. 外部監査の結果及び意見の要約

項目	内容	項目数
監査の「結果」	法令、条例、規則等に反していると判断される事項や社会通念上著しく適切性を欠き不当と判断される事項	12
監査の「意見」	「結果」以外で、改善・検討を求める事項	73

「第4 外部監査の結果及び意見」に記載した事項の要約を以下に記載する。

なお、以下の記載は要約であるため、具体的な内容や記載の根拠については当該事項の本文を参照されたい。

I. 総括	
1. 債権区分	<p>① 私債権管理条例の対象について【意見】</p> <p>私債権管理条例は、私法上の原因に基づいて発生する債権(自治法 240 条IV③～⑧に掲げる債権を除く。)を対象としているが、私債権に該当するかどうかの判断が必要となるケースも考えられる。</p> <p>私債権に該当するものとししないものの判断基準を明確にしておくか、私債権に該当しない項目を具体的に明示しておくなどの対応を図ることが望ましい。また、私債権に該当しないのであれば、その管理方法や取扱いのルールなども明確化しておくことが望ましい。</p> <p>② 歳入歳出決算書における表示について【意見】</p> <p>歳入歳出決算書の一般会計の諸収入に「手当・医療等返還金」が計上されているが、その内訳には様々な債権が含まれているため、より細分化して表示することが望ましい。</p>
2. 債権の発生と日常の債権管理	<p>① 調定のタイミングについて【意見】</p> <p>成立した債権について、歳入を収納する場合にはすべて調定を行う必要があるが、調定のタイミングを再検討する必要がある項目が見受けられた。当該項目については、調定のタイミングを改めて検討する必要がある。</p> <p>② 債権管理台帳について【意見】</p> <p>債権を適切に管理するためには、債務の履行の状況、督促の時期、納付交渉、法的措置の必要性などが容易に把握できるよう、台帳・ファイルを整備しておく必要がある。台帳の記載事項をより詳細に定めておくことも一つの方法である。</p>
3. 収納事務	<p>① 口座振替の推進について【意見】</p> <p>口座振替は、徴収コストをトータルで考えた場合に有利であり、納付窓口の地理的偏在など関係ない。口座振替励行策を着実に実施していくことが望ましい。</p>
4. 督促・催告	<p>① 督促の実施について【意見】</p> <p>督促状を発付していない事案が見受けられた。法令で定められている以上、督促状の発付は原則として行う必要がある。</p> <p>② 督促状の様式について【意見】</p> <p>督促状を適切に発付していない債権の所管課が、今後、督促状を適切に発付できるよう、市として督促状の様式を作成しておくことも一つの方法である。様式があれば、債権の性質に応じたカスタマイズの作業も効率化されると思われる。</p>

I. 総括	
5. 滞納整理事務	<p>① 他部門の情報の利用と個人情報の取扱いについて【意見】</p> <p>滞納整理事務を効率的・効果的に進めるためには、他部門の情報を利用する、あるいは情報を共有化する必要がある。個人情報保護条例等を踏まえたうえで、どのような形で情報の共有化が図れるのかを十分に検討しておく必要がある。</p>
	<p>② 他部門の効果を踏まえた対応について【意見】</p> <p>催告方法の見直しが収納率の改善に一定の成果をあげている部門がある。他の部門においても、債権の性格や滞納者の状況に応じて催告方法を見直す余地はあり、対応を検討する必要がある。</p>
	<p>③ 生活保護法に関連する債権への対応について【意見】</p> <p>現在の債権管理体制では滞納整理事務を十分に実施することは困難と思われる。市全体の問題としてとらえ、専門部署による管理を行うなど、対応を図っていく必要がある。</p>
	<p>④ 保育料の滞納整理事務について【意見】</p> <p>現在の債権管理体制では滞納整理事務を十分に実施することは困難と思われる。市全体の問題としてとらえ、専門部署による管理を行うなど、対応を図っていく必要がある。</p>
	<p>⑤ 債権管理体制について【意見】</p> <p>債権管理を効率的・効果的に進めるためには、人材育成とともに組織内に債権管理のノウハウを蓄積し情報の共有化を図るなど、担当者によって業務内容が左右されない仕組みや、新たな滞納の発生を防ぐ仕組み、滞納が生じた初期に迅速な対応ができる仕組みを構築する必要がある。</p>
6. 延滞金に関する事務	<p>① 延滞金の取扱いについて【意見】</p> <p>債権種類ごとに延滞金の取扱いを条例で定めており、統一的な取扱いを定めた条例は設定していない。延滞金の取扱いについて、市としての統一的な考え方を示すことが望ましい。また、延滞金を課していない債権については、今後、システムの見直しを行う際には、延滞金の導入も検討していくことが望ましい。</p>
7. 納税の猶予	<p>① 滞納処分の停止後の対応について【意見】</p> <p>滞納処分の停止や徴収停止とした滞納者に対しては、その後の状況を継続的に確認しておく必要がある。</p>
8. 時効・債権放棄・不納欠損処分	<p>① 時効の完成による債権放棄(私債権)について【意見】</p> <p>私債権管理条例施行前に発生した債権について、私債権管理条例14条I③を適用し債権放棄を進めているケースがあるが、私債権管理条例施行前の債権の整理が済んだ後には、この規定は例外的な取扱いとする必要がある。そのためには、私債権管理条例14条I①に基づく債権放棄の考え方や、私債権管理条例11条に基づく徴収停止の考え方を整理しておく必要がある。</p>
	<p>② 私債権の徴収停止について【意見】</p> <p>私債権の管理を効率的に進めるためには、私債権管理条例11条の徴収停止の考え方を整理しておく必要があるが、なかでも同第3号は有用性が高いと考えられる。同規定の適用について、市としての考え方を明確にしておく必要がある。</p>

I. 総括	
	<p>③ 公債権の時効処理について【意見】</p> <p>公債権については、消滅時効の完成に伴い不納欠損処理を行うことは制度として認められているが、時効期間が満了するということは、債権管理を十分に実施してなかった結果といわざるを得ない。消滅時効の完成による不納欠損処理は極力避ける必要がある。</p>
II. 市税	
1. 債権管理体制	<p>① 滞納整理担当職員の在籍年数と経験や知識の蓄積について【意見】</p> <p>滞納整理事務は専門性が高いため、担当職員の在籍年数を増加することや、マニュアルの整備による事務の平準化を図るなど、より一層の工夫を加えた組織運営が必要である。</p>
2. 収納事務	<p>① 口座振替の推進について【意見】</p> <p>口座振替は、徴収コストをトータルで考えた場合に有利であり、納付窓口の地理的偏在なども関係ない。口座振替励行策を着実に実施していくことが望ましい。</p>
3. 督促・催告	<p>① 催告の効果の検討について【意見】</p> <p>催告書送付のタイミングと回数、電話催告の回数について、必要十分なものであるのかを検討する必要がある。</p>
4. 滞納整理事務	<p>① 滞納者の収入状況、事業の状況、財産状況の把握について【意見】</p> <p>滞納者の収入状況、事業の状況、財産状況について適宜把握し、滞納税額の解消を効率的・効果的に行う必要がある。</p> <p>② 財産調査に関わる初動調査の開始時期に問題のあった事案について【意見】</p> <p>滞納者との交渉経過を十分に踏まえ、差押財産の消失といった事態にならぬよう初動調査の開始時期を検討する必要がある。</p> <p>③ 差押件数、差押金額について【意見】</p> <p>他の自治体と比べて、収入未済額の比率は高いが、差押件数、金額は少ない。収入未済額への対応と収納率の改善をはかるため、差押事案を増加させていくことが望ましい。</p> <p>④ 差押時期の早期化について【意見】</p> <p>分納が約定どおり履行されているときには差押時期を延ばしているが、滞納期間が長期に及ぶ場合には差押財産の消失等の可能性もある。納税意思が感じられない事案については差押時期を早期化することが望ましい。</p> <p>⑤ 自動車について【意見】</p> <p>滞納者が自動車を所有しているが、滞納処分費等を考えると換価価値があるとはいえずらいつとして差押に至っていない事案がある。一方で、自動車以外の財産を3万円で公売した事案もあり、換価価値の評価のあり方を再検討する必要がある。</p> <p>⑥ 市外の納税者とのコミュニケーション、現地調査の不足について【意見】</p> <p>納税者とのコミュニケーション及び現地調査が不足している事案があった。委託を活用する等、事務の進め方を改善する必要がある。</p> <p>⑦ 少額滞納案件への対応について【意見】</p> <p>初期の段階では少額の滞納で推移していたものの、時間の経過とともに高額の滞納案件となっているものが複数見受けられた。滞納額が比較的少額である案件について、早期に市の徴収に対する姿勢を示すことで、滞納額が高額になることを未然に防止する必要がある。</p>

Ⅱ. 市税	
	<p>⑧ 固定資産税・都市計画税の滞納、業績の変化について【意見】</p> <p>固定資産税・都市計画税の税負担は、滞納者の業績の変化にかかわらず固定的であるから、滞納者の将来負担軽減の見地から早期に差押や公売事務を進めていくことが望ましい。</p>
	<p>⑨ 個人所得税申告と滞納整理事務について【意見】</p> <p>財産調査と今後の税負担力の見込についての調査は合理的な範囲で行い、有限である市の組織人員や資源を浪費することなく、効率的・効果的に事務を行う必要がある。</p>
	<p>⑩ 破産、生活再建について【意見】</p> <p>必要と認められる場合には、滞納者の生活再建に向けて、市の他部署への紹介等を行い、正しい所得の申告と期限内納付が履行されるよう配慮して事務を行う必要がある。</p>
	<p>⑪ 外国人滞納者への対応について【意見】</p> <p>外国人滞納者について、十分な調査が行えないうちに出国となり、その後、財産調査を行って執行停止、不納欠損処分となった事案があった。外国人滞納者については、出国等のリスクが高いことを調査初動の段階から十分に留意して、滞納整理事務を進める必要がある。</p>
	<p>⑫ 滞納処分停止後の状況変化の確認について【意見】</p> <p>滞納処分の停止後の状況変化をより十分に把握できるよう、事務のあり方を検討する必要がある。</p>
	<p>⑬ 誤記載事案について【意見】</p> <p>システム記録は重要であり、誤った記載は後日参照時に錯誤を生じさせるなどの可能性があるため、システム記録に誤記載がないよう、留意する必要がある。</p>
Ⅲ. 国民健康保険事業等に関連する債権	
1. 債権管理体制	特に記載すべき事項はない。
2. 収納事務	特に記載すべき事項はない。
3. 督促・催告	特に記載すべき事項はない。
4. 滞納整理事務	<p>① 換価担当者設置の必要性について【意見】</p> <p>給与差押や差押財産の換価は、滞納を解消させる効果が高いと考えられることから、保険税を換価により直接回収する手続きを担う担当者を設置し、滞納整理事務の効率化を図ることが望ましい。</p> <p>② 滞納整理マニュアルあるいは行為指針の整備の必要性について【意見】</p> <p>財産調査の開始時期や差押の着手時期、差押予告の送付の有無等の滞納整理事務について、担当者によって手続きの違いが大きいため、ばらつきが出ないように一定の指針を定めておくことが望ましい。</p> <p>③ 滞納処分の早期着手の必要性について【意見】</p> <p>一定期間納付実績のない者については、滞納額が高額になることを防止するために早期に滞納処分を行う必要がある。</p> <p>④ 納付を伴わない差押の解除について【意見】</p> <p>納付約束を行ったのみで差押の解除を行った事案があった。差押解除の際には、本来であれば、納付により差押に係る保険税の全額納付が必要であるから、差押解除のためには少なくとも約束の履行を確認する必要がある。</p>

Ⅲ. 国民健康保険事業等に関連する債権	
4. 滞納整理事務	⑤ 目的を持った財産調査の必要性について【意見】 財産調査を行う主な目的は、発見した財産を差し押さえて換価を行い、これによって滞納となった債権を回収することにある。財産調査はこのような目的を持って行う必要がある。
	⑥ 適切な分割納付額の決定の必要性について【意見】 分割納付額は、滞納者の経済状況を合理的に判断して決定する必要がある。2年以内に本税完納を見込めない場合は停止見込事案となることを踏まえると、生活困窮者とは認められない者に対する分割納付は2年以内とする必要がある。
	⑦ 国民健康保険脱退者に対する滞納整理の強化について【意見】 国民健康保険を脱退し納税意欲の低い者については、速やかに給与差押や預金の換価を行う等、より積極的な滞納整理を行う必要がある。
	⑧ 給与差押の必要性について【意見】 給与差押が可能な滞納者に対して市は、給与差押を行っていない。納付の意思のない滞納者に対する滞納整理を迅速に行うためには給与差押を行う必要がある。
	⑨ 死亡した滞納者に関わる財産調査について【意見】 滞納者が死亡した場合における保険税の未納額は、相続人が納付義務を承継するから、相続人に対して滞納額の納付請求を行い、必要に応じて当該相続人について財産調査を行う必要がある。
	⑩ 所得別の滞納整理の必要性について【意見】 高齢者保険料の滞納者に対してはほとんど差押等を行っていないが、所得が高く十分な支払能力のある滞納者に対しては、積極的に滞納整理を実施する必要がある。
	⑪ 滞納整理記録の正確性について【意見】 債権管理台帳には、実施した滞納整理事務の内容を記録することとなっているが、事実の記載漏れや誤った記載は、後日参照時に錯誤を生じさせるなどの可能性があるため、滞納整理記録の正確性については十分に留意しておく必要がある。
5. 一般被保険者 第三者納付金	① 納期限の到来した第三者納付金の取扱いについて【結果】 納付のあった年度に調定しているが、納期限の到来した時点で調定し、収入未済額に含めておく必要がある。
6. 被保険者返納 金	① 積極的な回収の必要性について【意見】 納付期限が到来している被保険者返納金については電話催告を行い、金額の多い納付義務者については訪問催告を行うなど、未収金の回収を積極的に行う必要がある。
7. 町田市国民健康保 険高額療養費資金 貸付金	① 私債権管理条例に基づく徴収停止の必要性について【意見】 金額が少額で取り立てに要する費用に満たないと認められる債権が生じている。このような債権については、私債権管理条例11条の徴収停止の適用を検討する必要がある。
8. 町田市国民健 康保険出産費 資金貸付金	① 返還請求を行っていない出産費貸付金の整理の必要性について【意見】 出産費貸付金の中には、債務者が特定できない、あるいは債務者の所在が不明であることから返還請求を行っていない案件がある。私債権管理条例にしたがって、徴収停止にすることが適当か否かを検討する必要がある。

Ⅲ. 国民健康保険事業等に関連する債権	
	<p>② 申請書類の規則等への取込の必要性について【意見】</p> <p>貸付にあたっての申請書類は、所管課の業務手引に定められている。必要書類の提出を徹底するために、申請書類を要綱や規則等に定めておくことが望ましい。</p>
	<p>③ 積極的な回収の必要性について【意見】</p> <p>電話催告や訪問催告を行うなど未収金の回収を積極的に行う必要がある。</p>
Ⅳ. 保育料(児童保育費負担金)	
1. 債権管理体制	<p>① 推進員の有効活用について【意見】</p> <p>市では、年に 2～3 回、市内の保育園の園長を推進員として催告業務等を依頼しているが、催告書や毎月の督促状を各保育園の園長から直接手渡しとすることも一つの方法であり、推進員を有効活用する必要がある。</p>
	<p>② 保育料の正確な算定について【意見】</p> <p>保育料の算定を正確に行うために、源泉徴収票または確定申告書の控のコピーなどをもとに算定した保育料を仮の保育料としたうえで、住民税の決定通知と突合して正式な保育料とする必要がある。</p>
2. 収納事務	<p>① 口座振替の一本化について【意見】</p> <p>保育料の滞納は、口座振替利用者よりも納付書利用者にしじやすい傾向があることから、納付書での納付を原則として廃止し、口座振替に一本化することも検討の余地がある。</p>
	<p>② 領収証書の発行について【意見】</p> <p>納付書を利用している保護者が勤務先に提出する必要がある場合などに、市では領収証書を発行しているが、利便性に欠ける面がある。現行システムの見直しが必要かどうかを費用対効果も含めて検討することが望ましい。</p>
	<p>③ 2か月以上連続して口座振替不能になった場合について【意見】</p> <p>2ヶ月連続口座振替が不能となった場合、その月の振替不能額のみ通知しており、未納付の累計額を示した納付書は送っていない。誤って直近月だけの納付ともなりかねないため、未納付の累計額が示されるよう、システム的な対応を図ることが望ましい。</p>
	<p>④ 児童手当からの保育料の徴収について【意見】</p> <p>2011年度の児童手当の支給等に関する特別措置法の施行により、保育料等については、児童手当からの徴収が認められているが、市は児童手当と保育料の相殺を行っていない。児童手当と保育料の相殺を制度化し運用を図っていく必要がある。</p>
3. 督促・催告	<p>① 督促・催告における納付書のシステム対応について【意見】</p> <p>催告・督促の際は、郵便局での振替用紙を個別に作成し送付しているが、コンビニエンスストアや銀行では支払いができないため、より利便性が高まるよう、システム対応を費用対効果も含めて検討することが望ましい。</p>
4. 滞納整理事務	<p>① 滞納整理事務の強化について【意見】</p> <p>差押を始めとする滞納処分の手続きが実施されていない。公平性の観点からも、納付意欲がみられない保護者に対しては滞納整理事務を強化する必要がある。</p>

IV. 保育料(児童保育費負担金)	
	<p>② 不納欠損処理への対応について【意見】</p> <p>保育料は、消滅時効の完成に伴い不納欠損処理が可能だが、このことは必要な滞納整理事務を実施してこなかったとみなされる可能性もある。滞納者の現況等を十分に把握し、差押等の滞納処分手続や執行停止などの滞納整理事務を実施する必要がある。</p>
	<p>③ 回収目標の管理について【意見】</p> <p>市は、現年度分を優先的に管理しているが、中間所得者層に滞納事案が比較的に多く生じているなど、滞納状況は階層区分による特徴も見受けられる。このことから、階層ごとに目標管理を行うことも検討の余地がある。</p>
	<p>④ 税務書類未提出のための決定による債権の滞納について【意見】</p> <p>税務書類が未提出のために階層区分が最高ランクとされ、保育料が高額になることが、滞納の一因となっていると考えられる。保護者から書類の提出を促すとともに、税務書類の提出がないときは、扶養義務者の収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧等を求めるといった対応を図る必要もある。</p>
住宅使用料	
1. 債権管理体制	特に記載すべき事項はない。
2. 収納事務	特に記載すべき事項はない。
3. 督促・催告	特に記載すべき事項はない。
4. 滞納整理事務	<p>① 私債権管理条例と事務処理要領等の整合性について【結果】</p> <p>私債権管理条例と町田市営住宅使用料等滞納整理事務処理要領には、一部整合していない部分がある。新たな町田市営住宅使用料等滞納整理事務取扱要領について、私債権管理条例と整合するよう精査し、速やかに施行する必要がある。</p> <p>② 高額滞納者である退去者への対応について【意見】</p> <p>2012 年度滞納繰越分の収納率は 31.5%と低い水準に留まっているが、大口の未納者の多くが既に市営住宅を退去しており、回収が困難な状況となっている。退去者の回収は厳しい状況にあることから、事案によっては、訴訟を見据えた対応が必要である。</p>
VI. 生活保護法に関連する債権	
1. 債権管理体制	<p>① ケースワーカーとの役割分担の明確化について【意見】</p> <p>庶務係とケースワーカーが連携して情報を共有し、具体的な回収方針を検討するなどして、回収に向けた努力をするとともに、実務的な個別マニュアル等を作成し、統一的な対応を図る必要がある。また、生活保護が廃止となった債務者に対する納付交渉について、継続的に実施されるよう、その仕組みを改める必要がある。</p> <p>② 名寄せ管理について【意見】</p> <p>63 条返還金・78 条徴収金は、債権として決定される都度、債権の種類ごとに債権番号が割り振られるため、同一人物であっても複数の債権がある場合、別個の債権として管理されている。同一人物に対する文書送付や納付交渉は効率的に行われる必要があることから、債権を名寄せして管理を行う必要がある。</p>

VI. 生活保護法に関連する債権	
	<p>③ マニュアルの作成について【意見】</p> <p>債権管理事務を適切に実施していくために、実務指針となるマニュアルを作成することで、債権管理事務の役割分担や実施すべき手続を明確にするほか、分納に応じる際の考え方など共通認識をもつとともに、回収方針も明確にしておく必要がある。</p>
	<p>④ 債権管理台帳の不備について【結果】</p> <p>63 条返還金・78 条徴収金及び戻入金について、債権管理台帳の記載に不備がみられた。債権管理台帳は、納付交渉の経過が把握できるようにしておく必要がある。</p>
2. 収納事務	<p>① 口座振替の推進について【意見】</p> <p>63 条返還金・78 条徴収金及び戻入金の収納率を高めるためには、口座振替の利用率を高めていくことも一つの方法であり、そのための対応を十分に図っていくことが望まれる。</p>
3. 督促・催告	<p>① 督促の実施について【結果】</p> <p>63 条返還金・78 条徴収金及び戻入金について、督促状を発付していないものがあった。督促状の発付は確実にを行う必要がある。</p> <p>② 督促の実施時期について【結果】</p> <p>63 条返還金・78 条徴収金及び戻入金の督促状の発付は、前年度に発生した債権について次年度の 9 月頃にまとめて発付しているが、督促は納期限後 30 日以内に行う必要がある。</p>
4. 滞納整理事務	<p>① 納付交渉の積極的な実施について【結果】</p> <p>63 条返還金・78 条徴収金については、文書催告だけではなく、電話催告や訪問催告等の納付交渉を積極的に実施する必要がある。戻入金については、文書催告を行うとともに、電話催告等の積極的な納付交渉も行う必要がある。</p> <p>② 返済計画書の記載事項等について【結果】</p> <p>63 条返還金・78 条徴収金について、分納の場合に返済計画書が添付されるが、分納履行が滞った場合には、適直接触を図り、履行を促すとともに、必要に応じて、返済計画を見直す必要がある。また、返済計画書の記載事項の中に、債務の承認に関する文言を盛り込み、時効の中断効果を確実に得る必要がある。</p> <p>③ 不納欠損について【意見】</p> <p>63 条返還金・78 条徴収金は、消滅時効の完成に伴い不納欠損処理ができるが、このことは必要な滞納整理事務を実施してこなかったとみなされる可能性もある。滞納者の現況、生活状態を把握するなど、債権管理を適切に行う必要がある。</p>
5. 生活資金貸付金	<p>① 継続的な納付交渉の実施について【結果】</p> <p>納付書や督促状を送付するのみで、電話催告や訪問催告が長期間行われていない事案がある。電話催告や訪問催告により、納付交渉を継続的に実施する必要がある。</p> <p>② 相続人調査について【意見】</p> <p>借受人の死亡が判明した場合の対応について、その方針を明確にしておく必要がある。</p> <p>③ 連帯保証人について【意見】</p> <p>町田市生活資金貸付条例は、相当の保証能力を有する確実な連帯保証人があることを定めている。連帯保証人が自己破産するなど、その適格性を欠く事態になった場合の対応についての方針を明確にしておく必要がある。</p>

VII. 入院・外来医療費患者負担金	
1. 債権管理体制	① 成果指標のあり方と管理会計の導入について【意見】 債権管理に向けて様々な試みを行っているが、その成果を数値で把握することが困難となっている。成果指標のあり方など、管理会計のあり方を見直す必要がある。
	② 中期経営計画における目標管理と今後の事務のあり方について【意見】 未収金残高について適切な数値目標を設定し、債権管理に生かすことが望ましい。
2. 収納事務	① 収納方法の現状把握について【意見】 患者負担未収金の滞納者は、市民病院に再来した際に窓口で未納額を支払うケースが多く、一部は金融機関からの振込により支払うケースもあるが、実際のデータが十分に整備されておらず、納付方法別収納状況が正確に把握できていない。 納付方法別収納状況が正確に把握できるよう、日常データの整備を図る必要がある。
	③ 私債権管理条例とマニュアルの整合性(督促方法)について【結果】 「未収金の発生防止と回収等未収金管理に関する事務取扱マニュアル」と、私債権管理条例及び私債権管理条例施行規則では、督促方法の定めにも不整合がある。私債権管理条例及び私債権管理条例施行規則との整合性を図るよう、マニュアルを見直す必要がある。
3. 督促・催告	① 督促の実施について【結果】 督促を行わなければならない事案に対しては、原則として全件督促を行う必要がある。
	② 督促状況の把握について【結果】 督促状況を正確に把握することが難しい状況となっている。督促の実施にあたっては、対象者を正確に把握しておく必要がある。また、将来的には督促状と催告書の区別も明確にしておく必要がある。
	③ 私債権管理条例とマニュアルの整合性(債権放棄)について【結果】 「未収金の発生防止と回収等未収金管理に関する事務取扱マニュアル」と、私債権管理条例及び私債権管理条例施行規則では、債権放棄の定めにも不整合がある。私債権管理条例及び私債権管理条例施行規則との整合性を図るよう、マニュアルを見直す必要がある。
4. 滞納整理事務	① 私債権管理条例とマニュアルの整合性(債権放棄)について【結果】 「未収金の発生防止と回収等未収金管理に関する事務取扱マニュアル」と、私債権管理条例及び私債権管理条例施行規則では、債権放棄の定めにも不整合がある。私債権管理条例及び私債権管理条例施行規則との整合性を図るよう、マニュアルを見直す必要がある。
	② 債権放棄について【意見】 私債権管理条例施行後に発生した債権を放棄する場合は、私債権管理条例 14 条 I ③を適用するのではなく、生活困窮者についての規定(私債権管理条例 14 条 I ①)、もしくは、徴収停止後、相当の期間を経過したことによる規定(私債権管理条例 14 条 I ⑤)などを適用する必要がある。
	③ 高額滞納者への対応について【意見】 滞納額が高額であり、かつ、通常の交渉では回収の目途が立たない状況が続く債権について、今後も回収に向けた対応が必要である。

第4 外部監査の結果及び意見

I. 総括

1. 債権区分

(1) 概要

① 「強制徴収公債権」、「非強制徴収公債権」及び「私債権」の区分

地方税法あるいは自治法 231 条の 3Ⅲ等により、地方公共団体が管理する債権は次のように区分される。

表 12 債権の区分

項目	債権区分	
地方税	強制徴収公債権	
分担金・加入金・過料	強制徴収公債権	
使用料・手数料	個別法に滞納処分の定めがある	強制徴収公債権
	個別法に滞納処分の定めがない	非強制徴収公債権もしくは私債権
地方交付税 地方譲与税 国庫支出金	国から交付を受けるものであり、「強制徴収公債権」、「非強制徴収公債権」あるいは「私債権」には区分されない	
負担金	個別法に滞納処分の定めがある	強制徴収公債権
	個別法に滞納処分の定めがない	非強制徴収公債権
その他	個別法に滞納処分の定めがある	強制徴収公債権
	個別法に滞納処分の定めがない	非強制徴収公債権もしくは私債権

② 町田市における私債権の取扱い

私債権について私債権管理条例は、「金銭の給付を目的とする市の権利のうち、私法上の原因に基づいて発生する債権(地方自治法 240 条第 4 項第 3 号から第 8 号までに掲げる債権を除く。)をいう」と定義している。

自治法 240 条Ⅳ③～⑧に掲げられている、私法上の原因に基づいて発生しているが、私債権に該当しないとされている債権は次のとおりである。

- 証券に化体されている債権(国債に関する法律の規定により登録されたもの及び社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。)
- 電子記録債権法 2 条 I に規定する電子記録債権
- 預金に係る債権
- 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権
- 寄附金に係る債権
- 基金に属する債権

(2) 監査の結果及び意見**① 私債権管理条例の対象について【意見】**

金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利(自治法 240 条 I)を債権という。地方公共団体の債権は公債権と私債権に大別され、公債権はさらに強制徴収公債権と非強制徴収公債権に区分されるが、監査対象とした項目のなかには、債権の定義に該当するかどうか、その性質が明確でないものが見受けられた。

公債権は、公法上の原因に基づいて発生する債権として、発生原因となる法令が特定されることから、その範囲を限定することが可能であるが、私債権に関しては、そもそも、債権に該当するかどうかの判断が必要となるケースも考えられる。

私債権管理条例では、自治法 240 条IV③～⑧に掲げられている債権は、私法上の原因に基づいて発生しているが、私債権には該当しないと定めている。この規定以外に、私債権に該当するものとししないものの判断基準を明確化しておくか、私債権に該当しない項目を具体的に明示しておくなどの対応を図ることが望ましい。また、私債権に該当しないのであれば、その管理方法や取扱いのルールなども明確化しておくことが望ましい。

今回の監査で、その性質が明確でなかった項目は次のとおりであった。

1) 道路整備事業受託収入

項目	収入未済額	所管	
道路整備事業受託収入	17,565 千円	建設部	道路整備課

市が東京都と締結している基本協定に基づき、都道整備のための用地取得等に関する事務の受託に伴うもので、東京都に対する収入未済である。

市が所有者に土地代金及び物件移転補償金(以下「補償金」という。)を支払って都道用地を取得する。補償金をもとに支障となる建物や工作物の撤去が完了して更地化された段階で、市が支出した土地代金及び補償金を都に請求している。

2012 年度末の収入未済額 17,565 千円は、年度内に更地化されていない土地に係る補償金(更地化された後に支払う残額金)である。

都に対する収入未済であるが、都支出金の収入未済とは性質が異なり、立替金的な性質を有するものである。私債権に該当するものかどうかを明確にしておくことが望ましい。

2) 放置自転車等移送料

項目	調定額	収入済額	所管	
放置自転車等移送料	4,548 千円	4,548 千円	建設部	交通安全課

自転車等放置禁止区域に放置されていた自転車等を撤去し、木曽自転車等保管場所へ移送したものを所有者が引き取りに来た際、放置自転車等移送料を受領する。町田市自転車等の放置防止に関する条例に基づくものである。

放置自転車等移送料は、公益社団法人町田市シルバー人材センター(以下「シルバー人材センター」という。)に徴収事務を委託している。市の債権は、自転車等の所有者が木曽自転車等保管場所に自転車等を引き取りに来た時点で発生するが、市はその移送料を月ごとにまとめてシルバー人材センターから収納しており、その月の返還台数

が確定した時点で調定を起こしている。収納は、月ごとにまとめて翌月の 5 日までに行っており、シルバー人材センターが、市に適切に納入しない場合を除き、収入未済額は生じない。

放置自転車等移送料は、収納事務を私人に委託しているものである。放置自転車等移送料に限らず、収納事務を私人に委託する場合、市に収納されるまで委託先が管理している納付金について、私債権に該当するものなのかどうか、該当しないのであれば、委託先にどのような管理を求めるべきなのか、市としての考え方を明確化しておくことが望ましい。

② 歳入歳出決算書における表示について【意見】

歳入歳出決算書において、一般会計の諸収入に「手当・医療等返還金」が計上されている。2012 年度の収入未済額は 28,814 千円であるが、その内訳には様々な債権が含まれている。

表 13 諸収入に含まれている手当・医療等返還金(子ども総務課)

No.	項目	収入未済額	所管		債権種別
28	手当・医療等返還金 (子ども総務課)	28,814 千円	子ども生活部	子ども総務課	非強制徴収公債権 私債権

表 14 手当・医療等返還金(子ども総務課)の内訳 (単位:件;千円)

債権の名称	収入未済		種別	根拠法令等
	件数	金額		
児童手当	10	705	非強制徴収公債権	児童手当法
子ども手当	10	910	非強制徴収公債権	児童手当法(改正前)、子ども手当法(本法・つなぎ法・特別措置法)
児童扶養手当	36	19,962	非強制徴収公債権	児童扶養手当法
児童育成手当	35	5,897	非強制徴収公債権	児童育成手当法
幼稚園就園奨励費補助金	6	145	私債権	町田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱
私立幼稚園等園児保護者補助金	5	41	私債権	町田市私立幼稚園等園児保護者補助金交付要綱
ひとり親家庭等医療費助成	2	110	非強制徴収公債権	町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例
乳幼児医療費助成	2	346	非強制徴収公債権	町田市乳幼児の医療費の助成に関する条例
義務教育就学児医療費助成	1	696	非強制徴収公債権	町田市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例
合計	107	28,814	—	—

前表に示したように、「手当・医療等返還金」には様々な債権が混在しており、歳入歳出決算書においては、より細分化して表示することが望ましい。

表示科目の区分方法については具体的な定めはないが、非強制徴収公債権と私債権は区分することが望ましく、非強制徴収公債権については、件数、金額とも他より大きい児童扶養手当(の返還金)及び児童育成手当(の返還金)は、それぞれ別表示とすることも考えられる。

2. 債権の発生と日常の債権管理

(1) 概要

① 債権の発生

地方公共団体が収入に係る債権を確定させ、収納する場合には、法令、条例等または契約に基づいて債権を成立させることが前提となる。

ア. 調定

成立した債権について、権利を行使するためには、地方公共団体の長がその歳入の内容を調査して収入金額を決定する行為である調定を行う必要がある(自治法 231 条、自治令 154 条 I)。

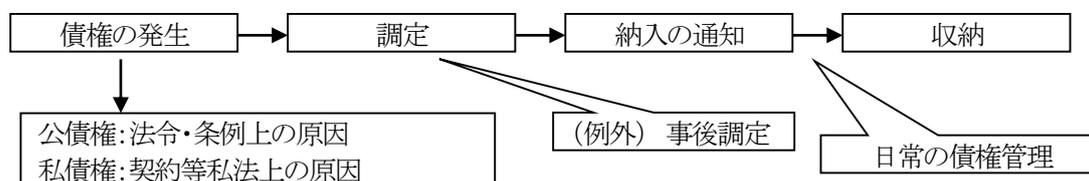
調定は地方公共団体内部の意思決定行為であるが、歳入を収納する場合にはすべてこれを行わなければならない。

イ. 納入の通知

地方公共団体が収入に係る債権を確定させ、収納する場合には、原則として、調定行為と併せて納入の通知行為が必要となる(自治法 231 条)。

納入の通知行為は納入義務者に対して、その納入すべき金額、納期限、納入場所等を通知する対外的行為である。

《図》債権の発生と収納管理



② 債権管理台帳の整備

調定を行った債権は適切に管理する必要があるが、債務の履行の状況、督促の時期、納付交渉、法的措置の必要性などが容易に把握できるよう、台帳・ファイルを整備しておく必要がある。

自治法、自治法施行令などには台帳やファイルの管理に関する規定はないが、市は私債権管理条例で台帳の整備を義務づけている。私債権管理条例は私債権の適正な管理を図ることを目的とするもので、直接の対象は私債権となるが、強制徴収公債権及び非強制徴収公債権についても、台帳やファイルで適正に管理する必要がある。

国の管理する債権については、国の債権の管理等に関する法律 11 条及び国の債権の管理等に関する法律施行令 10 条 I において、台帳の作成の必要性和台帳の記載事項が規定されており、地方公共団体が管理する債権についても、この規定を適用することが考えられる。

私債権管理条例、私債権管理条例施行規則及び国の債権の管理等に関する法律の規定

私債権管理条例・私債権管理条例施行規則	国の債権の管理等に関する法律
<p>私債権管理条例・台帳の整備 第5条 市長等は、私債権に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。</p> <p>2 前項の台帳の作成及び保管に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>私債権管理条例施行規則・台帳 第5条 条例第5条に規定する台帳は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。）により作成するものとする。</p> <p>2 前項に規定する台帳に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 私債権の名称及び発生年月日 (2) 債務者の住所及び氏名(債務者が法人である場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名) (3) 私債権の額 (4) 私債権の発生及び徴収に係る履歴 (5) 前各号に掲げるもののほか、私債権の適正な管理に必要と認められる事項</p> <p>附則・台帳に関する経過措置 2 この規則の施行の際、現に私債権を管理するために整備されている台帳は、第5条に規定する台帳とみなす。</p>	<p>1) 債権の発生原因 2) 債権の発生年度 3) 債権の種類 4) 利率その他利息に関する事項 5) 延滞金に関する事項 6) 債務者の資産又は業務の状況に関する事項 7) 担保(保証人の保証を含む)に関する事項</p> <p>※ 国の債権の管理等に関する法律は、国の債権の管理の適正を期するため、その管理に関する事務の処理について必要な機関及び手続を整えるとともに、国の債権の内容の変更、免除等に関する一般的基準を設け、あわせて国の債権の発生の原因となる契約に関し、その内容とすべき基本的事項を定めた法律である。</p>

上記の他、債権管理台帳には、返済状況(誰が、いつ、いくら納付したか)や措置内容等の記載が求められる。

また、日常の債権管理においては、案件毎にファイルを整備し管理していること、台帳・ファイルの管理について情報公開条例・個人情報保護条例を遵守していること、入金データの債権管理台帳への記入が適切に行なわれていることなどが必要である。

(2) 監査の結果及び意見

① 調定のタイミングについて【意見】

成立した債権について、権利を行使するためには、地方公共団体の長がその歳入の内容を調査して収入金額を決定する行為である調定を行う必要がある(自治法 231 条、自治令 154 条 I)。調定は地方公共団体内部の意思決定行為であるが、歳入を収納する場合にはすべてこれを行わなければならない。

今回の監査では、調定のタイミングを再検討する必要がある項目が見受けられた。次の項目については、調定のタイミングを改めて検討する必要がある。

1) 一般被保険者第三者納付金(国民健康保険事業)

一般被保険者第三者納付金のうち、自動車損害賠償責任保険による求償(1,055 千円)について、市は、納付のあった 2013 年度に調定している。このうち、2012 年 3 月末

までに納期の到来していた 55 千円については、2012 年度に調定を行い、収入未済として計上する必要があった。

2) 緊急援護費等返還金(生活保護法に関連する事業)

緊急援護費等返還金には、緊急援護費の返還金と移送費の返還金が含まれている。

緊急援護費は、急迫した状況を回避することができず、他に活用すべき手段を採ることができないと市長が認めた者へ支給するもので、町田市緊急援護費支給要綱に基づくものである。

移送費は、生活に困窮している行旅人、住所不定者等に対し、目的地に赴くために必要な最少限度の費用を支給するもので、町田市住所不定者等に対する移送費支給要綱に基づくものである。

町田市緊急援護費支給要綱では、緊急援護費の支給を受けた者が次の各号の一に該当するときは、市は支給決定を取り消し、支給した援護費の全部または一部を返還させることができると定めている。

町田市緊急援護費支給要綱の定め

- 偽りその他不正な行為により援護費の支給を受けたとき。
- 生活保護申請時の調査期間中または生活保護受給中の生活費が援護費として支給されたとき。
- 前2号に掲げるもののほか、援護費を返還させることが適当であると市長が認めたとき。

町田市住所不定者等に対する移送費支給要綱においても、偽りその他不正な行為により移送費の支給を受けた者がいるときは、支給決定を取り消し、支給した移送費の全部または一部を返還させることができると定めている。

緊急援護費等返還金は収入確認後に調定を行うとしているが、上記要綱に従えば、調定は、支給決定を取り消した時点で行うべきと考える。調定のタイミングを見直す必要がある。

3) 復旧監督事務費

町田市道路占用規則 19 条より、道路の占用に伴う道路の掘削跡の復旧工事を占有者が行う場合は、占有者は、別に定める道路掘削復旧工事監督事務費徴収単価表により算出した金額を納付しなければならない。復旧監督事務費は、この定めにより道路占有者に請求を行い、収納するものである。

2012 年度の調定額と収入済額は次のとおりであるが、請求のタイミングや請求先などについて具体的な定めがないため、これらを定めておく必要がある。

項目	調定額	収入済額	所管	
復旧監督事務費	32,078 千円	32,059 千円	建設部	道路管理課

② 債権管理台帳について【意見】

調定を行った債権は適切に管理する必要があるが、債務の履行の状況、督促の時期、納付交渉、法的措置の必要性などが容易に把握できるよう、台帳・ファイルを整備しておく必要がある。

自治法、自治令などには台帳やファイルの管理に関する規定はないが、市は私債権管理条例で台帳の整備を義務づけている。私債権管理条例の直接の対象は私債権となるが、強制徴収公債権及び非強制徴収公債権についても、同条例を踏まえ、台帳やファイルで適正に管理する必要がある。

このことについて、生活保護法に関連する債権においては、滞納者との交渉経過が記録されていないなどの不備が見受けられた。

本報告書の「第4 Ⅱ」から「第4 Ⅶ」に記載した債権以外の債権については、台帳を直接確認しておらず、その整備状況を正確に把握していないが、台帳は適切に整備しておく必要がある。そのためには、債権管理台帳の記載事項をより詳細に規定することも一つの方法である。

私債権管理条例施行規則では、台帳に記載する事項を次に掲げるとおりとしている。

- (1) 私債権の名称及び発生年月日
- (2) 債務者の住所及び氏名(債務者が法人である場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)
- (3) 私債権の額
- (4) 私債権の発生及び徴収に係る履歴
- (5) 前各号に掲げるもののほか、私債権の適正な管理に必要と認められる事項

このことに対して、東京都多摩市では、多摩市私債権等管理条例施行規則 4 条Ⅰにおいて、台帳の記載事項を次のように詳細に規定している。また、同条Ⅱにおいて、債権の管理上支障がないと市長が認める場合においては、前項各号に掲げる事項の記載の一部を省略することができるとしている。

全市的に台帳整備をより一層進めるためには、台帳の記載事項をより詳細に定めておき、併せて例外規定を定めておくことも一つの方法である。

多摩市私債権等管理条例施行規則 4 条Ⅰ

- (1) 債権の名称
- (2) 債権の発生の根拠となる法令等及び事由
- (3) 非強制徴収公債権又は私債権の区別及び消滅時効期間
- (4) 債務者の氏名、住所及び連絡先(法人その他の団体にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)
- (5) 債権の金額
- (6) 債権の発生日(年度及び年より短い時期によって定めた期間(以下「期」という。)で特定する債権については、その年度及び期をいう。以下同じ。)
- (7) 納入通知日及び納付期限
- (8) 督促を行った日並びに催告を行った日及びその方法(電話、郵便、面談等の別をいう。)
- (9) 債務者との交渉経過
- (10) 納付があつた場合は、その納付日及び納付金額
- (11) 債務承認があつた場合は、その承認日
- (12) 担保がある場合は、担保に関する事項
- (13) 履行延期の特約等(履行延期の特約又は処分をいう。以下同じ。)又は分割納付の合意をした場合は、その延長後の履行期限

- (14) 遅延損害金等(延滞金又は履行の遅滞に係る損害賠償金をいう。以下同じ。)を徴収する場合には、その金額
- (15) 時効期間の起算日及び満了日
- (16) 条例第6条各号に規定する債権の区分
- (17) 前号の区分により、なお一層の徴収の努力を要する債権に分類されたものについては、その債権の個別の事情に基づいた具体的な整理方針
- (18) 債務者の財産状況、収入状況及び信用情報
- (19) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3. 収納事務

(1) 概要

① 現状

債権の収納方法として市は、市役所窓口での納付、金融機関での納付書納付、口座振替を行っている。これらのほかに、2005年度から軽自動車税についてコンビニエンスストアでの納付(以下「コンビニ納付」という。)を導入し、2009年度にはコンビニ納付の対象を市・都民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税に拡大している。また、現在は、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料などもコンビニ納付の対象となっている。

さらに、2013年度には、軽自動車税、市・都民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税を対象にペイジー口座振替受付サービスとモバイルレジを導入している。

なお、ペイジー口座振替受付サービスとは、市役所内に設置している端末にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力することにより、口座振替の申し込みを行えるようにするサービスである。また、モバイルレジとは、携帯電話のカメラで納付書に印刷されているコンビニ用バーコードを読み取り、ネットバンキング契約口座から振り替えるものである。ペイジー口座振替受付サービスについては、2013年度から後期高齢者医療保険料、保育料(児童保育費負担金)、学童保育クラブ育成料なども対象となっている。

(2) 監査の結果及び意見

① 口座振替の推進について【意見】

前述したように、市では様々な収納方法を採用しているが、それらのなかでも口座振替は、徴収コストをトータルで考えた場合にコンビニ納付よりも有利といわれており、納付窓口のように地理的な偏在性など関係ない。当面は口座振替励行策を着実に実施していくことが望ましい。

このことについて、市税及び国民健康保険税の状況を見る限り、口座振替利用率は向上の余地があると思われる。

市税及び国民健康保険税以外にも、後期高齢者医療保険料、保育料(児童保育費負担金)、市営住宅使用料、生活保護法63条に基づく返還金、生活保護法78条に基づく徴収金なども口座振替が行われている。これらの債権についても、口座振替の励行策を着実に実施していくことが望ましい。

4. 督促・催告

(1) 概要

① 公債権について

強制徴収公債権のうち市税は、地方税法により、税目毎に納期限後 20 日以内に督促状を発しなければならないとされている。

強制徴収公債権及び非強制徴収公債権のうち、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の地方公共団体の歳入(以下「諸収入金」という。)は、自治法 231 条の 3 I により、納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならないとされている。

② 私債権について

自治令 171 条により、地方公共団体の長は、債権(自治法 231 条の 3 I に係る債権を除く。)について、履行期限までに履行しない者があるときは期限を指定してこれを督促しなければならないとされている。

公債権は、自治法 231 条の 3 I で地方公共団体の長は督促しなければならないことが規定されていることから、自治令 171 条は私債権に適用されると解されている。また、市においては、私債権管理条例 6 条により、市長等は私債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないとしている。

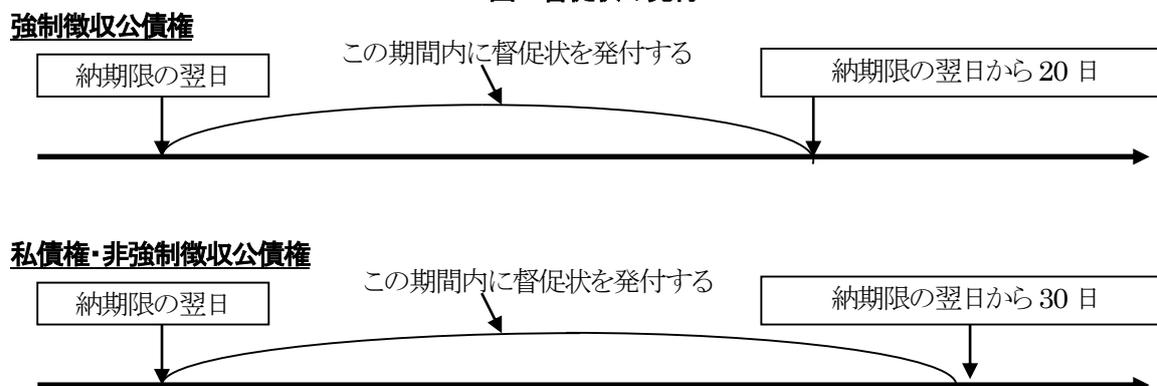
③ 督促の方法について

強制徴収公債権の督促の方法は、地方税法により書面(督促状)により行う。

私債権の督促について町田市は、私債権管理条例 6 条 私債権管理条例施行規則 6 条 I、II により、原則として当該私債権の履行期限経過後 30 日以内に書面で行うものとし、指定すべき期限は、督促をした日の翌日から起算して 10 日以内と定めている。

非強制徴収公債権の督促について市は、私債権管理条例の適用はないが、「私債権管理マニュアル」において、債権の発生根拠となる法規に特別の規定がないときは、私債権に準じて措置するのが相当であるとしている。

《図》督促状の発付



④ 催告(再督促)手続について

督促してもなお完納されない場合に行う、納付を促すための請求をいう。

催告は、地方税法、自治法ではなく民法 153 条に規定があり、地方公共団体が行う催告も民法 153 条の催告に該当する。

催告の方法は、文書によるもの、電話によるもの、現地に臨場して行うもの等がある。

⑤ 督促の実施について

強制徴収公債権においては、督促は滞納処分的前提条件となり、督促を行わない限り滞納処分手続に入れない。滞納処分手続を適切に実施するためには、督促を行う必要がある。

(2) 監査の結果及び意見

① 督促の実施について【意見】

強制徴収公債権のうち市税については、地方税法において、税目毎に納期限後 20 日以内に督促状を発しななければならないとされており、強制徴収公債権及び非強制徴収公債権のうち諸収入金は、自治法 231 条の 3 I において、納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならないとされている。

私債権については、私債権管理条例 6 条により、市長等は、私債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないとしている。そして、私債権管理条例施行規則 6 条において、督促は、原則として当該私債権の履行期限経過後 30 日以内に書面で行い、その督促をした日の翌日から起算して 10 日以内において納付すべき期限を指定するとしている。

このように、督促は、公債権、私債権を問わず実施する必要があるが、生活保護法に関連する債権や、入院・外来医療費患者負担金においては、督促状を発付していない事案も見受けられた。また、ヒアリングを実施した老人福祉費負担金は、当初から督促状を発付していないとのことであった。

1) 老人福祉費負担金

老人福祉法 11 条 I ①及び②によって、老人ホームへの入所措置を行った場合に、本人及びその主たる扶養義務者に対して、老人ホームの入所に係る費用の一部を負担能力に応じて徴収することとなっている。

町田市老人保護費負担金徴収規則 5 条より、負担金は、町田市会計事務規則で定められた様式の納入通知書により、毎月期日までに町田市指定金融機関に納入しなければならない。老人福祉費負担金の収入未済は、その負担金の一部が収入未済となっているものである。

老人福祉費負担金の納付義務者は、老人ホームへの入所措置を行った本人及びその主たる扶養義務者であるが、扶養義務者が存在しないケースや、存在しても納付義務を果たさないケースもある。そのような場合は、本人が納付義務を果たす必要があるが、

高齢であることや、経済的な状況で納付義務を履行できないケースも考えられる。
したがって、督促状を発付しても収納率が改善するとは限らないが、法令で定められている以上、督促状の発付は原則として行う必要がある。

No.	項目	収入未済額	所管		債権種別
7	老人福祉費負担金	6,032 千円	いきいき健康部	高齢者福祉課	非強制徴収公債権

② 督促状の様式について【意見】

督促状を適切に発付していない債権の所管課が、今後、督促状を適切に発付できるよう、市として督促状の様式を作成しておくことも一つの方法である。たとえば、東京都多摩市は、多摩市私債権等管理条例施行規則で督促状(及び催告書)の様式を定めている。

様式を定めておいても、債権の性質に応じてそれを修正(カスタマイズ)しなければならない可能性もあるが、ベースとなるものがあれば、カスタマイズの作業も効率化されると思われる。

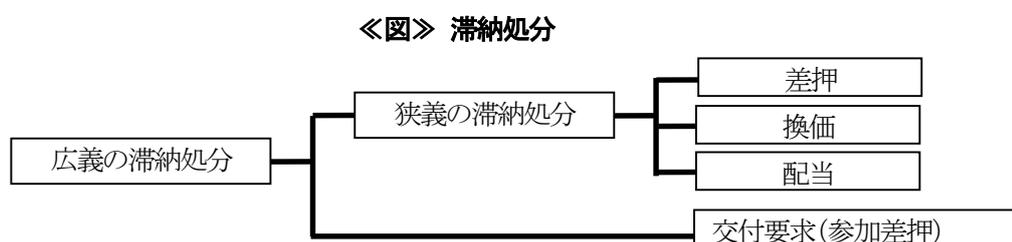
5. 滞納整理事務

(1) 概要

① 滞納処分

納税者が納期限までに租税等を納付せず、督促してもなお租税等を納付しない場合にとられる地方団体の強制徴収手続の総称を滞納処分という。

滞納処分には広義の滞納処分と狭義の滞納処分がある。広義の滞納処分は国税徴収法第5章に規定するすべての処分をいい、狭義の滞納処分は広義の滞納処分のうち租税債権者が自ら強制換価手続を行う場合をいう。交付要求(参加差押)は租税債権者が自ら行う強制換価手続ではないため、狭義の滞納処分には含まれない。



差押については、差押が可能となった時点で徴税吏員は滞納者の財産を差し押さえなければならないとされている(地方税法 331 条 I 等)。

表 15 地方税法 (差押に関する定め)

<p>地方税法 331 条 I</p> <p>市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。 2. 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

② 強制徴収

公法上の金銭給付義務の不履行がある場合に、これを強制的に徴収する行政上の執行方法を強制徴収という。地方税の滞納処分が代表例であるが、地方税以外では、自治法 231 条の 3Ⅲに定める分担金、加入金、過料または法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入(以下「諸収入金」という。)は強制徴収が認められている。

諸収入金は、督促を受け、その督促で指定された納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入及び延滞金等について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

地方税の滞納処分の例により処分することができるとは、地方税の滞納処分と同一の手続によって処分することができることを意味し、滞納処分に関する限り、これら債権に対しても地方税法及び同法施行令の規定が包括的に適用される。

③ 非強制徴収公債権及び私債権の強制徴収手続

非強制徴収公債権及び地方公共団体の管理する私債権については、地方税の滞納処分の例によって強制徴収することはできず、一般私人同様、民事執行法の規定の適用を受ける。

表 16 債権に対する強制徴収手続

債権区分		強制徴収手続
強制徴収公債権	地方税	地方税の税目毎に地方税法に規定 ＋ 国税徴収法に規定する滞納処分の例による
	地方税以外	地方税の滞納処分の例による
非強制徴収公債権		民事執行法
私債権		

④ 滞納者の所在調査手続

滞納者が行先を明らかにせず転居するなど、その所在が不明となった場合には、所内で入手可能な資料の調査、滞納者の社会活動を手掛かりとした関係先の調査、官公庁調査等を行うことにより、その所在を追求することになる。

⑤ 財産調査

財産調査とは、督促状を送付し、催告を実施しても納付がない場合等に、滞納者に対する差押に先立ち、差押の対象となりうる財産の有無やその価値等を調査することをいう。

表 17 財産調査の種類

項目	内容
質問・検査	滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に対して質問または検査をすることができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納者自身 ・ 滞納者の財産を有するか、有すると認められる相当の理由がある第三者 ・ 滞納者に対し債権もしくは債務があり、または滞納者から財産を取得したと認められる相当の理由がある者 ・ 滞納者が出資している法人
官公署または政府関係機関への協力要請	地方税法 20 条の 11 によると、徴税吏員は、地方税法に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署または政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧または提供その他の協力を求めることができる。
搜索	徴税吏員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物または住居その他の場所につき搜索することができる。この搜索は徴税吏員が滞納処分上必要と認めればいつでも行うことができると解されている。 搜索する場所について、滞納者自身の住居・事務所等のほか、滞納者の財産を所持する第三者または滞納者の財産を所持すると認められる親族等の関係者がこれを引き渡さないときに限り、第三者の住居その他の場所を搜索することができる。

表 18 財産調査の取扱い

強制徴収公債権	非強制徴収公債権・私債権
<p>市税については、督促状を送付し、催告を実施しても納付がない場合等に、徴税吏員は滞納者の財産について調査をすることが認められており、これを財産調査という。</p> <p>財産調査の目的は、滞納者の納税資力の判定や滞納処分執行のための財産の有無、その財産についての権利関係、換価価値、換価の難易度を調査することにある。</p> <p>財産調査についての規定は地方税の滞納処分の根拠となる国税徴収法に規定されており、地方税以外の強制徴収公債権にも適用されるため、市税以外の強制徴収公債権についても財産調査を実施することが可能である。</p>	<p>非強制徴収公債権及び私債権に関しては財産調査を行う権限はない。</p>

(2) 監査の結果及び意見

① 他部門の情報の利用と個人情報の取扱いについて【意見】

滞納整理事務を効率的・効果的に進めるためには、他部門の情報を利用する、あるいは情報を共有化する必要がある。

一般的に、ある債権を滞納している納税（納付）義務者は、他の債権についても滞納が生じやすい傾向があると思われる。その場合に、それぞれの債権を所管する部門が他の部門の情報を利用する、もしくは部門間で情報を共有化できれば、滞納整理事務はより効率的・効果的に進むと思われる。

現状においては、たとえば、国民健康保険税の滞納整理事務を所管するいきいき健康部保険年金課が、市税を所管する財務部納税課に情報の提供を依頼するケースは少なく、また、児童保育費負担金（保育料）を所管する子ども生活部子育て支援課が、財務部納税課やいきいき健康部保険年金課と情報を共有化することもない。

神奈川県川崎市は、2014年4月1日から施行する川崎市債権管理条例において、滞納者に関する情報の利用について定めている。私債権管理条例には同様の定めはないが、現状の仕組みでも滞納者に関する情報の利用は可能となっている。

川崎市債権管理条例

(滞納者に関する情報の利用)

第9条 市長等は、市の債権の管理に関する事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)で定めるところに従い、その保有する滞納者(市の債権について、履行期限までに履行しない個人をいう。)に関する情報を、保有するに当たって特定された利用の目的の範囲を超えて利用することができる。

他部門の情報の利用等は、個人情報保護との関係を考慮する必要がある。

市は、町田市個人情報保護条例(以下「個人情報保護条例」という。)7条Iにおいて、実施機関(注1)が個人情報(注2)を収集するときは、その業務について次に掲げる事項を審議会に諮問し、その答申に基づき個人情報登録簿に登録しなければならないと定めている。

個人情報保護条例7条Iに定める事項

(1) 業務の名称	(5) 収集の方法
(2) 業務の目的	(6) 個人情報保護管理責任者
(3) 収集の目的	(7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
(4) 収集する個人情報の項目	

(注1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者及び議会をいう(町田市個人情報保護条例2条①)。

(注2) 個人情報 個人生活に関し特定の個人が識別され、又は識別され得る情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

市は、個人情報保護条例において、実施機関は、収集した保有個人情報について、7条Iの規定により登録された業務の目的の範囲を超えての利用(以下「目的外利用」という。)及び市の機関以外のものへの提供(以下「外部提供」という。)を行ってはならないとしている(個人情報保護条例13条I)。しかしながら、法令に特別の定めがある場合又は正当な職務執行に関連する場合で、審議会に諮問し、その答申に基づき行うときは、目的外利用又は外部提供を行うことができることも定めている(個人情報保護条例13条II)。そして、前条第2項の規定により目的外利用又は外部提供を行うときは、その目的外利用又は外部提供について次に掲げる事項を審議会に諮問し、その答申に基づき個人情報登録簿に登録しなければならないと定めている(個人情報保護条例14条)。

個人情報保護条例14条定める事項

(1) 業務の名称	(5) 目的外利用、外部提供をする方法
(2) 目的外利用、外部提供先	(6) 目的外利用、外部提供をする期間
(3) 目的外利用、外部提供をする目的	(7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関
(4) 目的外利用、外部提供をする保有個人情報の項目	が定める事項

以上より、市では、所定の手続きを踏めば、他の部門の情報の利用や共有化を図れる可能性がある。ただし、強制徴収公債権と私債権の間で情報を共有化することはできないとする見解もあり、また、私債権間同士では情報の共有化が可能だとしても、具体的などのような情報を共有化するのかなども検討しておく必要がある。

市においては、個人情報保護条例等を踏まえたうえで、どのような形で情報の共有化を図れるのかを十分に検討しておく必要がある。

② 他部門の効果を踏まえた対応について【意見】

市税を所管する財務部納税課、及び入院・外来医療費患者負担金(町田市民病院の債権)を所管する市民病院事務部医事課で催告方法の見直しが行われており、一定の成果をあげていることが確認された。

市税については、文書催告の対象範囲や催告文書の見直しを行い、また、入院・外来医療費患者負担金については、訪問催告を強化するなどの試みを行っている。

催告方法の見直しが収納率の改善につながる実績で示されていることから、財務部納税課及び市民病院事務部医事課以外の部門も催告方法の見直しを行う余地はあ

る。債権の性格や滞納者の状況が異なるなど、市税や入院・外来医療費患者負担金の試みがそのまま実施可能とは限らないが、対応を検討する必要がある。

③ 生活保護法に関連する債権への対応について【意見】

今回の監査では、生活保護法に関連する債権を所管する生活援護課の債権管理について、改善すべき事項が多々見受けられた。

生活保護に関しては、受給者への対応が優先され、滞納者への対応が十分に行われていない状況となっている。このことについては、所管課の問題としてではなく、市全体の問題としてとらえ、対応を図っていく必要がある。

生活保護法に関連する債権には、生活保護法 63 条に基づく返還金(以下「63 条返還金」という。)、生活保護法 78 条に基づく徴収金(以下「78 条徴収金」という。)、生活保護費過年度戻入金(以下「戻入金」という。)及び生活資金貸付金がある。これら債権については、債権管理台帳に不備がみられ、督促状の発付も十分ではなく、督促状発付後の滞納整理事務についても見直すべき事項が見受けられるなど、いくつかの問題が見受けられる。

これら債権については、現在の債権管理体制では、滞納整理事務を十分に実施することは困難と思われる。

現状では庶務係が債権管理を担当しているが、庶務係は課全体の庶務や各種連絡調整のほか予算経理に係る事務も担当しており、債権管理事務に十分な時間が充てられていない状況にある。具体的には、庶務係は、納付書や督促状の発付を行っているにすぎず、個別具体的な納付交渉は、援護第一係から援護第六係のケースワーカーに一任されている。

ケースワーカーは、生活保護受給中の債務者に定期的に接触する。また、保護廃止となった債務者については、保護廃止となった時点の担当ケースワーカーが引き続き担当することとなっているが、1 人のケースワーカーが担当する受給世帯は 110 世帯で、その負担は重いものと推察される。

そのような状況を改善するため、現年度の滞納については庶務係及びケースワーカーが原則として対応し、過年度の滞納については、専門部署で催告・徴収することも一つの方法と考える。

専門部署については、強制徴収公債権を取り扱う部門とする方法や、新たに債権管理部門を設置し、一括的に管理する方法などが考えられる。このことにより、庶務係で行うべき滞納整理事務などが一元化できる効果があると思われる。

④ 保育料の滞納整理事務について【意見】

市町村は、保育料を指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる(児童福祉法 56 条 X)。しかしながら、市においては、差押を始めとする滞納処分の手続が実施されていない。

子ども生活部子育て支援課は保育料に関する業務を 3 名で担当しており、担当者 3 名は保育料の賦課や徴収業務も行っている。その他にも様々な業務を行っており、これら様々な業務と並行して保育料の回収業務を行っている。そのため、滞納債権に対して差

押を実施するまでに至っていない可能性がある。そのような状況を改善するため、現年度の滞納については子育て支援課で対応し、過年度の滞納については、専門部署で催告・徴収することも一つの方法と考える。

専門部署については、強制徴収公債権を取り扱う部門とする方法や、新たに債権管理部門を設置し、一括的に管理する方法などが考えられる。このことにより、子育て支援課で行うべき財産調査などが一元化できる効果があると思われる。

◀図>> 保育行政の年間業務

月	新規入所	在園児
		督促状発付(毎月中旬) 催告書発付(偶数月)
11月	入所申込書配布 11/1~	
12月	入所受付 12/1~12/20	
1月	入所選考会議(下旬)	新規入所児に滞納兄弟がいた場合完納してから入所決定する。
2月	入所内定通知発送(中旬)	
3月	保育料算定	
4月	当初保育料決定通知送付(中旬)、以後5月~3月新規入所、遡及決定、変更の保育料の決定通知発送	
5月	当月入所承諾書送付 5月~3月 各月1日	
6月	当月入所、変更、遡及者の保育料決定通知送付 5月~3月各月中旬	納付推進員(私立園長)による納付指導(催告書手渡し)
7月		
8月	納付推進員(私立園長)による納付指導(催告書手渡し)	
9月	園訪問し差押事前通知書手渡し、納付指導	
10月		

⑤ 債権管理体制について【意見】

現状においては、「第4 II 市税」から「第4 VII 入院・外来医療費患者負担金(町田市民病院の債権)」に記載した債権以外で、債権の概要等をヒアリングした項目のうち、次表の債権については滞納整理事務が必要となっている。

表 19 滞納整理事務が必要な債権 (単位:千円)

No.	項目	収入未済額	部	課	債権種別
7	老人福祉費負担金	6,032	いきいき健康部	高齢者福祉課	非強制徴収公債権
10	市立保育園特別保育料	2,261	子ども生活部	子育て支援課	非強制徴収公債権
11	学童保育クラブ育成料	5,799	子ども生活部	児童青少年課	非強制徴収公債権
28	手当・医療等返還金 (子ども総務課)	28,814	子ども生活部	子ども総務課	非強制徴収公債権 私債権
32	区画整理清算金	10,633	都市づくり部	都市政策課	強制徴収公債権
36	原因者負担金(道路補修課)	1,227	建設部	道路補修課	強制徴収公債権

(注) 表中のNo.は表4で債権ごとに付した番号に対応している。

債権管理を効率的・効果的に進めていくためには、担当者によって業務内容が左右されない仕組みや、組織の人材育成、新たな滞納の発生を防ぐ仕組みや、滞納が生じた初期に迅速な対応ができる仕組みなどが必要である。

担当者によって業務内容が左右されない仕組みとするためには、組織内に債権管理のノウハウを構築することや、情報の共有化を図る必要があり、組織の人材育成も仕組みとして内在させておく必要がある。

また、新たな滞納の発生を防ぐ、あるいは新たに発生した滞納を速やかに解消するためには、市側にも迅速な対応が求められる。たとえば、督促状を発付した場合でも、そのフォローは迅速に行う必要がある。その後の迅速なフォローがなければ、督促状を出ただけで終わってしまうことになり、効果的に事務を行っているとはいえない。

この点、納税課や保険年金課など収納事務が業務の中でも大きな割合を占めている所管課では、滞納整理事務への意識づけも十分なされていると考えるが、収納が業務の中心ではない所管課、たとえば、収納担当職員が収納以外の業務も兼任している所管課等では、迅速な対応への意識づけが低くなってしまふ可能性が考えられる。そのことを念頭に置き、滞納整理事務もしくは収納に対する意識づけをよりいっそう高め、かつ、必要十分な滞納整理事務が実施できるよう、所管課等においては組織運営を工夫する必要がある。

また、各課の徴収ノウハウの共有化を行い、さらには強制措置等の強化を図るため、強制徴収公債権所管課からのアドバイスの実施や、裁判手続を必要とする債権について法的アドバイスを実施するなどの方策も考えられる。

さらに、前表の債権については、いずれも収納担当職員が収納以外の業務も兼任しており、保育料や生活保護法に関連する債権の所管課においても収納担当職員が収納以外の業務を担当している。そこで、各所管課が管理している滞納事案を一つの部門に集約して、当該部門が統一的に滞納整理事務を行う仕組みを構築することも一つの方法である。

たとえば、ある債権の管理を所管する課においては、現年度の滞納に専念し、滞納繰越分については専門部門に移管する方法や、強制徴収公債権について、財産調査から差押、換価に至るまでの事務等を専門的に行う部門を設置する方法などが考えられる。また、専門部門については、強制徴収公債権を取り扱う部門に統合する方法や、新たに債権管理部門を設置し、一括的に管理する方法などが考えられる。

ただし、一括的な債権管理の実施については、先行する他の自治体の状況について

十分な検討を加え、メリットとデメリットを確認したうえで実施する必要がある。

一般的に、滞納整理事務を特定の部門に集約して、その組織が集中して行う場合、本来の所管課の責任回避につながる可能性などがデメリットとして考えられる。そのことを回避するためには、所管課と専門部門との業務の切り分けが重要となる。所管課においては、収納業務以外の業務により専念できる環境が整い、市全体で見れば、滞納整理事務が効率的・効果的に進むためには、所管課と専門部門との業務の切り分けを適切に行う必要がある。

いずれにしても、各所管課がそれぞれ対応している滞納整理事務については、より効率的・効果的な対応が図れるよう、市全体として検討していく必要がある。

表 20 収入未済額の内容

項目	内容
老人福祉費負担金 (高齢者福祉課)	老人福祉法 11 条 I ①及び②により、老人ホームへの入所措置を行った場合に、本人及びその主たる扶養義務者に対して、老人ホームの入所に係る費用の一部を負担能力に応じて徴収することとなっている。老人福祉費負担金の収入未済は、被措置者(本人)の死亡等の理由によって、その負担金の一部が未収となっているものである。
市立保育園特別保育料 (子育て支援課)	認可保育所では、保護者の方の就労形態や、児童の状況に応じて一時保育、延長保育、夜間保育などの「特別保育」と呼ばれる通常保育以外の保育サービスを提供していくようになり、また、認可保育所以外でも様々な保育サービスが行われている。 町田市立保育園における特別保育の実施に関する条例により、市立保育園において特別保育を利用した保護者から、特別保育に係る費用(特別保育中に提供した給食等に係る食費相当分を含む。)を徴収するとされており、市立保育園特別保育料の収入未済は、特別保育を利用した保護者から徴収する特別保育に係る費用が未収となっているものである。
学童保育クラブ育成料 (児童青少年課)	町田市学童保育クラブ設置条例により、市は、小学校に就学している低学年児童(以下「学童」という。)で家庭において保護者の適切な保護を受けられない者に対して組織的に指導を行い、もって学童の事故防止と心身の健全な育成を図るため、町田市学童保育クラブ(以下「クラブ」という。)を設置するとしている。 同条例において、クラブに入会した学童の保護者は、町田市学童保育クラブ育成料(以下「育成料」という。)として、月額6,000円、及び、特別保育を利用する保護者は、町田市学童保育クラブ特別育成料(以下「特別育成料」という。)として、月額2,000円を市長が指定した納期限までに納入しなければならないとされており、学童保育クラブ育成料の収入未済はこの育成料や特別育成料が未収となっているものである。
手当・医療等返還金 (子ども総務課)	児童扶養手当や児童育成手当等について、偽りその他不正の手段により手当を受けた者があるときは、市長は、当該手当をその者から返還させることができる。手当・医療等返還金の収入未済は、これら返還金が未収と

第4 外部監査の結果及び意見 「I. 総括」

項目	内容
	<p>なっているものである。</p> <p>なお、児童扶養手当は、父母が離婚するなどして父又は母の一方からしか養育を受けられない一人親家庭などの児童のために、地方自治体から支給される手当で、児童扶養手当法に基づくものである。</p> <p>また、児童育成手当は、町田市児童育成手当条例にもとづくもので、次の各号のいずれかに該当する者の保護者であって、町田市の区域内に住所を有するものに支給するものである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 父若しくは母が死亡し若しくは心身障がいの状態となり、又は父母が婚姻を解消し、若しくはこれと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童</p> <p>(2) 20歳未満の者であって、別表に定める程度の障がいを有するもの</p> </div>
<p>区画整理清算金 (都市政策課)</p>	<p>土地区画整理法3条IVの規定により、町田市が施行する忠生地区土地区画整理事業及び鶴川駅付近の土地区画整理事業に関して生じた収入未済である。</p> <p>区画整理事業においては、宅地(換地)相互の不均衡を金銭で是正する清算金の制度が定められている。区画整理前と後の土地を評価して権利価格を算出し、その差額が清算金となる。区画整理清算金の収入未済は、市が徴収すべき清算金の一部が未収となっているものである。</p>
<p>原因者負担金 (道路補修課)</p>	<p>2012年7月16日に産業廃棄物収集運搬業者が、市内の作業場にて業務用中性洗剤を大量に流し、これが道路側溝を経て市内境川に流れ込み河川汚濁事故に至っている。</p> <p>翌7月17日に委託業者による側溝清掃が行われ、委託業者に対して道路補修課から緊急清掃委託料1,227千円が支払われている。</p> <p>7月30日に道路補修課と原因者との話し合いが行われたが、資金繰りが苦しいことや可処分財産がないことを理由に具体的な支払計画が示されず、その後も滞納状況は改善しないまま、1,227千円の収入未済となっている。</p>

6. 延滞金に関する事務

(1) 概要

① 延滞金に関する事務

納期限の日までに納付がなされない場合に、市税については地方税法において、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、延滞金を徴収しなければならないとされており、延滞金の計算方法も地方税法に定められている。

市税以外の強制徴収公債権及び非強制徴収公債権については、自治法 231 条の 3 II により、督促をした場合に、条例の定めるところにより延滞金を徴収することができることとされている。

自治法 231 条の 3 II は私債権には適用されず、私債権の場合は、原則として個々の契約単位で延滞金(遅延損害金)に関する定めをおくことにより、延滞金(遅延損害金)を徴収するとされている。

監査の対象とした債権(表8・表9)のうち、延滞金を徴収するとしている債権は次表のとおりである。

表 21 町田市の延滞金の取扱い

債権の名称	債権区分	根拠条例等
市民税	強制徴収公債権	地方税法 326 条
固定資産税	強制徴収公債権	地方税法 369 条
軽自動車税	強制徴収公債権	地方税法 455 条
事業所税	強制徴収公債権	地方税法 701 条の 60
都市計画税	強制徴収公債権	地方税法 702 条の 8
国民健康保険税	強制徴収公債権	地方税法 720 条
後期高齢者医療保険料	強制徴収公債権	町田市後期高齢者医療に関する条例 5 条
町田市国民健康保険出産費資金貸付基金	私債権	町田市国民健康保険出産費資金貸付基金条例 13 条
鶴川駅北土地区画整理事業清算金	強制徴収公債権	町田都市計画事業鶴川駅北土地区画整理事業施行に関する条例 25 条 町田都市計画事業鶴川駅北土地区画整理事業施行に関する規則 16 条
忠生土地区画整理事業清算金	強制徴収公債権	町田都市計画事業忠生土地区画整理事業施行に関する条例 29 条 町田都市計画事業忠生土地区画整理事業清算金規則 12 条

市では、市税及び国民健康保険税のほか、後期高齢者医療保険料、町田市国民健康保険出産費資金貸付基金(に係る貸付金)、鶴川駅北土地区画整理事業清算金及び忠生土地区画整理事業清算金については、それぞれ条例により延滞金を徴収するものとしている。

私債権で延滞金を徴収するとしているのは町田市国民健康保険出産費資金貸付基金(に係る貸付金)のみで、非強制徴収公債権で延滞金を徴収するとしているものはない。また、強制徴収公債権では児童保育費負担金(以下「保育料」という。)は延滞金を徴収していない。

② 他市の状況

市では、延滞金を徴収する場合には債権種類ごとに条例を設定しているが、自治法231条の3Ⅱの規定による分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他歳入(以下「諸収入金」という。)の延滞金について、統一的な取扱いを定めた条例を設定している自治体も見受けられる。

東京都26市のホームページから例規集を確認したところ、2013年12月時点において、次表の5市が諸収入金の延滞金の徴収についての条例を設定している。

表 22 諸収入金の延滞金の取扱いについて条例を設定している市

市名	条例	条例の目的・趣旨等
立川市	立川市分担金その他の歳入の延滞金の徴収に関する条例	地方自治法231条の3Ⅱの規定に基づき、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の歳入(以下「歳入」という。)を納期限までに納付しない者に対して延滞金を徴収するについて定めることを目的とする。
青梅市	青梅市使用料等にかかる督促および延滞金の徴収に関する条例	青梅市が徴収する使用料、手数料および過料その他の収入(以下「使用料等」という。)にかかる督促および延滞金の徴収に関しては、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる
小金井市	小金井市諸収入金の督促及び延滞金に関する条例	この条例は、地方自治法231条の3Ⅱの規定による分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他歳入(以下「諸収入金」という。)に係る督促及び延滞金の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。
昭島市	昭島市分担金等の督促手数料及び延滞金に関する条例	この条例は、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法231条の3Ⅱの規定による分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の歳入(以下「分担金等」という。)に係る督促手数料及び延滞金に関し必要な事項を定めるものとする。
清瀬市	清瀬市分担金その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例	延滞金の徴収は、市税にかかる延滞金の徴収の例による。

(各市のホームページからアクセスした例規集より)

(2) 監査の結果及び意見

① 延滞金の取扱いについて【意見】

市は債権種類ごとに延滞金の取扱いを条例で定めており、前表に示した自治体のように、諸収入金の延滞金について統一的な取扱いを定めた条例は設定していない。

延滞金を徴収するか否かについては、個々の債権種類の性質を踏まえて決定されるべきものと考えているが、市全体の状況をみると、統一的な対応がなされていない印象を受ける。延滞金の取扱いについて、市としての統一的な考え方を示すことが望ましい。

次表は、監査対象外とした債権についての延滞金の取扱いを示したものである。なぜこれらの債権だけが延滞金の徴収が必要なのか、他に延滞金の徴収が必要なものはな

いのか、市全体として検討しておくことが望ましい。

たとえば、保育料は、現在は延滞金を課していないが、徴収を検討する必要があると考える。

保育料を所管している子ども生活部子育て支援課(以下「子育て支援課」という。)は、後期高齢者医療保険事業を所管しているいきいき健康部保険年金課(以下「保険年金課」という。)と同じシステムを使用している。保険年金課はこのシステムを使って延滞金を課しているが、子育て支援課は、延滞金の計算を行わない仕様にしたとのことで、現状では延滞金を管理することは困難となっている。

保育料に限らず、新たに延滞金を徴収しようとする場合には、条例の見直しが必要であり、システムの見直しも必要となるケースが多いと思われるが、滞納者に対して、延滞金を課すと伝えるだけでも早期の納付を促すことにつながる可能性がある。今後、システムの見直しを行う際などには、延滞金の導入も併せて検討していくことが望ましい。

表 23 延滞金を徴収しているもの(監査対象外) (単位:件、千円)

債権の名称	種別	根拠条例等	件数	収入未済額
下水道用地占用料	非強制徴収 公債権	町田市特定公共物管理条例 9条	3	11
水路用地占用料	非強制徴収 公債権	町田市特定公共物管理条例 9条	2	7
光熱水費使用料 (自動販売機光熱水費使用料)	私債権	民法 404条・419条	—	—
水洗便所改造工事等資金貸付金	私債権	町田市水洗便所改造工事等 資金貸付条例	578	6,995
和解解決金(契約課)	私債権	和解条項	1	615
ターミナル店舗使用料 ターミナル駐車場用地貸付料	私債権	民法 404条・419条	—	—

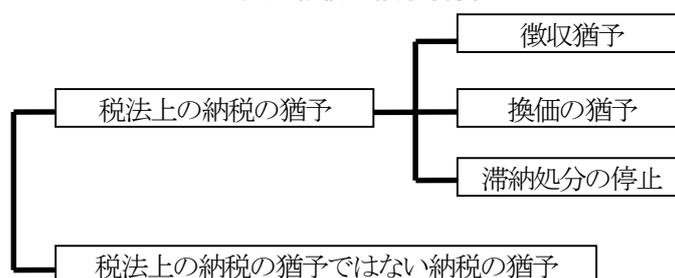
7. 納税の猶予

(1) 概要

納税者の個別的、具体的な事情に応じて、地方団体の徴収金の徴収を猶予することを目的とする納税の猶予制度が地方税法第1章第8節に定められている。

納税の猶予制度は次図のとおり、税法上の納税の猶予と、税法上の納税の猶予ではない納税の猶予に大別される。また、税法上の納税の猶予は徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止に区分される。

◀図▶納税の猶予制度



※ 税法上の納税の猶予ではない納税の猶予

たとえば、税法上の納税の猶予では徴収猶予期間は最長2年とされているが、2年を超えて徴収の猶予を認める、あるいは担保を徴収しないで徴収猶予を認める等、税法の規定に従っていない納税の猶予のこと。

表 24 納税の猶予制度

項目	内容
徴収の猶予	<p>納税者等の納税資力の減少等を要件とするもので、納税者等が一時に納付納入することができないと認められる金額のうち、徴収猶予の事由と因果関係を有する範囲の金額の徴収を猶予するものである。猶予の期間は原則として1年以内で、やむを得ない理由があると認めるときは最長2年まで延長することが可能である。また、適宜分割して納付納入する期限を定めることも可能である。</p> <p>税法上の納税の猶予では徴収猶予期間は最長2年とされているが、2年を超えて徴収の猶予を認めるなど税法の規定に従っていない納税の猶予のことを「税法上の納税の猶予ではない納税の猶予」という。租税債権全額を2年以内に回収することが事実上不可能な少額分納は「税法上の納税の猶予ではない納税の猶予」に該当する。</p>
換価の猶予	<p>財産の換価を直ちにすることにより、その事業の継続またはその生活の維持を困難にするおそれがあるときに、徴収金のうち、財産の換価によりその事業の継続または生活の維持を困難にすることなく徴収することができる金額以外の金額の換価を猶予するものである。また、その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る地方団体の徴収金及び最近において納付し、又は納入すべきこととなる他の地方団体の徴収金の徴収上有利であるときに、徴収金のうち直ちに換価をしないことが徴収上有利であると認められる金額の換価を猶予するものである。</p> <p>換価の猶予の期間は原則として1年以内で、やむを得ない理由があると認めるときは、最長2年まで延長することが可能となっている。</p>

項目	内容
滞納処分の停止	滞納処分を行う際に、①滞納処分をすることができる財産がないとき、②滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、③その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときのいずれかの事実があると認められるときには、滞納処分の執行を停止することができる(地方税法 15 条の 7 I)。 執行の停止が 3 年間継続した場合には納付義務が消滅する(地方税法 15 条の 7 IV)。 滞納処分の執行が停止された場合には、停止後 3 年以内に当該執行停止となった事実がなくなったと認められるときは執行の停止を取り消さなければならない(地方税法 15 条の 8)。

表 25 納税の猶予制度の取扱い

強制徴収公債権	非強制徴収公債権・私債権
納税の猶予制度は地方税法第 1 章第 8 節にその定めがある。 地方税以外の強制徴収公債権についても地方税法の規定が適用され、地方税と同様に納税の猶予が認められている。	非強制徴収公債権及び私債権については、自治令 171 条の 5 で徴収停止、自治令 171 条の 6 I で履行延期が認められている。

(2) 監査の結果及び意見

① 滞納処分の停止後の対応について【意見】

滞納している債権に対しては滞納整理事務を進めるのが原則であり、強制徴収公債権であれば滞納処分を実施する必要がある。しかしながら、滞納債権の中には実質的に徴収は不可能、あるいは徴収は非常に困難と思われる事案も含まれている。債権管理を効率的・効果的に進めるためには、徴収が不可能と判断される債権は滞納処分の停止(徴収停止)を行い、徴収可能、あるいは徴収しなければならない債権への対応に注力する必要がある。

強制徴収公債権については、地方税法 15 条の 7 I により滞納処分の停止が認められており、非強制徴収公債権及び私債権については自治令 171 条の 5 により徴収停止を行うことが認められている。また、私債権は、私債権管理条例 11 条にも徴収停止の定めがある。

一方、滞納処分の停止については、地方税法 15 条の 8 I に滞納処分の停止の取消についての定めがある。

地方団体の長は、15 条の 7 I の規定により滞納処分を停止した後 3 年以内に、その停止に係る滞納者につき同項各号に該当する事実がないと認めるときは、その執行の停止を取り消さなければならない。すなわち、滞納処分を停止した場合には、停止した原因が 3 年間継続している必要があり、市においては、滞納処分を停止した滞納者の状況については、継続的に確認しておく必要がある。

市税については、滞納処分停止後の状況変化に対する職員の配慮が見られるものの、滞納処分の停止後に同処分が取り消された事案は、滞納処分の停止中の事案の 2011 年度末残高に比べて少ないといえる。

滞納処分の停止や徴収停止の趣旨を踏まえれば、滞納処分の停止や徴収停止を行った滞納者への対応に注力しすぎるのは合理的ではないが、これら滞納者を全く無視するのも合理的ではない。滞納処分の停止や徴収停止とした滞納者に対しては、バランスを持って対応していく必要がある。

地方税法 15 条の 7 I

地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- 二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

自治令 171 条の 5

普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難または不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- ① 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
- ② 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
- ③ 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

私債権管理条例 11 条

(徴収停止)

第 11 条 市長等は、私債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 私債権の金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

8. 時効、債権放棄と不納欠損処分

(1) 概要

① 不納欠損額と不納欠損処分

既に調定されている収入で未納となっているもののうち、債権の徴収停止や債務の免除の規定等の適用により、徴収できないものとして認定されたものを不納欠損額といい、不納欠損額を決算において表示することを不納欠損処分という。

不納欠損処分は、本来徴収すべき債権が徴収できなくなった場合において、当該徴収事務を終了させる会計上の手続である。法令または条例の定めによって、地方公共団体の債権が消滅したとき、その債権額を表示するものであり、時効により消滅した債権、放棄した債権等について行うべきものである。

② 公債権の不納欠損処分

公債権は、地方自治法 236 条Ⅱによって、時効の援用(時効による効果を確定させる意思表示)は必要とせず、その時効による利益を放棄することはできず、時効が完成した時点で当該債権は自動的に消滅する。

公債権の不納欠損処分は、時効の完成によるもののほか、滞納処分の停止によるもの、即時消滅によるものに大別される。

表 26 不納欠損処分の取扱い(公債権)

条文		時効年数
地方税法 15 条の 7Ⅳ 滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、または納入する義務は、その執行の停止が 3 年間継続したときは、消滅する。 (滞納処分の停止)	地方税法 15 条の 7Ⅰ 滞納者につき次の各号に該当する事実がある場合は、滞納処分の執行を停止することができる。	3 年
	地方税法 15 条の 7Ⅰ① 滞納処分をすることができる財産がないとき。	
地方税法 15 条の 7Ⅰ② 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。		
	地方税法 15 条の 7Ⅰ③ その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。	
	地方税法 18 条 執行停止処分期間中に時効が成立	3 年か 5 年いずれか早い方
地方税法 15 条の 7Ⅴ 滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、その徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。	(即時消滅)	—
地方税法 18 条 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利は、法定納期限の翌日から起算して 5 年間行使しないことによって、時効により消滅する。	(時効)	5 年

③ 私債権の不納欠損処分と債権放棄

私債権も公債権と同様に、時効が完成した時または権利を放棄した時に債権が消滅する。ただし、公債権と違い、時効が完成した時点で債権が自動的に消滅するのではなく、債務者による時効の援用が必要となる。

しかしながら、一般的に、債務者によって時効の援用がなされることはほとんどない。その場合には、市が債権放棄の手続きを行う必要があるが、そのためには議会の議決を得る必要があり、私債権の債権放棄は事実上困難となっていた。

このことにより、市は、回収が困難な債権も含めて管理しなければならないことになり、必要以上に管理コストが生じることになる。また、収入未済額のなかに回収可能性が乏しく、資産性に劣る債権が含まれていることになり、情報提供上の問題もある。

以上の問題点に対応するため、町田市では、2010 年度に私債権管理条例を施行し、一定の要件のもと市長の判断で債権放棄ができる旨の規定を設けている。この規定により、市長は、債権放棄に関して事後的に議会に報告すれば良いこととなっている(私債権管理条例 14 条)。

私債権管理条例施行後は、私債権については、一定の要件のもと市長の判断で債権放棄を行ったものが不納欠損処分の対象となっている。

私債権管理条例

第 14 条 市長等は、私債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が著しい生活困窮の状態(生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に規定する保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。)にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。
 - (2) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 253 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該私債権につきその責任を免れたとき。
 - (3) 当該私債権について消滅時効が完成したとき(債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。)
 - (4) 第 7 条の規定により強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該私債権について、強制執行等の手続が終了した場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。
 - (5) 第 11 条の規定により徴収停止の措置をとった当該私債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、弁済する見込みがないと認められるとき。
- 2 前項の規定により私債権を放棄したときは、市長は、これを議会に報告しなければならない。

私債権管理条例施行規則

第 9 条 条例第 14 条第 1 項第 1 号のこれに準ずる状態は、生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者である状態又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付を受けている状態とする。

第 10 条 条例第 14 条第 1 項第 5 号の徴収停止の措置をとった日から相当の期間は、1 年とする。

④ 不納欠損処分状況

次表は、監査対象とした債権の不納欠損処分の状況を示したものである。

不納欠損処分が行われているのは、市税などの強制徴収公債権と生活保護費返還金などの非強制徴収公債権が中心となっており、私債権は生活資金貸付金(生活保護法に関連する債権)と町田市民病院の入院・外来医療費患者負担金の2項目であった。

表 27 不納欠損処分の状況(2012年度)

No	債権の名称	件数(件)	金額(千円)	1件あたり金額(円)	債権種別
1・2	市民税	13,702	291,948	21,306	強制徴収公債権
3	固定資産税	1,912	69,598	36,401	強制徴収公債権
4	軽自動車税	2,292	5,271	2,299	強制徴収公債権
6	都市計画税	1,912	14,839	7,761	強制徴収公債権
37・38	国民健康保険税	40,067	280,688	7,005	強制徴収公債権
42	後期高齢者医療保険料	732	7,242	9,894	強制徴収公債権
40	一般被保険者返納金	230	9,265	40,286	非強制徴収公債権
41	退職被保険者返納金	33	214	6,507	非強制徴収公債権
9	児童保育費負担金	441	5,851	13,268	強制徴収公債権
24	生活保護費返還金	26	13,208	508,032	非強制徴収公債権
	生活保護費徴収金	1	366	366,800	非強制徴収公債権
26	生活保護費過年度戻入金	251	10,246	40,824	非強制徴収公債権
22	生活資金貸付金元金収入	22	1,783	81,045	私債権
54	入院・外来医療費患者負担金	161	5,599	34,776	私債権
10	市立保育園特別保育料	41	328	8,021	非強制徴収公債権
11	学童保育クラブ育成料	26	138	5,307	非強制徴収公債権
28	児童手当	3	120	40,000	非強制徴収公債権
	児童扶養手当	2	282	141,160	非強制徴収公債権
	合計	61,854	716,994	11,591	—

(市から入手した資料より監査人が作成)

(2) 監査の結果及び意見

① 時効の完成による債権放棄(私債権)について【意見】

前表のうち、私債権である入院・外来医療費患者負担金の不納欠損処分(161件: 5,599千円)については、私債権管理条例14条I③(消滅時効の完成)を適用し、時効が完成したとして債権放棄を行っている。

私債権管理条例14条I③について「町田市私債権管理条例の逐条解説」は、私債権管理条例施行前に発生した債権を対象とするなど、その適用を限定的な取扱いとするべきとしている。時効の完成による安易な債権放棄は避けるためにも、この考え方に従う必要があり、私債権管理条例施行後に発生した債権について債権放棄を行わざるを得ない場合には、原則として私債権管理条例14条I③以外の定めに基づき必要がある。

私債権管理条例14条I③以外の定めに基づきとした場合には次の方法が考えられる。

- 私債権管理条例14条I①に定める「債務者が著しい生活困窮の状態(生活保護法に規定する保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。)にあり、資力の回復が困

難であると認められるとき。」が具体的にどのような場合かを明確にし、その上で、生活困窮者について、この条文による債権放棄の可能性を検討する。

- 私債権管理条例 11 条の徴収停止の適用が可能かどうかの検討を行い、可能であればこれを適用し徴収停止を行う。その後、相当の期間(私債権管理条例施行規則 10 条より 1 年)を経過した後に、私債権管理条例 14 条 I ⑤に定める「11 条の規定により徴収停止の措置をとった当該私債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、弁済する見込みがないと認められるとき。」を適用し、債権放棄を行う。

現状では、私債権管理条例施行前に発生した債権の放棄を進めており、私債権管理条例 14 条 I ③の適用は止むを得ないが、私債権管理条例施行前の債権の整理が済んだ後には、この規定は例外的な取扱いとする必要がある。そのためには、私債権管理条例 14 条 I ①や私債権管理条例 11 条の徴収停止を適用する場合の考え方を整理しておく必要がある。

② 私債権の徴収停止について【意見】

私債権の管理を効率的に進めるためには、私債権管理条例 11 条の徴収停止の考え方を整理しておく必要があるが、なかでも同第 3 号は有用性が高いと考えられ、市としての考え方を明確にしておく必要がある。

同第 3 号により、私債権は、金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるときは徴収停止の措置を講じることが認められている。取立てに要する費用について「町田市私債権管理条例の逐条解説」は、債務者を特定するため、あるいは、債務者の資産を明らかにするために調査が必要な場合の費用、訴訟手続に要する印紙代・切手代等を含むとしている。

私債権管理条例 11 条③がどのような場合に適用できるかについては、債権を所管する課の判断に全面的に任せるのか、市として統一的な考え方をまとめ、画一的に処理を行うのか、あるいは、一定程度、市として統一的な考え方をまとめ、実際の運用は各課に任せるのかなど、市としての対応方針をまとめておく必要がある。

次表は、監査対象とした私債権で、2012 年度に不納欠損処分を行っていないものである。

次表のうち、療養費貸付金の収入未済額については 1 件あたり金額が 8 千円で、少額な滞納債権が多数含まれており、徴収停止とすることが適切なものと取立てを行う必要があるものの分類・整理を行う必要があるが、それが行われていない。出産費貸付金についても、徴収停止とすることが適切なものと取立てを行う必要があるものの分類・整理が行われていない。また、市営住宅使用料については、1 件あたりの金額は 44 千円であるが、内訳をみると、1,000 千円を超える滞納がある一方で、10 千円以下の滞納も見受けられる。金額が僅少な滞納事案については、私債権管理条例 11 条③の適用が考えられるが、2012 年度は不納欠損処分を行っていない。さらに、子ども総務課が所管している幼稚園就園奨励費補助金及び私立幼稚園等園児保護者補助金についても、私債権管理条例 11 条③の適用の余地が考えられる。

表 28 収入未済額の状況(2012年度)

No	債権の名称	収入未済額		1件あたり 金額(円)	債権種別
		件数	金額		
39	一般被保険者第三者納付金	220件	6,270千円	28,502円	私債権
57	療養費貸付金 (町田市国民健康保険高額療養費 資金貸付基金)	175件	1,493千円	8,535円	私債権
58	出産費貸付金 (町田市国民健康保険出産費資金 貸付基金)	6件	1,400千円	233,333円	私債権
13	市営住宅使用料	395件	17,689千円	44,784円	私債権
(注)28	幼稚園就園奨励費補助金	6件	145千円	24,236円	私債権
	私立幼稚園等園児保護者補助金	5件	41千円	8,260円	私債権

(注)「手当・医療等返還金(子ども総務課)」に含まれている債権

③ 公債権の時効処理について【意見】

表 27 のうち、児童保育費負担金(保育料)、生活保護費返還金、生活保護費徴収金、生活保護費過年度戻入金及び生活資金貸付金元金収入などの生活保護法に関連する債権の不納欠損処分は、時効の完成に基づくものである。

地方税法 18 条は、「地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利は、法定納期限の翌日から起算して 5 年間行使しないことによって、時効により消滅する。」と定めている。公債権についてはその区分に応じて、地方税法 18 条もしくは自治法 236 条 I によって、時効の完成に伴い不納欠損処理を行うことが認められている。

一方、私債権管理条例は、時効の完成による債権放棄を認めているが、町田市が作成している「町田市私債権管理条例の逐条解説」では、「時効期間が満了するということは、債権管理を十分にしていなかった結果といわざるを得ません」としており、「本条に基づく債権放棄は、本条例が施行される以前あるいは施行直後に時効期間が満了しているものについて行うのが原則です。」としている。

私債権管理条例は原則として私債権を対象とするものであるが、上記の考え方は公債権にもあてはまると考える。滞納者に対しては、滞納者の現況、生活状態を十分に把握し、必要に応じて差押等の滞納処分を行うとともに、回収が困難と思われる事案については、滞納処分の停止により納付の猶予を図る対応が必要であり、時効の完成による不納欠損処理は極力避ける必要がある。

Ⅱ. 市税

【概要】

(1) 町田市の状況

① 制度の概要

市町村が課すべき税目として、地方税法には、市町村民税(個人分・法人分)、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、鉦産税、特別土地保有税、入湯税、事業所税、都市計画税等が定められている。

町田市は、市税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について、法令その他別に定めがあるもののほか、町田市市税条例の定めるところによるとしている。町田市市税条例では、1) 市民税、2) 固定資産税、3) 軽自動車税、4) 市たばこ税、5) 特別土地保有税、6) 入湯税、7) 事業所税、8) 都市計画税を市税として課すると定めている(町田市市税条例3条)。

市税の取扱いは次表に記載したとおりである。市税の収納事務や滞納整理事務は財務部納税課(以下「納税課」という。)が所管している。

表 29 市税の概要

項目	内容
所管課	財務部納税課
債権の種類	強制徴収公債権
時効期間	5年
根拠法令	地方税法、国税徴収法、町田市市税条例他

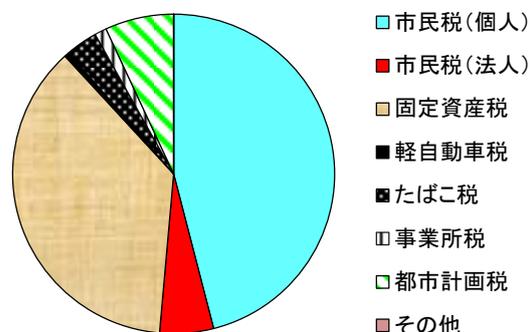
町田市の2012年度一般会計歳入額(調定額)は145,061百万円で、市税はそのうちの69,782百万円(48.1%)となっている。

2012年度の市税(調定額)内訳は次のとおりである。調定額をみると市民税(個人分)が46.0%で最も高い割合を占め、固定資産税(36.8%)が次いでいる。

表 30 市税の調定額内訳(2012年度)

税目	調定額(千円)	構成率
1) 市民税	35,874,240	51.4%
個人分	32,120,647	46.0%
法人分	3,753,592	5.4%
2) 固定資産税	25,711,003	36.8%
3) 軽自動車税	331,376	0.5%
4) たばこ税	2,234,208	3.2%
5) 事業所税	833,418	1.2%
6) 都市計画税	4,793,619	6.9%
7) その他	4,622	0.0%
合計	69,782,488	100.0%

＜図＞ 市税の調定額内訳(2012年度)



② 推移

市税の2008年度から2012年度までの推移は次表のとおりである。

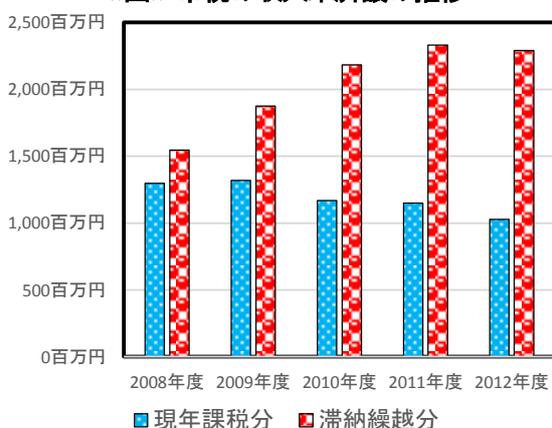
また、次の左側のグラフは、次表より現年度分と滞納繰越分の収入未済額の推移を示したものであり、右側のグラフは、次表より収納率の推移を示したものである。

調定額は2008年度から年々減少しており、収入未済額は2011年度まで増加を続け、2012年度に減少している。不納欠損額は概ね2億円程度で推移していたが、2012年度は4億円弱となっている。収納率は、現年度分は徐々に上昇しているが、滞納繰越分が低下しており、現年度分と滞納繰越分を合わせると低下傾向にある。

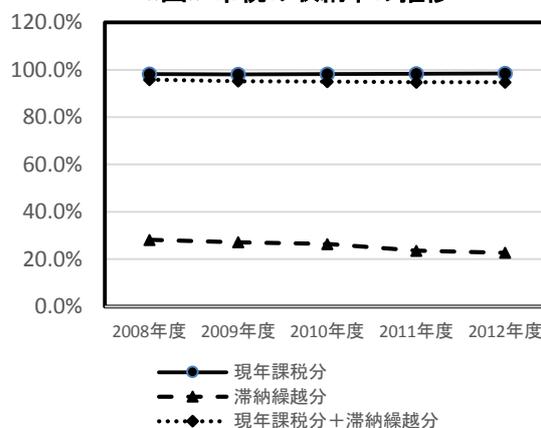
表 31 市税の推移 (単位:千円)

項目		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
現年度分	調定額	70,298,291	68,550,136	66,696,033	66,513,644	66,329,826
	収入済額	68,998,106	67,222,765	65,525,617	65,359,560	65,298,076
	不納欠損額	1,453	7,479	985	3,588	3,227
	収入未済額	1,298,730	1,319,891	1,169,430	1,150,495	1,028,522
	収納率	98.2%	98.1%	98.2%	98.3%	98.4%
	不納欠損率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
滞納繰越分	調定額	2,478,089	2,834,878	3,186,870	3,339,060	3,452,662
	収入済額	700,054	770,118	841,722	786,713	784,124
	不納欠損額	231,597	189,697	163,125	221,825	378,430
	収入未済額	1,546,437	1,875,062	2,182,022	2,330,521	2,290,107
	収納率	28.2%	27.2%	26.4%	23.6%	22.7%
	不納欠損率	9.3%	6.7%	5.1%	6.6%	11.0%
合計	調定額	72,776,380	71,385,014	69,882,903	69,852,704	69,782,488
	収入済額	69,698,161	67,992,884	66,367,339	66,146,273	66,082,200
	不納欠損額	233,050	197,176	164,111	225,414	381,657
	収入未済額	2,845,168	3,194,953	3,351,453	3,481,016	3,318,630
	収納率	95.8%	95.2%	95.0%	94.7%	94.7%
	不納欠損率	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.5%

《図》市税の収入未済額の推移



《図》市税の収納率の推移



③ 推移(税目別)

2008年度から2012年度までの税目別の推移は次表のとおりである。

表 32 税目別の推移 (単位:千円)

項目		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
市民税(個人)	調定額	34,856,951	34,496,931	31,900,228	31,431,004	32,120,647
	収入済額	32,742,285	32,202,735	29,567,387	28,958,708	29,651,124
	不納欠損額	143,562	142,671	115,168	168,863	280,630
	収入未済額	1,971,103	2,151,525	2,217,671	2,303,432	2,188,893
	収納率	93.9%	93.3%	92.7%	92.1%	92.3%
市民税(法人)	調定額	3,844,747	2,921,208	3,561,788	3,430,438	3,753,592
	収入済額	3,768,771	2,837,685	3,475,533	3,314,860	3,632,739
	不納欠損額	9,091	7,799	8,489	9,084	11,317
	収入未済額	66,883	75,723	77,765	106,494	109,535
	収納率	98.0%	97.1%	97.6%	96.6%	96.8%
固定資産税	調定額	26,159,955	26,098,247	26,378,775	26,596,739	25,711,003
	収入済額	25,460,173	25,293,746	25,508,529	25,710,978	24,830,820
	不納欠損額	61,737	34,638	27,708	34,394	69,598
	収入未済額	638,044	769,863	842,537	851,365	810,584
	収納率	97.3%	96.9%	96.7%	96.7%	96.6%
軽自動車税	調定額	298,510	308,898	318,605	325,074	331,376
	収入済額	255,713	264,770	272,804	278,285	285,896
	不納欠損額	4,870	4,702	4,754	5,364	5,271
	収入未済額	37,927	39,425	41,047	41,425	40,209
	収納率	85.7%	85.7%	85.6%	85.6%	86.3%
たばこ税	調定額	1,997,921	1,930,294	1,993,452	2,272,975	2,234,208
	収入済額	1,997,921	1,930,294	1,993,388	2,272,975	2,234,208
	不納欠損額	—	—	—	—	—
	収入未済額	—	—	63	—	—
	収納率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
事業所税	調定額	772,107	790,393	801,744	830,768	833,418
	収入済額	769,316	787,540	798,840	825,701	830,175
	不納欠損額	715	—	2,076	408	—
	収入未済額	2,075	2,852	828	4,659	3,243
	収納率	99.6%	99.6%	99.6%	99.4%	99.6%
都市計画税	調定額	4,844,988	4,838,797	4,913,572	4,962,438	4,793,619
	収入済額	4,702,782	4,675,868	4,736,118	4,781,499	4,612,614
	不納欠損額	13,072	7,365	5,914	7,300	14,839
	収入未済額	129,133	155,563	171,539	173,639	166,165
	収納率	97.1%	96.6%	96.4%	96.4%	96.2%
その他	調定額	1,197	243	14,737	3,264	4,622
	収入済額	1,197	243	14,737	3,264	4,622
	不納欠損額	—	—	—	—	—
	収入未済額	—	—	—	—	—
	収納率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

調定額、収入未済額、不納欠損額は、市民税(個人分)が最も多額となっている。

調定額は 2008 年度から減少傾向にある。これは市民税(個人分)が減少していることが大きい。2012 年度でみると、市民税(個人分)の不納欠損額の占める割合は 73.5%で、次いで固定資産税の不納欠損額が多く、全体に占める割合は 18.2%である。収入未済額は 2011 年度まで増加傾向にあったが、2012 年度は、不納欠損額が 381 百万円と増加しており、収入未済額はその分減少している。

収納率は全体として低下傾向にある。なお、各年度ともに最も収納率が低いのは軽自動車税であった。

④ 税目別の状況(2012 年度)

2012 年度の市税の内訳は次表のとおりである。

表 33 2012 年度の状況(税目別) (単位:千円)

	項目	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
現年課税分	1) 市民税	33,490,058	32,809,624	2,625	677,808	98.0%
	個人分	29,842,997	29,189,184	2,380	651,433	97.8%
	法人分	3,647,060	3,620,440	244	26,375	99.3%
	2) 固定資産税	24,868,180	24,584,619	469	283,091	98.9%
	3) 軽自動車税	290,063	278,945	32	11,085	96.2%
	4) たばこ税	2,234,208	2,234,208	—	—	100.0%
	5) 事業所税	828,759	825,936	—	2,823	99.7%
	6) 都市計画税	4,613,934	4,560,119	100	53,714	98.8%
	7) その他	4,622	4,622	—	—	100.0%
	合計	66,329,826	65,298,076	3,227	1,028,522	98.4%
滞納繰越分	1) 市民税	2,384,181	474,238	289,322	1,620,620	19.9%
	個人分	2,277,649	461,939	278,249	1,537,459	20.3%
	法人分	106,531	12,298	11,072	83,160	11.5%
	2) 固定資産税	842,822	246,200	69,128	527,493	29.2%
	3) 軽自動車税	41,313	6,950	5,238	29,123	16.8%
	4) たばこ税	—	—	—	—	—
	5) 事業所税	4,659	4,239	—	420	91.0%
	6) 都市計画税	179,684	52,494	14,739	112,450	29.2%
	7) その他	—	—	—	—	—
	合計	3,452,662	784,124	378,430	2,290,107	22.7%
現年課税分+滞納繰越分	1) 市民税	35,874,240	33,283,863	291,948	2,298,428	92.8%
	個人分	32,120,647	29,651,124	280,630	2,188,893	92.3%
	法人分	3,753,592	3,632,739	11,317	109,535	96.8%
	2) 固定資産税	25,711,003	24,830,820	69,598	810,584	96.6%
	3) 軽自動車税	331,376	285,896	5,271	40,209	86.3%
	4) たばこ税	2,234,208	2,234,208	—	—	100.0%
	5) 事業所税	833,418	830,175	—	3,243	99.6%
	6) 都市計画税	4,793,619	4,612,614	14,839	166,165	96.2%
	7) その他	4,622	4,622	—	—	100.0%
	合計	69,782,488	66,082,200	381,657	3,318,630	94.7%

滞納繰越分の不納欠損額は378,430千円で、滞納繰越分の調定額(3,452,662千円)の約1割は不納欠損処分となっている。

現年課税分と滞納繰越分の合計をみると、いずれの数値も市民税(個人分)が最も多額となっており、収納率は軽自動車税が最も低い数値(86.3%)となっている。

2008年度から2012年度までの市税の調定額と収入済額、不納欠損額、収入未済額の推移をみると、収入未済額は増加しており、収納率が低下傾向にある。

調定額は2008年度をピークに減少に転じているにも関わらず、収入未済額はその後増加していることから、収入未済額の増加は収納率の低下に起因するものである。

(2) 他市との比較

① 東京都26市の調定済額と収入済額の状況

次表は、2011年度及び2012年度の東京都26市の収納率を示したものである。

表34 2011年度市町村徴収実績調査集計(決算期)2012年5月末現在 (単位:百万円、%)

市名	調定済額			収入済額			収納率		
	現年課税分 A	滞納繰越分 B	合計 C	現年課税分 D	滞納繰越分 E	合計 F	D/A 現年	E/B 滞繰	F/C 現・繰
国立市	14,092	431	14,523	13,967	206	14,173	99.1	47.8	97.6
多摩市	28,416	887	29,304	28,115	301	28,417	98.9	34.0	97.0
清瀬市	9,107	383	9,491	8,982	193	9,176	98.6	50.4	96.7
立川市	36,974	1,280	38,255	36,580	389	36,969	98.9	30.4	96.6
国分寺市	21,690	764	22,455	21,505	192	21,698	99.1	25.2	96.6
東久留米市	16,151	587	16,739	15,970	197	16,167	98.9	33.6	96.6
日野市	28,392	1,058	29,450	28,102	293	28,395	99.0	27.7	96.4
羽村市	10,150	457	10,607	10,032	155	10,187	98.8	33.9	96.0
小平市	29,052	1,249	30,302	28,707	316	29,023	98.8	25.3	95.8
あきる野市	10,603	429	11,032	10,447	122	10,570	98.5	28.6	95.8
西東京市	30,046	1,389	31,435	29,664	442	30,107	98.7	31.9	95.8
調布市	41,749	1,728	43,478	41,134	471	41,605	98.5	27.3	95.7
昭島市	18,841	890	19,731	18,624	232	18,856	98.8	26.1	95.6
稲城市	13,935	624	14,560	13,787	136	13,923	98.9	21.9	95.6
狛江市	11,368	571	11,940	11,213	187	11,401	98.6	32.8	95.5
府中市	47,654	2,286	49,941	46,960	612	47,573	98.5	26.8	95.3
小金井市	19,965	950	20,915	19,665	255	19,921	98.5	26.9	95.2
八王子市	88,643	4,823	93,466	87,325	1,415	88,740	98.5	29.3	94.9
三鷹市	34,470	1,916	36,387	33,985	475	34,461	98.6	24.8	94.7
町田市	66,513	3,339	69,852	65,359	786	66,146	98.3	23.6	94.7
東村山市	19,974	1,274	21,249	19,651	357	20,008	98.4	28.0	94.2
東大和市	12,109	724	12,834	11,889	184	12,073	98.2	25.5	94.1
武蔵村山市	9,970	645	10,616	9,791	191	9,982	98.2	29.7	94.0
福生市	7,910	515	8,426	7,763	151	7,914	98.1	29.3	93.9
武蔵野市	37,203	2,473	39,676	36,745	483	37,228	98.8	19.5	93.8
青梅市	20,544	1,788	22,332	20,105	433	20,538	97.9	24.2	92.0
合計	685,533	33,475	719,008	676,078	9,187	685,265	98.6	27.4	95.3

(市より入手した「市町村徴収実績調査集計」より監査人が作成)

表 35 2012 年度市町村徴収実績調書集計(決算期)2013 年 5 月末現在 (単位:百万円、%)

市名	調定済額			収入済額			収納率		
	現年課税分 A	滞納繰越分 B	合計 C	現年課税分 D	滞納繰越分 E	合計 F	D/A 現年	E/B 滞繰	F/C 現・繰
国立市	14,210	342	14,552	14,119	184	14,304	99.4	53.9	98.3
多摩市	27,465	838	28,304	27,248	284	27,532	99.2	33.9	97.3
立川市	37,756	1,182	38,938	37,384	350	37,734	99.0	29.7	96.9
国分寺市	21,485	715	22,200	21,297	186	21,484	99.1	26.1	96.8
東久留米市	15,954	539	16,494	15,782	189	15,972	98.9	35.1	96.8
日野市	28,710	969	29,679	28,398	296	28,695	98.9	30.6	96.7
清瀬市	9,020	285	9,306	8,876	88	8,965	98.4	31.0	96.3
羽村市	10,168	399	10,567	10,057	115	10,172	98.9	28.9	96.3
あきる野市	10,502	428	10,931	10,371	150	10,521	98.7	35.1	96.3
小平市	29,956	1,221	31,177	29,639	351	29,991	98.9	28.8	96.2
狛江市	11,292	486	11,778	11,174	160	11,335	99.0	33.0	96.2
西東京市	30,295	1,236	31,532	29,943	350	30,294	98.8	28.4	96.1
昭島市	18,269	798	19,067	18,094	208	18,302	99.0	26.1	96.0
調布市	42,050	1,723	43,773	41,506	487	41,994	98.7	28.3	95.9
稲城市	13,904	593	14,498	13,775	128	13,903	99.1	21.6	95.9
小金井市	19,891	940	20,831	19,612	273	19,885	98.6	29.0	95.5
八王子市	88,183	4,470	92,654	87,023	1,346	88,369	98.7	30.1	95.4
福生市	7,842	419	8,262	7,719	158	7,878	98.4	37.7	95.4
三鷹市	34,269	1,774	36,044	33,841	520	34,361	98.8	29.3	95.3
府中市	47,538	2,267	49,805	46,893	565	47,459	98.6	24.9	95.3
東村山市	20,180	1,092	21,273	19,881	313	20,194	98.5	28.7	94.9
東大和市	12,065	692	12,758	11,890	213	12,103	98.6	30.8	94.9
武蔵野市	36,816	2,157	38,974	36,422	477	36,900	98.9	22.1	94.7
町田市	66,329	3,452	69,782	65,298	784	66,082	98.4	22.7	94.7
武蔵村山市	9,886	560	10,447	9,721	151	9,872	98.3	27.0	94.5
青梅市	20,062	1,642	21,705	19,717	468	20,186	98.3	28.5	93.0
合計	684,109	31,235	715,345	675,693	8,805	684,499	98.8	28.2	95.7

(市より入手した「市町村徴収実績調書集計」より監査人が作成)

東京都 26 市全体の収納率は、2011 年度が 95.3%、2012 年度が 95.7%であった。町田市の収納率は、2011 年度、2012 年度いずれも 94.7%となっており、東京都 26 市全体の収納率を下回っている。一部の市が 97%以上であること、また、全体での順位をみると、町田市の収納率は低いといえる。

② 東京都 26 市の収入未済額と不納欠損額の状況

収入未済額、不納欠損額についても同様の分析を行った。

町田市の収入未済額は、2011 年度が 3,483 百万円、2012 年度が 3,323 百万円で、いずれも八王子市に次いで東京都 26 市の中では 2 番目に大きい額となっている。

東京都 26 市全体の調定額に対する収入未済額の比率は、2011 年度が 4.39%、2012 年度が 3.97%で、町田市の同比率は、2011 年度が 4.99%、2012 年度が 4.76%である。

町田市の収入未済額は、他市と比較して金額が大きく、調定額に対する比率も高い。

町田市の不納欠損額は、2011 年度が 225 百万円、2012 年度が 381 百万円である。

他市と比較して調定額が多額であることもあり、不納欠損額は多額となっている。

東京都26市全体の調定額に対する不納欠損額の比率は、2011年度が0.32%、2012年度が0.36%で、町田市の同比率は2011年度が0.32%、2012年度が0.55%である。

不納欠損処分は事案ごとに個別に生じるものであり、また、大口事案の発生等により年度ごとのばらつきが生じているものと考えられる。

2011年度、2012年度のデータを用いて、他市と比較したところ、町田市は収納率が低く、調定額に対する収入未済額比率は高い。また金額的にも調定額が多額であることも影響して、収入未済額は多額であり、不納欠損額も多額となっている。

表 36 2011年度市町村徴収実績調書集計(決算期)2012年5月末現在) (単位:百万円、%)

市名	調定額合計	収入未済額	不納欠損額	収入未済率	不納欠損率
	A	B	C	B/A	C/A
青梅市	22,332	1,642	152	7.36	0.68
福生市	8,426	476	38	5.66	0.46
東大和市	12,834	712	47	5.55	0.37
武蔵野市	39,676	2,201	247	5.55	0.62
武蔵村山市	10,616	564	69	5.32	0.65
東村山市	21,249	1,097	149	5.16	0.70
町田市	69,852	3,483	225	4.99	0.32
三鷹市	36,387	1,796	131	4.94	0.36
八王子市	93,466	4,528	218	4.84	0.23
小金井市	20,915	953	41	4.56	0.20
府中市	49,941	2,226	143	4.46	0.29
狛江市	11,940	492	47	4.12	0.40
稲城市	14,560	598	41	4.11	0.29
昭島市	19,731	805	71	4.08	0.36
小平市	30,302	1,219	63	4.02	0.21
調布市	43,478	1,736	138	3.99	0.32
西東京市	31,435	1,250	81	3.98	0.26
あきる野市	11,032	429	33	3.90	0.30
羽村市	10,607	400	19	3.78	0.18
国分寺市	22,455	734	27	3.27	0.12
日野市	29,450	957	104	3.25	0.35
東久留米市	16,739	544	34	3.25	0.20
立川市	38,255	1,196	91	3.13	0.24
清瀬市	9,491	294	21	3.11	0.23
多摩市	29,304	849	47	2.90	0.16
国立市	14,523	335	14	2.31	0.10
合計	719,008	31,529	2,304	4.39	0.32

(市より入手した「市町村徴収実績調書集計」より監査人が作成)

表 37 2012 年度市町村徴収実績調査集計(決算期)2013 年 5 月末現在) (単位:百万円、%)

市名	調定額合計	収入未済額	不納欠損額	収入未済率	不納欠損率
	A	B	C	B/A	C/A
青梅市	21,705	1,385	133	6.39	0.61
武蔵村山市	10,447	525	49	5.03	0.48
武蔵野市	38,974	1,943	133	4.99	0.34
東大和市	12,758	616	38	4.83	0.30
町田市	69,782	3,323	381	4.76	0.55
八王子市	92,654	4,089	215	4.41	0.23
府中市	49,805	2,195	152	4.41	0.31
小金井市	20,831	907	40	4.35	0.20
三鷹市	36,044	1,551	133	4.30	0.37
東村山市	21,273	898	183	4.23	0.86
稲城市	14,498	562	34	3.88	0.24
福生市	8,262	313	73	3.79	0.89
西東京市	31,532	1,184	55	3.75	0.17
調布市	43,773	1,629	154	3.72	0.35
昭島市	19,067	705	63	3.70	0.33
小平市	31,177	1,066	128	3.42	0.41
羽村市	10,567	360	34	3.41	0.33
あきる野市	10,931	371	40	3.40	0.37
狛江市	11,778	399	44	3.39	0.38
清瀬市	9,306	314	27	3.38	0.30
国分寺市	22,200	690	31	3.11	0.14
日野市	29,679	880	106	2.97	0.36
東久留米市	16,494	469	54	2.85	0.33
立川市	38,938	1,088	116	2.79	0.30
多摩市	28,304	706	73	2.50	0.26
国立市	14,552	208	42	1.43	0.29
合計	715,345	28,388	2,546	3.97	0.36

(市より入手した「市町村徴収実績調査集計」より監査人が作成)

1. 債権管理体制

(1) 現状

市税の収納事務及び滞納整理事務を所管する納税課は、収納係と整理係に分かれている。

収納係は係長を含め 20 人で構成されており、整理係は係長を含め 26 人で構成されている。

表 38 債権管理体制の概要(2013 年度現在)

項目	内容	
債権管理事務担当	財務部納税課収納係	財務部納税課整理係
債権管理事務担当の人員数	20 人(係長含む)	26 人(係長含む)
債権管理システム	税総合システム	
債権管理台帳	税総合システムによる管理	

債権管理システムである「税総合システム」は、2006 年 12 月に稼働したものである。同システムには、納税者の課税、納付に関するすべての事項が入力され管理されている。滞納が生じたときには督促状の発付や催告書の発付等も、同システムより、あるいは同システムのデータを抽出して行われており、納税者への各文書の送付状況を一覧することが可能となっている。また、滞納等により個別対応が必要となった場合には、当該対応事務を具体的に入力し、後日の事務の参考となるように自由記載欄も設けられている。当該自由記載欄は「経過記録一覧」として、画面上で確認できるとともに、紙面出力も可能である。

① 収納係

収納係は、収納処理、消込・還付及び督促状、催告書の発付までの事務を行っており、消込班、庶務班、電算班、口座振替班に分かれている。各班の事務概要は次表のとおりである。

表 39 収納係の概要(2013 年度現在)

班	事務の概要	班	事務の概要
消込班	収納金の消込 督促状・催告書の発付 過誤納還付処理	電算班	システム管理 課内 OA 機器等の管理 データ管理
庶務班	予算執行・管理 文書管理等課内庶務 納税貯蓄組合 実績・統計事務 他市等照会文書回答 納税証明 郵便、現金書留等入金処理		

② 整理係

整理係は、滞納が生じた案件について、各種調査、個別対応、差押、公売等の滞納整理事務を行っており、庶務調査班、整理班、高額公売班に分かれている。各班の事務概要は次のとおりである。高額公売班は 2013 年度に新設されており、高額滞納者に対する滞納整理事務及び公売等の事務を行っている。

表 40 整理係の概要 (2013 年度現在)

班	事務の概要	班	事務の概要
庶務調査班	死亡者管理 ファイリング 分納管理 督促公示 宛名管理 返戻処理 各種調査 定期債権の処理	整理班	担当地区の滞納整理 搜索の計画・実施 分納履行管理
		高額公売班	不動産公売 インターネット公売 高額案件の滞納整理 搜索の計画・実施

③ 職員の在籍期間の比較

滞納整理事務を行う際には、特有の法的知識のほかに、手法の蓄積、対応の平準化、公平化、類似案件の斟酌等、経験や知識の蓄積が重要になると考えられる。これらは文書化により共通規範とすることも考えられるが、すべてを文書化することは困難かつ非効率であると考えられるため、職員の知識の蓄積、組織としての蓄積が重要になる。

職員の在籍期間については、市全体の事務量と職員数、市の職員育成方針もあることから、一概に論じることは困難であるが、一つの参考数値として、職員の在籍期間について他の自治体との比較を行った。

市の納税課職員の平均在職年数を調査したところ、直近では課全体で 2.7 年、収納係は 3.1 年、整理係は 2.4 年であった。課全体の平均在職年数は徐々に増加しており、収納係に比べて整理係の年数が少ない。

表 41 納税課平均在籍年数 (各年度 4 月 1 日時点) (単位:年)

項目	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
収納係	3.2	2.5	3.0	3.1
整理係	2.1	1.9	2.2	2.4
課全体	2.4	2.3	2.6	2.7

(納税課資料より)

※ 東京都の調査との比較

東京都は、都内の各自治体に対して「個人住民税徴収の現状に関する調査」(以下「東京都調査」という。)を行っており、その中で「職員の異動サイクル(滞納整理部門一般職員)についての調査(以下「異動サイクル調査」という。)を行っている。

東京都調査の結果と、町田市の状況の比較を行った結果を次表に示す。

表 42 東京都調査の結果と町田市の状況の比較（2012 年度調査）

項目	東京都全体 平均	東京都区部 平均	東京都 26 市 平均	町田市
職員在籍期間	4.0 年	4.0 年	4.1 年	2.4 年
整理部門職員数（課長級・非常勤含む）	21 人	36 人	17 人	26 人
全滞納者数	13,219 人	25,863 人	8,419 人	21,988 人

（注）東京都区部では、一部の税目（固定資産税等）については都税事務所が所管しているため、区役所所属の職員数、滞納者数は相応して少なくなる。

異動サイクル調査の結果と市の納税課整理係の職員在職期間を比較したところ、東京都 26 市の平均 4.1 年に対して、町田市は 2.4 年となっており、1.7 年程度町田市の職員在籍期間の方が短くなっている。

町田市の整理部門職員数（課長級・非常勤含む）は、東京都区部平均と東京都 26 市平均の間にあり、全滞納者数は東京都区部平均に近い数値となっている。

※東京都調査の調査項目（2012 年度調査）

- ・ 職員数
- ・ 滞納者数
- ・ 職員一人当たりの滞納者数（滞納繰越分）
- ・ 通常の税目以外の徴収
- ・ 基本方針（徴収における基本的な考え方）設定の有無
- ・ 年間の行動計画
- ・ 職員の育成方針・育成計画
- ・ 異動サイクル（滞納整理部門）
- ・ エキスパート制度又はスペシャリスト制度の有無
- ・ 人材育成における課題
- ・ 定例的に行っている財産調査
- ・ 差押件数
- ・ タイヤロック実施件数（軽自、バイク含む）

④ 2013 年度の納税課の取り組み状況

1) 年度目標と組織・事務の変化

納税課では 2012 年度後半に収納率改善に向けた会議を重ね、組織運営の新たな方針を設定し、2013 年度現在、実施しているところである。

まずは課内の組織を見直し、整理係においては、庶務調査班、整理 1～3 班、高額公売班の 5 班体制とした。庶務調査班、整理班については、滞納整理手法を「自己完結型」から「機能分担型」へ改め、調査と処分を分業化することにより効率的な業務を行うこととした。高額公売班については、高額案件について、より専門的な取り組みを行っていくこととした。また、新たな滞納を発生させないための対策として、整理係のみならず収納係を含めた課全体で取り組みを行うこととした。

見直された組織は、①課全体で取り組む、②折衝の機会を増やす、③PR に力を入れることを基本方針として、戦略会議等を通じて取り組みを決定し、課全体が一丸となって滞納整理業務に取り組むこととした。

事務の変化について具体例をいくつかあげるとすれば、①機能分担とスケジュール化により各職員の事務内容が、ある程度均質的になることで、単位時間の事務量の増加につながったこと、②いくつかの様式がある催告書の文面を一部見直し、市の強い意志を示す様式の催告書(最終催告書、差押予告等)の送付対象範囲を拡大したことで、滞納者の意識の向上を図ることにつながったことなどがあげられる。

2)滞納者との折衝、差押

上記の取り組みの結果、滞納者との折衝記録数が4月から10月までの前年同期比で5,102件(8.3%)増加している。

また、差押件数も441件と前年同期の163件に比べて278件増加している。

表 43 滞納者との折衝記録数と差押件数の増加状況(4月から10月までの実績) (単位:件)

項目	2012年度 (A)	2013年度 (B)	増減 (B-A)	前年度比 (B/A)
滞納者との折衝記録数	61,259	66,361	5,102	108.3%
差押件数	163	441	278	270.6%

(納税課資料より)

3)収納率、収入額の改善

これらの取り組みの効果もあって、10月31日時点の滞納繰越分の収納率は23.0%となっている。この数値は、次表のとおり、過去5年間の傾向からみて大きく改善している。

滞納繰越分の収入額も10月31日時点で763,989千円となっており、同様に大きく改善している。

表 44 滞納繰越分の各年度10月31日時点の収納状況 (単位:千円)

項目	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
10月31日時点の収納率	16.7%	16.7%	15.1%	13.8%	23.0%
10月31日時点の収入額	474,553	533,965	505,475	482,781	763,989
調定額	2,846,656	3,196,911	3,352,912	3,500,589	3,323,534
決算時の収納率	27.2%	26.4%	23.6%	22.7%	—

(注) 数値は全て滞納繰越分に関するもの。

(納税課資料より)

4)今後の方向性

既に事務効率の改善や、催告書の様式や送付対象範囲の拡大を行っていることから、今後、今回と同じことを繰り返しても、今回のような大きな改善は見込めないものと納税課も認識している。

このため、現在も行われている滞納者の現状と傾向の分析事務を通じて、全体としての収納率の向上につながるよう、また、公平性にも配慮した取り組みを、年度ごとに新たに定め直して実施していくことが必要になると考えられる。

(2) 監査の結果及び意見

① 滞納整理事務担当職員の在籍年数と経験や知識の蓄積について【意見】

滞納整理事務を行う際には、特有の法的知識のほかに、手法の蓄積、対応の平準化、公平化、類似案件の斟酌等、経験や知識の蓄積が重要であり、文書化による共有化のほかに、職員の知識の蓄積、組織としての蓄積が重要と考える。

職員の在籍期間については、市全体の事務量と職員数、市の職員育成方針等もあることから一概に論じることは困難であるが、一つの参考数値として、職員の在籍期間について他の自治体との比較を行ったところ、東京都 26 市の平均 4.1 年に対して、町田市は 2.4 年となっており、1.7 年程度町田市が短い状況であった。

また、納税課内だけを見ても、直近では課全体で 2.7 年、収納係は 3.1 年、整理係は 2.4 年であったことから、滞納整理事務を行う職員の平均在職年数が短いといえる。

このことについては、まずは平均在職年数を増加することが考えられる。また、課で対応可能なこととしては、収納係と整理係の職員配置の工夫及び、整理係の長期在籍者からの知識、経験の課全体への伝達、マニュアルの整備による事務の平準化、効率性の向上が考えられる。

平均在職年数が少ないことを念頭に置き、必要十分な事務が実施できるよう、他の自治体に比べ、より一層の工夫を加えた組織運営が必要である。

なお、納税課では 2012 年度後半に収納率改善に向けた会議を重ね、組織運営の新たな方針を設定し、2013 年度現在、実施しているところであり、収納率、収入額が改善していることを付記する。

2. 収納事務

(1) 現状

① 納付方法別収納状況

次表は、市・都民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税について、2009年度から2012年度までの納付方法別収納状況の推移を示したものである。

表 45 市税の納付方法別収納状況の推移 (単位: 件、千円)

項目	合計		コンビニ納付		口座振替		その他		
	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数		
	収納額	収納額	収納割合 (%)	収納額	収納割合 (%)	収納額	収納割合 (%)		
市・都民税(普通徴収)	2012年度	269,485	103,971	38.6	55,863	20.7	109,651	40.7	
		8,050,707	1,516,917	18.8	2,608,903	32.4	3,924,887	48.8	
	2011年度	266,869	83,634	31.3	56,662	21.2	126,573	47.4	
		7,972,811	1,278,168	16.0	2,588,593	32.5	4,106,050	51.5	
	2010年度	304,058	72,268	23.8	56,986	18.7	174,804	57.5	
		8,028,507	716,444	8.9	1,551,640	19.3	5,760,423	71.7	
	2009年度	348,275	67,889	19.5	73,726	21.2	206,660	59.3	
		16,979,025	1,883,790	11.1	5,360,672	31.6	9,752,319	57.4	
	固定資産税・都市計画税	2012年度	514,748	106,349	20.7	195,254	37.9	213,145	41.4
			28,588,273	2,530,015	8.8	9,794,570	34.3	16,263,687	56.9
		2011年度	509,787	93,381	18.3	191,807	37.6	224,599	44.1
			29,571,714	2,361,109	8.0	10,091,786	34.1	17,118,819	57.9
2010年度		516,100	80,942	15.7	187,823	36.4	247,335	47.9	
		29,304,200	2,014,477	6.9	9,880,314	33.7	17,409,409	59.4	
2009年度		505,776	67,245	13.3	183,968	36.4	254,563	50.3	
		29,254,771	1,621,976	5.5	9,618,562	32.9	18,014,233	61.6	
軽自動車税		2012年度	74,694	43,895	58.8	2,746	3.7	28,053	37.6
			279,499	157,410	56.3	10,405	3.7	111,684	40.0
		2011年度	73,901	41,969	56.8	2,696	3.6	29,236	39.6
			272,023	148,283	54.5	10,198	3.7	113,542	41.7
	2010年度	75,955	40,298	53.1	2,688	3.5	32,969	43.4	
		266,330	140,140	52.6	10,133	3.8	116,058	43.6	
	2009年度	75,147	37,998	50.6	2,550	3.4	34,599	46.0	
		264,024	128,756	48.8	9,746	3.7	125,522	47.5	

(納税課資料より)

市では、従来から行われている窓口納付、金融機関での納付書納付、口座振替のほかに、2005年度から軽自動車税についてコンビニエンスストアでの納付(以下「コンビニ納付」という。)を導入し、2009年度にはコンビニ納付の対象を市・都民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税に拡大した。また、2013年度には、軽自動車税、市・都民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税を対象にペイジー口座振替受付サービスとモバイルレジを導入している。

なお、ペイジー口座振替受付サービスとは、市役所内に設置している端末にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力することにより、口座振替の申し込みを行えるようにする

サービスである。また、モバイルレジとは、携帯電話のカメラで納付書に印刷されているコンビニエンスストア用バーコードを読み取り、ネットバンキング契約口座から振り替えるものである。

表 46 納付方法の多様化のための各種納付方法導入年度

項目	軽自動車税	市・都民税 (普通徴収)	固定資産税 ・都市計画税
コンビニ納付	2005 年度	2009 年度	2009 年度
ペイジー口座振替受付サービス、モバイルレジ	2013 年度	2013 年度	2013 年度

市税全体の収納率を向上させていくためには、まずは現年度調定分の収納率を向上させることが考えられる。収納率を向上させるには、納付方法の多様化による納税機会の増加と、口座振替比率、特別徴収比率の向上等が考えられる。

この調査によると、市・都民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税ともに、コンビニ納付が増加傾向にあり、特に軽自動車税については直近年度の件数で 58.8 %、金額で 56.3%がコンビニ納付となっている。

金額が多額となる固定資産税・都市計画税は口座振替の比率が高いが、これも増加傾向にあり、直近年度の件数で 37.9%、金額で 34.3%に達している。

② 延滞金

納期限までに完納されない場合の対応として、延滞金の徴収事務が行われる。

延滞金はシステムで自動計算されており、滞納が生じた場合には、滞納期間に応じて延滞金額が計算され、徴収事務に反映される。

これらのヒアリング等により収集した事務の状況について、抽出サンプル(「4. 滞納整理事務(1)⑨ サンプルの抽出」を参照のこと。)を調査したところ、例外となる事案は見られなかった。

③ 市税の納付方法別収納状況についての他市比較

市税の概要などをホームページで公開している近隣自治体で、納付方法別の収納状況が把握可能な船橋市、市川市、川口市の 3 市と町田市と比較した結果を記載する。

なお、これら近隣自治体の公表数値については、たとえば、市民税のみを記載している自治体と市・県民税で記載している自治体がある等、集計対象に差異があり、必ずしも画一的な比較とはなっていない。

市民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税を合計した町田市の 2012 年度の口座振替金額割合は 33.6%であった。市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税を合計した口座振替金額割合をみると、船橋市が 33.3%、市川市が 42.8%、川口市が 44.1%であり、今回の事例の中では町田市の口座振替割合は低位であるといえる。

同様に、町田市のコンビニ納付割合は、合計で 2012 年度 11.4%であったが、他市の事例をみると、船橋市 13.9%、川口市 9.0%であることから、今回の事例の中では町田市のコンビニ納付割合は中位であるといえる。

第4 監査の結果及び意見「Ⅱ. 市税」

税目別にみると町田市は、軽自動車税のコンビニ納付割合が、件数(58.8%)、金額(56.3%)ともに高く、比較的少額を納付する軽自動車税について、コンビニ納付が効果をあげているといえる。

表 47 町田市の納付方法別収納状況(2012 年度分) (単位:件、百万円)

項目	合計		コンビニ納付		口座振替		その他	
	件数	収納額	件数	収納割合 (%)	件数	収納割合 (%)	件数	収納割合 (%)
市民税 (普通徴収)	269,485	103,971	38.6%	55,863	20.7%	109,651	40.7%	
	8,050	1,516	18.8%	2,608	32.4%	3,924	48.8%	
固定資産税・ 都市計画税	514,748	106,349	20.7%	195,254	37.9%	213,145	41.4%	
	28,588	2,530	8.8%	9,794	34.3%	16,263	56.9%	
軽自動車税	74,694	43,895	58.8%	2,746	3.7%	28,053	37.6%	
	279	157	56.3%	10	3.7%	111	40.0%	
合計	858,927	254,215	29.6%	253,863	29.6%	350,849	40.8%	
	36,918	4,204	11.4%	12,413	33.6%	20,300	55.0%	

表 48 船橋市の納付方法別収納状況(2012 年度分) (単位:件、百万円)

項目	合計		コンビニ納付		口座振替		その他	
	件数	収納額	件数	収納割合 (%)	件数	収納割合 (%)	件数	収納割合 (%)
市・県民税 (普通徴収)	354,971	111,323	31.4%	70,314	19.8%	173,334	48.8%	
	15,173	3,616	23.8%	4,366	28.8%	7,190	47.4%	
固定資産税・ 都市計画税	783,342	121,021	15.4%	305,070	38.9%	357,251	45.6%	
	39,265	3,843	9.8%	13,868	35.3%	21,552	54.9%	
軽自動車税	86,068	43,607	50.7%	3,579	4.2%	38,882	45.2%	
	347	173	50.0%	20	6.0%	152	44.0%	
合計	1,224,381	275,951	22.5%	378,963	31.0%	569,467	46.5%	
	54,786	7,634	13.9%	18,255	33.3%	28,896	52.7%	

表 49 市川市の納付方法別収納状況(2012 年度分) (単位:人、百万円)

項目	合計		コンビニ納付		口座振替		その他	
	納税義務者数	収納額	納税義務者数	収納割合 (%)	納税義務者数	収納割合 (%)	納税義務者数	収納割合 (%)
市民税 (普通徴収)	105,996	—	—	—	25,489	24.0%	80,507	76.0%
	10,156	—	—	—	3,913	38.5%	6,243	61.5%
固定資産税・ 都市計画税	137,910	—	—	—	70,345	51.0%	67,565	49.0%
	32,490	—	—	—	14,431	44.4%	18,059	55.6%
軽自動車税	47,152	—	—	—	1,561	3.3%	45,591	96.7%
	208	—	—	—	6	3.3%	201	96.7%
合計	291,058	—	—	—	97,395	33.5%	193,663	66.5%
	42,855	—	—	—	18,351	42.8%	24,504	57.2%

(注) 納税義務者数での公表となっているため、納税義務者数を記載している。また、コンビニ納付のデータが公表されていないため、その他に含めて表示している。

表 50 川口市の納付方法別収納状況(2012 年度分) (単位:件、百万円)

項目	合計		コンビニ納付		口座振替		その他	
	件数	収納額	件数	収納割合 (%)	件数	収納割合 (%)	件数	収納割合 (%)
	—	—	—	—	—	—	—	—
市・県民税 (普通徴収)	— 16,587	— 2,586	97,693 15.6%	— 15.6%	107,474 39.5%	— 39.5%	— 7,445	— 44.9%
固定資産税・ 都市計画税	— 42,264	— 2,544	114,659 6.0%	— 6.0%	351,125 46.3%	— 46.3%	— 20,163	— 47.7%
軽自動車税	— 371	— 172	44,168 46.4%	— 46.4%	2,801 2.8%	— 2.8%	— 188	— 50.8%
合計	— 59,223	— 5,304	256,520 9.0%	— 9.0%	461,400 44.1%	— 44.1%	— 27,797	— 46.9%

(注) 件数のデータの一部分が公表されていないため、当該箇所を「—」としている。

(2) 監査の結果及び意見

① 口座振替の推進について【意見】

口座振替の収納割合(収納額ベース)を税目別にみると、町田市の市民税(普通徴収)は 32.4%である。これは船橋市(市・県民税)の 28.8%は上回っているが、市川市(市民税)の 38.5%や川口市(市・県民税)の 39.5%を下回っている。

固定資産税・都市計画税に関しては、町田市の収納割合(収納額ベース)は 34.3%であるが、これは、船橋市(35.3%)、市川市(44.4%)、川口市(46.3%)を下回っている。

軽自動車税に関しては、町田市の収納割合(収納額ベース)は 3.7%で、市川市(3.3%)、川口市(2.8%)を上回っているが、船橋市(6.0%)を下回っている。

以上の状況を見る限り、町田市は、各税目とも口座振替の収納率を向上させる余地があるのではないかとと思われる。

口座振替は、徴収コストをトータルで考えた場合にコンビニ納付よりも有利といわれており、納付窓口のように地理的な偏在性など関係ない。当面は口座振替励行策を着実に実施していくことが望ましい。

また、軽自動車税については少額であるとともに件数が多く、コンビニ納付等、納税者の納付機会を拡充することが重要であると考えられる。よって、引き続き、その他の納付方法の検討についても、費用対効果を勘案しながら進められたい。

3. 督促・催告

(1) 現状

① 督促状発付のタイミング

市における収納関係の業務フローでは、督促状の発付業務までを収納係が行い、それを受けて滞納者への対応は整理係が行っている。

督促について、事務の現状を把握するため、納期限までに完納しない納税者に対する対応及び督促状の発付に係る業務フローについてヒアリングを実施した。その結果は次のとおりである。

町田市の市税に対する督促状の発付は、大きく次の3つに分けられる。

- 1) 市・都民税の普通徴収分、固定資産税・都市計画税、軽自動車税は、納期限が月末（月末が金融機関の休日の場合は休日明け）であるため、納期限の翌月下旬に督促状を発付する。仮に月末が土日で月頭に納期限が来ている場合は、納期限と同月の末に発付することになる。このため通常、納期限の1ヶ月以内に督促状を発付することになる。
- 2) 市・都民税の特別徴収分は、納期限が納付対象月の翌月10日（例えば9月分であれば10月10日が納期限。10日が休日の場合は休日明け）であるため、納付対象月の翌々月中旬に督促状を発付している（9月分の督促状は11月中旬に発付）。
- 3) 法人市民税と事業所税は、納期限は基本的に月末であるが、納期限の翌々月（月末が休日で納期限が翌月初めになった場合は、納期限の翌月）の月上旬に督促状を発付している（9月末納期限のものに対しての督促状は11月上旬に発付）。

以上より、市・都民税の普通徴収分、固定資産税・都市計画税、軽自動車税については基本的に督促状の発付は納期から1ヶ月以内に行っているが、市・都民税の特別徴収分、法人市民税、事業所税については1ヶ月以上経過後に発付していることになる。

表 51 督促状発付時期

税目	督促状発付時期
市・都民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税	納期限の翌月下旬発付
市・都民税(特別徴収分)	納付対象月の翌々月中旬発付
法人市民税、事業所税	納期限の翌々月上旬発付

地方税法では、督促状は納期限後20日以内に発付するとされているが、現状は上記のタイミングで行われている。これは、納期限を数日過ぎて支払いを行う市民が多数おり、また、各所で収納されたデータがシステムに反映されるまでには3～10日程度の日数を要するため、納期限後20日以内の発付ということを厳密に守ろうとすると、それだけ納付と行き違いで督促状を送ってしまう件数が多くなり、無用な問い合わせやトラブルが生じることが考えられるからである。

② 督促状の発付実績

次表は、最近4年間の督促状の発付実績を示したものである。
督促状は、発付件数、発付率いずれも減少傾向にある、

表 52 督促状発付状況 (単位:件)

項目		2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
市・都民税	調定件数	658,581	631,236	625,836	622,051
	発付件数	87,464	79,313	76,330	76,261
	発付率	13.3%	12.6%	12.2%	12.3%
法人市民税	調定件数	12,590	11,424	16,666	17,107
	発付件数	1,153	1,144	1,076	1,016
	発付率	9.2%	10.0%	6.5%	5.9%
固定資産税・都市計画税	調定件数	507,796	514,008	518,495	522,274
	発付件数	46,704	48,585	47,250	46,533
	発付率	9.2%	9.5%	9.1%	8.9%
軽自動車税	調定件数	77,750	78,389	78,563	78,803
	発付件数	13,820	13,510	12,821	12,525
	発付率	17.8%	17.2%	16.3%	15.9%
諸税	調定件数	422	733	442	437
	発付件数	21	21	18	12
	発付率	5.0%	2.9%	4.1%	2.7%

(町田市「市税概要」より)

③ 督促状の作成と発付の手順

督促状の作成と発付の手順は次のとおりである。

1) 市・都民税(普通徴収分及び特別徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税

納期限が到来しているものをシステムで抽出し、そのデータを発付の4日ほど前に委託業者に渡して督促状の作成を依頼している。委託業者の事業所には督促状印刷用の用紙と封筒が置いてあり、印字から封入封緘までを行い、発付前日に市に納品される。市では発付の前日までに収納が確認できた分を引き抜いた上で督促状を発付する。

2) 法人市民税、事業所税

対象件数が少ないなどの理由から、システムから対象者を抽出した後の作成処理については、自庁にて印刷から封入封緘までを行っている。他の税と同じように、発付前には引き抜き処理を行ってから発付する。

これらの事務においては、該当者全員分の督促状兼納付書を打ち出す作業がシステムに依拠して行われており、督促状は網羅的に発付されている。ただし、諸事情により、個別に督促作成止め処理を行うものがあり、この場合は督促状の発付対象にはならない。これらについては、システムで年に1回、督促未発付リストを作成し内容を確認している。督促止め処理を行う理由がなくなったものは、その処理を解除して督促状を発付している。

④ 督促未発付リスト

督促止め処理をしている督促状未発付案件について、直近に出力したリスト(2013年4月8日現在)を入手し、調査した。

件数は合計で2,053件、最高税額は1,394千円(2012年度納期限分、滞納処分停止済)、概ね100千円未満となっている。諸事情の主なものには滞納処分停止済、本人の死亡、繰上徴収であった。最も古いものは1994年度納期限分(本税46千円延滞金122千円)であり、これは滞納処分停止済のものであった。

⑤ 督促の事務について

以上、督促の事務につき、督促状発付の網羅性については、システム的な対応と、システムに依拠した事務フローの確認、及びサンプル調査によって、適切に行われているとの心証を得た。

⑥ 催告書の送付状況

催告には、文書による方法(文書催告)、電話による方法(電話催告)及び滞納者を直接訪問する方法(訪問催告)などがある。

表 53 催告書の送付月(2012年度)

税目	催告書の送付月
市・都民税(特別徴収分)	4月、11月
市・都民税(普通徴収分) 固定資産税・都市計画税、軽自動車税	4月、9月、10月、12月、2月、3月
法人市民税	8月、12月

催告書の送付は、納期限及び督促状発付状況も踏まえ、例年、前表に示した月に行われている。なお、市・都民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の10月、12月、3月は現年度未納分催告書のみ、4月、9月、2月は過年度未納分催告書を送付している。

次表は、近年の催告書送付実績を示したものである。

表 54 催告書の送付状況 (単位:回、件)

項目		2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
市・都民税	送付回数	5	6	6	7
	送付件数	94,123	101,736	104,924	100,637
法人市民税	送付回数	2	2	2	2
	送付件数	2,451	2,522	2,542	2,702
固定資産税・都市計画税	送付回数	5	5	5	6
	送付件数	27,386	30,669	33,392	32,600
軽自動車税	送付回数	5	5	5	6
	送付件数	49,904	51,618	52,022	52,832
諸税	送付回数	2	2	2	3
	送付件数	8	10	13	12

(町田市「市税概要」より)

督促状の送付件数が減少傾向にあるのに対して、催告書の送付件数は増加傾向にある。このことについては、市が計上している収入未済額の増加にみられるように、過年度からの繰越案件の増加によるものと考えられる。

⑦ 催告書の作成と送付の手順

市・都民税（普通徴収分及び特別徴収分）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、法人市民税、事業所税の催告書の作成と送付の手順は、原則として前述した督促状の作成と発付の手順と同様である。

また、電話催告の状況は次表のとおりである。事務の見直しにより、近年電話催告を増やしていることが読み取れる。なお、市では訪問催告は行っていない。

表 55 電話催告件数の推移 (単位:件)

項目	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
課職員	187	388	1,023	3,460
その他	—	—	—	—
合計	187	388	1,023	3,460

(納税課資料より)

⑧ 委託

市では、過去に電話催告業務を民間のコールセンターに委託したが、業務管理や電話催告後のフォローによる事務量の増加により、その効果が確認できなかった経緯がある。

(2) 監査の結果及び意見

① 催告の効果の検討について【意見】

催告書送付のタイミングと回数、電話催告の回数について、必要十分なものであるのか検討が必要である。

催告書の送付は税目によっては年に2回、あるいは現年度分と過年度分を別に送付しているが、納税者に対する市の意思表示として十分であるかを、事務量と職員数の比較考量から検討することが望ましい。

4. 滞納整理事務

(1) 現状

① 財産調査の状況

財産調査とは、督促状を送付し、催告を実施しても納付がない場合等に、滞納者に対する差押に先立ち、差押の対象となりうる財産の有無やその価値等を調査することをいう。

納税課整理係では、滞納額や折衝状況等を勘案し、財産調査を実施している。

「⑨ サンプルの抽出」に記載した抽出サンプルを検討したところ、主として、預金、生命保険、給与の調査が行われているとの印象を受けた。

② 差押の状況

次表は、町田市の差押の状況を示したものである。

差押が可能となった時点で徴税吏員は、滞納者の財産を差し押さえなければならない（地方税法 331 条 I 等）。市の差押実績は減少傾向にあり、差押の対象は換価容易な債権を中心としていることが把握できる。なお、表の「動産」はバイク等であり、「債権」は預金・生命保険解約返戻金等、「その他」は自動車、船舶等である。

表 56 差押の内訳別件数と金額の推移

(単位: 件、千円)

区分	項目 内訳	2008 年度		2009 年度		2010 年度		2011 年度		2012 年度	
		件数	金額								
差押	動産	5	22,803	—	—	1	1,328	—	—	3	5,914
	有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	債権	520	646,237	590	528,505	498	423,171	286	233,892	325	241,464
	不動産	110	87,679	113	130,761	83	72,025	61	53,791	79	90,787
	電話加入権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	1	736	—	—	4	13,142	2	2,021
	合計	635	756,720	704	660,003	582	496,525	351	300,826	409	340,188
充当	動産	8	526	13	293	1	280	—	—	3	55
	有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	債権	370	78,684	488	78,814	485	74,633	333	68,879	304	61,244
	不動産	—	—	1	92,840	1	29,236	—	—	—	—
	電話加入権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1,909
	合計	378	79,211	502	171,948	487	104,149	333	68,879	308	63,209

(町田市「市税概要」より)

差し押さえた財産は、その後、滞納者の自主納付等により、差押解除されることもある。このため、差押財産の一部が換価充当されることとなるが、その額は前表下段に示すとおり、直近 5 年間では 63 百万円から 171 百万円の間で推移している。

収入未済となっている税額の推移を再掲すると、収入未済額に対して差押対象となっているものは、金額、比率ともに減少している。

表 57 収入未済額の推移 (単位:千円)

項目	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	
					決算額	割合
1) 市民税	2,037,987	2,227,248	2,295,437	2,409,927	2,298,428	69.3%
個人分	1,971,103	2,151,525	2,217,671	2,303,432	2,188,893	66.0%
法人分	66,883	75,723	77,765	106,494	109,535	3.3%
2) 固定資産税	638,044	769,863	842,537	851,365	810,584	24.4%
3) 軽自動車税	37,927	39,425	41,047	41,425	40,209	1.2%
4) たばこ税	—	—	63	—	—	—%
5) 事業所税	2,075	2,852	828	4,659	3,243	0.1%
6) 都市計画税	129,133	155,563	171,539	173,639	166,165	5.0%
7) その他	—	—	—	—	—	—%
合計	2,845,168	3,194,953	3,351,453	3,481,016	3,318,630	100.0%

③ 近隣自治体の状況

前述した東京都調査では、都下自治体の差押状況に関する調査結果も示されている。次表は、東京都調査に基づき、差押件数についての町田市と各自治体との比較を示したものである。

この比較では、町田市は全体として差押件数が少なく、特に債権(預金等)の差押件数が少ないことが把握できる。

表 58 差押件数比較「個人住民税徴収の現状に関する調査」集計結果 2011 年度分 (単位:件)

項目	動産・有価証券	債権	不動産	自動車その他	計
市部平均	6	555	66	3	630
市部最多	27	(注1)1,170	(注2)362	20	—
区部平均	6	1,336	68	11	1,421
区部最多	64	(注3)6,099	(注4)166	151	—
町田市	—	286	61	4	351

(注1)立川市 (注2)八王子市 (注3)世田谷区 (注4)足立区

④ 差押対象財産の種類の特充

市は2013年度から給与差押も強化して積極的に行っている。給与差押は他の自治体でも多くの実施事例があるが、市としても差押対象財産の範囲を広げることで、効率的・効果的な差押事務を実施できるよう、見直しが行われたところである。

表 59 差し押さえることができる財産の要件 (国税徴収基本通達 国税徴収法 47 条関係)

内容	
財産の所在	地方税法、国税徴収法等の法律の施行地域内にあること
財産の帰属	差押をする時に滞納者に帰属していること
財産の金銭的価値	金銭的価値を有すること
財産の換価性	譲渡または取立ができること

⑤ 差押に至るまでの期間

法定納期限(滞納が始まった時)から差押に至るまでの期間について調査を行った。

納税課で使用している税システムから、住民コードごとに、差押期間中最も古い法定納期限から差押日までの日数の合計を差押件数で割って算出した。

この結果、法定納期限から差押に至るまでの期間は、平均して3.76年程度を要していると算出された。

システムからのデータ抽出の便宜上、差押までの日数の起算日を法定納期限にしているため、たとえば4期が未納として残っているとしても1期から未納として計算していることから、平均して数カ月～半年程度長めに算出されているが、それを差し引いても平均して3年程度を要しているものと考えられる。これには、分納を認めた場合に、分納が履行されている場合には差押を執行しない等、案件に応じて対応を図っていることも影響しているとのことであった。

表 60 法定納期限から差押日までの期間

2004年度から現時点(2013年度中)までのデータを使用して計算した。 差押までの日数合計 ÷ 差押件数 = 5,316,660日 ÷ 3,875件 = 1,372日 (3.76年)

(注) データ抽出の便宜上、差押までの日数の起算日を法定納期限としているため、たとえば4期が未納として残っているとしても1期から未納として計算していることから、平均して数カ月～半年程度長めに算出されている。

⑥ 調査委託

納税課では2013年度から、遠隔地の滞納者の調査事務に関し、民間の調査会社(サービサー等)に調査を依頼している。

差押や滞納処分の停止など公権力の行使に当たる部分は市職員が行うが、そのための調査の補助業務という位置づけで各種調査を委託している。

基本的な委託業務内容は次のとおりであり、滞納者やその家族との接触はせずに、外観からわかる範囲での調査を委託している。

- 1) 居住の有無の確認
- 2) 居住家屋の確認(物件概要・管理状況・管理会社など)
- 3) 生活状況の確認(表札・電気メーター・ポスト・車の有無・帰宅状況、周辺の様子など)
- 4) 連絡依頼文書の投函
- 5) 家屋等の写真撮影

⑦ 滞納処分の停止に関する町田市の状況

市では滞納処分の停止とする事実があると認められる案件について、当該案件の滞納処分の停止に関する検討調書を作成し、内部決裁を経たのちに滞納処분을停止している。検討調書の作成と内部決裁については確認した範囲では特段の問題点は検出されなかった。

また、一旦滞納処分の停止となった案件については、他の滞納案件と一緒に管理されているものの、滞納案件全体に対処する事務の有効性、効率性の観点から、滞納処分の停止状態であることのみが確認されている。

各年度に発生した滞納処分の停止案件の人数と金額は次表のとおりである。

表 61 滞納処分の停止事由別の年度別発生件数と金額 (単位:人、千円)

項目	2008年度		2009年度		2010年度		2011年度		2012年度	
	人数	金額								
1号	587	153,143	641	316,688	941	218,221	1,020	243,859	549	100,157
2号	98	7,583	253	29,651	284	35,082	227	31,980	166	24,602
3号	86	6,764	50	4,844	48	3,486	16	370	7	307
計	771	167,493	944	351,186	1,273	256,791	1,263	276,210	722	125,069

(注) 停止事由は1号(無財産等)、2号(生活困窮)、3号(居所不明等)に区分される(地方税法15条の7)。
(納税課資料より)

前表に示すとおり、2008年度から2012年度までの各年度の執行停止発生人数は、722件から1,273件と年度により変動しており、発生金額も125百万円から351百万円までの変動がある。

各年度末の滞納処分の停止金額の残高と件数は次表のとおりである。

表 62 滞納処分の停止案件の税目別各年度末件数と金額 (単位:件、千円)

税目	2008年度		2009年度		2010年度		2011年度		2012年度	
	件数	税額								
個人市民税	6,804	156,511	7,324	229,545	9,618	302,871	10,803	323,700	9,391	209,736
法人市民税	32	2,365	68	5,671	79	5,576	75	5,098	51	3,014
固定資産税	2,070	53,806	2,117	89,768	2,592	112,690	2,805	125,989	2,329	67,786
軽自動車税	816	2,427	849	2,516	1,063	3,179	1,139	3,258	987	2,872
都市計画税	2,060	11,568	2,114	19,251	2,589	24,043	2,805	26,782	2,329	14,453
事業所税	—	—	—	—	—	—	—	—	1	420
合計	11,782	226,678	12,472	346,752	15,941	448,362	17,627	484,827	15,088	298,284

(納税課資料より)

前表には、2008年度から2012年度までの各年度末に計上されている滞納処分の停止案件について、その滞納税額と件数を税目別に示している。件数による集計であるため、同一滞納者が複数案件に関係している場合がある。

個人市民税が件数、金額ともに最も多く、次いで固定資産税、都市計画税が多い。

⑧ 近隣自治体の滞納処分の停止状況

滞納処分の停止中の個人市民税(普通徴収分)の2011年度決算額について、東京都26市の各自治体との比較を行った。規模の比較のために、全ての税目に関する調定額合計を合わせて記載し、比率を計算した。

町田市の滞納処分停止中の金額は東京都26市のなかで最も多額であり、調定額合計に対する比率も比較的が高い。

表 63 執行停止中の個人市民税(普通徴収分)の比較(2011 年度決算額) (単位:千円)

市名	停止中の金額 (A)	停止決議額	不納欠損額	調定額合計 (B)	比率(A/B)
1 羽村市	133,693	33,578	18,041	10,607,862	1.26%
2 東村山市	196,096	93,620	149,022	21,249,243	0.92%
3 昭島市	110,836	46,853	47,239	19,731,978	0.56%
4 狛江市	65,062	44,230	39,092	11,940,428	0.54%
5 青梅市	105,738	36,555	77,958	22,332,834	0.47%
6 町田市	323,700	133,698	168,864	69,852,705	0.46%
7 福生市	38,729	16,105	25,624	8,426,783	0.46%
8 三鷹市(都民税含む)	166,130	70,422	145,083	36,387,029	0.46%
9 清瀬市	39,871	39,871	21,462	9,491,004	0.42%
10 武蔵野市	130,047	46,671	247,105	39,676,888	0.33%
11 調布市	140,409	140,461	138,596	43,478,192	0.32%
12 あきる野市	35,169	25,203	17,041	11,032,328	0.32%
13 東大和市	40,222	17,890	31,890	12,834,012	0.31%
14 立川市	116,153	64,124	58,262	38,255,367	0.30%
15 稲城市	38,022	178	31,036	14,560,106	0.26%
16 八王子市	242,883	3,605	108,915	93,466,921	0.26%
17 東久留米市	37,937	32,880	34,153	16,739,676	0.23%
18 多摩市	61,198	20,317	47,701	29,304,210	0.21%
19 国立市	30,328	12,381	7,804	14,523,566	0.21%
20 西東京市	62,498	94,018	81,558	31,435,904	0.20%
21 武蔵村山市	11,075	7,885	51,834	10,616,080	0.10%
22 小平市	22,659	10,886	63,534	30,302,311	0.07%
23 府中市	32,132	20,536	143,571	49,941,604	0.06%
24 国分寺市	13,877	173	656	22,455,141	0.06%
25 小金井市	11,961	7,190	35,300	20,915,680	0.06%
26 日野市	12,328	5,140	91,284	29,450,935	0.04%

(市より入手した「市町村徴収実績調査集計」より監査人が作成)

⑨ サンプルの抽出

市は、2012 年度末時点で 3,323,534 千円(還付を反映していない額)の収入未済額を有しており、また、同年度に 381,657 千円の不納欠損処理を行っている。これらの具体的な状況を調査するため、滞納者別に名寄せを行い、サンプルを抽出して、滞納整理事務の実施状況を検討した。サンプルは、名寄せ後の収入未済額について、金額上位 25 件と収入未済額が 100 万円未満の事案から金額上位 25 件を抽出した。また、不納欠損額の上位 25 件もサンプルとして抽出した。

以上の合計 75 件のサンプル入手状況ををまとめると、次表のとおりとなる。

なお、名寄せと金額順位付けは、サンプル抽出時点である 2013 年 8 月時点のデータを用いているため、必ずしも 2012 年度末時点と整合していない。

表 64 入手したサンプルの概要 (単位:件、千円)

項目	サンプル 件数	サンプル対象の 滞納額合計(A)	2012 年度決算 計上額(B)	金額カバー率 (A/B)
不納欠損処分金額上位	25	197,908	3,323,534	7.0%
収入未済額上位	25	209,074		
収入未済額上位(100 万円未満)	25	24,524		
合計	75	431,506	—	—

これらのサンプルについては、滞納が生じたときから現時点、あるいは不納欠損処分時点までの対応記録を入手した。この対応記録はシステムに入力された記録をプリントアウトしたものであり、システム画面でも同様の記載が確認できるものである。

この対応記録は、「経過記録一覧」と題された出力帳票であり、住所・所在地、氏名・名称、催告の状況と内容と滞納者の対応状況、財産調査の状況と内容、滞納処分、他の関係機関との文書・電話連絡の状況と内容、訪問調査の状況と内容、滞納処分の停止の要否検討と措置状況等、滞納者に対する全ての事務が記録されているものである。

市の文書としてはこの電磁記録のほかには、決裁文書等がある。これは、差押実施や滞納処分の停止、不納欠損処分等、事務規定に従い決裁を行う際に作成される文書である。当該文書もこれらサンプルに合わせて入手した。

これらサンプルは、「抽出サンプル」として適宜、参照記載している。

表 65 「経過記録一覧」に記載されている内容

住所・所在地、氏名・名称、催告の状況と内容と滞納者の対応状況、財産調査の状況と内容、滞納処分、他の関係機関との文書・電話連絡の状況と内容、訪問調査の状況と内容、滞納処分の停止の要否検討と措置状況等、滞納者に対する全ての事務が記録されている。
--

表 66 サンプルとして抽出した事案の状況

(単位:千円)

番号	個人/事業所	市都民税 普通徴収	固定資産税	軽自動車税	市都民税 特別徴収	法人市民税	合計
収入 未 済 額 上 位 25 件	1	個人	13,337	4,429	—	—	17,766
	2	個人	16,614	406	—	—	17,020
	3	個人	15,208	59	—	—	15,268
	4	事業所	—	—	—	—	14,729
	5	個人	7,151	6,827	—	—	13,979
	6	個人	886	11,359	—	—	12,246
	7	事業所	—	—	—	—	11,575
	8	事業所	—	11,328	—	—	11,328
	9	事業所	—	7,973	—	—	7,973
	10	事業所	—	—	—	7,291	—
	11	事業所	—	7,009	—	—	7,009
	12	個人	—	6,275	—	—	6,275
	13	個人	258	5,815	—	—	6,073
	14	事業所	—	5,951	—	—	5,951
	15	事業所	—	5,589	—	—	5,589
	16	個人	5,415	—	—	—	5,415
	17	個人	368	4,894	—	—	5,262
	18	個人	4,856	401	—	—	5,258
	19	事業所	—	5,018	—	—	5,018
	20	個人	4,740	120	16	—	—
	21	個人	584	4216	—	—	—
	22	個人	1,877	2,888	—	—	—
	23	個人	3,683	1,014	—	—	—
	24	事業所	—	4,472	—	—	150
	25	事業所	—	4,273	—	—	—
合計		74,984	100,326	16	7,291	26,454	209,074

第4 監査の結果及び意見「Ⅱ. 市税」

番号	個人/事業所	市都民税 普通徴収	固定資産税	軽自動車税	市都民税 特別徴収	法人市民税	合計
収入未済額 百万円未満で 上位25件	1	個人	777	223	—	—	999
	2	個人	987	—	8	—	995
	3	個人	993	—	—	—	993
	4	個人	990	—	—	—	990
	5	個人	653	332	4	—	989
	6	個人	989	—	—	—	989
	7	個人	987	—	—	—	987
	8	個人	206	778	—	—	984
	9	個人	545	439	—	—	984
	10	個人	975	—	8	—	983
	11	個人	633	348	1	—	982
	12	個人	981	—	—	—	981
	13	事業所	—	980	—	—	980
	14	事業所	—	980	—	—	980
	15	個人	965	—	13	—	978
	16	個人	977	—	—	—	977
	17	事業所	—	975	—	—	975
	18	個人	975	—	—	—	975
	19	個人	156	818	—	—	974
	20	個人	974	—	—	—	974
	21	個人	973	—	—	—	973
	22	個人	569	395	8	—	972
	23	個人	972	—	—	—	972
	24	事業所	—	970	—	—	970
	25	個人	825	136	8	—	969
	合計	17,100	7,374	50	—	—	24,524

表 67 不納欠損額上位 25 件

(単位:千円)

番号	個人/事業所	住民税	固定資産税	合計
1	個人	105,812	—	105,812
2	事業者	—	27,991	27,991
3	個人	933	7,774	8,708
4	事業者	7,172	—	7,172
5	個人	5,366	—	5,366
6	事業者	4,777	—	4,777
7	事業者	4,582	—	4,582
8	個人	—	3,373	3,373
9	事業者	671	2,205	2,876
10	個人	2,813	—	2,813
11	個人	2,743	—	2,743
12	個人	2,094	—	2,094
13	個人	1,163	925	2,089
14	事業者	1,946	—	1,946
15	事業者	—	1,940	1,940
16	個人	915	893	1,808
17	個人	1,401	245	1,646
18	個人	1,371	—	1,371
19	個人	779	579	1,358
20	事業者	1,309	—	1,309
21	個人	1,288	—	1,288
22	事業者	—	1,275	1,275

番号	個人事業所	住民税	固定資産税	合計
23	個人	1,273	—	1,273
24	個人	1,168	—	1,168
25	個人	1,133	—	1,133
合計		150,708	47,200	197,908

(注) 表中の事案は、全て、滞納処分の停止後に不納欠損となったものである。

⑩ 滞納処分の停止後の状況変化の確認

滞納処분을停止した場合には、停止後3年以内に当該執行停止となった事実がなくなったと認められるときは、執行の停止を取り消さなければならない(地方税法15条の8)。

抽出サンプルのうち、高額滞納で、かつ滞納処분을停止した一部の案件では、以後も納税課に定期的に連絡するよう、滞納者に指導したとの記録がある等、滞納処分の停止後の状況変化に対する職員の配慮が見られる。

滞納処分が停止されていたが、その後、2012年度に停止が取り消された事案を入手し、取消理由を確認したところ、次表のとおりであった。

分割納付の再開や、交付要求の必要性、還付金の発生という状況の変化に対応した事案等、計6名に対し、合計42件の取消事案がある。しかしながら、滞納処分停止中の案件の2011年度末残高は17,627件であるため、全体の件数に占める取消数は少ないといえる。

表 68 滞納処分の停止が取り消された事案と取り消し理由 (2012年度) (単位:件)

No.	滞納処分の停止の取消理由	件数	備考
1	分割納付再開のため	4	各案件はそれぞれ1名に対するものであり、計6名に対し合計42件の執行停止案件が取消となっている。
2	破産手続廃止	1	
3	交付要求するため	6	
4	交付要求するため	6	
5	交付要求するため	20	
6	国税還付金を差し押さえるため	5	
合計		42	

(2) 監査の結果及び意見

① 滞納者の収入状況、事業の状況、財産状況の把握について【意見】

滞納者の収入状況、事業の状況、財産状況について、正確に把握しておく必要がある。高額滞納事案の中に、事業や勤務先の状況変化により、従来は通常の納付が行っていた税額が、負担しきれなくなっていると思われる事案がある。

滞納税額は早期解消を図ることが望ましいが、高額滞納事案では交渉が長期化することが多い。具体的には、抽出サンプルの「収入未済額上位1番、5番、6番、8番、9番」については、それぞれ滞納期間が、2年、4年、5年、4年、1年、抽出サンプルの「不納欠損額上位2番、3番、8番、9番」については、それぞれ執行停止までの滞納期間が6年、6年、12年、19年となっている。

また、状況の把握が不十分であったと思われる事案については、たとえば、交渉期間中に自宅を新築したとみられる事案があげられる(後述)(抽出サンプルの「収入未済額

上位 18 番)。

納税交渉の長期化は市の人的資源を浪費することから、滞納税額の早期解消を図ることが望ましいが、そのためには、現在と将来の支払能力を確認することは重要であり、また、固定資産税等、時の経過に伴って生じる税もあることから、今後新たに生じる税と、滞納税額の納付余力を見極めながら、滞納処分を行っていくことが必要になる。

また、原則的な差押・換価処分の他に、交渉過程で生じる分納や任意売却等の要否判断にも、現在の収入状況や事業の状況についての情報収集は不可欠であり、それにより滞納税額の早期解消も期待できる。

滞納税額の解消を効率的・効果的に行うためには、財産調査の段階で滞納者の状況について十分に情報を収集し、その後の滞納処分に反映する必要がある。

② 財産調査に関わる初動調査の開始時期に問題のあった事案について【意見】

2007 年 2 月に滞納が始まり、2009 年 11 月に最終催告書を発付し、2010 年 11 月になって預金調査が行われた事案があった。その後、2010 年 12 月に預金を差し押さえているが、その間、滞納者との交渉も特段なく時間が経過している(抽出サンプルの「収入未済額 100 万円未満 4 番」)。

2007 年 12 月から滞納が始まり、2010 年 12 月に商業登記簿を確認したところ、既に解散していることが判明している事案もある(抽出サンプルの「収入未済額上位 15 番」)。

財産調査は差押を意識して行われる手続きであるため、滞納者との交渉や分納等が進んでいる間には行わないことも考えられるが、財産調査や差押等を行わない場合は、滞納者の主張の真偽を十分に確かめる必要がある。また、初動調査がうまくいかない場合には、後日、差押財産が消失してしまっている可能性も考えられ、案件に応じて、必要十分な初動調査が行われるよう努める必要がある。

③ 差押件数、差押金額について【意見】

他の自治体との比較から、市の差押件数、差押金額は少ないといえる。また、市の過去の趨勢からも減少傾向にある。

その一方で、他の自治体に比べて収入未済額の比率は高く、また市の過去 5 年間の趨勢からは収入未済額は増加傾向にあるように感じられた。

納税者の自主納付を促し、必要な場合には分納を認めている市の姿勢は評価できるが、差押については、差押が可能となった時点で徴税吏員は滞納者の財産を差し押さえないとされている(地方税法 331 条 I 等)ことから、収入未済額への対応と収納率の改善をはかるため、差押事案を増加させていくことが望ましい。

④ 差押時期の早期化について【意見】

差押までの猶予期間(法定納期限から差押実施まで)が現状 3.76 年となっている。差押が可能となった時点で徴税吏員は滞納者の財産を差し押さえないとされている(地方税法 331 条 I 等)ことから、市は差押を念頭に置きながら事務を進めているが、実際には、分納を認めた場合で、分納が約定どおり履行されているときには、その履

行を見守っている場合がある等、時期が延びる事案が生じている。その一方で、あまりに滞納期間が長期に及ぶ場合には、差押財産の消失や、固定資産税等、時の経過に従って次々に課税が生じることで、事態のより一層の悪化を招いていることも考えられる。

納税者の自主納付と、地方税法、差押の状況、収入未済額の増加傾向を勘案しつつ、差押時期の早期化に向けて検討することが望ましい。特に、以下のような納税意思が感じられない案件については、原則に従った対応を行うことで、納税者の自主納付を促していくことが望ましい。

- 1) 家族5人月額90万円の生活費支出について、滞納者に確認したところ、今後その支出についても見直さなければならないと思っているとの回答を得た事案(抽出サンプルの「収入未済額上位1番」)。
- 2) 2007年に滞納が始まり、一部納付や分納を経て、2010年最終催告書送付、2012年3月に差押予告を送付し、2013年8月に生命保険解約返戻金の差押となったが、2013年6月現在所有している自動車2台(所有権留保のため差押不可)のうち1台は2011年12月の調査以降に買い替えが行われている事案(抽出サンプルの「収入未済額100万円未満25番」)。
- 3) 2007年に滞納が始まり、一部納付や分納を経て、交渉が続いていたが、2012年1月には自宅所在地で所有者不明の住宅の新築工事が行われていることが確認された。その後、2013年5月に本人への確認により、当該住宅は滞納者の自宅の新築であったことが判明し、2013年5月に不動産の差押さえが行われている事案(抽出サンプルの「収入未済額上位3番」)。

⑤ 自動車について【意見】

差押対象財産は債権を中心としているが、抽出したサンプルの中に、滞納者が自動車を所有しているものの、差押には至っていない事案があった。

市は、自動車については駐車料金等の保管費を想定し、換価価値から控除して評価している。2010年時点で市場調査を行ったところ、250千円から300千円、高くて500千円の市場取引実績がある自動車については、公売での売却見込み額と滞納処分費等を考えると換価価値があるとは言いづらいとの結論に至ったことから、差押を見送っている(抽出サンプルの「不納欠損額上位16番」)。

その一方で、油彩絵画を3万円で公売した事案もある(抽出サンプルの「不納欠損額上位11番」)。また、プラモデルやラジコンヘリコプター等4点を合計55千円で公売した事案もある(別途入手した公売実績資料にて確認)。

換価価値の評価のあり方を再検討し、滞納が長期化している事案については、積極的に差押が行われるよう、事務を見直す必要がある。

⑥ 市外の納税者とのコミュニケーション、現地調査の不足について【意見】

滞納者が板橋区に所在しており、当該事業所に対する調査と滞納者へのコミュニケーションが不足していると思われる事案があった(抽出サンプルの「収入未済額100万円未満14番」)。

同事案は2008年10月に滞納が始まり、2011年4月に事業主の来庁と納付の意思確認を行った。2012年6月に商業登記簿を入手し、その後、数度預金調査等を行うとともに、各種行政機関にも照会を行っているが、同事業所への訪問調査は行われておらず、事業主との交渉も行われていない。

町田市内に所在する事業所や個人の事案では、訪問調査や滞納者との交渉は、同事案よりも少額の案件でも当然に行われており(抽出サンプルの「収入未済額100万円未満16番」等)、市外の滞納者への調査・交渉は質、量ともに不足していると認められ、滞納処分の事務自体に加えて、公平性からも疑問が残る。

比較的遠隔地であることからこのような対応となったと考えられるが、委託等を活用する等、事務の進め方を改善する必要がある。

⑦ 少額滞納案件への対応について【意見】

サンプルとして抽出した事案のなかには、初期の段階では少額の滞納で推移していたものの、時間の経過とともに滞納額が増加し、サンプル抽出時点では高額滞納案件となっているものが複数あった。

滞納額が比較的少額である案件について、早期に市の徴収に対する姿勢を示すことで、滞納額が高額になることを未然に防止する必要がある。

⑧ 固定資産税・都市計画税の滞納、業績の変化について【意見】

執行停止となり、不納欠損処分となった事案をサンプルで調査したところ、事業者として固定資産税・都市計画税の滞納が関係しているものがいくつかあり、事業として成り立っていないと感じられる事案があった(抽出サンプルの「不納欠損額上位2番、9番、15番、22番」)。

固定資産税・都市計画税は納税者の保有する固定資産に賦課される税であるため、納税者の担税力と乖離しやすい性質をもつ。高額滞納事案では固定資産税・都市計画税の滞納事案が多く、一度滞納が始まると累積しやすいものと考えられる。また、事業として不動産賃貸業を営む事業所の場合、事業収入が固定資産税・都市計画税の支払の原資となっていることから、業績に改善が見られない場合は、滞納の解消には困難を伴うことが予想される。

固定資産税・都市計画税の固定的な税負担と、滞納者の担税力の回復具合とを比較しながら、必要に応じて早期に差押や公売事務を進めていくことも、現状の市の収納率、収入未済額、及び、納税者の将来負担軽減の見地から、検討することが望ましい。

⑨ 個人所得稅申告と滞納整理事務について【意見】

市民税は納税者の申告所得に対して課されるが、高額滞納事案の中に、ある年に多額の所得を申告したものの、その前年以前、翌年以降にそのような所得の申告がされていない事案があった。

- 1) 2009年1月に滞納が始まり、しばらく本人の行方が確認できなかった。その間、預金等、調査業務も多岐に及び、また各行政機関への照会も多数行われた記録があ

る。また、差押と換価により、滞納額の一部に充当されており、その後、2010年2月に本人と接触している。滞納者はいくつかの会社の代表者になっており、税理士の勧めで2010年に2006年、2007年分の所得申告を行ったところ、多額の市・都民税が発生した。滞納者によると、名義貸しをした銀行口座に多額の入金があり課税されたものであるが、自分はお金を受け取っていないという。接触した時点ではアルバイトをしながら知人宅で暮らしているとのことであった。その後2010年3月に滞納処分を停止している(抽出サンプルの「不納欠損上位1番」)。

- 2) 2007年10月に滞納が始まり、2008年6月の滞納者との交渉の中で、出資金に対する多額の配当を税務申告したが、出資先が破たんし、出資金の返還はされなかった。これは詐欺によるもので結果として損失を被ったとして、税務署への税額更生を行っている(2009年11月現在、方向性は出ていないとの税務署回答)。本人は年金生活者。その後2009年12月に滞納処分を停止している(抽出サンプルの「不納欠損上位17番」)。

いずれの事案も、多額の不納欠損が生じたものの、財産調査と本人の今後の税負担力が見込まれないことについての調査は合理的な範囲で多岐にわたり行われている。また、事情の把握から滞納処分の停止までの期間は短い。滞納整理処分としては効率的・効果的に行われていたとの印象を得た。

市の組織人員や資源は有限であることから、今後とも、資源を浪費すること無く、有効・効率的・効果的に事務を実施し、収納率の向上と収入未済額の解決を図っていくことが望まれる。

⑩ 破産、生活再建について【意見】

滞納者の中には、財産の差押を回避したいという本人の希望等から、納税資金を他からの借入金で賄う事案があった(抽出サンプルの「不納欠損額上位3番、16番」)。既にその時点で資金の工面に窮していたことが推察される。

市の税収全体からみれば、市民の健全な経済活動と生活の充実が重要であり、必要と認められる場合には、生活再建に向けて市の他部署への紹介等を行い、正しい所得の申告と期限内納付が履行されるよう配慮して事務を行う必要がある。

⑪ 外国人滞納者への対応について【意見】

次表は、町田市と東京都の外国人人口の推移を示したものである。東京都の外国人人口は2011年をピークにして減少傾向にあり、町田市の外国人人口も2009年をピークにして減少傾向にある。

サンプルとして抽出した事案のなかに、十分な調査が行えないうちに外国人の滞納者が出国となり、その後、財産調査を行い、執行停止、不納欠損処分となった事案があった(抽出サンプルの「不納欠損額上位25件22番」)。

当事案は、2008年8月に滞納が生じて以来、2012年4月までに14回催告書を送付しているが、この間、特段の調査等が行われた記録はなく、その後2012年6月に預金等、各種調査が行われた記録がある。2012年8月には、勤務先より、同年3月に退職してい

るとの回答を得て、出国調査等を同年9月まで行った後、2013年2月に滞納処分の停止となり、同年不納欠損処分としている。

外国人滞納者については、出国等のリスクが高いことを調査初動の段階から十分に留意して、滞納整理事務を進める必要がある。

表 69 町田市と東京都の外国人人口（各年1月1日現在）（単位：人）

項目	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
総数	371,375	390,321	408,284	418,116	422,226	406,096	390,674
区部	307,741	324,294	340,130	348,857	353,219	339,448	327,266
市部	62,629	65,056	67,237	68,334	68,079	65,745	62,590
町田市	4,938	4,972	5,410	5,342	5,303	5,076	4,747

（東京都ホームページより作成）

⑫ 滞納処分停止後の状況変化の確認について【意見】

滞納処分を停止した高額滞納案件のなかには、以後も納税課に定期的に連絡するよう滞納者に指導している案件も見受けられる。このように、滞納処分の停止後の状況変化に対する市職員の配慮は見られるものの、滞納処分の停止後に同処分が取り消された事案は、サンプルとして抽出した2012年度中では計6名（合計42件）のみであり、滞納処分停止中の案件数（2011年度末で17,627件）に比べて少ないといえる。

地方税法では、滞納処分の執行が停止された場合には、停止後3年以内に当該執行停止となった事実がなくなると認められるときは、執行の停止を取り消さなければならないとしている（地方税法15条の8）ことから、状況変化について、より十分に把握できるよう、事務のあり方を検討する必要がある。

⑬ 誤記載事案について【意見】

実際には執行停止になっていないにもかかわらず、システム上の交渉録の記載では執行停止になったとの記載があるものが1件あった。

備忘用のメモ書きをシステム上の交渉録に入力したものが誤って残されているとのことであったが、交渉録の外見上では他の案件の交渉録との見分けはつかない状況である。

システム上も実務上も執行停止としては取り扱われていないことから、実務上の問題はないとのことではあるが、システム記録は重要であり、誤った記載は、後日参照時に錯誤を生じさせるなどの可能性があるため、このようなことがないよう、今後留意する必要がある。

Ⅲ. 国民健康保険事業等に関連する債権

【概要】

(1) 国民健康保険税

① 制度の概要

国民健康保険は、国民健康保険法に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して、必要な保険給付を行い、社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする公的医療保険である。国民健康保険法3条により市町村及び特別区が保険者として事務を行うこととされており、加入者が納付する国民健康保険税(以下「保険税」という。)と国等からの負担金等を財源として、医療費やその他様々な給付を行っている。

国民健康保険事業に要する費用の徴収方式には保険料方式と保険税方式があり、町田市は保険税方式を採用している。国民健康保険に加入し、病気やけがなどをしたとき等に必要な給付を受けることができる者を被保険者といい、町田市国民健康保険条例12条より、保険税は、国民健康保険の被保険者がいる世帯の世帯主に課税される。

表 70 保険税の概要

項目	所管課	債権区分	根拠法令
保険税	いきいき健康部保険年金課	強制徴収公債権	地方税法 町田市国民健康保険条例他

② 推移

保険税の2008年度から2012年度までの推移は次表のとおりである。

表 71 保険税の推移

(単位:千円)

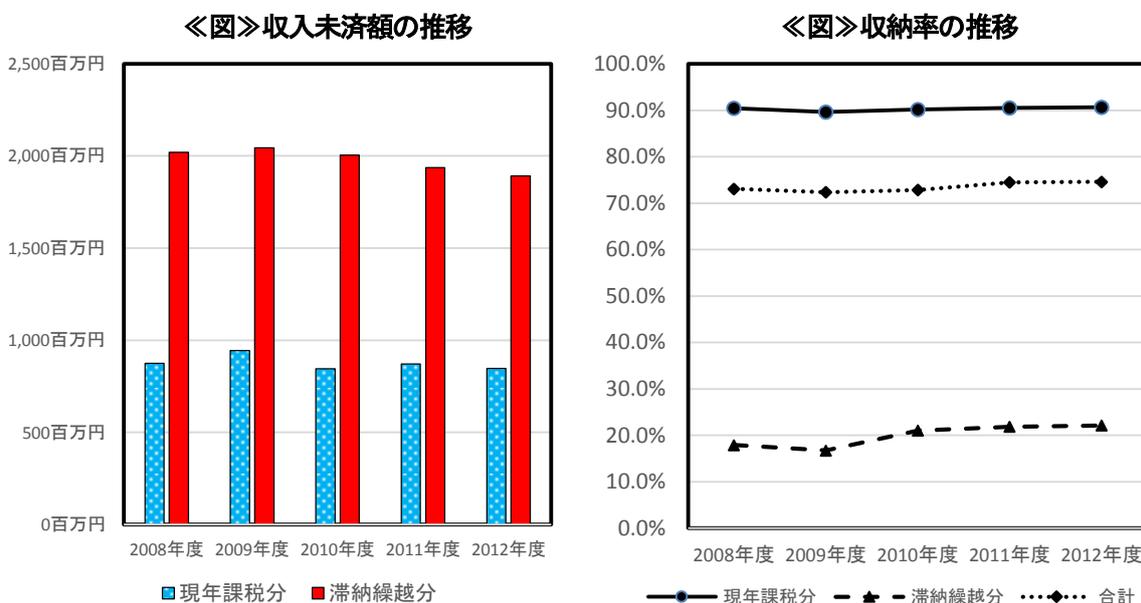
項目		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
現年度分	調定額	9,208,577	9,159,517	8,657,800	9,240,812	9,100,047
	収入済額	8,330,756	8,210,906	7,808,551	8,366,752	8,249,850
	不納欠損額	2,418	3,918	3,271	2,610	2,600
	収入未済額	875,402	944,692	845,976	871,449	847,596
	収納率	90.5%	89.6%	90.2%	90.5%	90.7%
	不納欠損率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
滞納繰越分	調定額	2,899,664	2,844,676	2,896,585	2,821,495	2,786,108
	収入済額	518,848	476,280	608,532	616,323	616,799
	不納欠損額	361,838	324,149	283,814	269,014	278,088
	収入未済額	2,018,977	2,044,246	2,004,239	1,936,157	1,891,220
	収納率	17.9%	16.7%	21.0%	21.8%	22.1%
	不納欠損率	12.5%	11.4%	9.8%	9.5%	10.0%
合計	調定額	12,108,242	12,004,193	11,554,385	12,062,308	11,886,155
	収入済額	8,849,605	8,687,186	8,417,084	8,983,076	8,866,650
	不納欠損額	364,256	328,067	287,085	271,624	280,688
	収入未済額	2,894,379	2,988,939	2,850,216	2,807,607	2,738,816
	収納率	73.1%	72.4%	72.8%	74.5%	74.6%
	不納欠損率	3.0%	2.7%	2.5%	2.3%	2.4%

次の左側のグラフは、前表より収入未済額の推移を示したもので、右側のグラフは、同じく前表より収納率の推移を示したものである。

保険税の収入未済額は、現年度分よりも滞納繰越分の方が大きい。2012年度をみると、現年度分の収入未済額が847,596千円であるのに対して、滞納繰越分の収入未済額は1,891,220千円で2倍強となっている。

収入未済額の推移をみると、現年度分の収入未済額は2009年度の944,692千円がピークとなっており、滞納繰越分の収入未済額は2009年度の2,044,246千円がピークとなっている。

収納率の推移をみると、現年度分の収納率は90%前後で推移しており、滞納繰越分は2009年度の16.7%を境に上昇し2010年度以降は20%超で推移している。全体としてみると収納率は72%から74%台で推移しており、不納欠損率は2009年度以降2.5%前後で推移している。



③ 他市との比較

次表は、東京都26市の2011年度決算における国民健康保険税(料)の調定額、収納額及び収納率を比較したものである。

町田市は、調定額、収納額とも八王子市に次いで2番目の規模である。収納率は全体の9番目で、町田市の収納率は比較的高いといえる。

収納率が最も高いのは東久留米市(84.7%)で、以下、国立市、あきる野市、三鷹市と続いている。町田市の収納率(74.4%)は東久留米市を10.3ポイント下回っており、26市平均の72.0%を2.4ポイント上回っている。

表 72 東京都 26 市比較(2011 年度決算)

(単位:千円)

市名	調定額	収納額	収納率
1 東久留米市	3,239,572	2,742,907	84.7%
2 国立市	1,850,203	1,512,247	81.7%
3 あきる野市	2,371,350	1,890,786	79.7%
4 三鷹市	4,885,202	3,866,362	79.1%
5 日野市	4,529,328	3,567,450	78.8%
6 国分寺市	2,834,865	2,180,324	76.9%
7 清瀬市	1,985,177	1,521,331	76.6%
8 西東京市	5,366,493	4,023,975	75.0%
9 町田市	12,062,308	8,972,314	74.4%
10 稲城市	2,288,315	1,699,653	74.3%
11 立川市	5,184,799	3,815,222	73.6%
12 小平市	5,019,521	3,676,750	73.2%
13 昭島市	3,294,981	2,406,325	73.0%
14 小金井市	2,840,398	2,033,898	71.6%
15 多摩市	4,320,673	3,064,635	70.9%
16 狛江市	2,788,069	1,957,478	70.2%
17 羽村市	1,772,914	1,239,096	69.9%
18 武蔵野市	4,694,375	3,246,877	69.2%
19 武蔵村山市	2,416,697	1,642,306	68.0%
20 八王子市	15,901,061	10,801,959	67.9%
21 調布市	6,912,862	4,682,804	67.7%
22 東大和市	2,704,409	1,825,469	67.5%
23 青梅市	4,413,453	2,976,179	67.4%
24 府中市	7,212,685	4,855,940	67.3%
25 東村山市	4,756,482	3,160,074	66.4%
26 福生市	1,998,587	1,324,492	66.3%
合計	117,644,791	84,686,865	72.0%

(注) 東京都 26 市では、立川市と西東京市が国民健康保険料としており、他市は保険税としている。
(厚生労働省「国民健康保険事業年報」より監査人が作成)

④ 町田市国民健康保険事業財政改革計画

国民健康保険制度を取巻く環境は、少子高齢化の進展に加えて、雇用の悪化や雇用形態の変化により年々厳しくなっており、市は、こうした厳しい状況に対応するため、2010 年に「町田市国民健康保険事業財政改革計画」(以下「財政改革計画」という。)を策定し、2011 年度から財政の健全化に取り組んでいる。

財政改革計画では、財政健全化に向けた重点取組事項として、保険税の収納率向上と適切な滞納整理の実施を掲げている。

収納率向上の基本方針は、①2014 年度の収納率 91%以上を目標とする、②納税者の納付方法の多様化を図ることで一定の収納額を確保する、③滞納処分を含めた厳正な滞納整理を行うとしている。その一方で、保険税は、低所得者にも課税される仕組みとなっているため、生活困窮者に配慮したきめ細かな納税相談を行うことにより、厳正さを追求しながらも適切な滞納整理を行うともしている。

2012 年度の保険税の収納率は、現年度分が 90.5%、滞納繰越分が 22.1%、現年度分と滞納繰越分を合わせて 74.5%である。現年度の収納率が年々上昇しており、2014 年度の目標値に近づきつつある。

(2) 後期高齢者医療保険料

① 制度の概要

高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢者と現役世代の負担の明確化等を図る観点から、75歳以上の高齢者等を対象とした後期高齢者医療制度が2008年4月から施行されている。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者が加入し、現在加入している健康保険(国民健康保険など)からは脱退しなければならない。後期高齢者医療保険料(以下「高齢者保険料」という。)は一人ひとりにかかり、被保険者本人が納める(原則として年金から天引きされる)。

被保険者の資格管理、保険料の賦課、医療給付等など、後期高齢者医療事務の制度運営は東京都後期高齢者医療広域連合が行い、町田市は、交付申請の受付、保険料の徴収及び保険証交付などの業務を行っている。

表 73 高齢者保険料の概要

項目	所管課	債権区分	根拠法令
高齢者保険料	いきいき健康部保険年金課	強制徴収公債権	高齢者の医療の確保に関する法律 町田市後期高齢者医療に関する条例

② 推移

2008年度から2012年度までの高齢者保険料の推移は次表のとおりである。

表 74 高齢者保険料の推移

(単位:千円)

項目		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
現年度分	調定額	2,794,741	2,919,741	3,194,670	3,403,820	3,961,815
	収入済額	2,776,114	2,902,313	3,175,781	3,380,324	3,935,525
	不納欠損額	—	435	163	319	221
	収入未済額	18,627	16,992	18,726	23,175	26,068
	収納率	99.3%	99.4%	99.4%	99.3%	99.3%
	不納欠損率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
滞納繰越分	調定額	—	23,608	31,909	36,902	45,723
	収入済額	—	12,284	13,590	11,892	18,259
	不納欠損額	—	650	4,900	6,494	7,020
	収入未済額	—	10,673	13,418	18,516	20,444
	収納率	—	52.0%	42.6%	32.2%	39.9%
	不納欠損率	—	2.8%	15.4%	17.6%	15.4%
合計	調定額	2,794,741	2,943,350	3,226,580	3,440,722	4,007,539
	収入済額	2,776,114	2,914,598	3,189,371	3,392,216	3,953,784
	不納欠損額	—	1,085	5,063	6,813	7,242
	収入未済額	18,627	27,666	32,145	41,692	46,512
	収納率	99.3%	99.0%	98.8%	98.6%	98.7%
	不納欠損率	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	0.2%

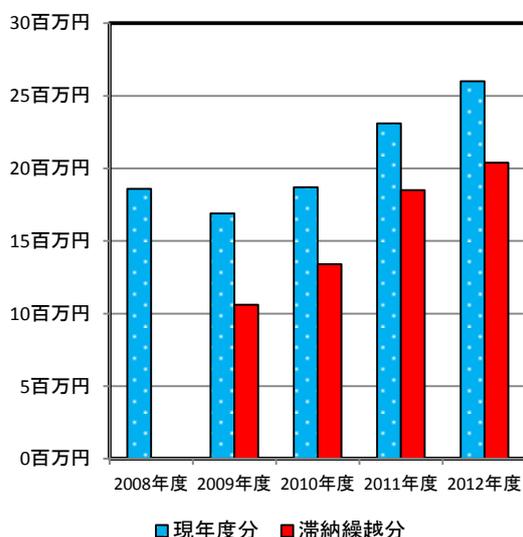
次の左側のグラフは、前表より収入未済額の推移を示したもので、右側のグラフは、同じく前表より収納率の推移を示したものである。

高齢者保険料の調定額は 2008 年度の制度発足から年々増加しており、収入未済額も現年度分は 2009 年度に一旦減少したものの、調定額の増加に伴い 2010 年度以降増加している。また、滞納繰越分の収入未済額は年々増加している。

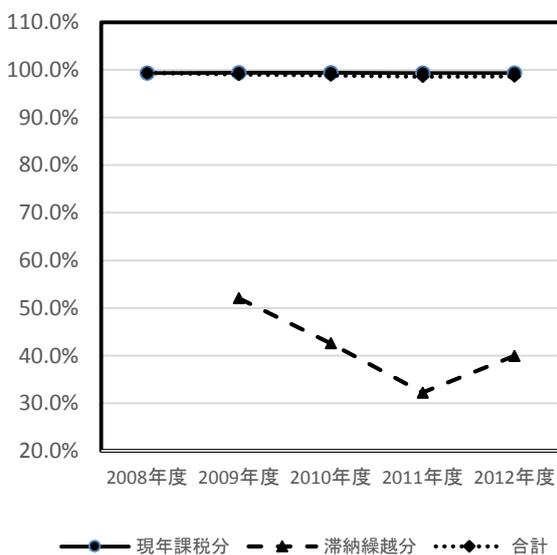
収納率の推移をみると、現年度分の収納率は 99.3%～99.4%で推移している。滞納繰越分は、2010 年度、2011 年度と低下し 2011 年度は 32.2%となっているが、2012 年度は上昇し 39.9%となっている。

不納欠損率は、2010 年度以降滞納繰越分が 15%を超えて推移しており、全体では 2009 年度が 0.0%、2010 年度以降は 0.2%で推移している。

《図》収入未済額の推移



《図》収納率の推移



1. 債権管理体制

(1) 現状

① 所管課の債権管理の状況

保険税及び高齢者保険料(以下「保険税等」という。)に係る債権管理事務は、いきいき健康部保険年金課(以下「保険年金課」という。)が所管している。

表 75 債権管理体制

項目	保険税	高齢者保険料
債権管理事務担当	いきいき健康部保険年金課	
債権管理事務担当の人員数	正職員 11 名、町田市国民健康保険税等納付推進員 3 名	
債権管理システム	税総合システム	総合福祉システム
債権管理台帳	税総合システムによる管理	総合福祉システムによる管理

② 町田市国民健康保険税納付推進員について

保険税等の未納者に対する訪問催告等は、主に町田市国民健康保険税納付推進員(以下「納付推進員」という。)が行っている。

納付推進員は、未納者の自宅を訪問して国民健康保険及び後期高齢者医療の制度趣旨を説明し、納付意欲の向上を図るほか、口座振替の案内や納付指導等を行う。また、納付約束のある滞納者に対する訪問催告や、宛先不明で催告書等が返送された滞納者に対する居住確認などを行っている。

納付推進員の職務、任用、勤務条件等に関し、法令その他別に定めがあるもの以外で必要な事項については、町田市国民健康保険税等納付推進員設置要綱及び町田市国民健康保険税等納付推進員事務取扱要領にその定めがある。

表 76 納付推進員制度の概要

項目	内容
職務	家庭を訪問することを原則とし、次に掲げる業務を行うものとする 1) 保険税等の趣旨の普及及び納付意欲の向上に関すること 2) 被保険者の異動状況の把握、調査及び連絡に関すること 3) 口座振替制度の推進に関すること 4) 保険税等及び延滞金の徴収に関すること 5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
任用数	12 人以内
身分	地方公務員法 3 条Ⅲ③に定める非常勤の特別職 ※ 地方公務員法 3 条Ⅲ③ 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(町田市国民健康保険税等納付推進員設置要綱より抜粋)

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

2. 収納事務

(1) 現状

① 収納方法

保険税の収納方法は原則として普通徴収によっており、例外として次表の要件をすべて満たす場合は特別徴収によっている。

表 77 保険税が特別徴収により収納される場合

要件
● 4月1日に65歳以上であり、老齢等年金給付を受けていること
● 世帯主が年度中に75歳に達しないこと
● 世帯主の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満であること
● 老齢等年金給付の額が年間18万円以上であること(障害年金・遺族年金も対象となる)
● 保険税と介護保険料の合計額が、老齢等年金給付の額の2分の1を超えないこと

(注) 保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課税される。また、国民健康保険の被保険者の資格を有しない世帯主であって、その世帯内に被保険者である者がいる場合の世帯主も被保険者である世帯主とみなされて保険税が課税される。

高齢者保険料の収納方法は原則として年金からの特別徴収によっており、例外として次表の要件を満たす場合は普通徴収によっている。

また、保険税または高齢者保険料の滞納のない納付者は、申請により普通徴収により、口座振替で納付することができる。

表 78 高齢者保険料が普通徴収により収納される場合

要件
● 年金が年額18万円未満の場合(複数の年金の支払を受けている場合は、介護保険料の徴収対象となっている年金のうちの一つが年額18万円未満である場合)
● 介護保険料とあわせた保険料額が、徴収対象となる年金額の1/2を超える場合
● 年度途中で新たに加入した場合
● 年度途中で他の区市町村から転入した場合
● 年金担保貸付金を返済中の場合、または貸付開始した場合

次表は、2012年度の保険税と高齢者保険料の特別徴収と普通徴収の状況を示したものである。

保険税の2012年度の収入済額(8,855百万円)は、特別徴収によるものが927百万円(10.5%)、普通徴収によるものが7,928百万円(89.5%)である。

高齢者保険料の2012年度の収入済額(3,948百万円)は、特別徴収によるものが2,182百万円(55.3%)、普通徴収によるものが1,766百万円(44.7%)である。

表 79 保険税と高齢者保険料の特別徴収と普通徴収の状況(2012年度)

項目		特別徴収		普通徴収		合計
保険税	件数	119,700件	8.6%	1,277,443件	91.4%	1,397,143件
	金額	927百万円	10.5%	7,928百万円	89.5%	8,855百万円
高齢者 保険料	件数	178,810件	66.0%	92,042件	34.0%	270,852件
	金額	2,182百万円	55.3%	1,766百万円	44.7%	3,948百万円

(注) 表中の数値は還付・充当を反映していないため、歳入歳出決算書の金額とは一致していない。

② 2012 年度の納付方法別収納状況

次表は、保険税等の 2012 年度の納付方法別収納状況を示したものである。

表 80 2012 年度納付方法別収納状況 (単位: 件、百万円)

項目		窓口納付		口座振替		コンビニ納付		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
保険税	特別徴収	119,700 (100%)	927 (100%)	— —	— —	— —	— —	119,700 (100%)	927 (100%)
	普通徴収	1,034,828 (81.0%)	3,664 (46.2%)	137,693 (10.8%)	2,673 (33.7%)	104,922 (8.2%)	1,590 (20.1%)	1,277,443 (100%)	7,928 (100%)
	合計	1,154,528	4,591	137,693	2,673	104,922	1,590	1,397,143	8,855
高齢者保険料	特別徴収	178,810 (100%)	2,182 (100%)	— —	— —	— —	— —	178,810 (100%)	2,182 (100%)
	普通徴収	38,321 (41.6%)	751 (42.6%)	40,568 (44.1%)	859 (48.6%)	13,153 (14.3%)	155 (8.8%)	92,042 (100%)	1,766 (100%)
	合計	217,131	2,934	40,568	859	13,153	155	270,852	3,948

(注) 表中の数値は現年課税分と滞納繰越分を合計している。また、還付・充当を反映していないため、歳入歳出決算書の金額とは一致していない。

保険税の 2012 年度の普通徴収による納付は、1,277,443 件、7,928 百万円である。このうち窓口納付は件数ベースでは 81.0%であるが、金額ベースでは 46.2%に留まっており、口座振替は件数ベースでは 10.8%であるが、金額ベースでは 33.7%となっている。これは、窓口納付における 1 件あたり納付額が 3,541 円であるのに対し、口座振替は 1 件あたり 19,413 円(窓口納付の 5.48 倍)と相対的に高額であるためである。

なお、普通徴収による納付額には、滞納繰越分に関わる納付 616 百万円が含まれており、このうち 10 百万円はコンビニエンスストアでの納付である。

高齢者保険料の 2012 年度の普通徴収による納付は、92,042 件、1,766 百万円である。このうち窓口納付は件数ベースで 41.6%、金額ベースで 42.6%、口座振替は件数ベースで 44.1%、金額ベースでは 48.6%となっている。

1 件あたり納付額は、口座振替が 21,174 円、窓口納付が 19,621 円、コンビニエンスストアでの納付が 11,797 円で、コンビニエンスストアでの納付は少額の納付義務者に利用されていることが分かる。

③ 年度別口座振替利用状況

保険税等の 2008 年度から 2012 年度までの口座振替の利用状況の推移は次表のとおりである。

保険税の口座振替の利用率は、2008 年度は 27.5%であったが、年々低下し、2012 年度は 23.7%となっている。市では口座振替による納付を促進するために、保険税等の納入通知に口座振替依頼書を同封し、また 2013 年 4 月からはペイジー口座振替受付サービスを開始したことから、これらの案内を合わせて同封している。

高齢者保険料の口座振替の利用率は、後期高齢者医療保険制度の施行された 2008 年度当初の 7.5%から 2012 年度は 12.2%と 4.7 ポイント増加している。

表 81 年度別口座振替利用状況

(単位:件、百万円)

項目		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度		
保険税	口座振替 利用者の 状況	納税義務者数	67,726	68,842	68,874	69,311	69,340	
		利用者数	18,616	18,200	17,370	16,972	16,424	
		利用率	27.5%	26.4%	25.2%	24.5%	23.7%	
	口座振替 の状況	振替依頼分	件数	163,264	152,161	145,263	141,515	137,543
			金額	3,243	2,942	2,693	2,821	2,704
		振替済分	件数	159,521	148,730	142,106	138,551	134,885
			金額	3,159	2,866	2,624	2,753	2,646
		振替率	件数	97.7%	97.7%	97.8%	97.9%	98.1%
			金額	97.4%	97.4%	97.4%	97.6%	97.9%
	高齢者 保険料	口座振替 利用者の 状況	納付義務者数	33,755	35,811	38,293	40,644	43,154
利用者数			2,541	3,637	4,140	4,485	5,245	
利用率			7.5%	10.2%	10.8%	11.0%	12.2%	
口座振替 の状況		振替依頼分	件数	12,601	28,710	32,619	36,135	40,944
			金額	233	494	594	670	866
		振替済分	件数	12,529	28,491	32,334	35,782	40,568
			金額	232	490	589	664	829
		振替率	件数	99.4%	99.2%	99.1%	99.0%	99.1%
			金額	99.6%	99.1%	99.2%	99.1%	95.7%

④ 口座振替利用率の他市比較

保険税(保険料)の口座振替利用率について、立川市が第5回立川市国民健康保険運営協議会資料として、東京都26市の状況を示している。

次表は同資料を用いて作成した、東京都26市の保険税(料)の口座振替利用率(2011年度)を比較したものである。

表 82 口座振替利用率の東京都26市比較(2011年度)

順位	市名	収納率	順位	市名	収納率	順位	市名	収納率
1	稲城市	41.6%	10	立川市	31.9%	19	武蔵野市	25.1%
2	八王子市	36.5%	11	あきる野市	30.1%	20	青梅市	24.8%
3	多摩市	35.9%	12	小金井市	28.9%	21	国分寺市	24.8%
4	小平市	34.7%	13	国立市	28.8%	22	福生市	24.7%
5	府中市	34.3%	14	日野市	28.5%	23	町田市	24.5%
6	東大和市	33.9%	15	調布市	28.2%	24	西東京市	23.8%
7	羽村市	33.7%	16	東村山市	26.0%	25	三鷹市	23.7%
8	昭島市	32.6%	17	清瀬市	25.5%	26	狛江市	23.7%
9	東久留米市	32.5%	18	武蔵村山市	25.2%	合計		29.8%

町田市の口座振替利用率は24.5%で、東京都26市では23番目となっており、口座振替利用率は低位であった。

口座振替利用率が低位である原因を市に確認したところ、特別の理由は見当たらないとのことであり、監査を実施した結果においても特定の理由は確認できなかった。

⑤ 財政改革計画

前述した財政改革計画では、納税者の納付方法の多様化を図ることで一定の収納額を確保するための対応として、次の2項目を掲げている。

財政改革計画に示されている「多様な納税方法の提供」

1) 口座振替の促進(口座振替受付サービスの導入)

口座振替の促進は収納率確保に欠かせませんが、当市の口座振り替え利用率は東京都下26市でも高くないので、国民健康保険加入時の勧奨のみでは不十分な状況であると言えます。

そこで、市役所窓口で銀行のキャッシュカードを携帯端末に読み込ませることにより、申し込みができるペイジー口座振替受付サービスを導入し、口座振替の利用者を増やします。

2) モバイルレジの導入

納付書のバーコードを携帯電話やスマートフォンのカメラで撮影し、モバイルバンキング機能を利用したモバイルレジを導入します。

モバイルレジは、すでに定着しているコンビニ収納のオプション機能で、いつでもどこでも簡単に、お支払ができます。

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

3. 督促・催告

(1) 現状

① 督促状及び催告書の発付状況

保険税及び高齢者保険料の 2008 年度から 2012 年度までの督促状の発付状況は次のとおりである。

督促状は、保険税及び高齢者保険料いずれも、納期限の経過後 25 日前後を経過しても納付されない場合に発付している。また、督促状を発付しても納付されない場合には催告書を発付しており、年間では、保険税は現年度分のみで 6 回、滞納繰越分を含めて 3 回、高齢者保険料は 3 回発付している。

表 83 督促状発付状況 (単位: 件)

項目		2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度
保険税	督促状	124,335	124,066	123,393	119,169	116,423
	催告書	69,909	72,441	74,388	56,851	58,974
高齢者 保険料	督促状	12,555	14,618	10,013	9,925	11,476
	催告書	825	2,063	1,251	1,352	1,593

② 電話催告及び訪問催告の状況

保険税等について市では、未納者に対し、職員あるいは委託業者による電話催告を行っている。

保険税は、職員による電話催告を年 2 回行っており、各 1,000 件程度、年間合計 2,000 件程度行っている。また、保険税、高齢者保険料とも 3 名の納付推進員による訪問催告を行っている。

納付推進員の 2012 年度の訪問催告実績は次表のとおりである

表 84 納付推進員の訪問実績

項目	保険税	高齢者保険料	合計
面談件数	2,395 件	694 件	3,089 件
不在件数	8,015 件	389 件	8,404 件
口座振替案内	13 件	4 件	17 件
分納相談	103 件	—	103 件
徴収件数	438 件	392 件	830 件
徴収金額	8,646 千円	4,987 千円	13,634 千円
不現住確認	148 件	1 件	149 件
その他	247 件	30 件	277 件

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

4. 滞納整理事務

(1) 現状

① 滞納処分の状況

(保険税)

催告によっても納付がない場合は財産調査を行い、差押可能な財産がある場合には差押を行う。滞納処分に当たっては、毎年滞納額の多い順に世帯の状況や納税交渉の経過を勘案して優先順位を決定している。

差押の対象となる財産は、預貯金や生命保険契約、所得税還付金、不動産、交付要求は、破産財団や競売事件の対象である不動産が主である。また、差押の解除依頼や納付相談のために来庁した滞納者については生活状況などの聞き取り調査を行い、必要に応じて分割納付による納付を促している。差押後も連絡がない者のうち、納付する経済力があるにも関わらず納付の意思のない滞納者については差押財産を換価することにより納付に充当している。

(高齢者保険料)

催告によっても納付がない場合は財産調査を行い、納付することができるにも関わらず納付のない者については差押を行い、換価によって納付に充てている。

② 差押の状況

次表は、2008年度から2012年度までの差押状況の推移を示したものである。

保険税は、2009年度の税額が189,734千円で高額となっているが、それを除くと概ね110百万円前後で推移している。人数は2008年度の189人から2009年度の331人と変動しているが、以後は200人前後で推移している。

高齢者保険料は、2010年度から交付要求を行っており、2012年度に初めて差押を行っている。

表 85 2008年度から2012年度の差押状況 (単位:千円、人)

項目	2008年度		2009年度		2010年度		2011年度		2012年度		
	税額	人									
保険税	債権	71,463	71	138,721	191	74,654	112	71,173	129	80,238	109
	不動産	7,823	9	8,703	10	5,800	9	17,592	20	5,813	9
	動産	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	参加差押	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	交付要求	47,491	109	42,310	130	37,100	102	12,590	118	24,657	80
	合計	126,778	189	189,734	331	117,554	223	101,356	267	110,709	198
高齢者 保険料	債権	—	—	—	—	—	—	—	—	179	1
	不動産	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	動産	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	参加差押	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	交付要求	—	—	—	—	887	3	146	2	1	1
	合計	—	—	—	—	887	3	146	2	180	2

表 86 2008年度から2012年度の差押財産の充当の状況 (単位:千円、件)

項目	2008年度		2009年度		2010年度		2011年度		2012年度	
	税額	件	税額	件	税額	件	税額	件	税額	件
保険税	債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	不動産	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	動産	7,669	38	23,773	180	16,742	82	25,296	107	17,129
	電話加入権	—	—	—	—	1	1	3	3	—
	合計	7,669	38	23,773	180	16,743	83	25,300	110	17,129

次表は、2012年度の差押の状況を示したものである。

2012年度の差押の状況について、保険税は前期繰越分が142件、執行分が198件、解除分が181件で、次期繰越分は159件であった。

高齢者保険料は前期繰越分が0件、執行分が2件、解除分が2件で、次期繰越分は0件であった。

表 87 2012年度の差押の状況(差押件数) (単位:件)

項目	項目	前期繰越分	執行分	解除分	次期繰越分
保険税	債権	41	109	106	44
	不動産	15	9	10	14
	動産	—	—	—	—
	参加差押	—	—	—	—
	交付要求	86	80	65	101
	合計	142	198	181	159
高齢者 保険料	債権	—	1	1	—
	不動産	—	—	—	—
	動産	—	—	—	—
	参加差押	—	—	—	—
	交付要求	—	1	1	—
	合計	—	2	2	—

(注) 解除分には、処分財産の換価が終了したものを含む。

次表は、2012年度の執行分(交付要求を除く)118件について、差押対象となった財産の内訳を示したものである。

保険税の差押は、銀行預金と生命保険解約返戻金を中心となっており、高齢者保険料の差押1件は銀行預金である。

表 88 2012年度の差押で対象となった財産の種類 (単位:件)

項目	銀行預金	生命保険解約 返戻金	不動産貸借用 差入敷金	不動産	その他	合計
保険税	45	46	—	9	18	118
高齢者 保険料	1	—	—	—	—	1

③ 滞納処分の停止の状況

次表は、2008年度から2012年度までの滞納処分の停止の状況を示したものである。

表 89 滞納処分の停止件数の推移

項目		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
保険税	件数	787件	883件	865件	1,081件	131件
	金額	104,646千円	146,775千円	142,966千円	132,276千円	82,295千円
高齢者 保険料	件数	—	19件	25件	31件	33件
	金額	—	1,085千円	717千円	1,410千円	1,183千円

次表は、2008年度から2012年度までの滞納処分の停止の状況を、原因別に示したものである。

保険税の滞納処分の停止原因は、破産が終結して免責を受けたものと生活困窮によるものが多い。高齢者保険料の滞納処分の停止原因は、廃止見込みのない生活保護開始と破産が終結して免責を受けたものである。

保険税等について市は、滞納処分の停止の適正な執行を図るため、国税庁長官指針「滞納処分の停止に関する取扱いについて」(平成12年6月30日)等に基づき、滞納処分停止の判定基準(以下「判定基準」という。)を作成している。これにより、未納者が死亡し、かつ相続人全員が相続放棄をしている場合や、破産により免責となった場合等は滞納処分を停止している。

表 90 滞納処分の停止事案の原因別の推移

(金額ベース)

(単位:千円)

項目		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
保険税	無財産	17,627	47,672	37,127	33,807	7,328
	生活困窮	32,739	40,376	45,023	39,775	34,803
	居所不明	15,761	15,409	14,972	14,237	6,535
	即時消滅	38,517	43,317	45,842	44,455	33,628
	合計	104,646	146,775	142,966	132,276	82,295
高齢者 保険料	無財産	—	—	—	—	—
	生活困窮	—	—	—	—	—
	居所不明	—	—	—	—	—
	即時消滅	—	1,085	717	1,410	1,183
	合計	—	1,085	717	1,410	1,183

(件数ベース)

(単位:件)

項目		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
保険税	無財産	46	103	67	45	16
	生活困窮	251	337	338	325	295
	居所不明	124	138	92	160	68
	即時消滅	366	305	368	551	352
	合計	787	883	865	1,081	731
高齢者 保険料	即時消滅	—	19	25	31	33
	合計	—	19	25	31	33

次表は、2008年度から2012年度までの収入未済額と滞納処分の停止金額の割合の推移を示したものである。

表 91 収入未済額と滞納処分の停止の推移
(金額ベース)

(単位:千円)

項目		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
保険税	収入未済額(A)	2,906,397	3,000,973	2,859,751	2,818,369	2,749,615
	停止金額(B)	104,676	146,775	142,966	132,276	82,295
	(B)/(A)	3.60%	4.89%	5.00%	4.69%	2.99%
高齢者 保険料	収入未済額(A)	23,818	32,246	36,977	45,830	51,359
	停止金額(B)	—	1,085	717	1,410	1,183
	(B)/(A)	—	3.37%	1.94%	3.08%	2.30%

(注) 表中の数値は還付・充当を反映していないため、歳入歳出決算書の金額とは一致していない。また、金額は本税額を記載している。

(件数ベース)

(単位:件)

項目		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
保険税	収入未済件数	387,554	378,923	395,244	400,849	414,747
	停止件数	787	883	865	1,081	731
高齢者 保険料	収入未済件数	2,224	2,954	3,124	3,505	3,851
	停止件数	—	19	25	31	33

④ 不納欠損の状況

2008年度から2012年度までの不納欠損処分額の推移は次表のとおりである。

保険税の不納欠損額は3億円前後で推移しており、高齢者保険料の不納欠損額は年々増加傾向にある。

表 92 不納欠損額の推移

(単位:千円)

項目		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
保険税	現年度分	2,418	3,918	3,271	2,610	2,600
	滞納繰越分	361,838	324,149	283,814	269,014	278,088
	合計	364,256	328,067	287,085	271,624	280,688
高齢者 保険料	現年度分	—	435	163	319	221
	滞納繰越分	—	650	4,900	6,494	7,020
	合計	—	1,085	5,063	6,813	7,242

次表は、2012年度の不納欠損額の内訳を示したものである。

表 93 2012年度の不納欠損額の内訳

(単位:千円)

項目			不納欠損額
保険税	滞納処分の停止	地方税法15条の7IV	56,793
	即時消滅	地方税法15条の7V	33,628
	時効	地方税法18条I	190,267
	合計		280,688
高齢者 保険料	滞納処分の停止	地方税法15条の7IV	—
	即時消滅	地方税法15条の7V	1,183
	時効	高齢者の医療の確保に関する法律160条I	6,059
	合計		7,242

⑤ 収入未済額の状況

次表は、保険税について、2012 年度末現在の収入未済額の内訳を、滞納額別・滞納者の所得区分別に示したものである。

収入未済額 2,749,615 千円のうち、滞納処分の停止後、不納欠損処理が未了なものを除くと、収入未済額は 2,286,824 千円(11,564 人)となり、収入未済額を滞納者数で除した 1 人あたり収入未済額は 197.8 千円となる。このうち、収入未済額が 50 万円未満のものは総額 1,400,402 千円で、収入未済額に占める割合は 61.2%となる。また、滞納者数は 10,532 人で、全体に占める割合は 91.1%となり、1 人あたり収入未済額は 133.0 千円となる。このことから、保険税の滞納者は、比較的少額(50 万円未満)を滞納しているケースが多いことが分かる。

表 94 保険税の滞納額別集計表

(単位:千円、人)

所得区分	50万円未満		50～100万円未満		100万円以上		合計		
	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	
保険税	200万円未満	1,142,902	9,175	350,389	519	159,081	111	1,652,372	9,805
	200～700万円	250,920	1,315	184,974	269	159,340	109	595,235	1,693
	700万円以上	6,579	42	8,885	12	23,750	12	39,215	66
	合計	1,400,402	10,532	544,249	800	342,171	232	2,286,824	11,564
	比率	61.2%	91.1%	23.8%	6.9%	15.0%	2.0%	100.0%	100.0%
1人あたり金額	133.0		680.3		1,474.9		197.8		

(注) 収入未済額のうち滞納処分の停止後、不納欠損処理が未了のものは除いて記載している。

⑥ 延滞金の状況

延滞金は、本税の完納時にその金額が確定することや、本税完納後に免除になることもあるため収納時に調定している。

保険税の2012年度の延滞金徴収額は53,643千円で、免除額は20,615千円であった。

⑦ 財政改革計画

前述した財政改革計画では、滞納処分を含めた厳正な滞納整理を行うとして、次の3項目を掲げている。

財政改革計画に示されている「適切な滞納整理の実施」

1) 適切な催告と納税相談

督促状や催告書等の文書催告、納付推進員による訪問、電話催告の実施により現年度分未納者への働きかけを行うことで収納率の向上と収納未済額の圧縮を図ります。なお、催告の中で判明した生活困窮者には、納税相談の中できめ細かな対応を行います。

2) 厳正な滞納処分の執行

納税相談に応じてもらえない場合等は厳正な滞納処分を行い、収納率の向上を図るとともに資格証明書交付世帯の減少を目指します。

3) 高額滞納者の進行管理による整理

資格証交付世帯は2年度分以上納付が遅れていることもあり、滞納額が高額になっている世帯があり

ます。そこで、高額滞納者への働きかけを強化し、早期解決を目指した組織的な対応をするため、進行管理の導入をして滞納整理を進めます。

⑧ サンプルの抽出

保険税は、2012 年度末現在 2,749,615 千円の収入未済額を有しており、同年度に 280,688 千円の不納欠損処理を行っている。高齢者保険料は、2012 年度末時点で 51,359 千円の収入未済額を有しており、同年度に 7,242 千円の不納欠損処理を行っている。これらの具体的な状況を調査するため、サンプルを抽出して、滞納整理事務の実施状況を検討した。

1) サンプルとして抽出した収入未済額

保険税について、サンプルとして、滞納となっている事案から、滞納金額別、所得階層別に 55 件、滞納処分の停止となっている事案から 43 件、2012 年度中に差押を解除した事案から 18 件、2012 年度に不納欠損処理された事案から 17 件を抽出した。

高齢者保険料について、サンプルとして、滞納となっている事案から収入未済額上位 30 件、2012 年度中に差押を実施した事案全件(2 件)、2012 年度に不納欠損処理された事案から即時消滅全件(33 件)を抽出した。

抽出したサンプルの概要は次表のとおりである。

表 95 抽出したサンプルの概要(収入未済額)

項目		サンプル 件数	サンプル対象の 金額合計(A)	2012 年度 決算計上額(B)	金額オーバー率 (A/B)
保険税	収入未済額	55 件	62,057 千円	2,286,824 千円	2.7%
	執行停止処分	43 件	9,817 千円	82,295 千円	11.9%
	差押解除	18 件	17,424 千円	—	—
	不納欠損処分金額	17 件	58,264 千円	280,688 千円	20.8%
高齢者 保険料	収入未済額上位	30 件	4,230 千円	51,359 千円	8.2%
	差押対象税額(全件)	2 件	180 千円	180 千円	100.0%
	不納欠損処分金額(全件)	33 件	1,183 千円	7,242 千円	16.3%

(注) 決算計上額は、滞納処分の停止後、不納欠損処理が未了のもの以外は除いて記載しているため、歳入歳出決算書の金額とは一致していない。

(保険税)

2012 年度の収入未済額 2,749,615 千円のうち、滞納処分の停止後、不納欠損処理が未了のものを除いた額は 2,286,824 千円となる。このうち、サンプルとして抽出した事案の合計額は 62,057 千円であり、全体の 2.7%であった。

サンプルのうち、200 万円以上 700 万円未満及び所得 700 万円以上の滞納者については全て、現在分割納付中であるもの、財産の差押中あるいは財産調査中であるものであった。また、所得が 200 万円未満の滞納者については、所得が少なく財産調査を行っても十分な財産がないことから、差押をせずに自主納付を促しているものである。

さらに、所得が 700 万円未満である滞納者のうち、滞納額が 100 万円以上の者はすべて過去に多くの所得を得ていたときに保険税を滞納し、その後所得が減少したことにより、納付が困難となったものであった。

表 96 抽出したサンプルの概要

(単位:千円)

項目		50万円未満	50～100万円	100万円以上	合計	
保険税	所得700万円以上	サンプル	(10件)1,803	(10件)7,320	(11件)22,732	(31件)31,855
		決算計上額	6,579	8,885	23,750	39,215
		金額カバー率	27.4%	82.4%	95.7%	81.2%
	所得200～700万円	サンプル	(5件)2,231	(5件)4,902	(5件)4,902	(15件)12,035
		決算計上額	250,920	184,974	159,340	595,235
		金額カバー率	0.9%	2.7%	3.1%	2.0%
	所得200万円未満	サンプル	(1件)498	(3件)2,996	(5件)14,672	(9件)18,166
		決算計上額	1,142,902	350,389	159,081	1,652,372
		金額カバー率	0.0%	0.9%	9.2%	1.1%
	合計	サンプル	(16件)4,532	(18件)15,219	(21件)42,306	(55件)62,057
		決算計上額	1,400,402	544,249	342,171	2,286,824
		金額カバー率	0.3%	2.8%	12.4%	2.7%

(注) 決算計上額は、滞納処分停止後、不納欠損処理が未了のものは除いて記載しているため、歳入歳出決算書の金額とは一致していない。

(高齢者保険料)

サンプルとして抽出した収入未済額は、金額上位 30 件、計 4,230 千円で、最高 865 千円、最低 60 千円、1 件あたりの平均滞納額は 141 千円であった。

サンプルとして抽出した収入未済の主な滞納の原因は、過年度に年金以外の所得が多かったこと等の理由により、翌年度において普通徴収による高齢者保険料が多く発生して未納となり、その後普通徴収から特別徴収による納付方法に切り替わったため、普通徴収分のみが未納となっていることによるものであった。

不納欠損処分となった原因の多くは、生活保護の受給を開始し、保護廃止の見込のない場合であり、その他に納付義務者の死亡があげられる。また、財産の差押については、預金の換価の他に不動産の強制競売に関わる交付要求がある。

表 97 高齢者保険料 1 件あたり金額

項目		金額	件数	1 件あたり金額
高齢者 保険料	収入未済額	51,359 千円	580 件	88,551 円
	収入未済額(上位 30 件)	4,230 千円	30 件	141,016 円
	不納欠損額(即時消滅額)	1,183 千円	33 件	35,854 円

2) サンプルとして抽出した差押事案

保険税について、2012 年度中に 198 件、本税合計 110,709 千円の差押を行っている。これら 198 件と、2011 年度以前より差押さえている 142 件を合わせた 340 件について、2012 年度中に 181 件の差押を解除し、残りの 159 件について差押を継続している。

差押解除事由を検討するために、差押対象財産別に差押時滞納本税額の多い順に 5 件、5 件に満たない場合は当該差押件数をサンプルとして抽出した。また、この他に滞納整理中の収入未済や滞納処分の停止となったもの、不納欠損において抽出したサンプルの中にも差押の執行や解除がなされているものが含まれており、これらについても内容を検討している。

差押解除の主な理由としては、差押財産の換価や交付要求における配当の完了による差押の終結や滞納本税の完納等であった。

表 98 抽出したサンプルの概要(差押)

項目		2012 年度解除件数	サンプル件数	差押時本税滞納額
保険税	債権	106 件	8 件	9,127 千円
	不動産	10 件	5 件	3,976 千円
	交付請求	65 件	5 件	4,322 千円
	合計	181 件	18 件	17,425 千円

3) サンプルとして抽出した滞納処分停止事案

保険税について、2012年度に 82,295 千円の滞納処分の停止を行っている。このうち滞納処分事由が無財産及び即時消滅は全件、それ以外の事由は金額が多いものから順に 5 件をサンプルとして抽出した。

無財産による滞納処分の停止は、財産調査を行っても十分な財産がなかったことなどによるもの、生活困窮による滞納処分の停止は、所得が生活保護水準以下であるもの、居所不明等による滞納処分の停止は、主として既に出国した外国人等に対するもの、また、即時消滅の主な理由は、滞納者の死亡後に相続人が相続放棄をした場合や破産、廃止の見込みが立たない生活保護の受給開始などによるものである。

表 99 抽出したサンプルの概要(滞納処分停止)

項目	サンプル対象		2012 年度	金額カバー率	
	件数	金額合計(A)	決算計上額(B)	(A/B)	
保険税	無財産	16 件	2,993 千円	7,328 千円	40.8%
	生活困窮	5 件	1,223 千円	34,803 千円	3.5%
	居所不明	5 件	778 千円	6,535 千円	11.9%
	即時消滅	17 件	4,823 千円	33,628 千円	14.3%
	合計	43 件	9,817 千円	82,295 千円	11.9%

4) サンプルとして抽出した不納欠損事案

保険税について、2012 年度に 280,688 千円の不納欠損処理を行っている。このうちサンプルとして抽出した額は 58,264 千円で、全体の 20.8%であった。

表 100 抽出したサンプルの概要(不納欠損)

項目	サンプル対象		2012 年度	金額カバー率	
	件数	金額合計(A)	決算計上額(B)	(A/B)	
保険税	現年分	2 件	519 千円	2,600 千円	20.0%
	滞納繰越分	15 件	57,745 千円	278,088 千円	20.8%
	合計	17 件	58,264 千円	280,688 千円	20.8%

(2) 監査の結果及び意見

① 換価担当者設置の必要性について【意見】

市では、給与差押が可能である者に対しても給与差押を実施していない。また、預金等を差し押さえたにも関わらず、速やかに換価を行っていない事案も見受けられる。

給与差押や差押財産の換価は、給与支払者や金融機関等の第三債務者との交渉が必要であり、事務負担が大きいことから後手に回っている可能性がある。しかしながら、差押財産の換価は直接的に滞納を解消させ、給与差押は、手続きに一定の負担はあるものの、その後は給与支払者が納付者に代わり確実に滞納額を納付することになるため、効果が高いと考えられる。

現状では、滞納整理事務のための人員が不足しているとのことだが、滞納している保険税を換価により直接回収する手続きを担う担当者を設置し、滞納整理事務の効率化を図ることが望ましい。

② 滞納整理マニュアルあるいは行為指針の整備の必要性について【意見】

市では、地方税法の他に保険年金課の作成する「滞納処分停止の判定基準」、「町田市国民健康保険被保険者証の更新及び検認基準並びに被保険者資格証明書交付基準」を基に滞納整理事務を行っている。しかしながら滞納整理事務の進め方は滞納者の個々の状況により異なることから、実際の運用は各担当者の判断に任されており、担当者によってばらつきがみられる。

担当者により滞納整理事務に極力ばらつきが出ないように、最低限の行為指針を定めておく必要がある。たとえば、以下の事項については、担当者によって滞納整理事務の手続きの違いが大きいため、一定の指針を定めておくことが望ましい。

1) 財産調査の開始時期

滞納事案のなかに滞納金額が 117 千円の滞納者が 2 人存在した。この 2 人の滞納者に対して、一方は財産調査を行っており、もう一方は、滞納額が累積されて高額になるまで数年間財産調査を行っていない。滞納が発生してから財産調査を開始するまでの期間についての目安を明確にしておくことが望ましい。

2) 差押の着手時期

財産調査後、差押を行うまでの期間についても担当者により開きがある。たとえば、2013 年 1 月に預金照会を行い、翌月 2 月に差押を行うなど 1ヶ月程度で差押を行っている事案がある一方、2010 年 4 月に財産調査を開始したものの、その後 2013 年 10 月時点でも差押を行っていない事案がある。また、財産調査を行い、十分な財産を有していることが判明していたが差押を行わず、その後、財産が減少し回収が困難になっている事案も見受けられる。

滞納者からの納税相談がない場合や納付の意思が見られない場合など、差押を行わない合理的な理由が見当たらない事案に対しては、財産調査後どの程度の期間が経過したら差押を実行するのかの目安を明確にしておくことが望ましい。

3) 差押予告の送付の有無について

市では、財産調査を行った結果、預金や保険資産などの財産を発見した後に滞納者に対し差押予告をすることがある。差押予告については、行う場合と行わない場合があり、その違いを示す基準が明らかでない。

また、差押予告の後、市が再び預金照会を行い、あるいは差押を実行したところ、既に預金が引き出されているケースや、保険資産を担保に借入れがなされたことにより、結果として差押可能財産が当初より大幅に減少したケースがある。

差押予告は法的に義務付けられたものではないため、換金の容易な財産を有する滞納者に対する差押予告はより慎重に行う必要がある。どのような場合に差押予告を行うのか、考え方を明確にしておくことが望ましい。

③ 滞納処分の早期着手の必要性について【意見】

2009 年度に滞納が発生してから一度も納付していない滞納者について、2012 年度に初めて財産調査を行っている。

当該滞納者の調定額及び累積滞納額の推移は次のとおりである。

表 101 調定額及び累積滞納額 (単位:千円)

項目		2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度
保険税	調定額	117	372	534	582	1,607
	納付額	—	—	—	—	—
	累積滞納額	117	490	1,024	1,607	1,607

滞納発生から 3 年間に財産調査を実施しなかったのは、2010 年度までの滞納が 490 千円と高額な滞納とはいえなかったことによる。しかしながら、納付実績のない滞納者については、滞納が発生した時点では高額でなくとも将来高額になることが考えられる。滞納額が高額になると滞納者にとっては一括納付が困難な金額になり、また滞納者の納付意欲を減退させる可能性がある。また、滞納期間中に滞納者の経済状況が変化して、結果として納付が困難となる可能性もある。このため、一定期間納付実績のない者については、滞納額が高額になることを防止するために早期に滞納処分を行う必要がある。

④ 納付を伴わない差押の解除について【意見】

差押を解除するためには、納付、充当、更正その他の理由により、差押に係る税の全額が消滅することが必要とされている(国税徴収法 79 条)。

しかしながら、多くの預金を差し押さえた滞納者と納税交渉を行ったところ、滞納者がその全てが生活に必要な口座と主張したことから、納付約束を行ったのみで差押の解除を行い、その結果として預金が引き出された事案があった。

滞納者が複数の口座を保有している場合には、給与口座か否か、あるいは口座の資金異動の状況を勘案して債務者の主張を受け入れるかどうかを合理的に判断する必要がある。

差押解除の際には、本来であれば、納付により差押に係る保険税の全額納付が必要であることから、差押解除のためには少なくとも約束の履行を確認する必要がある。

⑤ 目的を持った財産調査の必要性について【意見】

財産調査を行う主な目的は、発見した財産を差し押さえて換価を行い、これによって滞納となった債権を回収することである。しかしながら、差押等の目的を持たずに財産調査を行っている事案が見受けられた。

2010年4月から2013年8月までの間に滞納者に対して行った財産調査の結果とこれに対する市の対応は次のとおりである。

次表のとおり、2010年に滞納額を納付するに十分な預金を確認されているが、滞納者が差押予告の期限までに納付せず、また納税相談をしなかったにも関わらず、市は差押を行わずに翌2011年1月に再度差押予告を行っている。また2011年6月と12月にも財産調査を行い、滞納額を納付するに十分な預金を確認しているが差押を行っていない。

表 102 預金調査の内容と市の対応

日付		調査時点での滞納額	対応
2010年	4～6月	117千円	預金調査により3,290千円の預金を確認
	7月		差押予告を送付(8月納期限)
	11月		市が滞納者の家族に接触するが本人不在
2011年	1月		差押予告を送付
	6月	490千円	預金調査により5,228千円の預金を確認
	10月		本人に接触を試みるが連絡取れず
	12月	628千円	預金調査により2,788千円の預金を確認 本人に接触を試みるが連絡取れず
2013年	6～8月	1,688千円	預金調査により294千円の預金を確認

当該滞納者については、滞納額を十分に上回る財産を有していることが判明している。よって、2010年6月あるいは2011年6月、12月のいずれかに差押を行い、自主納付を促す、あるいは換価をしていれば滞納整理は完了していたと考えられる。しかしながら、市は差押をせずに同一口座について繰返し財産調査を実施していた。

財産調査は関係機関等の協力のもとに行われ、また市にも一定の経済的・事務的負担を伴うものであるから、目的をもって行い、その結果を生かして差押及び換価を行う必要がある。

⑥ 適切な分割納付額の決定の必要性について【意見】

給与差押によれば毎月15万円の納付が可能である滞納者について、本人の希望により毎月1万円の分割納付を認めている事案があった。当該滞納者の滞納額は776千円であるため、この計算によると本税完納までに6年超を要する。

滞納処分停止の判定基準によると、「分割納付しているが2年以内に本税完納が見込めない事案」は滞納処分の停止見込事案に該当するため、当該滞納は停止見込事案になる可能性がある。

分割納付額は、市が滞納者の経済状況を合理的に判断して決定する必要がある。また、少なくとも2年以内に本税完納を見込めない場合は停止見込事案となることを踏まえると、生活困窮者とは認められない者に対する分割納付は2年以内とする必要がある。

⑦ 国民健康保険脱退者に対する滞納整理の強化について【意見】

1年を超えて保険税を滞納した者は、被保険証を返還しなければならず、医療費の窓口負担額が本来であれば3割であるところ、10割を負担する資格証により医療サービスを受けることになる。このことは滞納者の納付意思の低下や滞納の発生に一定の歯止めをかけている。このため、市もこうした事情を配慮して、保険税の滞納が発生しても被保険者証の返還期限までは差押等の積極的な滞納整理を行っていない。しかしながら、他の健康保険への加入により国民健康保険を脱退した者については、当該被保険者証が必要でなくなることから、滞納しても納付の意思が低くなる可能性があり、こうした配慮は不要となる。

国民健康保険を脱退した後に預金の差押を受けた滞納者の中に、納付しなければ差押を解除することが出来ない旨を市が伝えても、給与口座でないため「別にかまわない」とし、またこの銀行口座が差し押さえられたのかも覚えていない事案があった。市は差押預金の換価後も当該滞納者に対して追加の財産調査や差押等を行っていないが、被保険者証を必要せず、使用していない銀行口座の少額の預金が差し押さえられても、納付の意思が見られない者に対して自主納付を期待することには限界がある。

国民健康保険を脱退し納税意欲の低い者については、速やかに給与差押や預金の換価を行う等、より積極的な滞納整理を行う必要がある。

⑧ 給与差押の必要性について【意見】

財産調査や納税課への給与照会により、給与口座や勤務先が判明し、給与差押が可能な滞納者に対して、市は滞納整理担当者が現在人手不足であることから、給与の差押を行っていない。

しかしながら、たとえば、「⑥ 適切な分割納付額の決定の必要性について【意見】」にある滞納者は給与所得者であり、給与のうち生活費等を控除した差押可能額は毎月15万円となっている。市の担当者は「給与差押なら計算上15万円は納付可能なのになぜ1万円しか納付できないのか」という疑念を交渉記録に残している。滞納者の希望に沿って分割納付を認めると本税完納までに6年超の債権管理が必要となり、分納計画どおりに納付するという保証はない。一方で給与差押によると滞納整理は6か月で完了する。この他にも、市が財産調査を行ったが財産を発見することができず、市の納税相談にも応じていない滞納者が、給与所得を得ていることが判明している場合もある。このよう納付の意思のない滞納者に対し納付を促し、滞納整理を迅速に行うためには給与差押を行う必要がある。

⑨ 死亡した滞納者に関わる財産調査について【意見】

市は、2008年10月に死亡した滞納者について、2012年6月に預金調査を実施したところ、財産が発見できなかったため滞納処分を停止している。しかしながら、当該滞納者が死亡した翌月に滞納額の一部が納付されていることから、滞納者には相続人が存在し、一部納付は当該相続人によりなされた可能性がある。

通常は、滞納者の死亡後速やかに相続が開始されることや相続税の納付期限は、被相続人が死亡したことを相続人が知った日の翌日から10か月以内であることを踏まえる

と、死亡後3年以上経過した者の預金口座が存在することは考えにくい。

滞納者が死亡した場合における保険税の未納額は、地方税法の定めにより相続人が納付義務を承継することから、相続人に対して滞納額の納付請求を行い、必要に応じて当該相続人について財産調査を行う必要がある。

⑩ 所得別の滞納整理の必要性について【意見】

高齢者保険料について、普通徴収となる納付義務者の中には、複数の年金の支払いを受けている者やその他の年金収入以外の収入を得ている者が含まれている。

滞納額の多い順に30件の滞納者の所得状況を確認したところ、不動産所得や営業所得、複数の年金収入などにより多くの所得を得ている例が計4件あった。

市では高齢者保険料の滞納についてはほとんど差押等を行っていない。しかしながら、高齢者保険料の時効は2年と短く、自主納付に依存していると時効により回収不能となる可能性がある。このため、所得別の滞納状況を把握し、所得が高く十分な支払能力のある滞納者に対しては、積極的に滞納整理を実施する必要がある。

⑪ 滞納整理記録の正確性について【意見】

滞納整理事務を行うにあたっては、債権ごと、納付義務者ごとに債権管理台帳を作成し、実施した滞納整理事務の内容を記録することとなっている。

保険税と高齢者保険料はそれぞれ別のシステムにより管理され、債権管理台帳が作成されている。保険税の滞納整理で実施した財産調査の結果は、同じ強制徴収公債権であることから、高齢者保険料の滞納整理にも活用することが可能となっている。一方で、2012年度に徴収停止となった高齢者保険料のうち2件については、保険税において財産調査を行っていたが、高齢者保険料の滞納整理事務には当該記録が漏れていたため、外見上財産調査をせずに徴収停止となっていた。

また、保険税について、預金の差押を行った後に滞納者が納税交渉のため来庁することを約束したため、差押を解除した旨の記録があった。しかしながら、実際には当初から差押は行っておらず、従って差押解除もしていなかった。

事実の記載漏れや誤った記載は、後日参照時に錯誤を生じさせるなどの可能性があるため、滞納整理記録の正確性については十分に留意しておく必要がある。

5. 一般被保険者第三者納付金

(1) 現状

① 制度の概要

保険者は、給付事由が第三者(加害者)の行為によって生じた場合に保険給付を行った時は、その給付を対価の限度において被害者である被保険者が第三者に対して有する損害補償の請求権を取得(国民健康保険法 64 条)する。この求償権を第三者行為求償権という。

第三者行為求償権は、一般被保険者第三者納付金と退職被保険者等第三者納付金に区分され、2012 年度末時点では一般被保険者第三者納付金(以下「第三者納付金」という。)に収入未済が生じている。

表 103 第三者納付金の概要

項目	所管課	債権区分	根拠法令
第三者納付金	いきいき健康部保険年金課	私債権	国民健康保険法 64 条 I

② 推移

第三者納付金の 2008 年度から 2012 年度までの推移は次表のとおりである。

2009 年度以降の収入未済額は、2005 年度から 2008 年度までに発生した同一の請求先に対する債権である。これは、2002 年度に発生した交通事故に関する求償債権で、現在、係争中となっている。

表 104 第三者納付金の推移

(単位:千円)

項目	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度
調定額	28,088	31,238	45,175	23,654	23,118
収入済額	28,088	27,151	41,087	19,596	16,847
不納欠損額	—	—	—	—	—
収入未済額	—	4,087	4,087	4,058	6,270
収納率	100.0%	86.9%	91.0%	82.8%	72.9%
不納欠損率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

次表は、2012 年度の収入未済額の内訳を示したものである。

収入未済額 6,270 千円は、前述した 2002 年度に発生した交通事故に関する求償債権である。

表 105 2012 年度の収入未済額の内訳

(単位:千円)

項目	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
現年度分	8,771	8,771	—	—	100.0%
滞 納 繰 越 分	2008 年度発生分	2,653	2,653	—	100.0%
	2009 年度発生分	3,634	511	3,122	14.1%
	2010 年度発生分	4,056	3,120	935	76.9%
	2011 年度発生分	4,004	1,792	2,212	44.8%
	計	14,347	8,076	—	6,270
合計	23,118	16,847	—	6,270	72.9%

③ 債権管理体制

滞納債権の管理は担当者が表計算ソフト(excel)を使って管理している。

表 106 債権管理体制

項目	内容
債権管理事務担当の人員数	正規職員7名、その他7名
債権管理システム	なし
債権管理台帳	表計算ソフト(excel)による管理

④ 収納事務

市では求償権の発生日から1ヶ月後を納期限としているが、第三者納付金の額は、加害者等の過失割合により決定されることから、実際の求償金額は納期限までに金額が判明しないこともある。また、求償権の金額の確定と同時に納付がなされることが多く、市は、調定のタイミングが納付に間に合わないとして、このような求償権については未収金を計上していない。

納付義務者が個人で、金額が多額であるため一括納付が困難と認められる場合などには、納付義務者に申し出により、必要に応じて分割納付を認めている。

(2) 監査の結果及び意見

① 納期限の到来した第三者納付金の取扱いについて【結果】

第三者納付金には、表 105 に示した債権の他に、2名に対する自動車損害賠償に係る求償が合計1,055千円ある。収納事務を委託している分割納付中の第三者納付金であり、2012年度末の内訳は次表のとおりである。

表 107 自動車損害賠償責任保険による求償権の内訳

発生日	債権残高①	納期末到来額②	①-②	備考
① 2006年12月	439千円	384千円	55千円	債権発生時に分割納付契約済
② 2009年7月	616千円	616千円	—	
合計	1,055千円	1,000千円	55千円	—

市は、上記請求について、納付のあった年度に調定していることから、収入未済額に含めていない。しかしながら、本来は、年度内に収納すべき金額を調定する必要があり、上記債権のうち2013年3月末までに納期の到来している55千円については、調定を行い、収入未済額に含めておく必要がある。

6. 被保険者返納金

(1) 現状

① 制度の概要

被保険者返納金とは、町田市国民健康保険の脱退の届け出が遅れた等により、町田市国民健康保険の資格がないにも関わらず、町田市国民健康保険証を使用して給付を受ける、あるいは、実際の給付以上の給付を受けたことにより、当該給付分を不当利得として市が当該資格喪失受診者に対し返還を求めるものである。なお、資格喪失受診者は、市に返還金を支払った後、その額を新たに加入した保険者に請求する。

被保険者返納金は、退職者医療保険制度に伴う退職被保険者返納金とその他の一般被保険者返納金に分けられる。

退職者医療保険制度とは、退職者が国民健康保険に加入することで、国民健康保険の財源が逼迫するためその費用を社会保険から拠出する制度であり、2008年4月1日の高齢者医療制度の施行により廃止されたが、2014年度まで経過措置がなされている。

表 108 被保険者返納金の概要

項目	所管課	債権区分	根拠法令
被保険者返納金	いきいき健康部保険年金課	非強制徴収公債権	民法 703 条

② 推移

被保険者返納金(一般被保険者返納金及び退職被保険者返納金)の 2008 年度から 2012 年度までの推移は次表のとおりである。

2012 年度の収入未済額をみると、一般被保険者返納金が 14,751 千円であるのに対して、退職被保険者返納金が 450 千円であるように、被保険者返納金の収入未済額は一般被保険者返納金が大きな割合を占めている。

表 109 被保険者返納金の推移

(単位:千円)

項目	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	
一般被保険者 返納金	調定額	23,073	20,901	21,075	31,765	30,783
	収入済額	3,249	4,141	2,306	10,053	6,766
	不納欠損額	4,975	1,932	983	840	9,265
	収入未済額	14,848	14,827	17,785	20,872	14,751
	収納率	14.08%	19.82%	10.94%	31.65%	22.0%
	不納欠損率	21.56%	9.24%	4.66%	2.65%	30.1%
退職被保険者 返納金	調定額	1,150	686	661	890	1,026
	収入済額	514	50	12	257	361
	不納欠損額	—	—	—	8	214
	収入未済額	636	636	649	624	450
	収納率	44.7%	7.3%	1.8%	29.0%	35.2%
	不納欠損率	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	20.9%

2012 年度の被保険者返納金の収入未済額(一般被保険者返納金及び退職被保険者返納金の合計額)の内訳は次表のとおりである。

表 110 2012 年度の収入未済額の内訳 (単位:千円)

項目	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	
現年度分	7,985	5,639	—	2,346	70.1%	
滞納繰越分	2007 年度発生分	10,470	53	9,480	937	0.5%
	2008 年度発生分	1,872	83	—	1,789	4.4%
	2009 年度発生分	2,695	83	—	2,612	3.1%
	2010 年度発生分	3,330	178	—	3,152	5.3%
	2011 年度発生分	5,456	1,089	—	4,366	20.0%
	計	23,825	1,488	9,480	12,856	6.2%
合計	31,810	7,127	9,480	15,202	22.4%	

③ 債権管理体制

滞納債権の管理は担当者が表計算ソフト(excel)を使って、世帯主ごとに収入整理簿を作成し、調定・収入等を一元管理している。

表 111 債権管理体制

項目	内容
債権管理事務担当の人員数	正規職員 7 名、その他 7 名
債権管理システム	なし
債権管理台帳	表計算ソフト(excel)による管理

④ 収納事務

被保険者返納金が発生した場合、市は返納金額を算定し、納付義務者に対し納付書を発付する。また転居等により居所不明で返送された場合には、改めて転居先を確認したうえで納付書を再送付している。

⑤ 督促

納期限までに被保険者返納金を納付しない者については、納期より 1 ヶ月後をめぐりに督促状を発付している。また、年 3 回未納者に対して催告書を発付している。

(2) 監査の結果及び意見

① 積極的な回収の必要性について【意見】

被保険者返納金については年 3 回の催告書の発付のみとなっている。その結果、2012 年度には不納欠損の額が増加し、特に一般被保険者返納金は不納欠損率が収納率を上回る結果となっている。

被保険者返納金の未納者に対しては電話催告を行い、滞納金額が多い未納者に対しては訪問催告を行うなど、催告を積極的に行う必要がある。なお、市では 2013 年 12 月から全ての未納者に対して電話催告を行っている。

なお、被保険者返納金については、厚生労働省が保険者間で調整する仕組みの導入を検討しており、これが実現すれば、被保険者返納金の未納は保険者に対するものに限られ、長期の滞納は発生しなくなると考えられる。

7. 町田市国民健康保険高額療養費資金貸付金

(1) 現状

① 制度の概要

町田市国民健康保険高額療養費資金貸付金(以下「療養費貸付金」という。)は、被保険者が国民健康保険法57条の2の規定による高額療養費の支給対象となる療養を受ける場合、療養に必要な資金を貸し付けるものである。

表 112 療養費貸付金の概要

項目	所管課	債権区分	根拠法令
療養費貸付金	いきいき健康部保険年金課	私債権	町田市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例

② 推移

療養費貸付金の2008年度から2012年度までの推移は次表のとおりである。

表 113 療養費貸付金の推移 (単位:千円)

項目	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
前期末現在高(a)	3,681	1,397	1,553	1,322	1,065
貸付高(b)	4,452	3,036	2,021	2,542	3,074
償還高(c)	6,736	2,880	2,252	2,799	2,645
決算年度末高	1,397	1,553	1,322	1,065	1,493
償還率(c/(a+b))	82.8%	65.0%	63.0%	72.4%	63.9%
繰入金(注)	488	—	83	16	21

(注) 一般会計からの繰入金

療養費貸付金の2012年度末残高の内訳は次表のとおりである。

収入未済額の内訳は、現年度分が573千円で、滞納繰越分が920千円である。

表 114 2012年度末残高の内訳 (単位:千円)

区分	貸付額	返済額	繰入金	次期繰越	収納率	
現年度分	3,074	2,501	—	573	81.4%	
滞納繰越分	2002年度発生分	21	16	21	0	0.0%
	2003年度発生分	51	—	—	51	0.0%
	2004年度発生分	186	—	—	186	0.0%
	2005年度発生分	473	—	—	473	0.0%
	2006年度発生分	108	1	—	107	0.9%
	2007年度発生分	95	—	—	95	0.8%
	2008年度発生分	5	—	—	5	0.0%
	2009年度発生分	—	—	—	—	0.0%
	2010年度発生分	—	—	—	—	0.0%
	2011年度発生分	105	105	—	—	100.0%
計	1,065	123	21	920	11.5%	
合計	4,139	2,624	21	1,493	63.9%	

新規の貸付高は 2007 年度に始まった高額療養費に関わる限度額認定証の普及により減少傾向にある。その一方で貸付金の償還率は 2008 年度から 2009 年度にかけて 82.8%から 65.0%と低下し、2012 年度には 63.9%となっている。

③ 債権管理体制

滞納債権の管理は担当者が表計算ソフト(excel)を使って管理している。

表 115 債権管理体制

項目	内容
債権管理事務担当の人員数	正規職員 7 名、その他 7 名
債権管理システム	なし
債権管理台帳	表計算ソフト(excel)による管理

④ 収納事務

療養費貸付金の償還は、当該貸付けに係る高額療養費の支給を受けたときとし、市長が資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)から、貸付金の償還及び高額療養費の受領に関する権限の委任を受け、当該高額療養費をもって貸付金の償還を行うものである(町田市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例 1 条、7 条)。

しかしながら、高額療養費の額が貸付金の額に満たない場合には、借受人はその差額を速やかに償還しなければならない。市は、貸付金に差額が生じて返還を求めると必要が生じた場合には、納付書を発行して借受人に納付を求めるが、借受人が当該返還額を納付しない場合は未収金が生じる。

⑤ 督促

療養費貸付金の 2012 年度末時点の貸付年度別の内訳と返還金の請求基準、及び期限までに納付されなかった返還金に対する督促・催告の状況は次表のとおりである。

表 116 療養費貸付金の内訳と請求 (単位:円、件)

貸付年度	金額	件数	返還金の請求基準	決済の有無	当初督促状の発付状況
2002年度	288	3	1,000 円以上	有	
2003年度	51,867	29	1,000 円以上	無	一部に督促・催告
2004年度	186,410	32	10,000 円以上	無	督促・催告なし
2005年度	473,319	86	任意の 1 件のみ請求	無	督促・催告あり
2006年度	107,297	16	3 件を除き請求(注 1)	無	督促・催告あり
2007年度	95,786	4	全件請求	—	督促・催告あり
2008年度	5,661	3	世帯主死亡の 1 件を除き請求	無	督促・催告あり
2009年度	—	—	全件請求	—	該当なし(注 2)
2010年度	—	—	全件請求	—	該当なし(注 2)
2011年度	—	—	全件請求	—	該当なし(注 2)
2012年度	573,049	2	全件請求	—	該当なし(注 3)
合計	1,493,677	175	—	—	—

(注 1) 診療報酬の審査機関の査定による減額分について返還請求をしていない。

(注 2) 当初請求によりの期限内に納付された。

(注 3) 医療機関からのレセプトが未到着であったことによる未精算額。

2012年度の未収金残高のうち61.6%は、2003年度から2008年度まで期間に貸し付けたものである。市では2002年度において、2002年度の高額療養費貸付返還金のうち返還請求額が1,000円未満のものについては事務手続きが煩雑であるとして本人請求を行わない旨の決裁を行っている。しかしながら、2003年度以降に返還金の請求及び督促を行わなかったものについては決裁を経ておらず、請求を行うか否かについての金額等の基準についての根拠も不明である。2012年度の催告にあたり、市は当該期間に関わる未収金については、過去に催告を行ったものについてのみ催告を継続している。

⑥ 医療機関への支払いが困難であるかどうかの判断

療養費貸付金の貸付対象は、高額療養費の支給が見込まれること、保険税に未納がないこと、医療機関への支払いが困難であることが条件となっている。ここで医療機関の支払いが困難であるとは、高額療養費の支給までの間に当該医療費を立て替えることが困難である場合を意味している。

しかしながら、限度額適用認定証の交付を受ければ高額療養費を立て替える必要はないため、この場合は、必ずしも医療機関への支払いが困難であるとはいえない。また、高額療養費の支給は毎月申請する必要があるが、限度額適用認定証は年1回の申請のみであり、利便性においても、より被保険者に有利な制度といえる。

市では、ホームページで限度額認定証について掲載し、被保険者から連絡があれば適宜案内しており、貸付を希望する者に対しては限度額認定証の交付を受けるよう指導している。

(2) 監査の結果及び意見

① 私債権管理条例に基づく徴収停止の必要性について【意見】

療養費貸付金の返還金は、発生した場合はその全てについて返還請求を行う必要がある。しかしながら、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されないものの中には、金額が少額で取り立てに要する費用に満たないと認められる場合等も生じている。このような場合には、私債権管理条例11条において徴収停止とすることができるため、徴収停止を検討する必要がある。

8. 町田市国民健康保険出産費資金貸付金

(1) 現状

① 制度の概要

町田市国民健康保険出産費資金貸付金(以下、「出産費貸付金」という。)とは、国民健康保険法の規定による出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯主に対し、出産育児一時金の支給を受けるまでの間、出産前に出産育児一時金の一部を貸付けるものである。

出産費貸付金の貸付期間は、当該貸付にかかる出産育児一時金が支給される日までの間である。出産の日から 2 週間以内に出産育児一時金の申請がない場合は、市長の指定する日までとされる。また、貸付金の償還方法は、出産育児一時金支給時に出産育児一時金と貸付金債権を対等額において相殺することとなっている(町田市国民健康保険出産費資金貸付基金条例 11 条)。

表 117 出産費貸付金の概要

項目	所管課	債権区分	根拠法令
出産費貸付金	いきいき健康部保険年金課	私債権	町田市国民健康保険出産費資金貸付基金条例

※ 出産費貸付金の貸付要件

出産費貸付金は、被保険者が次の条件を全て満たしている場合に貸し付けを受けることができる。

出産費貸付金の貸付要件

- 保険税に未納がないこと
- 出産予定日まで 1 ヶ月内であること(ただし、1 ヶ月以上前に一時金が必要である場合は、医療機関の証明書を添付すれば手続きはできる。)
- 妊娠4ヶ月以上であり、出産に要する費用として医療機関等から請求を受け、又はその費用を支払ったこと

② 推移

出産費貸付金の 2008 年度から 2012 年度までの推移は次表のとおりである。

表 118 出産費貸付金の推移 (単位:千円)

項目	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度
前期末現在高(a)	3,960	2,632	1,720	1,816	1,816
貸付高(b)	13,232	4,016	336	1,008	200
償還高(c)	14,560	4,928	240	1,008	616
決算年度末高	2,632	1,720	1,816	1,816	1,400
償還率(c/(a+b))	84.7%	74.1%	11.7%	35.7%	30.6%
繰入金(注)	—	—	—	—	280

(注) 2012 年度は、一般会計からの繰入による損失補填を行っている。

出産費貸付金の貸付額は、2008年度から2009年度にかけて70%減少し、2010年度の貸付件数は1件に留まるなど、大きく減少している。これは2009年10月から出産育児一時金の直接支払制度が開始されたためである。

直接支払制度では、原則として各保険者から直接医療機関等に出産育児一時金を支払い、出産費用が出産育児一時金を下回った場合はその差額を被保険者に支払う。被保険者は手元に現金がなくても出産が可能であるため、被保険者が出産費用を一旦立て替え、事後的に出産育児一時金を受け取る従来の制度は利用が減少している。

出産費貸付金の2012年度末残高(1,400千円)の内訳は次表のとおりである。

表 119 2012年度末残高の内訳 (単位:千円)

区分	貸付額	返済額	繰入金	次期繰越	収納率	
現年度分	200	—	—	200	0.0%	
滞納繰越分	2003年度発生分	240	—	—	240	0.0%
	2004年度発生分	720	—	—	720	0.0%
	2005年度発生分	—	—	—	—	0.0%
	2006年度発生分	520	0	280	240	0.0%
	2007年度発生分	—	—	—	—	0.0%
	2008年度発生分	—	—	—	—	0.0%
	2009年度発生分	—	—	—	—	0.0%
	2010年度発生分	—	—	—	—	0.0%
	2011年度発生分	336	336	—	—	100.0%
	計	1,816	336	280	1,200	18.5%
合計	2,016	336	280	1,400	16.7%	

出産費貸付金の貸付額は、出産育児一時金支給見込額の10分の8を限度としており、出産育児一時金支給時に、貸付金債権を相殺した差額を本人に支給するものである。よって、本来であれば貸付金の償還にあたり、被保険者は現金による精算を行わないため未収金は発生しない。

しかしながら、貸付後に国民健康保険を脱退し被保険者の資格を喪失した場合や、出産育児一時金との相殺漏れ、被保険者の出産育児一時金の申請遅れ等により未収金が生じることがある。

表 120 出産費貸付金の発生要因別内訳 (単位:千円)

発生要因	金額	備考
国民健康保険の資格喪失によるもの	720	
出産育児一時金の申請遅れ	336	2013年度に相殺
出産育児一時金との相殺漏れによる重複支給	760	2013年度に280千円を損失補填
貸付時の申請書類の不備による重複支給	200	
合計	2,016	

③ 債権管理体制

滞納債権の管理は担当者が表計算ソフト(excel)を使って管理している。

以前、貸付を行っていた世帯主が出産育児一時金の申請を行った際に市は、本来であれば出産育児一時金と貸付金の相殺をする必要があったが、これに気付かずに出産

育児一時金を支給し、その結果、出産費貸付金と出産育児一時金を二重支給してしまい、出産費貸付金が未収となっている事案が発生した。このため、市ではこのような重複支給を防止するために出産費貸付金についての返納整理簿を作成し、出産育児一時金の申請があった場合に貸付金の有無を確認している。これにより 2007 年度以降は出産育児一時金申請時の確認不足による未収は生じていない。

表 121 債権管理体制

項目	内容
債権管理事務担当の人員数	正規職員 7 名、その他 7 名
債権管理システム	なし
債権管理台帳	表計算ソフト(excel)による管理

④ 収納事務

貸付後に町田市より転出し、貸付の条件が満たされなくなったこと等の理由により、貸付金の返還を求める必要がある場合、市は返還通知を作成し、被保険者に送付している。また、町田市から他市に転出した場合は、転出届により転出先を確認している。その後再度転居・転出した場合は、当初の転出先の自治体に対し住所照会を行うことにより確認し、返還通知を送付している。

⑤ 督促

出産育児一時金との相殺により償還が予定されている貸付金については、出産から 2 週間以内に出産育児一時金の申請がない場合であっても督促状は発付していない。また、貸付金の返還が必要なものの、返還通知期限までに返還のない場合には、納期限から 1 ヶ月後をめどに督促状を発付しているが、返納整理簿が作成される以前の貸付については、督促状の起案に関する情報が不明のものもある。

督促状の納期限までに納付のないものや督促状の起案に関する情報が不明のものについては電話催告を行って納付相談等を行い、また催告書を送付している。

(2) 監査の結果及び意見

① 返還請求を行っていない出産費貸付金の整理の必要性について【意見】

長期間にわたり未納となっている出産費貸付金の中には、債務者が特定できない、あるいは債務者の所在が不明であることから返還請求を行っていないものがある。この点、私債権管理条例では、私債権について徴収停止や債権放棄が可能な場合や欠損処理が必要な場合についての定めがある。

私債権管理条例では、「債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき」であって、「債務の履行が著しく困難である場合」、当該債権について徴収停止を行ったうえで保全及び取り立てをしないことができるとしている。

市は、返還請求を行っていない貸付について、徴収停止とすることが適当か否かについて、分類、整理する必要がある。

1) 債務者が特定されていない出産費貸付金の整理の必要性

出産費貸付金の収入未済額のうち 480 千円は、同一の者に対する貸付金の未収である。

2004 年度に 240 千円の貸付を行ったが、出産育児一時金の支給にあたり貸付金との精算を行わず、誤って 300 千円を支給して貸付金が未収となっている。

その後、2006 年度に 2 回目の出産費貸付金の申請があったが、その際に貸付金の滞納を確認せずに再度貸付を実施している。市は、2004 年度の出産費貸付金の返金がないため、2006 年度の出産育児一時金の申請を受け付けず、出産費貸付金の精算も行っていない。

出産費貸付金は出産育児一時金との相殺により返済されるものであるため、本来であれば、市は被保険者との 2006 年度の出産費貸付金 240 千円と出産育児一時金 300 千円の精算を行い、精算差額である 60 千円を 2004 年度の出産費貸付金 240 千円の返済に充当する必要がある。

一方で、被保険者は既に死亡しており、一親等の親族が相続放棄をしていることもあり、市は債務者を特定できていない。

被保険者の権利義務関係等を調査して、死亡した被保険者に相続人が存在する場合は、当該相続人に対し精算差額の請求を行う等により、貸付金の状況を整理する必要がある。また、法定相続人が存在しない場合、債権は既に消滅していると考えられることから、不納欠損処理を検討する必要がある。

2) 債務者の所在が不明な貸付金の整理の必要性

貸付後、出産前に出国したことにより資格喪失となった外国人の債務者について、その後入国が確認できないものの、未収金として管理している貸付金がある。当該貸付は、債務者の所在が不明であるため、換価可能な財産が発見できない等により貸付金の返還を履行させることが著しく困難な事案と思われる。私債権管理条例により徴収停止を検討する必要がある。

② 申請書類の規則等への取込の必要性について【意見】

出産費貸付金の申し込みにあたっては、貸付を希望する被保険者は、町田市国民健康保険出産費資金貸付申込書とともに、以下の書類を提出する必要がある。

- 保険証
- 母子健康手帳
- 印鑑
- 振込口座のわかるもの
- 産科医療補償制度登録証(産科医療補償制度加入医療機関での出産の場合)
- 直接支払制度を使用しない旨及び保険者名が記載された医療機関との合意書(以下、「合意書」という。)

2012 年度に実施した貸付において、被保険者から合意書の提出を受けることなく貸付を行っている事案がある。

市は、合意書を作成しなかった医療機関に対して、直接支払制度を利用しないことを

口頭で確認したうえで貸付を行ったが、貸付の実施後に医療機関から直接支払制度による医療費の請求を受けている。

この請求を受けて市が医療機関に問い合わせたところ、直接支払制度を利用しない場合は、その旨の合意書の作成が必要であることを申請時の医療機関の担当者が理解していないこと、及び当該医療機関は、被保険者が直接支払制度を利用しない者であることを認識していなかったため、被保険者に出産費用の支払いを求めていることが判明した。市は合意書の提出を受けていなかったことから当該請求を拒むことができずにこれを支払い、結果として貸付額が未収となっている。

現在、合意書等の書類の提出は条例や規則、要綱ではなく所管課の業務手引に定められているものである。必要書類の提出を徹底するために、要綱や規則等に定めることが望ましい。

③ 積極的な回収の必要性について【意見】

市では、出産費貸付金の未収について、未収発生当時においては電話による催告を行っているものの、その後は電話催告を行っていない。また、分割納付を希望する者について分割納付誓約書の作成を依頼しているが、その後のフォローアップをしておらず、催告書の発付に留まっている。

現在収入未済となっている貸付金は全て納付期限が到来しているため、電話催告や訪問催告を行うなど、積極的に未収金の回収を行う必要がある。なお、2013年12月から全ての貸付金及び返納金の未収につき電話催告を行っている。

IV. 保育料(児童保育費負担金)

【概要】

① 制度の概要

市町村は、保護者の労働又は疾病その他の事由で保育に欠ける乳幼児を対象として保育をしなければならない(児童福祉法 24 条 I)。そして、保育を行うことに要する保育費用を支弁する(児童福祉法 51 条④、⑤)。

市町村は、当該保育費用に関して、徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定めた額を、本人又はその扶養義務者から徴収することができる(児童福祉法 56 条 III)。

市は、町田市保育運営費徴収条例(以下「徴収条例」という。)2 条において、児童福祉法 51 条④または⑤に規定する保育費用(以下「保育料」という。)を徴収すると定めおり、この保育料が市の歳入歳出決算書では児童保育費負担金として表示されている。

表 122 保育料(児童保育費負担金)の概要

項目	所管課	債権区分	根拠法令
保育料	子ども生活部子育て支援課	強制徴収公債権	児童福祉法 町田市保育運営費徴収条例他

② 推移

保育料の 2008 年度から 2012 年度までの推移は次表のとおりである。

表 123 保育料の推移

(単位:千円)

項目	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	
現年度分	調定額	855,989	1,016,034	1,030,280	1,078,243	1,130,817
	収入済額	842,727	1,000,639	1,016,075	1,066,872	1,122,275
	不納欠損額	—	—	—	—	—
	収入未済額	13,262	15,395	14,205	11,371	8,541
	収納率	98.5%	98.5%	98.6%	98.9%	99.2%
	不納欠損率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
滞納繰越分	調定額	55,174	55,438	58,461	62,082	57,785
	収入済額	8,360	8,246	6,972	7,970	13,715
	不納欠損額	4,637	4,153	3,625	7,731	5,851
	収入未済額	42,176	43,038	47,862	46,382	38,218
	収納率	15.2%	14.9%	11.9%	12.8%	23.7%
	不納欠損率	8.4%	7.5%	6.2%	12.5%	10.1%
合計	調定額	911,163	1,071,473	1,088,741	1,140,326	1,188,603
	収入済額	851,087	1,008,886	1,023,047	1,074,842	1,135,991
	不納欠損額	4,637	4,153	3,625	7,731	5,851
	収入未済額	55,438	58,433	62,068	57,752	46,760
	収納率	93.4%	94.2%	94.0%	94.3%	95.6%
	不納欠損率	0.5%	0.4%	1.3%	0.7%	0.5%

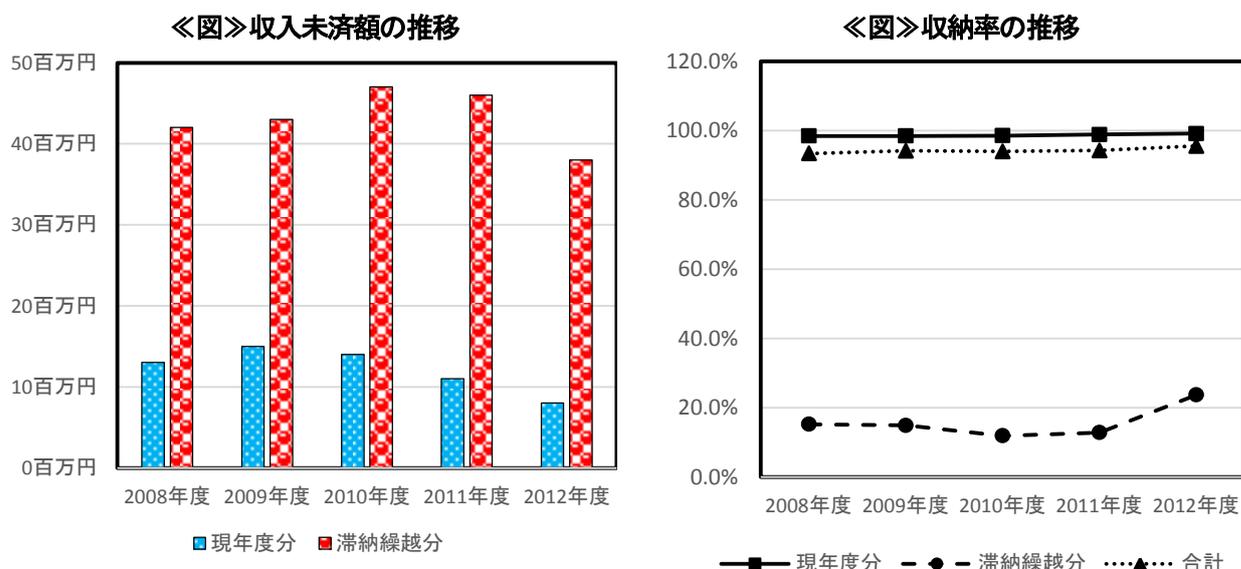
次の左側のグラフは、前表より収入未済額の推移を示したもので、右側のグラフは、同じく前表より収納率の推移を示したものである。

保育料の収入未済額は、現年度分よりも滞納繰越分の方が大きい。2012年度をみると、現年度分の収入未済額が8,541千円であるのに対して、滞納繰越分の収入未済額は38,218千円で4倍強となっている。

収入未済額の推移をみると、現年度分の収入未済額は2009年度の15,395千円がピークとなっており、滞納繰越分の収入未済額は2010年度の47,862千円がピークとなっている。

収納率をみると、現年度の収納率は98.5%強で推移しており、滞納繰越分の収納率は2011年度までは15%前後で推移していたが、2012年度は23.7%まで上昇している。

収入未済額は現年度分よりも滞納繰越分の方が大きい、調定額や収入済額は現年度分の方が大きく、かつ収納率も98.5%強で推移するなど、現年度調定分の収納状況は安定しており良好である。一方、滞納繰越分は収入済額が少なく、収納率も2012年度は改善しているが、それでも低い状況である。



2012年度の滞納繰越分は、収入済額が前年度の7,970千円から13,715千円と大きく増加しており、収納率も12.8%から23.7%に上昇している。これについては次の要因が考えられる。

- ・ 2012年2月ごろより分割納付者の不履行について電話催告を開始したことによる成果が現れている。
- ・ 在園中の滞納者に対し保育園で面接し、分割納付を開始させている。
- ・ 滞納額150万円一括納付や、滞納分20万円の一括納付等あった。
- ・ これまで年に1、2件程度の納付推進員催告を、2011年度42人、2012年度29人に実施した成果が現れている(納付推進員については後述する)。

③ 地域別保育所の状況

次表は、2011年4月1日現在の東京都26市の保育所設置数及び入所児童数を示したものである。

町田市の保育所設置数は56施設、入所児童数は5,312人で、いずれも八王子市に次いで2番目となっている。

表 124 地域別保育所の状況(2011年4月1日現在)

市名	施設数			入所児童数		
	総数	公立	私立	総数	公立	私立
八王子市	84施設	16施設	68施設	9,501人	1,409人	8,092人
町田市	56施設	9施設	47施設	5,312人	815人	4,497人
府中市	38施設	16施設	22施設	4,013人	1,750人	2,263人
青梅市	32施設	—	32施設	3,217人	2人	3,215人
立川市	28施設	10施設	18施設	3,113人	927人	2,186人
調布市	31施設	12施設	19施設	3,075人	1,207人	1,868人
日野市	30施設	12施設	18施設	2,845人	1,240人	1,605人
昭島市	20施設	2施設	18施設	2,490人	187人	2,303人
西東京市	24施設	17施設	7施設	2,419人	1,769人	650人
多摩市	20施設	2施設	18施設	2,411人	207人	2,204人
三鷹市	28施設	19施設	9施設	2,146人	1,464人	682人
小平市	18施設	10施設	8施設	1,977人	1,205人	772人
武蔵村山市	13施設	1施設	12施設	1,968人	119人	1,849人
東村山市	17施設	8施設	9施設	1,879人	883人	996人
東大和市	15施設	1施設	14施設	1,776人	114人	1,662人
あきる野市	15施設	3施設	12施設	1,733人	174人	1,559人
東久留米市	16施設	10施設	6施設	1,628人	1,036人	592人
稲城市	13施設	5施設	8施設	1,552人	505人	1,047人
国分寺市	17施設	7施設	10施設	1,511人	703人	808人
武蔵野市	15施設	7施設	8施設	1,413人	675人	738人
小金井市	13施設	5施設	8施設	1,370人	546人	824人
福生市	12施設	1施設	11施設	1,182人	83人	1,099人
羽村市	12施設	4施設	8施設	1,176人	259人	917人
清瀬市	13施設	8施設	5施設	1,118人	522人	596人
国立市	11施設	4施設	7施設	1,116人	402人	714人
狛江市	9施設	6施設	3施設	834人	624人	210人
合計	600施設	195施設	405施設	62,775人	18,827人	43,948人

(都福祉保健局総務部総務課「福祉・衛生統計年報」より)

※ 保育の実施基準等について

扶養義務者は保育料を指定された期限までに納付しなければならない(徴収条例4条)。納期限は、町田市保育運営費徴収条例施行規則(以下「徴収条例施行規則」という。)9条Iにおいて、原則として毎月末日と定められており、毎月1日現在保育園に在園している場合に扶養義務者は、当該月分の保育料を月末日までに支払う必要がある。

なお、扶養義務者については徴収条例施行規則2条において、保育所における保育

の実施を受けた児童(以下「入所児童」という。)と同一の世帯に属する父母及び父母以外の民法 877 条 I に規定する扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)又はこれに準ずる者と定義されている。

また、町田市保育の実施に関する条例 2 条では、「保育の実施は、児童の保護者のいずれかが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。」と定めている。

町田市保育の実施に関する条例に定める保育の実施基準

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいをもっていること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障がいをもつ同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。

1. 債権管理体制

(1) 現状

① 所管課による債権管理の状況

保育料の債権管理事務は、子ども生活部子育て支援課(以下「子育て支援課」という。)が所管している。

子育て支援課の債権管理の体制は次のとおりである。

表 125 債権管理体制

項目	内容
債権管理事務担当の人員数	3名
債権管理システム	総合福祉システム
債権管理台帳	総合福祉システムによる管理 分納者については紙の「滞納整理台帳」を作成して管理している。

② 町田市保育料納付推進員について

保育料の円滑な収納を図るため、市では町田市保育料納付推進員(以下「推進員」という。)を設置している。

推進員の職務、任命、勤務条件等について必要な事項は、町田市保育料納付推進員設置要綱に定めがある。

表 126 納付推進員の概要

項目	内容
職務	子ども生活部子育て支援課相談担当課長の命を受けて、次に掲げる業務を行うものとする 1) 保育料の未納者に対し、納付の催告を行うこと 2) 保育料の未納者からの納付方法等についての相談に応じること 3) 保育料の口座振替による納付の奨励を行うこと
任命	原則として市内の法人立保育園の園長及び指定管理者が管理する市立保育園の園長を推進員として任命する
身分	地方公務員法3条Ⅲ③に定める非常勤の特別職 ※ 地方公務員法3条Ⅲ③ 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職
報酬	月額1,800円

(町田市保育料納付推進員設置要綱より抜粋)

(2) 監査の結果及び意見

① 推進員の有効活用について【意見】

市では、年に2～3回(2013年度は6月と12月)、市内の保育園の園長を推進員として催告業務等を依頼している。

推進員が催告業務を行っている月以外では、催告書の送付は、原則として市から各保護者の自宅に郵送にて行っているが、この催告書や、毎月の督促状を各保育園の園長から直接手渡しとすることも一つの方法である。実際に滋賀県大津市などはこのような取

扱いをしており、例年 99.8%以上と高い収納率を誇っている。これは、フェイス・トゥー・フェイスの対応が納付に結び付く面があることも一因と思われる。町田市では、納付推進員に対しては毎月報酬を支払っていることもあり、本業務を課しても、納付推進に対する過度の事務負担の増加にはつながらないと考える。

② 保育料の正確な算定について【意見】

債権管理を適切に行う前提として、保育料の算定が正確に行われている必要があり、保育料を正確に算定するためには、市民税課と連携して、住民税の決定額に基づき、これを行う必要がある。

次表に示した階層区分の認定及び再認定にあたっては、必要に応じて源泉徴収票、確定申告書の控え、市町村民税課税証明書等の提出を求めることができる(徴収条例施行規則 3 条①)と定めている。市では、保育料決定のための資料として、源泉徴収票または確定申告書(控)のコピーなどの提出を求めており、3 月までに本人から提出を受けた源泉徴収票または確定申告書の控のコピーなどに基づいて、4 月から始まる新年度の保育料の算定を行っている。しかしながら、これら書類はいわゆる「自己申告」によるもので、所得の状況を正確に反映しているとは言い切れない。

源泉徴収票または確定申告書の控のコピーなどをもとに算定した保育料を仮の保育料としたうえで、住民税の決定通知と突合して正式な保育料とする必要がある。このことに対する市の見解は、現在の保育料の算定システムは税のシステムと連動していないため、税情報を保育料決定の資料として反映するのは難しいとのことである。

国は、2015 年度から保育料算定の基礎を住民税で算定する案を提示しているので、国の動向に合わせてシステムに反映できるよう整備していきたいとのことであり、今後、十分な対応が望まれる。

※ 町田市の定める保育料

町田市が定める保育料は次表のとおりである。

入所児童の属する世帯の階層区分(以下「階層区分」という。)の認定は、A 階層を第 1 順位とし、以下 D 階層、B 階層、C 階層の順位で行うとしている(徴収条例施行規則 3 条 I)。

保育料の金額は、原則としてそれぞれの家庭の前年分所得税額等と、その年度の 4 月 1 日時点の年齢によって決められ、入園後、年度の途中で年齢が変わってもその年度中は保育料の変更は行われぬ。ただし、結婚や離婚等により保護者(扶養義務者)に変更があった場合や、修正申告等により所得税額が変更された場合、生活保護法による保護を受けることになった場合等は、保育料は再計算される。

また、市長は、特に必要があると認めるときは、保育料を減額し、または免除することができる(徴収条例 5 条)。減額及び免除の基準は、徴収条例施行規則別表第 1 に定めがある。

第4 監査の結果及び意見 「IV. 保育料」

表 127 階層区分別保育料(町田市保育料徴収基準額表)(月額)

(単位:円)

各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分		徴収金基準額(児童単位)								
		3歳未満児			3歳児			4歳以上児		
階層 区分	定義	1人	2人	3人 以上	1人	2人	3人 以上	1人	2人	3人 以上
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条の規定による支給給付を受けている者が属する世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B-1	A階層及びD階層を除く世帯で、前年度分の市町村民税の額が右の区分に該当する世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B-2		1,300	1,200	0	1,200	1,200	0	1,200	1,200	0
C-1		2,700	1,350	0	2,200	1,200	0	2,200	1,200	0
C-2		2,900	1,450	0	2,300	1,200	0	2,300	1,200	0
C-3		3,400	1,700	0	2,700	1,350	0	2,700	1,350	0
C-4		3,600	1,800	0	2,800	1,400	0	2,800	1,400	0
C-5		3,800	1,900	0	3,100	1,550	0	3,100	1,550	0
D-1		4,500	2,250	0	4,300	2,150	0	4,100	2,050	0
D-2	6,600	3,300	0	5,700	2,850	0	5,500	2,750	0	
D-3	9,700	4,850	0	7,200	3,600	0	6,900	3,450	0	
D-4	13,100	6,550	0	9,400	4,700	0	9,000	4,500	0	
D-5	15,700	7,850	0	11,200	5,600	0	10,700	5,350	0	
D-6	18,700	9,350	0	13,600	6,800	0	12,400	6,200	0	
D-7	21,400	10,700	0	15,200	7,600	0	13,900	6,950	0	
D-8	24,100	12,050	0	17,100	8,550	0	15,600	7,800	0	
D-9	27,600	13,800	0	19,200	9,600	0	17,500	8,750	0	
D-10	30,200	15,100	0	20,900	10,450	0	19,000	9,500	0	
D-11	32,600	16,300	0	22,500	11,250	0	20,500	10,250	0	
D-12	35,100	17,550	0	23,900	11,950	0	21,800	10,900	0	
D-13	37,400	18,700	0	25,400	12,700	0	23,100	11,550	0	
D-14	39,600	19,800	0	27,000	13,500	0	24,600	12,300	0	
D-15	41,700	20,850	0	28,600	14,300	0	26,000	13,000	0	
D-16	43,900	21,950	0	30,200	15,100	0	27,500	13,750	0	
D-17	46,400	23,200	0	31,900	15,950	0	29,000	14,500	0	
D-18	48,900	24,450	0	33,600	16,800	0	30,600	15,300	0	
D-19	51,400	25,700	0	35,400	17,700	0	32,200	16,100	0	
D-20	53,800	26,900	0	35,400	17,700	0	32,200	16,100	0	

2. 収納事務

(1) 現状

① 納付方法別収納状況

保育料の納入は口座振替を原則としているが、納付書による納付も認められており、納付書による場合には、コンビニエンスストアでの納付も可能となっている。また、口座振替が可能なのは現年度分のみで、滞納繰越分は納付書による納付のみとなっている。

2012年度の納付方法別収納状況は次表のとおりである。

現年度分の収入件数58,931件のうち口座振替は51,545件で、87.5%が口座振替を利用しており、12.5%が納付書を使つての納付となっている。

表 128 2012年度納付方法別収納状況 (単位: 件、千円)

項目	口座振替		納付書収入 (コンビニ納付除く)		コンビニ納付		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
現年度分	51,545	1,020,837	2,237	29,700	5,149	73,333	58,931	1,123,871
過年度分	—	—	650	6,425	882	7,071	1,532	13,497
合計	51,545	1,020,837	2,887	36,125	6,031	80,404	60,463	1,137,368

(注) 表中の数値は還付・充当を反映していないため、歳入歳出決算書の金額とは一致していない。

2008年度から2012年度までの口座振替の利用状況は次表のとおりである。

振替依頼件数に対する振替済件数の割合(振替率)は、96%前後で推移している。

表 129 年度別口座振替利用状況 (単位: 件、千円)

項目		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	
口座振替 利用者の 状況	納付義務者数	51,561	52,543	54,507	56,331	59,184	
	利用者数	46,398	47,297	49,272	51,133	54,103	
	利用率	90.0%	90.0%	90.4%	90.8%	91.4%	
口座振替 の状況	振替依頼分	件数	46,398	47,297	49,281	51,176	54,103
		金額	793,254	942,651	956,142	999,567	1,056,198
	振替済分	件数	44,313	44,923	47,071	48,841	51,545
		金額	768,971	908,091	924,249	943,251	1,020,837
	振替率	件数	95.5%	95.0%	95.5%	95.4%	95.3%
		金額	96.9%	96.3%	96.7%	94.4%	96.7%

(2) 監査の結果及び意見

① 口座振替の一本化について【意見】

表 128 より、現年度納付者の約 1 割が口座振替ではなく、納付書を使つての納付となっている。納付書の利用者は少数派であるが、滞納者に占める割合は比較的に高いと推測される。

口座振替と納付書による納付の滞納(督促)率を比較(次表参照)すると、2012年11月分の保育料の督促状を158件発付しているが、そのうち口座登録者が59件であったのに対して納付書利用者は99件で、60%以上が納付書の利用者となっている。

2013年2月分の保育料の督促状発付先も、発付件数156件のうち99件が納付書利用者で、その割合は60%を超えている。さらに、2012年11月と2013年2月を比較して同一人物が滞納するケースの割合をみると、口座登録者は2012年11月分の発付先59件中30件が2013年2月分の発付先となっており、その割合は53%であった。

一方、納付書利用者は99件中73件が引き続き督促状の発付先となっており、その割合は74%で、納付書利用者の方が、同一人物が滞納する割合が高くなっている。

以上より、保育料の滞納は納付書利用者に生じやすい傾向にあるといえる。

表 130 口座振替と納付書による納付による滞納(督促)率の比較 (単位:件、円)

項目		件数	金額	件数率	金額率	11月分と同一児童	同一の率
2012年11月分 (1月16日発付)	督促件数	158	2,003,400	—	—	—	—
	うち口座登録者	59	758,050	37%	38%	—	—
	うち納付書利用	99	1,245,350	63%	62%	—	—
2013年2月分 (4月16日発付)	督促件数	156	1,988,900	—	—	103	66%
	うち口座登録者	57	781,250	37%	39%	30	53%
	うち納付書利用	99	1,207,650	63%	61%	73	74%

保育料の滞納は納付書利用者に生じやすい傾向にあり、このことを踏まえると、納付書での納付を原則として廃止し、保育料の支払いを口座振替に一本化することも検討の余地がある。前述した滋賀県大津市では全員が口座振替で保育料を支払っており、実例もあることから対応は可能と思われる。

口座振替は銀行口座を有していないと振替ができないため、全てを口座振替にすることは困難であるとの意見も一般的に聞かれる。このことについては実情を適切に把握しておくことが必要である。たとえば、保育所への入園は夫婦共働き等が原則であるため、夫婦ともに銀行口座を保有していないという状況はさほど多くはないと思われる。

その他の事情で口座振替に一本化できないとしても、1)納付のために金融機関等に出向く手間がかからない、2)銀行手数料がかからない、など口座振替のメリットを保護者により積極的に伝える対応は必要である。また、正当な理由がなく口座振替を拒む保護者に対しては、なぜ口座振替ができないのかを確認するなどの対応も必要である。

② 領収証書の発行について【意見】

補助を申請する等のために勤務先に領収証書を提出する必要がある場合などは納付書の利用が考えられる。このようなケースに対応するため、市では領収証書を発行しているが、この領収証書は市役所の窓口で直接発行しており、必要とする場合には市役所の窓口に出向いて申請書に記入して申請する必要がある。また、即時発行ができず、利便性に欠ける面もある。

市においては、勤務先に提出可能な証明書類(領収証書)の作成をスムーズに行う必要があるが、そのためには、システムの見直しが必要となる可能性もある。当面の対応としては、現行システムの見直しが必要かどうかを見極め、システムの見直しが必要な場合にはシステム変更料の見積もりを入手し、費用対効果を含めて、今後の対応を検討する必要がある。

③ 2か月以上連続して口座振替不能になった場合について【意見】

口座振替額に相当する額が預金口座になく、口座振替が不能となった場合、市は納付義務者に対して振替不能通知と納付書を郵送している。

このことについて、たとえば2か月連続口座振替が不能となった場合に市は、その月(2か月目)の振替不能額のみを振替不能通知と納付書で通知しており、未納付の累計額を示した納付書は送っていない。

納付書に未納付の累計額が示されていないことは、納付の意思がある保護者自身にとっては不便な上に、誤って直近月だけの納付ともなりかねないため、未納付の累計額が示されるよう、システム的な対応を図ることが望ましい。

④ 児童手当からの保育料の徴収について【意見】

2011年度の児童手当の支給等に関する特別措置法の施行により、児童手当の受給資格者が、当該児童手当の額の全部又は一部を当該市町村に支払うべき保育料及び学校給食費の支払に充てる旨を申し出た場合には、児童手当の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収することが可能となっている。すなわち、保育料、学校給食費等については、児童手当からの徴収が認められている。

現状において町田市は児童手当と保育料の相殺を行っていない。保護者の同意を得て、児童手当と保育料の相殺を制度化する必要がある。

このことに対し市は、2014年度から相殺手続きを開始するべく諸準備中とのことなので、制度化と運用を適切に図っていく必要がある。

3. 督促・催告

(1) 現状

市長は、扶養義務者が納期限までに保育料を完納しないときは、期限を指定して督促状により督促しなければならない(徴収条例6条①)。

2008年度から2012年度までの督促状の発付状況は次表のとおりである。

表 131 督促状の発付状況 (単位:件、千円)

項目		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
調定(A)	件数	59,724	60,508	63,990	65,742	68,814
	金額	855	1,016	1,030	1,078	1,130
督促状発付(B)	件数	2,441	2,297	2,204	2,214	1,907
	金額	(注)	(注)	(注)	(注)	(注)
発付率 (B/A)	件数	4.1%	3.8%	3.4%	3.4%	2.8%
	金額	—	—	—	—	—

(注) 督促状の発付金額はシステムで集計できないため記載を省略している。

(2) 監査の結果及び意見

① 督促・催告における納付書のシステム対応について【意見】

口座振替額に相当する額が預金口座がなく、口座振替が不能となった場合、市は納付義務者に対して振替不能通知を送付している。その際には、システムによって納付書も作成されるため、振替不能通知と納付書を併せて送付して、納付書による納付を促している。一方、督促状・催告書も同システムにより作成しているが、その際には、システムによって納付書を作成することができない。

現在、催告・督促を行う際には、市の職員が手作業で該当者のデータをCSVに落とし、表計算ソフト(excel)を利用して、郵便局での振替用紙を個別に打ち出して、納付義務者に送付している。なお、CSVとは、主に表計算ソフトやデータベースソフトがデータを保存するときに使う形式で、異なる種類のアプリケーションソフト間のデータ交換に使われることが多いものである。

現在は郵便局の振替用紙のみを送付しているため、保護者にとっては、コンビニエンスストアや銀行では支払いができず、利便性に劣る面がある。費用対効果を考慮する必要はあるが、より利便性が高まるよう、システム対応を検討することが望ましい。

4. 滞納整理事務

(1) 現状

① 保育料の滞納処分について

市町村は、保育料を指定の期限内に納付しない者がいるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる(児童福祉法 56 条 X)。

町田市においても、扶養義務者が納期限までに保育料を完納しないときは、期限を指定して督促状により督促しなければならない(徴収条例 6 条 I)と定めており、督促を受けた者が期限までに当該督促に係る保育料を完納しないときは、児童福祉法 56 条 X の規定により、地方税の滞納処分の例により処分することができる(徴収条例 6 条 III)と定めている。

② 差押実施件数の状況

2008 年度から 2012 年度までの差押実施件数の推移は次表のとおりである。

最近 5 年間においては差押の実績がない。

表 132 差押実施件数の推移 (単位:件)

項目	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度
債権	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—

③ 滞納処分の停止の状況

保育料の収入未済額と滞納処分の停止額の推移は次表のとおりである。

最近 5 年間においては滞納処分停止の実績はない。

表 133 収入未済額と滞納処分停止額の推移 (単位:千円)

項目	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度
収入未済額(A)	55,438	58,461	62,082	57,785	46,781
滞納処分停止額(B)	—	—	—	—	—
(B)/(A)	—	—	—	—	—

④ 不納欠損の状況

2008 年度から 2012 年度までの不納欠損額の推移は次表のとおりである。

市は滞納処分の停止を行っておらず、現年度分からは不納欠損が生じていないため、2012 年度の不納欠損額 5,851 千円は、全て消滅時効(5 年)の成立に伴うものである。

表 134 不納欠損額の推移 (単位:千円)

項目	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度
現年度分	—	—	—	—	—
滞納繰越分	4,637	4,153	3,625	7,731	5,851
合計	4,637	4,153	3,625	7,731	5,851

⑤ 滞納繰越額の状況

2013年8月末現在の収入未済額(47,686千円)を滞納額別に区分すると次表のとおりとなる。

表 135 滞納額別の集計 (単位:千円、人)

項目	50万円未満		50～100万円未満		100万円以上		合計	
	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数
収入未済額	31,607	386	10,734	16	5,344	4	47,686	406
比率	66.3%	95.1%	22.5%	3.9%	11.2%	0.1%	100%	100%

前表について、滞納額上位50人(保護者人数)の状況をまとめると次表のとおりとなる。

人数で見ると、在園者の保護者が15人、卒園者の保護者が35人で卒園者の保護者が多い。また、在園者の保護者、卒園者の保護者を合せて、現在分納中が26人、分納誓約を行ったが現在未履行為13人、分納誓約もなく滞納している保護者が11人となっている。分納誓約もなく滞納している保護者は全員が卒園者の保護者で、滞納金額の合計は5,941千円である。

表 136 滞納額上位50人の状況(2013年3月31日時点)

項目		在園者	卒園者	合計
人数	現在分納中	12人	14人	26人
	分納誓約を行ったが現在未履行	3人	10人	13人
	分納誓約もなく現在滞納中	—	11人	11人
	合計	15人	35人	50人
金額	現在分納中	6,718千円	6,176千円	12,895千円
	分納誓約を行ったが現在未履行	1,332千円	6,052千円	7,384千円
	分納誓約もなく現在滞納中	—	5,941千円	5,941千円
	合計	8,051千円	18,170千円	26,221千円

(注) 50人は保護者の数で数えており、兄弟がいた場合も1人とカウントしている。児童の数で見ると66人となっている。

(2) 監査の結果及び意見

① 滞納整理事務の強化について【意見】

市町村は、保育料を指定の期限内に納付しない者がいるときは、地方税の滞納処分の例により処分できることが児童福祉法において認められている。しかしながら、町田市においては、差押を始めとする滞納処分の手続が実施されていない。保育料の滞納者のなかには、強制執行手続により債権の回収を図るべき事案も見受けられることから、滞納処分を実施していく必要がある。

保育料の滞納者は在園者の保護者と卒園者の保護者に大別されるが、在園者の保護者は接触の機会も多く、納付推進員の活用などによる催告も実施可能である。しかしながら、卒園者の保護者については、接触の機会も限定され、また、卒園から時間が経過するにつれ、納付意欲も減少してしまう可能性がある。実際に、滞納金額上位50名の状況を見ても、卒園者の保護者が35名を占めている。

この35名については、現在分納中が14名で、分納誓約を行ったが現在未履行為10

名、分納誓約もなく現在滞納しているのが11名となっている。現在分納中の14名を除いた21名については、滞納整理事務を強化する必要があると考える。

市では預金調査は行っているとのことであるが、卒園後、分納もなく滞納している場合には、差押を念頭に置いて財産調査の範囲を拡大する必要があり、給与差押なども視野に入れる必要がある。

現年度分の収納率などをみても、大部分の保護者は適切に保育料を支払っており、また、滞納者の中にも、分納で対応しているなど、納付意欲を有していると思われる保護者も見受けられる。公平性の観点からも、納付意欲がみられない保護者に対しては滞納整理事務を強化する必要がある。

② 不納欠損処理への対応について【意見】

2012年度の不納欠損額(5,851千円)はいずれも消滅時効(5年)の成立に伴うものである。

保育料の滞納整理事務には、地方税法の「地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利は、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことにより、時効により消滅する。」(地方税法18条)が適用される。よって、消滅時効の完成に伴い不納欠損処理を行うことは制度として認められているものである。しかしながら、この規定の適用による不納欠損処理は、滞納者の状況を十分に確認せず、必要な滞納整理事務を実施してこなかったとみなされる可能性もある。

私債権管理条例は時効の完成による債権放棄を認めているが、町田市が作成している「町田市私債権管理条例の逐条解説」では、「時効期間が満了するということは、債権管理を十分にしていなかった結果といわざるを得ません」としており、「本条に基づく債権放棄は、本条例がされる以前あるいは施行直後に時効期間が満了しているものについて行うのが原則です。」としている。

私債権管理条例は原則として私債権を対象とするものであるが、上記については公債権にもあてはまると考える。

保育料の滞納者に対しては、滞納者の現況、生活状態を十分に把握し、必要に応じて差押等の滞納処分手続を行うとともに、回収が困難と思われる事案については、滞納処分の停止により納付の猶予を図る必要がある。

③ 回収目標の管理について【意見】

市は、現年度の滞納を減らせば滞納繰越額も減少するという考えのもと、在園者の現年度分の滞納をなくす取り組みを行なっている。たとえば、現年度当月分については必ず支払うことを前提としたうえで、滞納額の分割に応じるなどの対応を図っている。

2008年度から2012年度の推移をみてもわかるように、保育料は、現年度分の収納率が高いが、滞納繰越となってしまうと収納率が大きく下がってしまう。このことから、現年度分を優先的に管理することは有効的な方法と考える。

しかしながら、次表に示した階層別滞納割合をみると、D06、D07、D08、D09など中間所得者層に滞納案件が比較的に多く生じているなど、滞納状況は階層区分による特徴も見受けられる。このことから、階層ごとに目標管理を行うことも検討の余地がある。

表 137 階層別滞納割合

(単位:人、円)

階層	滞納状況				階層	滞納状況			
	人数	金額	人数割合	金額割合		人数	金額	人数割合	金額割合
B02	9	10,900	8.1%	0.7%	D07	14	222,000	12.6%	15.1%
C01	4	9,300	3.6%	0.6%	D08	8	127,650	7.2%	8.7%
C02	2	3,750	1.8%	0.3%	D09	7	169,300	6.3%	11.5%
C03	1	2,700	0.9%	0.2%	D10	4	98,400	3.6%	6.7%
C05	4	15,200	3.6%	1.0%	D11	3	57,300	2.7%	3.9%
D01	1	4,500	0.9%	0.3%	D12	1	23,900	0.9%	1.6%
D02	4	21,100	3.6%	1.4%	D13	1	37,400	0.9%	2.5%
D03	11	66,313	9.9%	4.5%	D16	1	21,950	0.9%	1.5%
D04	12	110,850	10.8%	7.5%	D17	3	121,800	2.7%	8.3%
D05	7	71,600	6.3%	4.9%	D18	1	33,600	0.9%	2.3%
D06	12	185,600	10.8%	12.6%	D20	1	53,800	0.9%	3.7%
					総計	111	1,468,913	100.0%	100.0%

④ 税務書類未提出のための決定による債権の滞納について【意見】

階層区分の認定及び再認定に当たっては、必要に応じて源泉徴収票、確定申告書の控え、市町村民税課税証明書等(以下「税務書類」という。)の提出を求めることができる(徴収条例施行規則4条Ⅲ)。そして、課税額を証する資料又は前項に規定する年間の収入申告書提出の求めに応じないため、階層区分を認定することができないときは、所得税額が最高額の階層区分に属するものと推定して、階層区分を認定することができる(徴収条例施行規則3条Ⅰ)。

滞納額上位50件のなかには、税務書類が提出されなかったために、階層区分が最高ランク(D-20)とされた事案が2件存在しており、そのうちの1件は、50件のなかで滞納額が最も多額な事案となっている。いずれも、階層区分が最高ランクとされたため保育料が高額になり、そのことが滞納の一因となっていると考えられる。

対象年度の3月末までに税務書類が未提出のままとなると、階層区分が最高ランクになってしまうため、保護者から書類の提出を促す必要がある。また、課税額を証する資料の提出がないとき、または保育料の徴収にあたり必要があると認めるときは、扶養義務者の収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧または資料の提供を求めることができる(徴収条例施行規則6条)ことから、そのような対応を図る必要もある。

2013年10月時点においても、2013年度の税資料未提出により階層区分が最高ランクとされている事案が3件あり、いずれも速やかな対応が望まれる。

V. 市営住宅使用料

【概要】

① 制度の概要

町田市内には、市営住宅(公営住宅)が6団地514戸(借上げ市営住宅を除く)、市民住宅(特定公共賃貸住宅)が2団地5戸ある。

市営住宅(公営住宅)は公営住宅法に基づくもので、地方公共団体が建設、買取りまたは借上げを行い、低額所得者に賃貸し、または転貸するための住宅及びその附帯施設で、公営住宅法の規定による国の補助に係るもの(公営住宅法2条I②)である。公営住宅の供給を行う地方公共団体が事業主体となる(公営住宅法2条⑯)。

この市営住宅(公営住宅)の家賃が市営住宅使用料(以下「住宅使用料」という。)として債権管理の対象となっている。

また、特定公共賃貸住宅とは、「特定優良賃貸住宅の供給・促進に関する法律」を利用して作られた賃貸住宅の一種である。

表 138 市営住宅使用料の概要

項目	所管課	債権区分	根拠法令
住宅使用料	都市づくり部建物住宅対策課	私債権	公営住宅法 町田市営住宅条例他

② 推移

住宅使用料の2008年度から2012年度までの推移は次表のとおりである。

表 139 住宅使用料の推移

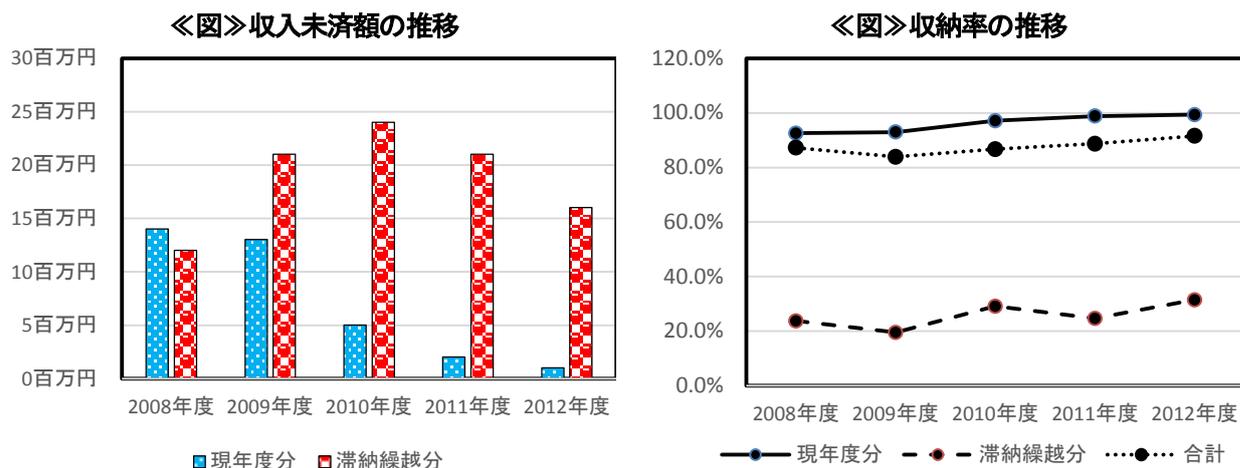
(単位:千円)

項目	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	
現年度分	調定額	190,791	187,113	190,423	187,988	186,081
	収入済額	176,604	173,993	184,919	185,814	184,818
	不納欠損額	—	—	—	—	—
	収入未済額	14,187	13,119	5,503	2,174	1,263
	収納率	92.5%	92.9%	97.1%	98.8%	99.3%
	不納欠損率	—	—	—	—	—
滞納繰越分	調定額	15,958	26,355	34,328	29,829	23,979
	収入済額	3,789	5,146	10,002	7,367	7,553
	不納欠損額	—	—	—	657	—
	収入未済額	12,168	21,209	24,326	21,805	16,426
	収納率	23.7%	19.5%	29.1%	24.6%	31.4%
	不納欠損率	—	—	—	2.2%	—
合計	調定額	206,749	213,468	224,751	217,818	210,060
	収入済額	180,394	179,140	194,921	193,181	192,371
	不納欠損額	—	—	—	657	—
	収入未済額	26,355	34,328	29,829	23,979	17,689
	収納率	87.2%	83.9%	86.7%	88.6%	91.5%
	不納欠損率	—	—	—	0.3%	—

次の左側のグラフは、前表より収入未済額の推移を示したもので、右側のグラフは、同じく前表より収納率の推移を示したものである。

収入未済額は、現年度分は年々減少しており、滞納繰越分は2010年度まで増加していたが、2011年度、2012年度と減少している。

収納率は、現年度分は年々上昇しており、2012年度は99.3%に達している。滞納繰越分は年度により変動があるが、2012年度は31.5%で、過去5年間の中では最も高い数値となっている。



③ 公営住宅数の他市比較

次表は、東京都26市の市営住宅及び特定公共賃貸住宅(以下「特公賃」という。)の設置数(2013年2月現在)を示したものである。

借上げ市営住宅を含む町田市の市営住宅戸数は548戸で、東京都26市のなかでは5番目の設置数となっている。

表 140 東京都26市の公営住宅数(2013年2月現在)

	市名	市営住宅	特公賃		市名	市営住宅	特公賃
1	八王子市	1,322 戸	—	14	東村山市	91 戸	—
2	青梅市	749 戸	—	15	三鷹市	63 戸	12 戸
3	日野市	619 戸	74 戸	16	西東京市	52 戸	—
4	府中市	607 戸	—	17	狛江市	45 戸	—
5	町田市	548 戸	5 戸	18	小金井市	35 戸	—
6	立川市	425 戸	80 戸	19	武蔵村山市	31 戸	—
7	福生市	337 戸	—	20	東大和市	22 戸	—
8	調布市	249 戸	—	21	昭島市	20 戸	1 戸
9	あきる野市	169 戸	—	22	国分寺市	20 戸	—
10	多摩市	132 戸	—	23	稲城市	10 戸	—
11	羽村市	131 戸	—	24	小平市	—	—
12	清瀬市	112 戸	35 戸	25	国立市	—	—
13	武蔵野市	110 戸	—	26	東久留米市	—	—
		合計				5,899 戸	207 戸

1. 債権管理体制

(1) 現状

① 所管課による債権管理の状況

住宅使用料に係る債権管理事務は、都市づくり部建物住宅対策課(以下「建物住宅対策課という。’)が所管している。

表 141 債権管理体制

項目	概要
債権管理事務担当の人員数	2名
債権管理システム	公営住宅管理システム
債権管理台帳	公営住宅管理システム、滞納整理指導票、分割納付徴収簿(注)

(注) 分割納付された未収金(滞納債権)については市は、入金都度、システム外の帳簿である「市営住宅使用料等 分割納付分 徴収簿」で管理している。

② 管理代行制度

市内には、市営住宅(公営住宅)のほかに市民住宅(特公賃)が2団地5戸ある。また、市営住宅の中には市が借り上げているものが含まれている。

借上市営住宅を除く市営住宅は 2008 年度より管理代行制度を導入しており、東京都住宅供給公社が管理代行者となっている。なお、管理代行制度は公営住宅法に基づくもので、事業主体以外の地方公共団体及び地方住宅供給公社のみが行うことができる。

市民住宅は 2009 年度より指定管理者制度を導入しており、同じく東京都住宅供給公社が指定管理者となっている。市営住宅、市民住宅とも東京都住宅供給公社へ管理を委ね、住宅管理の専門的知識とノウハウを活用するとしている。

東京都住宅供給公社が管理代行を行うにあたっては、町田市中期経営計画「行政経営改革プラン」(2007 年度～2011 年度)において、応募者・入居者へのサービスの向上、市営住宅管理業務の合理化が目的とされている。指定管理者制度ではなく管理代行制度を導入したのは、管理代行制度は指定管理者制度よりも多くの事務を委託できるとの判断によるものである。

なお、債権管理については、公営住宅法の規定により管理代行の事務の範囲外となり、市が事務を行っている。

③ 債権管理の現状について

現在、市営住宅使用料の徴収事務、滞納整理事務は全て、建物住宅対策課が行っている。他市との比較でもわかるとおり、市の市営住宅の規模は比較的小さいことから、現在の管理方法でも支障はないと思われる。

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

2. 収納事務

(1) 現状

① 口座振替利用状況

市の住宅使用料の口座振替利用状況の推移は次表のとおりである。

住宅使用料については、コンビニエンスストアでの納付は行っておらず、また、窓口納付の件数は集計されていない。

表 142 口座振替利用状況

項目		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	
口座振替 利用者の 状況	入居者数	494件	487件	500件	495件	495件	
	利用者数	259件	261件	303件	319件	332件	
	利用率	52.4%	53.5%	60.6%	64.4%	67.0%	
口座振替 の状況	振替 依頼分	件数	259件	261件	303件	319件	332件
		金額	7,928千円	8,020千円	9,240千円	12,406千円	10,085千円
	振替済分	件数	237件	241件	284件	270件	303件
		金額	7,143千円	7,380千円	8,623千円	10,398千円	9,086千円
	振替率	件数	91.5%	92.3%	93.7%	84.6%	91.2%
		金額	90.0%	92.0%	93.3%	83.8%	90.0%

管理代行者である東京都住宅供給公社が口座振替利用者の使用料等を市営住宅システムにより作成して、金融機関はこのデータを基に口座振替を行っている。

② 町田市営住宅管理代行業務における事故原因究明及び再発防止策について

東京都住宅供給公社は、2008年4月1日から町田市営住宅の管理代行業務を実施しており、この業務の中で2012年4月2日に住宅使用料の口座振替金額について、そして同年4月26日に2012年度の減額免除及び収入認定について誤りを生じるといふ事故が連続して起きている。

東京都住宅供給公社は、事故発生の原因を徹底的に分析し、抜本的な再発防止策を検討し、とりまとめたものとして、2012年6月に「町田市営住宅管理代行業務における事故原因究明及び再発防止策」(以下「報告書」という。)を公表している。

報告書では、再発防止策として、1)業務改善計画の策定、2)判断基準及び処理手順の整備、3)業務におけるシステム活用、4)職員の教育・訓練、5)組織・執行体制の見直し・強化の5点が掲げられている。

現状においては、これら防止策の実施状況について、特に記載すべき事項はない。

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

3. 督促・催告

(1) 現状

① 滞納整理事務の流れ

住宅使用料の滞納整理事務は、原則として私債権管理条例及び町田市営住宅使用料等滞納整理事務処理要領(以下「事務処理要領」という。)に基づいて実施されている。

滞納整理事務の具体的な流れは、次のとおりである。

- 毎月上旬(5日頃)に、前々月以前の滞納を対象とした滞納者一覧より、滞納者をリストアップする。
- リストアップされた滞納者のうち、始めて抽出された滞納月に係る収入未済について督促状を送付する。
- 既に督促状を送付しているが、未だ納付に至っていない滞納月については催告書を送付する。
- おおよそ3か月程度、滞納が累積してきた段階で呼出状を送付して来庁させ、事情を確認する。
- 呼出状を送付しても、納付、連絡のいずれもない者については、連帯保証人へ納付協力依頼を行う。
- その後も納付がない場合、連帯保証人への請求、訴訟による請求とする。

② 督促状の発付状況

最近5年間の督促状の発付状況は次のとおりである。

表 143 督促状発付状況

(単位:件)

項目	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
発付件数	405	282	384	280	318

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

4. 滞納整理事務

(1) 現状

① 滞納額の内訳

滞納金額別の状況は次表のとおりである。

表 144 滞納額別の状況

所得区分	50万円未満		50～100万円未満		100万円以上		合計	
	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数
収入未済額	4,508千円	40人	1,553千円	2人	11,627千円	5人	17,689千円	47人
比率	25.4%	85.1%	8.8%	4.3%	65.7%	10.6%	100.0%	100.0%

② 徴収停止の状況

最近5年間の徴収停止の状況は次表のとおりである。

2010年度及び2012年度に1件ずつ徴収停止を行っている。

表 145 徴収停止の推移

項目	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
徴収停止件数	—	—	1件	—	1件
徴収停止金額	—	—	657千円	—	165千円

2010年度及び2012年度の徴収停止処分は、いずれも債務者の所在が不明による処分(私債権管理条例11条②)である。

表 146 徴収停止の原因別の件数

(単位:件)

種別	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
無財産	—	—	—	—	—
生活困窮	—	—	—	—	—
居所不明	—	—	1	—	1
即時消滅	—	—	—	—	—
合計	—	—	1	—	1

表 147 徴収停止の原因別の金額

(単位:千円)

種別	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
無財産	—	—	—	—	—
生活困窮	—	—	—	—	—
居所不明	—	—	657	—	165
即時消滅	—	—	—	—	—
合計	—	—	657	—	165

表 148 収入未済金額と徴収停止の関係

項目	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
収入未済金額(A)	26,355千円	34,328千円	29,829千円	23,979千円	17,689千円
徴収停止金額(B)	—	—	657千円	—	165千円
(B)/(A)	—%	—%	2.2%	—%	0.9%

③ 不納欠損処理の状況

最近5年間では、2011年度に1件(657千円)の不納欠損処理を行っている。これは、前年度に徴収停止処分を行った債権について、1年が経過したことにより債権放棄を行い、同時に不納欠損処理を行ったものである。

私債権管理条例11条は、住宅使用料を含む私債権について、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについては、同条各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができるとしている(徴収停止)。

また、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、弁済の見込みがないと認められるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる(私債権管理条例14条)。この場合の相当の期間とは、徴収停止の措置をとった日から1年としている(私債権管理条例施行規則10条)。

(2) 監査の結果及び意見

① 私債権管理条例と事務処理要領等の整合性について【結果】

現在、住宅使用料の滞納整理事務は、私債権管理条例と事務処理要領の2つの規定に基づいて行われている。元来は事務処理要領に基づいて行われていたが、2010年10月に私債権管理条例が施行されたため、現在の状況となっている。

本来、2つの規定は整合していなければならないが、一部整合していない部分がある。たとえば、現行の事務処理要領では、督促状発付基準が「2か月以上の額を滞納している者」であるが、私債権管理条例では、「履行期限までに履行しない者」となっている。

現状では私債権管理条例の規定を適用しており、実務上の問題はないとのことで、また、このような状況を踏まえ、市では新たな規定(町田市営住宅使用料等滞納整理事務取扱要領(案))を作成している。

市としては、新たな規定について、私債権管理条例と整合するように精査し、速やかに施行する必要がある。

② 高額滞納者である退去者への対応について【意見】

市営住宅使用料の収納率は、2009年度の83.9%から徐々に上昇し、2012年度は91.5%に達している。ただし、2012年度の収納率の内訳をみると、現年度分が99.3%であるのに対して、滞納繰越分が31.4%と低い水準に留まっている。

滞納繰越分については、大口の未納者の多くが既に市営住宅を退去しており、回収が困難な状況となっている。

次表は、2013年7月末現在の未納者の状況を居住者、退去者別に示したものである。この表のとおり、未納者の多くは居住者で、退去者の未納者は少ない。しかしながら、居住者の1人あたりの未納金額は68千円で比較的少額であるのに対して、退去者の1人あたりの未納金額は1,479千円と多額になっている。

表 149 2013年7月末現在の滞納の状況

種別	未納者数	未納金額	1人あたり未納金額
居住者	105人	7,200千円	68千円/人
退去者	9人	13,316千円	1,479千円/人
合計	114人	20,516千円	179千円/人

(注) 退去者には、2013年10月に退去した1名が含まれている。

前表の退去者9名のうち、滞納額上位5名の概況は次表のとおりである。

表 150 高額滞納者の例 (単位:千円)

No.	滞納年度	滞納金額
1	2006年度～2010年度	3,556
2	2007年度～2011年度	3,394
3	2007年度～2013年度	1,787
4	2008年度～2010年度	1,696
5	2008年度～2010年度	1,008

退去した滞納者のうち高額滞納者に対しては、退去時に住宅使用料が未納であることの「承認書」を提出させるとともに、分割納付に関する合意書を取り交わして、その後、分割納付を行うことを認めている。しかしながら、退去者からの回収は、接触の機会が限られてしまう等の理由から厳しい状況にある。

払う資力があるにも関わらず払う意思のない滞納者等に対しては、訴訟を見据えた対応が必要である。

VI. 生活保護法に関連する債権

【概要】

(1) 生活保護法 63 条に基づく返還金・78 条に基づく徴収金

① 制度の概要

資力があるにもかかわらず被保護者が保護を受けたときは、市町村に対して速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において市町村の定める額を返還しなければならない(生活保護法 63 条)。これが生活保護法 63 条に基づく返還金(以下「63 条返還金」という。)である。

また、被保護者が不実の申請その他不正な手段により保護を受けたときは、市町村の長は、その費用の全部又は一部を徴収することができる(生活保護法 78 条)。これが生活保護法 78 条に基づく徴収金(以下「78 条徴収金」という。)である。

なお、63 条返還金及び 78 条徴収金(以下「63 条返還金・78 条徴収金」という。)は、市の歳入歳出決算書では弁償金と表示されている。

表 151 63 条返還金・78 条徴収金の概要

項目	所管課	債権区分	根拠法令
63 条返還金・78 条徴収金	地域福祉部生活援護課	非強制徴収公債権	生活保護法

② 推移

63 条返還金・78 条徴収金の 2008 年度から 2012 年度までの推移は次表のとおりである。

表 152 63 条返還金・78 条徴収金の推移

(単位:千円)

項目		2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度
現年度分	調定額	113,862	141,004	155,037	163,998	213,072
	収入済額	65,641	61,067	92,694	75,603	79,788
	不納欠損額	—	—	—	—	—
	収入未済額	48,220	79,937	62,343	88,394	133,284
	収納率	57.6%	43.3%	59.8%	46.1%	37.4%
	不納欠損率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
滞納繰越分	調定額	158,398	183,473	248,121	292,276	350,362
	収入済額	10,053	11,473	12,559	18,527	22,420
	不納欠損額	13,092	3,815	5,628	11,780	13,575
	収入未済額	135,252	168,184	229,933	261,968	314,366
	収納率	6.3%	6.3%	5.1%	6.3%	6.4%
	不納欠損率	8.3%	2.1%	2.3%	4.0%	3.9%
合計	調定額	272,261	324,478	403,159	456,274	563,434
	収入済額	75,694	72,541	105,253	94,131	102,209
	不納欠損額	13,092	3,815	5,628	11,780	13,575
	収入未済額	183,473	248,121	292,276	350,362	447,650
	収納率	27.8%	22.4%	26.1%	20.6%	18.1%
	不納欠損率	4.8%	1.2%	1.4%	2.6%	2.4%

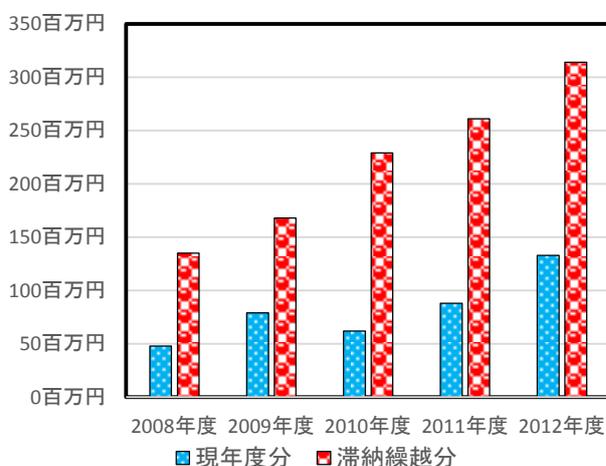
次の左側のグラフは、前表より収入未済額の推移を示したもので、右側のグラフは、同じく前表より収納率の推移を示したものである。

63条返還金・78条徴収金の収入未済額は、現年度分、滞納繰越分とも2012年度がピークとなっている。2012年度をみると、現年度分の収入未済額が133,284千円であるのに対して、滞納繰越分の収入未済額は314,366千円で2倍以上の違いがある。

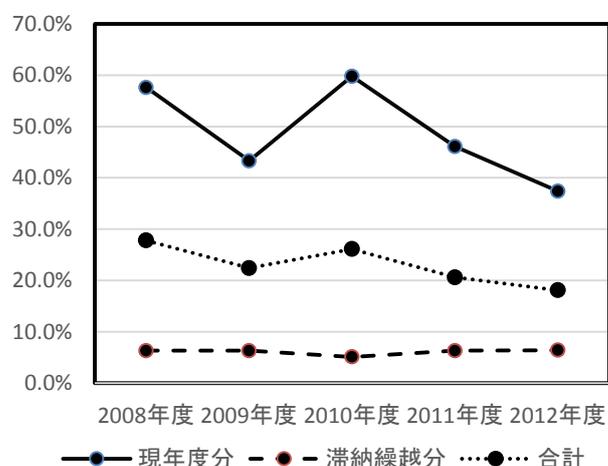
収納率は、現年度分が50%前後で推移しているが、滞納繰越分の収納率は6%前後で推移しており低いものとなっている。

63条返還金・78条徴収金は、調定額も現年度分よりも滞納繰越分の方が大きいなど、現年度分に対する滞納繰越分の比率が比較的高い。一方、現年度分の収納率も他の債権と比較すると低く、現年度分と滞納繰越分を合わせても収納率は低い。

《図》収入未済額の推移



《図》収納率の推移



次表は、2012年度の63条返還金・78条徴収金の内訳を示したものである。

表 153 2012年度の状況(63条返還金・78条徴収金) (単位: 千円)

種別	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	
63条返還金	現年度分	103,302	71,889	—	31,412	69.5%
	滞納繰越分	263,300	17,272	13,208	232,818	6.6%
	合計	366,602	89,161	13,208	264,276	24.3%
78条徴収金	現年度分	109,770	7,899	—	101,871	7.2%
	滞納繰越分	87,061	5,147	366	81,547	5.9%
	合計	196,832	13,047	366	183,418	6.6%
合計	現年度分	213,072	79,788	—	133,284	37.4%
	滞納繰越分	350,362	22,420	13,575	314,366	6.4%
	合計	563,434	102,209	13,575	447,650	18.1%

収入未済額(447,650千円)の内訳をみると、63条返還金が264,276千円、78条徴収金が183,418千円で63条返還金の方が多額となっている。

63条返還金の収入未済額の内訳をみると、現年度分が31,412千円であるのに対して、滞納繰越分が232,818千円であり、滞納繰越分が多額となっている。78条徴収金の収入未済額の内訳をみると、現年度分が101,871千円であるのに対して、滞納繰越分が81,547千円であり、現年度分の方が多額となっている。

収納率をみると、63 条返還金は、現年度分は 69.5%であるが、滞納繰越分は 6.6%で低いものとなっており、78 条徴収金は、現年度分が 7.2%、滞納繰越分が 5.9%でいずれも低いものとなっている。

③ 生活保護費の受給状況比較

次表は、東京都 26 市の被保護世帯数(地域別、年度月平均)及び 2000 年度を基準(100)とした指数を示したものである。

表 154 被保護世帯数(地域別、年度月平均) (単位:世帯、%)

市名	被保護世帯数					指数				
	2000	2005	2010	2011	2012	2000	2005	2010	2011	2012
八王子市	3,096	4,741	7,752	8,098	8,181	100.0	153.1	250.4	261.6	264.2
立川市	1,725	2,573	3,454	3,649	3,757	100.0	149.2	200.2	211.5	217.8
武蔵野市	869	1,278	1,602	1,694	1,733	100.0	147.1	184.3	194.9	199.4
三鷹市	1,330	1,938	2,440	2,615	2,721	100.0	145.7	183.5	196.6	204.6
青梅市	526	925	1,371	1,541	1,707	100.0	175.9	260.6	293.0	324.5
府中市	1,616	2,300	3,049	3,311	3,484	100.0	142.3	188.7	204.9	215.6
昭島市	857	1,080	1,368	1,490	1,620	100.0	126.0	159.6	173.9	189.0
調布市	1,151	1,528	1,949	2,124	2,243	100.0	132.8	169.3	184.5	194.9
町田市	1,818	3,011	4,152	4,486	4,737	100.0	165.6	228.4	246.8	260.6
小金井市	397	787	937	1,138	1,200	100.0	198.2	236.0	286.6	302.3
小平市	1,140	1,600	1,984	2,151	2,256	100.0	140.4	174.0	188.7	197.9
日野市	804	1,142	1,374	1,472	1,533	100.0	142.0	170.9	183.1	190.7
東村山市	1,053	1,538	2,002	2,129	2,242	100.0	146.1	190.1	202.2	212.9
国分寺市	355	586	699	731	788	100.0	165.1	196.9	205.9	222.0
国立市	307	441	624	676	725	100.0	143.6	203.3	220.2	236.2
福生市	498	677	735	789	828	100.0	135.9	147.6	158.4	166.3
狛江市	326	585	783	787	805	100.0	179.4	240.2	241.4	246.9
東大和市	559	786	1,068	1,142	1,179	100.0	140.6	191.1	204.3	210.9
清瀬市	703	963	1,278	1,382	1,470	100.0	137.0	181.8	196.6	209.1
東久留米市	521	742	1,184	1,308	1,456	100.0	142.4	227.3	251.1	279.5
武蔵村山市	598	741	1,082	1,172	1,218	100.0	123.9	180.9	196.0	203.7
多摩市	602	1,067	1,447	1,582	1,673	100.0	177.2	240.4	262.8	277.9
稲城市	270	470	671	733	809	100.0	174.1	248.5	271.5	299.6
羽村市	189	291	455	501	528	100.0	154.0	240.7	265.1	279.4
あきる野市	214	359	528	578	611	100.0	167.8	246.7	270.1	285.5
西東京市	827	1,310	2,173	2,460	2,660	100.0	158.4	262.8	297.5	321.6
合計	22,351	33,460	46,161	49,739	52,164	100.0	149.7	206.5	222.5	233.4

(東京都福祉保健局の「平成 24 年度 年報(福祉統計年報編)」より抜粋)

2012 年度の東京都 26 市全体の被保護世帯数は 52,164 世帯である。このうち町田市の被保護世帯数は 4,737 世帯で、人口規模と同様に八王子市に次いで多い。また、2000 年度を基準とした指数をみると、2012 年度は、東京都 26 市全体の指数が 233.4% であるのに対し、町田市の指数は 260.6% で、非保護世帯数の増加比率が他都市と比べて高くなっている。

次表は、東京都 26 市の被保護人員及び保護率(地域別、年度月平均)の推移を示したものである。

表 155 被保護人員及び保護率(地域別、年度月平均) (単位:人、%)

市名	被保護人員					保護率				
	2000	2005	2010	2011	2012	2000	2005	2010	2011	2012
八王子市	4,417	6,899	11,404	11,823	11,778	8.2	12.3	19.7	20.3	20.3
立川市	2,424	3,617	4,716	4,990	5,140	14.7	21.0	26.5	27.7	28.6
武蔵野市	1,059	1,556	1,936	2,038	2,087	7.8	11.3	13.8	14.7	15.0
三鷹市	1,752	2,546	3,225	3,462	3,574	10.2	14.4	17.7	18.6	19.2
青梅市	756	1,302	1,939	2,196	2,458	5.3	9.1	13.7	15.8	17.8
府中市	2,292	3,376	4,282	4,622	4,808	10.1	13.7	16.8	18.1	18.7
昭島市	1,214	1,504	1,830	2,005	2,190	11.4	13.7	16.3	17.9	19.6
調布市	1,455	1,956	2,487	2,729	2,877	7.1	9.1	11.1	12.2	12.8
町田市	2,819	4,616	6,189	6,662	7,005	7.5	11.4	14.7	15.6	16.4
小金井市	470	985	1,178	1,364	1,413	4.2	8.6	10.0	11.4	11.8
小平市	1,556	2,294	2,793	3,049	3,159	8.7	12.5	14.9	16.3	16.8
日野市	1,125	1,620	1,889	2,016	2,088	6.7	9.2	10.4	11.1	11.5
東村山市	1,497	2,227	2,786	2,985	3,065	10.5	15.4	18.4	19.4	20.0
国分寺市	478	789	879	917	979	4.3	6.7	7.3	7.6	8.1
国立市	405	570	795	855	903	5.6	7.8	10.8	11.3	12.0
福生市	736	946	969	1,051	1,100	12.0	15.5	16.3	17.7	18.7
狛江市	436	774	986	978	990	5.8	9.9	12.6	12.5	12.6
東大和市	900	1,236	1,644	1,736	1,791	11.7	15.6	20.0	20.8	21.3
清瀬市	1,022	1,399	1,796	1,933	2,061	15.0	19.0	24.2	26.0	27.8
東久留米市	786	1,091	1,722	1,883	2,114	6.9	9.5	14.8	16.2	18.3
武蔵村山市	882	1,121	1,699	1,844	1,888	13.4	16.8	24.2	26.2	26.8
多摩市	903	1,627	2,171	2,355	2,480	6.2	11.2	14.5	16.1	17.0
稲城市	388	706	976	1,051	1,163	5.6	9.2	11.6	12.3	13.5
羽村市	258	376	655	721	739	4.6	6.7	11.5	12.7	13.1
あきる野市	352	562	798	885	906	4.5	7.1	9.9	10.9	11.2
西東京市	1,189	1,866	3,113	3,522	3,797	6.6	9.8	15.9	17.7	19.1
合計	31,569	47,559	64,857	69,672	72,553	8.2	11.9	15.8	16.9	17.5

(東京都福祉保健局の「平成 24 年度 年報(福祉統計年報編)」より抜粋)

2012 年度の東京都 26 市全体の被保護人員は 72,553 人である。このうち、町田市の被保護人員は、7,005 人で、人口規模と同様に八王子市に次いで多い。

また、保護率をみると、東京都 26 市全体は増加傾向にあり、町田市も増加傾向にある。2012 年度の保護率をみると、東京都 26 市全体の保護率が 17.5%となっているのに対し、町田市の保護率は 16.4%で、16 番目に高い保護率となっている。

(2)生活保護費過年度戻入金

① 制度の概要

生活保護費受給者からの収入申告が遅れた等の理由で、既に支給した生活保護費が遡及して(概ね2か月程度)減額変更され、その差額を返還させる必要が生じた場合、歳出の戻入として扱う(地方自治法施行令 159 条)。出納整理期間内に納付されなかった戻入未済額は繰越調定を行い、翌年度の歳入として扱う(地方自治法施行令 160 条)。

これが生活保護費過年度戻入金(以下「戻入金」という。)である。

表 156 戻入金の概要

項目	所管課	債権区分	根拠法令
戻入金	地域福祉部生活援護課	非強制徴収公債権	地方自治法施行令第 160 条

② 推移

戻入金の 2008 年度から 2012 年度までの推移は次表のとおりである。

表 157 戻入金の推移

(単位:千円)

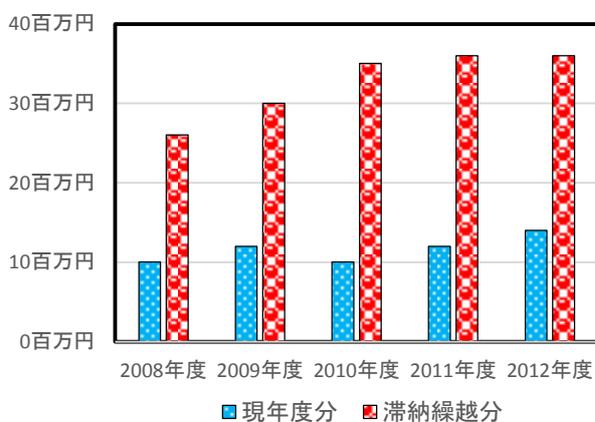
項目		2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度
現年度分	調定額	13,747	13,728	12,441	15,055	16,911
	収入済額	2,854	1,539	1,443	2,215	2,484
	不納欠損額	—	—	—	—	—
	収入未済額	10,893	12,188	10,997	12,840	14,427
	収納率	20.8%	11.2%	11.6%	14.7%	14.7%
	不納欠損率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
滞納繰越分	調定額	35,288	37,426	42,678	46,024	49,449
	収入済額	1,333	1,106	1,565	2,051	3,095
	不納欠損額	7,421	5,831	6,085	7,364	10,246
	収入未済額	26,533	30,489	35,026	36,608	36,106
	収納率	3.8%	3.0%	3.7%	4.5%	6.3%
	不納欠損率	21.0%	15.6%	14.3%	16.0%	20.7%
合計	調定額	49,036	51,154	55,119	61,080	66,361
	収入済額	4,188	2,645	3,008	4,266	5,580
	不納欠損額	7,421	5,831	6,085	7,364	10,246
	収入未済額	37,426	42,678	46,024	49,449	50,533
	収納率	8.5%	5.2%	5.5%	7.0%	8.4%
	不納欠損率	15.1%	11.4%	11.0%	12.1%	15.4%

次の左側のグラフは、前表より収入未済額の推移を示したもので、右側のグラフは、同じく前表より収納率の推移を示したものである。

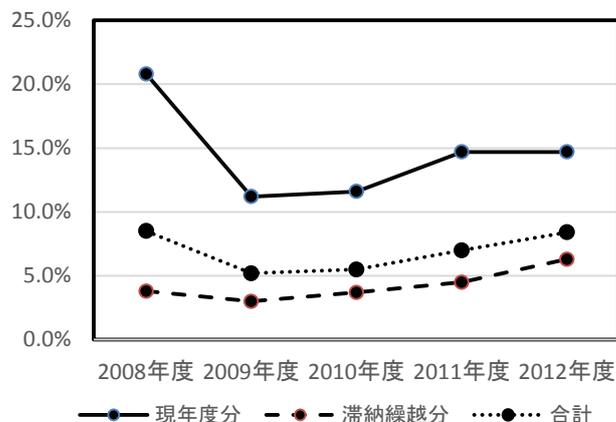
2012 年度の戻入金の収入未済額は、現年度分が 14,427 千円であるのに対して、滞納繰越分は 36,106 千円で、滞納繰越分の方が大きく、この傾向は 2012 年度以前も同様である。

収納率は、現年度分は 11.2%から 20.8%の間、滞納繰越分は 5%前後、現年度分と滞納繰越分を合わせても 8%前後で、いずれも低率で推移している。滞納繰越分から不納欠損が生じているが、滞納繰越分の不納欠損率は 20%前後と比較的高率で推移している。

◀図▶収入未済額の推移



◀図▶収納率の推移



※ 生活保護制度について

市町村は、生活に困窮する住民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため、保護を決定し、かつ実施しなければならない(生活保護法1条、19条)。

この生活保護の制度について、町田市のホームページは次のように説明している。

表 158 生活保護について(町田市ホームページより抜粋)

項目	内容
生活保護を受けるために必要な要件	
能力の活用	働くことができる人は、その稼働能力に応じて可能な範囲で働いて収入を得るようにしてください。(主治医に医学的見地から就労の可否について確認をとる場合があります。)
資産の活用	土地・家屋、預貯金、生命保険、有価証券、高価な貴金属、車などは、原則として保有は認められていませんので、売却、解約して生活費にあててください。(一部保有が認められているものもあります。)
扶養義務の履行	親子、兄弟などの扶養義務者から生活に支障がない範囲内で、できる限りの支援・援助をしてもらうようにしてください。 なお、ここでいう支援・援助とは、金銭や物品等の経済的援助の他、定期的な訪問や通院付き添い、一時的な子どもの預かりなどの精神的支援も含まれます。(生活保護の申請後に、一定の範囲の親族に文書等で援助が可能かどうかの調査を行います)
他制度(他法他施策)の活用	各種年金、手当、自立支援医療など、各種制度を利用できるものは全て利用してください。

1. 債権管理体制

(1) 現状

① 所管課による債権管理の状況

63 条返還金・78 条徴収金及び戻入金に係る債権管理事務は、後述する生活資金貸付金を含め、地域福祉部生活援護課庶務係(以下「庶務係」という。)が担当している。

表 159 債権管理体制

項目	63 条返還金 ・78 条徴収金	戻入金	生活資金貸付金
債権管理事務担当の人員数	庶務係 2 名	庶務係 2 名	庶務係 1 名
債権管理システム	生活保護システム		—
債権管理台帳	表計算ソフト(excel)による台帳(以下「excel 台帳」という。)、紙台帳		

② ケースワーカーについて

一般的にケースワーカーとは、家庭等を訪問し、福祉に関する業務に従事する者をいう。福祉に関する業務とは、生活上の問題点を抱えた市民それぞれのケースについて相談に応じ、必要な援助を行う業務である。生活保護だけではなく、障害者や児童、高齢者に対する相談業務があり、これらの業務は、福祉事務所のほか、児童相談所や老人福祉施設・養護施設など多様な施設で必要とされている。地区担当員や児童福祉司、生活指導員というように様々な呼び名があるが、広い意味でケースワーカーといわれている。

市においては、生活保護を担当する生活援護課のケースワーカー43 名のほか、地域福祉部障がい福祉課、ひかり療育園、いきいき健康部高齢者福祉課、子ども生活部子育て支援課にケースワーカーが存在する。

(2) 監査の結果及び意見

① ケースワーカーとの役割分担の明確化について【意見】

63 条返還金・78 条徴収金に係る債権管理事務は、庶務係が担当しているが、個別具体的な納付交渉は、援護第一係から援護第六係のケースワーカーに一任されている。

この結果、次の問題点が生じている。

第一に、庶務係とケースワーカーとの連携が不十分な点である。庶務係は、督促状の発付についてケースワーカーに知らせる程度であり、ケースワーカーから具体的な交渉経過等を聴取することはない。双方が連携して情報を共有することで、具体的な回収方針を検討するなどして、回収に向けた努力をする必要がある。

第二に、納付交渉の程度がケースワーカー次第である点である。電話催告や訪問催告の頻度等もケースワーカー次第となることから、公平性の観点から統一的な対応が求められる部分がある。後述するが、実務的な個別マニュアルや取扱要領等を作成する必要がある。

第三に、生活保護が廃止となった債務者に対する納付交渉が不十分である点である。生活保護受給中の債務者に対しては、定期的にケースワーカーが接触するため、納付交渉の機会はあるものの、保護廃止となってしまうと、接触する機会がなくなってしまう。

保護廃止となった債務者については、保護廃止となった時点の担当ケースワーカーが引き続き担当することとなっているが、納付交渉のために接触することは後手になりがちであるのが現状である。したがって、保護廃止となった債務者に対する納付交渉について、その仕組みを改める必要がある。

戻入金に係る債権管理事務についても、63条返還金・78条徴収金と同様に庶務係が担当しているが、個別具体的な納付交渉は援護第一係から援護第六係のケースワーカーに一任されており、63条返還金・78条徴収金と同様の問題点が生じている。

② 名寄せ管理について【意見】

63条返還金・78条徴収金は、債権として決定される都度、債権の種類ごとに債権番号が割り振られる。そのため、63条返還金と78条徴収金の双方が決定された場合には、同一人物であってもそれぞれに債権番号が割り振られ、2つの債権として管理されている。

また、63条返還金・78条徴収金は excel 台帳と紙台帳で管理されているが、63条返還金と78条徴収金の双方が決定された場合には紙台帳も2つ作成されている。さらに、同一人物であっても決定日ごとに債権番号が割り振られているため、決定日が異なる場合も別個の債権として管理されている。

excel 台帳を確認したところ、同一人物に対して複数の債権がある事案が散見された。そこで、63条返還金と78条徴収金の双方に収入未済のある同一人物について、納付交渉等の記録を検討した結果、納付書の発付が近い時点で別々になされていた事案が存在した。

そもそも、63条返還金・78条徴収金は納付交渉記録が不十分(後述)なため、回収に向けての取組状況は不明となっているが、同一人物に対する文書送付や納付交渉は効率的に行われる必要があり、そのためには債権を名寄せして管理を行う必要がある。

③ マニュアルの作成について【意見】

63条返還金・78条徴収金の債権管理に関して、マニュアルが作成されていない。

前述したように、63条返還金・78条徴収金は、庶務係とケースワーカーの役割分担が不明確であり、保護廃止となった債務者に対する債権管理の担当者もあいまいとなっている。そのほか、債務者からの接触があった場合にのみ納付交渉を行っているケースもあり、積極的に債権管理を行っているとは言い難く、公平性の観点からも問題がある。

債権管理事務を適切に実施していくためには、債権管理事務の役割分担や督促状の発付など実施すべき手続を明確にするほか、分納に応じる際の返済期間や1回あたり返済金額の考え方など共通認識をもっておく必要があり、回収方針も明確にしておく必要がある。そのための第一段階として、実務指針となるマニュアルを整備しておく必要がある。

④ 債権管理台帳の不備について【結果】

63条返還金・78条徴収金について、2013年9月20日現在の excel 台帳で管理されている、現年度分債権全181件から任意に14件をサンプルとして抽出した結果、債権管理台帳の記載に不備がみられた。

14 件中、本人が来庁し分納相談があった 1 件を除き、納付交渉の記録が十分に記載されておらず、記録欄には、「未納のお知らせ・納付書発送」の記録が年に一度あるのみであった。うち 5 件(本人が来庁し分納相談があった 1 件を含む)については、返済計画書が添付されているため、分納相談等の納付交渉が行われたことが推察されるが、残りの 9 件については、個別具体的な納付交渉が行われていないと判断せざるを得ない。

戻入金についても、2013 年 9 月 20 日現在の excel 台帳で管理されている債権全 1,372 件から任意に 6 件をサンプルとして抽出した結果、債権管理台帳の記載に不備がみられた。

過年度の戻入金は excel 台帳のみで管理しており、紙台帳は作成していない。excel 台帳は主に収納の消込管理に用いられており、納付交渉の記録等については、備考欄に分納納付書の発付記録が若干ある程度である。2011 年度以降は督促状を発付しているが、当該事実の記録もない。

市が作成している「私債権管理マニュアル」では、債権管理の第一歩は、債務の履行の状況、督促の時期、納付交渉、法的措置の必要性などが、台帳やファイルから容易に把握できるようにしておく必要があるとしており、このことは非強制徴収公債権である 63 条返還金・78 条徴収金及び戻入金にもあてはまるものである。債権管理台帳は、納付交渉の経過が把握できるようにしておく必要がある。

2. 収納事務

(1) 現状

63 条返還金・78 条徴収金及び戻入金は口座振替による収納が行われている。

次表は、63 条返還金・78 条徴収金及び戻入金の 2012 年度の収納状況を示したものである。

表 160 年度別口座振替利用状況(63 条返還金・78 条徴収金) (単位: 件、千円)

項目		2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	
口座振替 利用の状況	納付義務件数	462	537	694	994	1,013	
	利用件数	90	108	123	164	239	
	利用率	19.5%	20.1%	17.7%	16.5%	23.6%	
口座振替の 状況	振替依頼分	件数	71	85	96	128	182
		金額	649	815	907	1,096	1,534
	振替済分	件数	71	77	91	128	182
		金額	649	753	849	1,096	1,534
	振替率	件数	100.0%	90.6%	94.8%	100.0%	100.0%
		金額	100.0%	92.5%	93.6%	100.0%	100.0%

表 161 年度別口座振替利用状況(戻入金) (単位: 件、千円)

項目		2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	
口座振替 利用の状況	納付義務件数	1,249	1,290	1,327	1,437	1,427	
	利用件数	69	72	74	71	88	
	利用率	5.5%	5.6%	5.6%	4.9%	6.2%	
口座振替の 状況	振替依頼分	件数	16	26	18	30	33
		金額	130	116	100	153	191
	振替済分	件数	16	23	15	30	33
		金額	130	108	89	153	191
	振替率	件数	100.0%	88.5%	83.3%	100.0%	100.0%
		金額	100.0%	93.4%	89.0%	100.0%	100.0%

(2) 監査の結果及び意見

① 口座振替の推進について【意見】

63 条返還金・78 条徴収金及び戻入金は口座振替による収納が行われている。口座振替の利用率は、63 条返還金・78 条徴収金が 20%前後で推移しており、戻入金は 5%前後で推移している。

口座振替を利用していても、残高不足等により振替依頼が行われていないケースも見受けられるが、63 条返還金・78 条徴収金及び戻入金の収納率を高めるためには、口座振替の利用率を高めていくことも一つの方法であり、そのための対応を十分に図っていくことが望まれる。

3. 督促・催告

(1) 現状

63 条返還金・78 条徴収金及び戻入金の督促状の発付状況は次表のとおりである。

表 162 督促状発付状況

項目		2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	
63 条返還 金・78 条 徴収金	調定 (A)	件数	248 件	268 件	343 件	452 件	470 件
		金額	113 百万円	141 百万円	155 百万円	163 百万円	213 百万円
	督促状発付 (B)	件数	—	—	137 件	236 件	215 件
		金額	—	—	56 百万円	84 百万円	127 百万円
	発付率 (B/A)	件数	0.0%	0.0%	39.9%	52.2%	45.7%
		金額	0.0%	0.0%	36.4%	51.8%	59.6%
戻入金	調定 (A)	件数	369 件	336 件	268 件	322 件	306 件
		金額	13 百万円	13 百万円	12 百万円	15 百万円	16 百万円
	督促状発付 (B)	件数	—	—	—	283 件	295 件
		金額	—	—	—	12 百万円	14 百万円
	発付率 (B/A)	件数	0.0%	0.0%	0.0%	87.9%	96.4%
		金額	0.0%	0.0%	0.0%	86.2%	86.7%

(注 1) 63 条返還金・78 条徴収金については、債権発生年度(調定年度)の翌年度に督促状を発付しているため、各年度に記載している「督促状発付(B)」は、翌年度における状況である。(たとえば、2010 年度欄に記載されている督促状の発付件数については、実際に発付したのは 2011 年度中となる。)

(注 2) 戻入金についても、債権発生年度の翌年度に督促状を発付しているが、債権発生年度は歳出の戻入として処理するため、調定年度は債権発生年度の翌年度となる。そのため、各年度に記載している「督促状発付(B)」は、当該年度における状況である。(たとえば、2011 年度欄に記載されている督促状の発付件数については、実際に発付したのは 2011 年度中となる。)

(注 3) 調定(A)については、当該年度において調定したものである。

前表及び(注 1)～(注 3)に示すとおり、63 条返還金・78 条徴収金及び戻入金の督促は 2010 年度まで実施されていなかった。

(2) 監査の結果及び意見

① 督促の実施について【結果】

63 条返還金・78 条徴収金について、2013 年 9 月 20 日現在の excel 台帳で管理されている現年度分の債権全 181 件中、サンプルとして 14 件を抽出して督促の実施状況を検討した。また、戻入金について、2013 年 9 月 20 日現在の excel 台帳で管理されている債権全 1,372 件中、サンプルとして 6 件を抽出して督促の実施状況を検討した。その結果は次表のとおりである。

表 163 督促状の発付状況

(単位:件)

項目	63 条返還金 ・78 条徴収金	戻入金
納期限未到来のため、発付対象外のもの	2	1
発付していないもの	6	3
発付しているが、納期限後 30 日以内に発付していないもの	6	2
納期限後 30 日以内に発付しているもの	—	—
合計	14	6

前表のとおり、督促状を発付していないものが、63 条返還金・78 条徴収金に 6 件、戻入金に 3 件あった。自治法 231 条の 3 I の規定に基づき、納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定して督促を行わなければならない。また、督促には時効の中断効果がある等、滞納整理事務を行うためにも重要な手続きである。督促状の発付は確実にを行う必要がある。

② 督促の実施時期について【結果】

現状において、63 条返還金・78 条徴収金及び戻入金の督促状の発付は、前年度に発生した債権について、次年度の 9 月頃にまとめて送付している。

私債権管理条例 6 条及び私債権管理条例施行規則 6 条 I、II において、私債権の督促は原則として当該私債権の履行期限経過後 30 日以内に書面で行うものとし、指定すべき期限は、督促をした日の翌日から起算して 10 日以内と定めている。

非強制徴収公債権の督促については、私債権管理条例及び私債権管理条例施行規則の適用はないが、「私債権管理マニュアル」において、債権の発生根拠となる法規に特別の規定がないときは、私債権に準じて措置するのが相当であるとしている。

以上より、63 条返還金・78 条徴収金及び戻入金の督促は、原則として納期限後 30 日以内に行う必要がある。

4. 滞納整理事務

(1) 現状

① 滞納額の内訳

63条返還金・78条徴収金及び戻入金の監査時点(2013年9月19日現在)の収入未済額の金額別の状況は次表のとおりである。

表 164 滞納額別の状況

(単位: 件、千円)

滞納額区分		50万円未満		50～100万円未満		100万円以上		合計	
		金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
63条返還金・78条徴収金	収入未済額	107,920	744	85,222	120	298,750	144	491,893	1,008
	比率	21.9%	73.8%	17.3%	11.9%	60.7%	14.3%	100.0%	100.0%
	1件あたり収入未済額	145.0千円/件		710.1千円/件		2,074.6千円/件		487.9千円/件	
戻入金	収入未済額	62,920	1,370	1,455	2	0	0	64,376	1,372
	比率	97.7%	99.9%	2.3%	0.1%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
	1件あたり収入未済額	45.9千円/件		727.9千円/件		—		46.9千円/件	

(注) 63条返還金・78条徴収金及び戻入金の債権管理台帳は、債権に変動があった場合にデータが更新され、過去の状況が把握できない仕組みとなっている。

2012年度末時点の収入未済額は、63条返還金・78条徴収金が447,650千円、戻入金が50,533千円であるが、監査時点(2013年9月19日)では、債権管理台帳の2012年度末時点のデータが更新されており、収入未済額の内訳を把握することが困難な状況となっている。そのため、監査時点の収入未済額のデータを用いてその内訳を示している。

63条返還金・78条徴収金の2013年9月19日現在の収入未済額は491,893千円で、件数は1,008件であった。

金額ベースで見ると滞納額100万円以上の事案の合計額が298,750千円で、全体の60.7%を示しており、件数ベースで見ると、滞納額50万円未満の事案が744件で、全体の73.8%を占めている。

金額ベースで見ると高額滞納事案の占める割合が大きく、件数ベースでは比較的少額な滞納事案の占める割合が大きい。また、滞納額50万円未満の事案の1件あたりの金額が145.0千円であるのに対して、滞納額100万円以上の事案の1件あたりの金額が2,074.6千円となっており、滞納額に開きが生じているのも特徴となっている。

戻入金の2013年9月19日現在の収入未済額は64,376千円で、件数は1,372件であった。

金額ベースで見ると滞納額50万円未満の事案の合計額62,920千円で、全体の97.7%を占めており、件数ベースで見ても滞納額50万円未満の事案の合計が1,370件で、全体の99.9%を占めている。

滞納額50万円未満の事案の1件あたりの金額は45.9千円で、戻入金の滞納は、少額な事案が多数存在している状況となっている。

② 徴収停止の状況

2008年度から2012年度までの徴収停止の状況は次表のとおりである。

63条返還金・78条徴収金及び戻入金は徴収停止処分を行っていない。

表 165 徴収停止の推移 (単位:件、円)

項目		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
63条返還金・ 78条徴収金	徴収停止件数	—	—	—	—	—
	徴収停止金額	—	—	—	—	—
戻入金	徴収停止件数	—	—	—	—	—
	徴収停止金額	—	—	—	—	—

③ 不納欠損処分の状況

63条返還金・78条徴収金及び戻入金について、2008年度から2012年度までの不納欠損処分量の推移は次表のとおりである。

市は徴収停止を行っておらず、現年度分からは不納欠損が生じていないため、不納欠損額は、全て消滅時効(5年)の成立に伴うものである。

表 166 不納欠損額の推移 (単位:千円)

項目		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
63条返還金・ 78条徴収金	現年度分	—	—	—	—	—
	滞納繰越分	13,092	3,815	5,628	11,780	13,575
	合計	13,092	3,815	5,628	11,780	13,575
戻入金	現年度分	—	—	—	—	—
	滞納繰越分	7,421	5,831	6,085	7,364	10,246
	合計	7,421	5,831	6,085	7,364	10,246

(2) 監査の結果及び意見

① 納付交渉の積極的な実施について【結果】

63条返還金・78条徴収金については、滞納者に対して文書催告として「未納のお知らせ」と納付書を送付しているが、電話催告や訪問催告等の納付交渉は十分には行われていない。また、「未納のお知らせ」と納付書の送付も年に一度であり、送付後のフォローなどは行われていない。

サンプルとして抽出した事案において、「未納のお知らせ」と納付書が2度返戻されている事案があった。当事案は、2009年10月に返済計画書が提出されているが、一度も納付がない事案である。2011年4月に宛先不明で返戻されたが、住所再検索によりその後は文書が送達された。さらに、2013年4月にも返戻され、再送付している。

しかしながら、その間、その後も電話催告等、滞納者と直接接触を図ることは一切なされていない。このままの状態が続くと、転居先不明となる可能性もある。滞納者との接触を図るなどして、回収に向けての取組を行う必要がある。

また、戻入金については、「未納のお知らせ」及び納付書の発付も行われていない。文書催告を行うとともに、電話催告等の積極的な納付交渉も行う必要がある。

② 返済計画書の記載事項等について【結果】

63 条返還金・78 条徴収金については、分納相談があった場合に返済計画書の提出を求めている。サンプルとして抽出した 14 件中、5 件は返済計画書が添付されていたが、返済計画書を作成せずに分納履行中の事案も 3 件あった。

また、返済計画書が添付されている 5 件のうち、一度も分納が履行されていない事案が 2 件あった。分納履行の確認を適切に行い、履行が滞った場合には、適直接触を図り、履行を促す必要がある。そして、返済計画の見直し等を検討し、返済についての意識を希薄化させないように対応する必要がある。

返済計画書には、債務者に返済についての意識を持たせる効果がある。サンプルにおいて、返済計画書に自署押印がないものが 1 件あったが、意識を徹底させるためにも、自署押印を促す必要がある。

さらに、返済計画書の記載事項の中に、債務の承認に関する文言を盛り込む必要がある。債務の承認には、消滅時効の中断の効果があることから、明記する必要がある。分納が履行されていれば、債務の承認の効果があるが、2 件のサンプルのように、分納が履行されない場合には、債務の承認の効果を得られない場合があることから、返済計画書に、債務の承認に関する文言を明記する必要がある。

また、返済期間が異常に長い事案が 2 件あった(返済期間が各 2062 年、2107 年)。1 回あたりの分納金額が少額となることから、単純に分割した結果ではあるが、5 年程度の返済期間としたうえで、収入状況等の返済能力を勘案して、適宜返済計画を見直すことが必要である。

③ 不納欠損について【意見】

63 条返還金・78 条徴収金の 2012 年度の不納欠損額(13,575 千円)及び戻入金の 2012 年度の不納欠損額(10,246 千円)は、消滅時効(5 年)の成立に伴うものであった。

63 条返還金・78 条徴収金は、自治法 236 条 I の「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5 年間これを行わないときは、時効により消滅する。」が適用される。よって、消滅時効の完成に伴い不納欠損処理を行うことは制度として認められているものである。しかしながら、この規定の適用による不納欠損処理は、滞納者の状況を十分に確認せず、必要な滞納整理事務を実施してこなかったとみなされる可能性もある。

私債権管理条例は時効の完成による債権放棄を認めているが、市が作成している「町田市私債権管理条例の逐条解説」では、「時効期間が満了するということは、債権管理を十分にしていなかった結果といわざるを得ません」としており、「本条に基づく債権放棄は、本条例がされる以前あるいは施行直後に時効期間が満了しているものについて行うのが原則です。」としている。私債権管理条例は原則として私債権を対象とするものであるが、上記については公債権にもあてはまると考える。

63 条返還金・78 条徴収金の滞納者に対しては、原則として、滞納者の現況、生活状態を把握するなど、債権管理を適切に行う必要がある。

5. 生活資金貸付金

(1) 現状

① 制度の概要

生活資金貸付金は、町田市民で生活保護法による保護を受けている者、及びこれに準ずる一般生活困窮者、並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 14 条の規定による支援給付を受けている者に対し、予算の範囲内において、生計を立てるために必要な補助的生活資金の貸付を行うものである。

申込者の資格は、1) 市内に居住し、住民基本台帳に記録されていること、2) 1 ヶ月の収入が、概ね生活保護法 8 条に定める最低生活費基準額の 20 割以下のものであること、3) 貸付けの返還が確実に認められること、4) 確実な連帯保証人があること の 4 点である。貸付金額は 1 世帯 10 万円以内で、無利子とし、返還は 2 ヶ月すえ置き、その後 20 ヶ月以内とされている(町田市生活資金貸付条例)。

表 167 生活資金貸付金の概要

項目	所管課	債権区分	根拠法令
生活資金貸付金	地域福祉部生活援護課	私債権	町田市生活資金貸付条例

② 推移

生活資金貸付金の 2008 年度から 2012 年度までの推移は次表のとおりである。

表 168 生活資金貸付金の推移

(単位: 千円)

項目		2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度
現年度分	調定額	2,220	2,620	3,775	2,590	840
	収入済額	855	1,350	1,430	815	205
	不納欠損額	—	—	—	—	—
	収入未済額	1,365	1,270	2,345	1,775	635
	収納率	38.5%	51.5%	37.9%	31.5%	24.0%
	不納欠損率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
滞納繰越分	調定額	13,400	13,703	14,284	15,364	15,936
	収入済額	997	689	800	1,103	1,471
	不納欠損額	65	—	465	100	1,783
	収入未済額	12,338	13,014	13,019	14,161	12,681
	収納率	7.4%	5.0%	5.6%	7.2%	9.2%
	不納欠損率	0.5%	0.0%	3.3%	0.7%	11.2%
合計	調定額	15,620	16,323	18,059	17,954	16,776
	収入済額	1,852	2,039	2,230	1,918	1,676
	不納欠損額	65	—	465	100	1,783
	収入未済額	13,703	14,284	15,364	15,936	13,316
	収納率	11.9%	12.5%	12.4%	10.7%	10.0%
	不納欠損率	0.4%	0.0%	2.6%	0.6%	10.6%

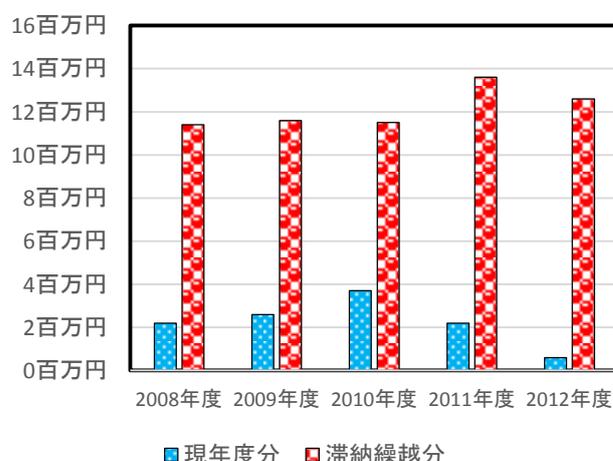
次の左側のグラフは、前表より収入未済額の推移を示したもので、右側のグラフは、同じく前表より収納率の推移を示したものである。

2012年度の生活資金貸付金の収入未済額は、現年度分が635千円であるのに対して、滞納繰越分は12,681千円で、滞納繰越分の方が大きく、この傾向は2012年度以前も同様である。

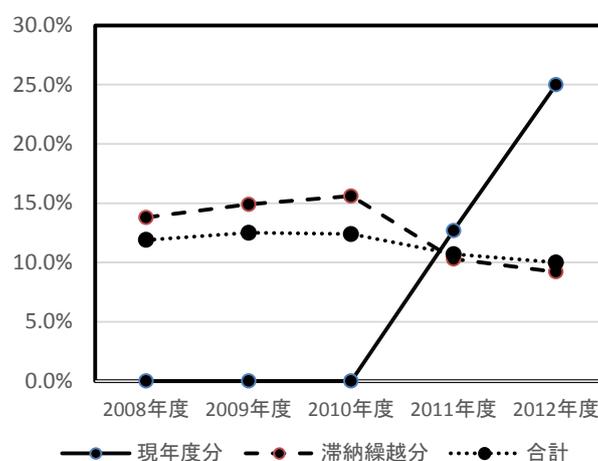
収納率は、現年度分は年度により変動がみられ、滞納繰越分は10%弱で推移しており、現年度分と滞納繰越分を合わせても10%強で推移している。

不納欠損は滞納繰越分から生じているが、2012年度は1,783千円で、調定額(16,776千円)に対して比較的高額となっている。

《図》収入未済額の推移



《図》収納率の推移



③ 債権管理体制

生活資金貸付金に係る債権管理事務は、63条返還金・78条徴収金及び戻入金と同様、地域福祉部生活援護課庶務係(以下「庶務係」という。)が担当している。

表 169 債権管理体制(再掲)

項目	63条返還金 ・78条徴収金	戻入金	生活資金貸付金
債権管理事務担当の人員数	庶務係2名	庶務係2名	庶務係1名
債権管理システム	生活保護システム		—
債権管理台帳	表計算ソフト(excel)による台帳(以下「excel台帳」という。)、紙台帳		

④ 収納事務

生活資金貸付金の収納は納付書のみであり、63条返還金・78条徴収金及び戻入金が行っている口座振替等を行っていない。

⑤ 督促

次表は、2008年度から2012年度までの生活資金貸付金の督促状の発付状況を示したものである。

表 170 督促状発付状況

項目		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
調定 (A)	件数	54件	76件	112件	68件	28件
	金額	2.2百万円	2.6百万円	3.7百万円	2.5百万円	0.8百万円
督促状発付 (B)	件数	17件	19件	39件	43件	(注1)50件
	金額	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)
発付率 (B/A)	件数	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—

(注1) 2011年度以前に調定を行って納期限が過ぎているものも含まれているため、調定件数よりも督促状発付件数の方が多い。

(注2) 督促状の発付金額はシステムで集計できないため記載を省略している。

前表に示したとおり、督促状は発付されているが、2011年度までは同一人物について年1回まとめて発付、2012年度以降は同一人物であっても月ごとに発付しており、発付件数の把握方法が異なるため、発付率は前表に記載していない。

(2) 監査の結果及び意見

① 継続的な納付交渉の実施について【結果】

生活資金貸付金について、2013年9月20日現在の excel 台帳で管理されている債権全202件中、10件をサンプルとして抽出した結果、6件について、納付交渉が継続的に行われていなかった。納付書や督促状を送付するのみで、電話催告や訪問催告が行われていない期間が長期にわたっている。

2010年4月に借受人本人から電話があるものの、その後文書送付のみを行っており、2012年11月には宛所不明により返戻される事案もあった。また、2010年6月まで分納を履行していたが、2010年7月に生活保護が廃止となって以降、借受人と接触していない事案があった。その後、2011年4月に催告状を送るものの、宛所不明により返戻されている。

いずれの事案においても、返戻後に住所調査を行っていない。なお、電話催告や訪問催告を行っている期間については、借受人もしくは連帯保証人との納付交渉の結果、分納の履行につながっている事案も散見される。したがって、電話催告や訪問催告により、納付交渉を継続的に実施する必要がある。

② 相続人調査について【意見】

生活資金貸付金について、借受人が死亡した事案が1件あった。借受人の死亡が判明した2008年以降、特段の債権管理業務を実施しておらず、2013年に不納欠損処理となっている。

借受人の死亡が判明した場合、本来であれば相続人調査を行い、債務の相続がなされたか、相続が放棄されたかを把握し、その後の回収方針を検討する必要があると考える。借受人の死亡が判明した場合の対応について、市としての方針を明確にしておく必要がある。

③ 連帯保証人について【意見】

生活資金貸付金について町田市生活資金貸付条例は、貸付金申込者の資格要件の一つとして、確実な連帯保証人があることを定めている。また、連帯保証人の資格要件として、1)市内に居住し、住民基本台帳に記録されていること、2)一定の職業を有し、独立の生計を営み、相当の保証能力を有すること、3)この貸付につき、他に保証していないことの3点を定めている。

サンプルとして抽出した事案の中に、連帯保証人が自己破産している事案が1件あった。連帯保証人の自己破産が判明した2002年9月以降、新たな連帯保証人については検討されていない。自己破産により、連帯保証人としての適格性を欠くことから、貸付時の条件を満たさない状態となっている。

なお、当該事案は、上記借受人が死亡した事案と同じものである。本来であれば、借受人死亡後に、連帯保証人から返済を受けるべきであるが、その時点において、連帯保証人は自己破産しており、連帯保証人からの返済も見込めない状況であった。

連帯保証人が適格性を欠く事態になった場合、新たな連帯保証人を検討する必要があると考えるが、連帯保証人が適格性を欠く事態になった場合の対応について、市としての方針を明確にしておく必要がある。

VII. 入院・外来医療費患者負担金(町田市民病院の債権)

【概要】

① 制度の概要

町田市民病院(以下、「市民病院」という。)は、1958年に設置された総合病院である。

表 171 市民病院の概要

項目	内容	外来診療科目
開設年月日	1958年2月1日	内科 漢方外来 循環器科 外科 心臓血管外科
所在地	東京都町田市旭町 2-15-41	脳神経外科・脳神経内科 整形外科 形成外科
病床数	447床(一般病床)	皮膚科 泌尿器科 小児科 産婦人科 眼科
職員数	624人(2013年3月31日現在)	耳鼻咽喉科 神経科・精神科 放射線科
外来患者数	326,624人(2012年度延人数)	歯科・歯科口腔外科 麻酔科(ペインクリニック)
入院患者数	129,730人(2012年度延人数)	

(町田市民病院ホームページ及び2012年度町田市民病院年報より)

市民病院



一般的に病院の収入は診療報酬の占める割合が高いが、外来及び入院の際の診療費についての患者負担金額(以下「患者負担金」という。)も病院収入の一定割合を占めており、このことは市民病院も同様である。

患者負担金は、外来であれば当日、入院であれば退院時等に支払われることが通常であるが、実際には様々な理由によって、決められたタイミングで支払われないことがある。これが市民病院の未収金(以下「患者負担未収金」という。)となっている。

表 172 患者負担未収金の概要

項目	所管課	債権区分	根拠法令
患者負担未収金	市民病院事務部医事課収納係	私債権	国民健康保険法 町田市民病院使用条例他

② 推移

患者負担未収金の2008年度から2012年度までの推移は次表のとおりである。

表 173 患者負担未収金の推移 (単位:千円)

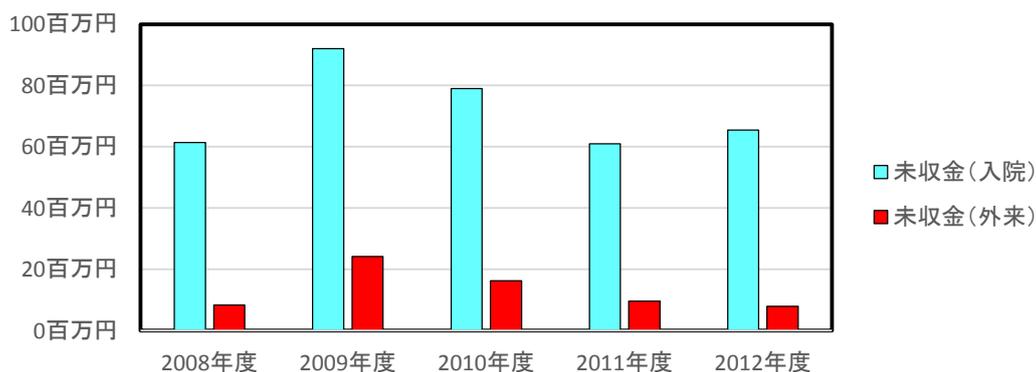
項目		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
未収金(入院)	①	61,409	92,082	79,096	61,066	65,592
未収金(外来)	②	8,339	24,243	16,237	9,600	7,964
合計	③=①+②	69,748	116,325	95,333	70,666	73,556
マイナス未収(注)	④	0	18	48	240	30
不納欠損額	⑤	13,333	22,399	13,141	4,029	5,599
年度末未収金合計	③+④-⑤	56,415	93,945	82,240	66,878	67,987

(注) 自己負担率の修正による過徴収分

次のグラフは、前表より未収金(入院)及び未収金(外来)の推移を示したものである。

未収金は、入院に係るものが外来に係るものよりも多額となっている。入院に係る未収金は、2009年度の92,082千円がピークで、2010年度、2011年度と減少したが、2012年度は65,592千円で前年度より増加している。外来に係る未収金は、2009年度(24,243千円)がピークとなり、その後、2012年度まで毎年度減少している。

〈図〉患者負担未収金の推移



次表は、2012年度末時点の患者負担未収金を不納欠損等処理前と不納欠損等処理後に分け、発生年度別の内訳を示したものである。

表 174 2012年度末の患者負担未収金の発生年度別内訳 (単位:千円)

項目		2008年度以前	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	合計
不納欠損等処理前	入院	30,163	6,131	3,379	1,370	24,547	65,592
	外来	3,170	1,135	791	889	1,977	7,964
	合計	33,334	7,267	4,171	2,259	26,524	73,556
不納欠損等処理額	入院	3,613	931	0	—	—	4,546
	外来	737	313	0	—	△29	1,023
	合計	4,351	1,245	1	—	△29	5,569
不納欠損等処理後	入院	26,550	5,200	3,379	1,370	24,547	61,046
	外来	2,433	822	791	889	2,006	6,941
	合計	28,983	6,022	4,170	2,259	26,553	67,987

2012年度の患者負担未収金(不納欠損等処理後)は、入院に係るものが61,046千円、外来に係るものが6,941千円で、合わせて67,987千円である。このうち、2008年度以前発生分は、入院に係るものが26,550千円、外来に係るものが2,433千円で、いずれも収入未済額に占める割合が大きいものとなっている。

③ 公立病院の設置状況

次表は、東京都26市が設置している公立病院の状況を示したものである。

東京都26市では、町田市のほか稲城市、日野市、あきる野市、福生市、小平市及び青梅市が市立病院を設置している。

表 175 東京都に設置されている公立病院(市立、一部事務組合)

No.	設置主体	病院名	病床数
1	町田市	町田市民病院	447床
2	稲城市	稲城市立病院	290床
3	日野市	日野市立病院	300床
4	あきる野市	公立阿伎留医療センター	310床
5	福生市	公立福生病院	316床
6	小平市	公立昭和病院	518床
7	青梅市	青梅市立総合病院	562床

(「東京都区市町村年報 2012」東京都より)

1. 債権管理体制

(1) 現状

① 所管課による債権管理の状況

市民病院では、市民病院事務部医事課収納係(以下「収納係」という。)が患者負担未収金の管理を行っている。

収納係は患者負担未収金の管理以外にもいくつかの業務を兼務している。現在の収納係は、常勤2名、看護師1名(臨時職員)、再任用職員2名、臨時職員2名で構成されており、そのうち、常勤2名、再任用職員2名が、他の業務との兼務で滞納整理事務を行っている。

表 176 患者負担未収金の管理体制

項目	概要
債権管理事務担当の人員数	収納係8名(兼務)
債権管理システム	未収金管理システム、入院前納金管理システム
債権管理台帳	対応記録(未収金情報)等

② 町田市における未収金管理の取組み

市民病院の2008年度から2012年度の患者負担未収金残高(不納欠損処理前)の推移をみると、2008年度は69,748千円で、2009年度は116,325千円に増加し、2010年度は95,333千円に減少し、2011年度は70,666千円に減少している。

2010年度、2011年度に残高が減少しているのは、患者負担未収金の収納率の向上を図るために行われたいくつかの試みの成果と考えられる。

1) 試みその1(組織の再編)

従前、市民病院では、医事課医事係が他の業務と並行して未収金管理を行っていた。その結果、他の業務との兼務によって収納事務を行わざるを得ず、未収金管理に関しては十分な対策が取られていなかった。そのような状況もあり、「未収金を回収しない病院」というイメージが広がっていたといわれている。

このような状況を改善すべく、2010年4月に新たに医事課収納係を設置して未収金管理を専門的に行うこととし、頻繁に未納者宅を訪問するなど、未収金の回収に向けて積極的な対応を行った。その結果、未収金の収納率が向上しただけではなく、「未収金を回収しない病院」というイメージを少しずつ払拭することにも成功している。

市民病院では収納係が患者負担未収金の管理を行っているが、そのほかに、各種医事業務を外部に委託している。この委託契約の仕様には、未収登録、患者への電話連絡、職員への報告などの未収金管理業務も含まれており、現在は、プロポーザル方式で決定した相手先に対して、2011年度から3年間の業務を委託している。

2) 試みその2(システムの導入)

市民病院の従前の会計システムであった医事会計システムは未収金管理に対応していなかったため、医事会計システム外の帳簿または表計算ソフトで未収金管理を行って

いた。この状況を改善するため、2009年12月から新たな未収金管理システムを導入し、その結果、従来と比べ、効率的に未収金管理を行うことが可能となった。

3) 試みその3(前納金制度の導入)

2009年10月から、入院の場合に、分娩、保険診療、保険外診療ごとに一定額の前納金を納めることとした。この入院前納金制度によって、入院による未収金の発生が減少している。

町田市民病院使用条例

(前納金)

第6条 患者が入院しようとするときは、入院前納金を徴収することができる。

町田市民病院使用条例施行規程

(前納金)

第8条 条例第6条の入院前納金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 保険診療による場合(次号の場合を除く。) 20,000円
- (2) 分べんによる場合 100,000円
- (3) 前2号に掲げる場合以外の場合 50,000円

2 管理者は、特別の理由があると認めるときは、前項の入院前納金を減額し、又は免除することができる。

3 前項の規定により入院前納金の減額又は免除を受けようとする者は、入院前納金減免申請書を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

4) 再来機による未収金管理の導入

再来機とは、外来患者が来院した際に受付を行うシステムである。本来は受付業務を円滑に行うための電子処理システムであるが、市民病院では、2011年6月から未収金を有する患者の登録が行われており、未収金を有する患者が再来した場合には即座に把握できるシステムとなっている。

2012年度末時点では、合計で21,040千円の患者負担未収金が登録されており、この再来機の導入が外来に係る未収金の回収に一定の成果をあげている。

③ 中期経営計画の概要

市民病院は、地域で果たすべき役割、具体的な事業運営の目標を明確にし、経営の状況や事業運営の内容について、市民と情報を共有しながら、市民の意見を積極的に病院運営に取り入れ、改善を図っていくため、2009年3月に「町田市民病院 中期経営計画(2008年度～2011年度)」(以下「中期経営計画」という。)を策定している。

この中期経営計画は2008年4月から2012年3月までの4年間の計画で、その策定趣旨は次のとおりである。

中期経営計画の策定趣旨

市民病院は、市の中核病院として高度医療や救急医療の充実に積極的に取り組んできました。しかし、国の医療財政は依然厳しい状況であり、医療制度改革、診療報酬のマイナス改定など、医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、市民病院として、質の高い医療サービスの提供と安定した病院経

営を推進していくためには、経営改革が喫緊の課題となっています。
市民病院が地域で果たすべき役割、具体的な事業運営の目標を明確にし、経営の状況や事業運営の内容について広く市民に情報提供します。市民と情報を共有しながら、市民の意見を積極的に病院運営に取り入れ、改善を図っていくため「中期経営計画」を策定しました。」

(2009年3月策定の中期経営計画より抜粋)

中期経営計画では、「Ⅲ. 事業計画 1. 事業運営の具体的取組 (2) 収支改善に関する取組 ③事業コストの削減」として、「未収金回収についても体制強化を図ります。」としており、2011年度までに「窓口未収金」を50%減少させるという目標が掲げられている(「窓口未収金」は、今回の監査対象である患者負担未収金と同一のものである。)

表 177 未収金に関する中期経営計画での目標

項目	2007年度	目標	達成時期	推進主体
未収金回収の強化	窓口未収金約 8,300 万円	窓口未収金 50%減	2011 年度	医事課

中期経営計画については、2011年7月に進捗状況が市民病院のホームページでも公表されている。

この中では、未収金管理システムの導入による事務の精度向上と督促状の発行等事務の効率化が図られたこと、入院前納金制度を導入したこと、未収金回収マニュアルを作成したこと、電話督促や戸別訪問などを強化したことなどの結果、以降の年度で、未収金の発生が抑えられたことなどが成果として記載されている。

表 178 未収金に関する2010年10月現在の中期経営計画の目標達成状況

項目	内容	
目標	窓口未収金 50%減	
達成時期	2011 年度	
実績	2009 年度	<ul style="list-style-type: none"> 10月より前納金管理システムを稼働し、徴収を開始しました。 10月より入院前納金制度を導入いたしました。 12月に稼働した未収金管理システムにより事務の精度を高めるとともに、システムによる督促状の発行、分納管理など事務の効率化を進めました。
	2010 年度	<ul style="list-style-type: none"> 未収金回収マニュアルを作成し、電話督促や戸別訪問など未収金回収を強化しました。 この結果2009年度末に約2,800万円であった当該年度未収金が、2010年度末には約1,000万円になりました。 また、未収金のチェック体制や来院した未納者を収納担当へ誘導するための再来機でのアラーム表示機能などを追加しました。
	2011 年度	<ul style="list-style-type: none"> 電子内容証明による督促状や戸別訪問など未収金回収をこれまで以上に強化しました。 この結果2010年度末に約2,700万円であった当該年度未収金が、2011年度末には約480万円まで減少しました。 また、2011年度に発生した未収金は、約1,760万円と前年度の2,700万円を大幅に下回ることが出来ました。

中期経営計画では、未収金回収の強化として、2007年度末時点で約83百万円計上されている窓口未収金の残高を2011年度末には50%減少させる、すなわち、2011年度末の窓口未収金残高を約41,500千円未満にする、という数値目標が掲げられている。

しかしながら、2011年7月の進捗状況報告では、2011年度末の窓口未収金の残高が、中期経営計画で掲げていた目標値を達成しているのかについては触れられていない。そこで、今回の監査では、残高ベースでの達成状況を確認した。

2011年度末の患者負担未収金(窓口未収金)残高は66,878千円であり、41,500千円未満にするという数値目標は未達となっている。

このことについて市民病院では、新生児患者の年度末の入院による特殊要因による期ずれによる残高の増加が大きいと考えている。

- ・ 医療証(注)が出来るまで通常2ヶ月以上の期間が必要となる
- ・ 新生児患者が2～3月中に入院した場合、医療証ができるまでの間は、全額自費扱いの100%の請求で保留扱いとして年度末に未収金が計上される。
- ・ 新年度において医療証が提示された時点で当該自費扱いの未収金はゼロとなる。
- ・ 2011年度末未収金額は翌々月の2012年5月末には53,938千円となっており、従前に比べれば、かなりの改善がみられる。

(注) 乳幼児医療費助成制度に基づく医療証(マル乳医療証)。乳幼児医療費助成制度は、乳幼児が医療機関で受診した医療費のうち、保険診療の自己負担分を市が助成する制度。

また、2008年10月から新生児集中治療室(NICU)6床の使用を開始したことで収益が増加し、全体的にも医業収益が増加している。さらに、病床稼働数も、2007年度の409床から2008年度は439床へ、さらに2012年度は447床に増加していることも未収金の増加理由としている。

(2) 監査の結果及び意見

① 成果指標のあり方と管理会計の導入について【意見】

患者負担未収金の回収に向けた市民病院の過去数年の取組は評価できるものである。ただし、現状においては、それら試みの成果を数値で把握することが困難となっており、成果指標のあり方を見直すなどして、成果を具体的に示す対応が必要である。

1) 組織の再編については、債務者への訪問件数(訪問催告)の増加にその効果が現れているといえる。2008年度までは訪問は行われず、2009年度は訪問件数が把握されていなかったが、2010年度以降、訪問が積極的に行われているといえる。

ただし、債権管理においては、訪問件数を増加させることが最終目的ではなく、債権の回収がどの程度進んだのかが重要となる。訪問件数の推移だけで債権の管理状況の良否を判断することや、今後の対策の方向性を検討することは不十分であり、収納率という視点などから試みの成果を見極めることが重要である。

表 179 訪問件数の推移

(単位:件)

項目	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
訪問件数	—	カウントせず	150	337	353

2) システムの導入については、未収金管理システムの導入によって管理体制が整ったことは、患者負担未収金の減少に直接繋がっているものと思われる。ただし、現在の未収金管理システムは、医事会計システムから未収金を取り出し、現時点の未収金を回収

することに重点が置かれたシステムとなっている。そのため、過去数年間の推移やその内容、医療費患者負担金全体に占める患者負担未収金の割合、入院・外来ごとの患者負担未収金の傾向など、マクロ的な分析を行うツールとしては不十分といえる。

収納事務の効率性の向上、回収へ向けた対策の検討などのためには、マクロ的な視点からの分析も必要である。本来であれば、そのような分析はシステムで対応することが望ましいが、それが困難であるならば、システム外での対応を図っていく必要がある。

マクロ的な視点からの分析に加え、成果指標の見直しも必要である。

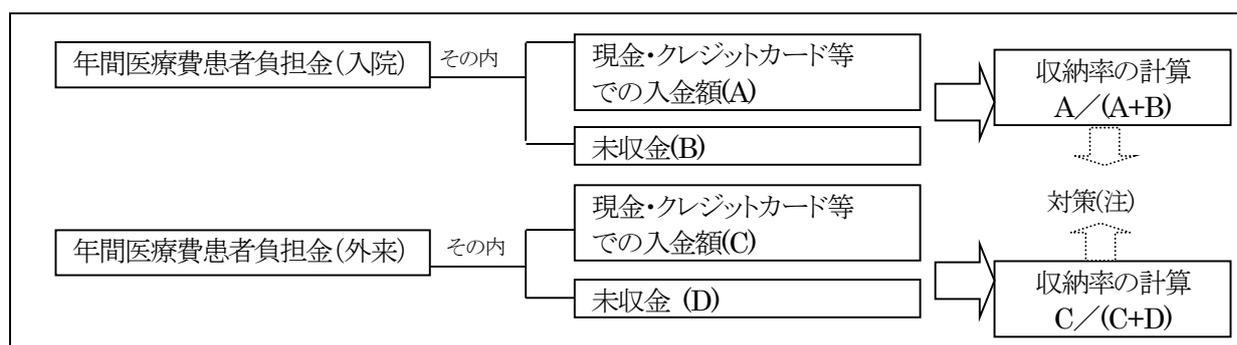
1)組織の再編や2)システムの導入は、発生した患者負担未収金を効率的に回収するための試みであり、その成果を評価するための指標としては、「年度別未収金残高(総額)の推移」や、「年度毎に発生した未収金のその後の収納率」などが考えられる。現状では、「年度別未収金残高(総額)の推移」、すなわち患者負担未収金残高の推移は把握できるが、「年度毎に発生した未収金のその後の収納率」、すなわち収納率を算定する仕組みが備わっていない。

3)前納金制度の導入や、4)再来機による未収金管理の導入は、患者負担未収金の発生の抑制に重点が置かれた試みと考えられる。これら試みの成果は、収納率よりも、「入院や外来における患者負担金総額に対する未収金総額の割合」などを指標として評価することが望ましい。つまり、「入院や外来における患者負担金総額に対する未収金総額の割合」が低下すれば、3)もしくは4)の試みの成果が表れたことになる。しかしながら、現状においては、このような分析は困難となっている。

債権管理に向けて様々な試みを行っており、その成果を否定するものではないが、現状では、その成果を数値で把握することが困難となっている。マクロ的な視点からの分析や成果指標のあり方など、管理会計のあり方を見直す必要がある。

管理会計の視点の一例を次図に示す。外来、入院ごとの状況を把握することによって今後の方針を決定することなども一つの方法である。

〈図〉未収金の管理の一例



(注) 対策としては、たとえば、入院と外来の収納率を比較して、収納率が悪い方に対して重点的な対策をとることや、入院・外来それぞれ過去からの収納率の推移を分析して、収納率が悪化傾向にある場合には、対策を重点的にとることなどが考えられる。

(注) 保険者からの診療報酬は対象外としている。

② 中期経営計画における目標管理と今後の事務のあり方について【意見】

市民病院は、「経営の状況や事業運営の内容について改善を図っていくため」に、中期経営計画を策定し、その中で未収金管理にも数値目標を設けて改善を図っている。

中期経営計画では、2007年度末時点で約83百万円計上されている窓口未収金(患者負担未収金)の残高を2011年度末に50%減少させる、すなわち、2011年度末の窓口未収金残高を約41,500千円未満にする、という数値目標が掲げられている。この数値目標に対して、2011年度末の窓口未収金残高は66,878千円であり、回収に向けた努力は行われているが、数値目標は未達となっている。

また、不納欠損処理前の患者負担未収金残高をみると、2011年度末が70,666千円であるのに対して、2012年度末が73,556千円と若干増加している。この理由は、2012年度は、年度末近くでの入院が多く、4月以降の入金の前年度よりも多額に予定されていたためとのことである。ただし、2013年度の患者負担未収金の動きを確認したところ、残高はその後増加傾向にあった。

患者負担未収金は、今後、マクロ的な視点からの分析や成果指標など、管理会計のあり方の見直しが必要であるが、残高についても適切な数値目標を設定して、債権管理に生かすことが望ましい。

2. 収納事務

(1) 現状

① 町田市民病院使用条例等の定め

病院を使用する者に対しては、使用料又は手数料を徴収する(町田市民病院使用条例2条)。

使用料及び手数料は、診療を受け、または診断書等の交付を受けた都度これを納めなければならない。ただし、入院している者の使用料については毎月15日及び月の末日に、退院する者については退院日に、使用料をそれぞれ納めなければならない(町田市民病院使用条例4条Ⅰ)。この場合に、使用料又は手数料を納入しようとする者は、納入通知書その他町田市病院事業管理者の指定する方法により納入しなければならない(町田市民病院使用条例施行規程4条Ⅰ)。

口座振替の方法により納入する場合は、別に定める日に納めなければならない(町田市民病院使用条例4条Ⅱ)。この場合に、使用料又は手数料を口座振替の方法により納入しようとする者は、口座振替届出書を管理者に提出しなければならない(町田市民病院使用条例施行規程4条Ⅱ)。

② 現状の取扱い

市民病院では入院費用の支払い方法を次のように取り扱っている。

表 180 市民病院の入院費用の支払い方法

項目	内容
請求	毎月、月末締めにて請求。
請求書	翌月10日前後に病室へ届ける。
退院時	入院前納金受領書を市民病院入院退院受付窓口⑩番へ提出し、その際、精算書を発行。請求書と精算書を持参の上⑦-⑧番会計窓口で支払い。
時間	月～金 8:30～17:00 土・日・祝日及び上記以外の時間は、時間外・救急受付(休日・夜間受付)での支払い(自動精算機は利用不可)
カード	クレジットカードでの支払いが可能。郵便局をはじめ、1,700以上の金融機関のキャッシュカード(デビットカード)が利用可能。 カードの利用時間と取扱場所 ○ 平日 9:00～17:00 自動精算機、及び、南棟1階⑦・⑧番会計窓口 ○ 平日 17:00～21:00 東棟1階:休日夜間(救急)受付 ○ 土日休日 9:00～21:00 東棟1階:休日夜間(救急)受付
入院前納金	入院当日までに入院受付窓口に入院申込書を提示の上、入院前納金を納付。 前納金納付時に入院前納金受領書を発行。 退院時、前納金を診療費用に充当。 支払いは現金のみ(カード利用は不可)

(市民病院ホームページより抜粋)

③ 患者負担未収金の納付方法

患者負担未収金の滞納者に対して市民病院は、請求書を送付して支払いを促している。滞納者は、市民病院に再来した際に窓口で未納額を支払うケースが多いが、一部は金融機関からの振込により支払うケースもあるとのことである。

(2) 監査の結果及び意見

① 収納方法の現状把握について【意見】

前述したように、患者負担未収金の滞納者は、市民病院に再来した際に窓口で未納額を支払うケースが多いが、一部は金融機関からの振込により支払うケースもあるとのことである。ただし、実際のデータが十分に整備されておらず、納付方法別収納状況が正確に把握できていない。

納付方法別収納状況が正確に把握できるよう、日常データの整備を図る必要がある。

3. 督促・催告

(1) 現状

私債権の督促は、原則として当該私債権の履行期限経過後 30 日以内に書面で行い、その督促をした日の翌日から起算して 10 日以内において納付すべき期限を指定する(私債権管理条例施行規則 6 条)。

督促方法は、未払い期間や原因に応じて、電話、請求書及び督促状送付、内容証明郵便督促状送付、自宅訪問等により、柔軟に対応することとしている(未収金の発生防止と回収等未収金管理に関する事務取扱マニュアル第 4(1))。

督促状の年度別の発付件数の推移は次表のとおりである。

表 181 督促状発付状況 (単位:件)

項目	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度
発付件数	—	226	627	702	557

(注) 2008 年度は督促状を発付しているが件数は把握していない。

2008 年度から 2012 年度までの訪問件数の推移は次表のとおりである。2008 年度までは訪問は行われず、2009 年度は訪問件数が把握されていなかったが、2010 年度以降、訪問は積極的に行われているといえる。

表 182 訪問件数の推移(再掲) (単位:件)

項目	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度
訪問件数	—	カウントせず	150	337	353

(2) 監査の結果及び意見

① 督促の実施について【結果】

表 181 に示したとおり、2009 年度以降、督促状の発付件数は増加傾向にある。2008 年度以前は督促状の発付が行われていなかった状況を踏まえると、債権管理の内容は改善しているといえる。ただし、現状では、私債権管理条例に沿った対応までには至っていない。

私債権管理条例 6 条は、市長等は、私債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないとしている。また、私債権管理条例施行規則 6 条では、督促は、原則として当該私債権の履行期限経過後 30 日以内に書面で行うものとするとし、さらに、その督促をした日の翌日から起算して 10 日以内において納付すべき期限を指定するとしている。

現状では履行期限までに履行せず、本来であれば督促を行わなければならない事案の全件に対して督促が行われているわけではない。患者負担未収金は、他の未収金と比べて債権の発生状況に特殊性があるといえるが、今後、原則として私債権管理条例及び私債権管理条例施行規則に従って督促を行う必要がある。

なお、私債権管理条例 6 条の適用が難しいのであれば、規則等で何らかの対応が必要である。

② 督促状況の把握について【結果】

2012年度には557件の督促が行われている。ただし、この557件の中には同じ者に重複して送付されているケースも含まれているとのことである。また、履行期限までに履行せず、本来であれば督促状を発付しなければならない者に対して、どの程度の割合で督促が行われているのかのデータも十分に整備されておらず、その状況を正確に把握することが難しい状況となっている。

督促の実施にあたっては、対象者を正確に把握しておく必要があり、将来的には、督促状と催告書の区別も明確にしておく必要がある。

③ 私債権管理条例とマニュアルの整合性(督促方法)について【結果】

患者負担未収金の発生防止と回収の諸手続きについて市では、「未収金の発生防止と回収等未収金管理に関する事務取扱マニュアル」(以下「マニュアル」という。)を定め、これによって管理している。

私債権管理条例及び私債権管理条例施行規則では、督促は、原則として当該私債権の履行期限経過後30日以内に書面で行うとしている。一方、マニュアルの第4(1)では、督促方法を、未払い期間や原因に応じて、電話、請求書及び督促状送付、内容証明郵便督促状送付、自宅訪問等により、柔軟に対応すると定めており、私債権管理条例及び私債権管理条例施行規則の定めと一致していない。

私債権管理条例及び私債権管理条例施行規則との整合性を図るよう、マニュアルを見直す必要がある。

4. 滞納整理事務

(1) 現状

① 医業収益と患者負担未収金、不納欠損額の推移

次表は、各年度末の患者負担未収金と不納欠損額、医業収益の推移を示したものである。

表 183 医業収益に対する未収金と不納欠損額の推移 (単位:千円)

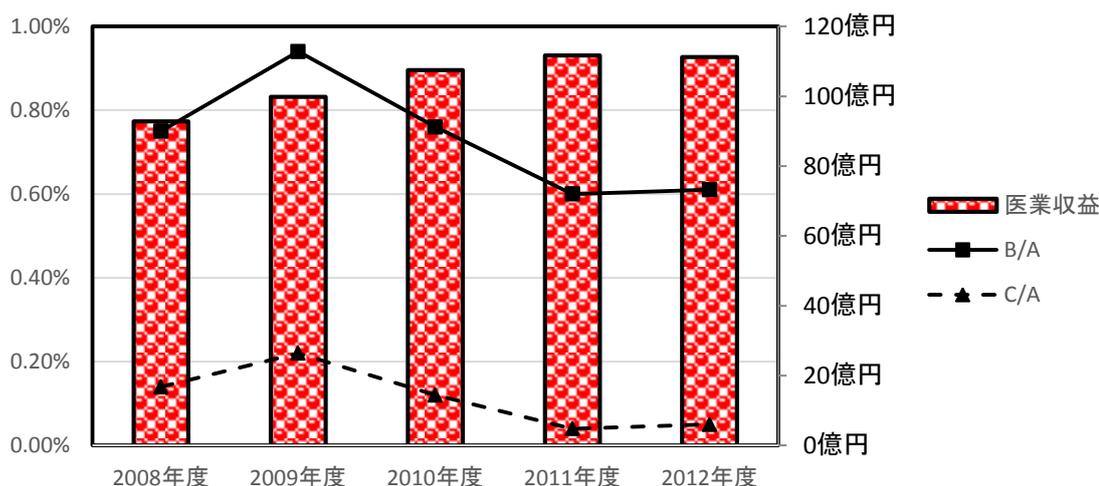
項目	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
医業収益 (A)	9,286,249	9,989,405	10,753,075	11,174,170	11,122,585
患者負担未収金 (B)	56,415	93,945	82,240	66,878	67,987
不納欠損額 (C)	13,333	22,399	13,141	4,029	5,599
B/A	0.6%	0.9%	0.8%	0.6%	0.6%
C/A	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.1%
入院患者数	128,700	129,915	135,089	136,225	129,730
外来患者数	308,094	311,008	322,599	327,060	326,624
患者数合計	436,794	440,923	457,688	463,285	456,354

(注) 医業収益及び患者数は市ホームページの町田市病院事業会計決算審査意見書から抜粋した。

次のグラフは、前表より、医業収益の推移と、医業収益に対する患者負担未収金の割合及び医業収益に対する不納欠損額の割合の推移を示したものである。

2008年度から2011年度まで医業収益は増加しており、2012年度は前年度をわずかに下回っている。一方、医業収益に対する患者負担未収金の割合及び医業収益に対する不納欠損額の割合は、2009年度に上昇し、2010年度、2011年度と下落し、2012年度はほぼ横ばいであった。

＜図＞ 医業収益と患者負担未収金、不納欠損額の動き

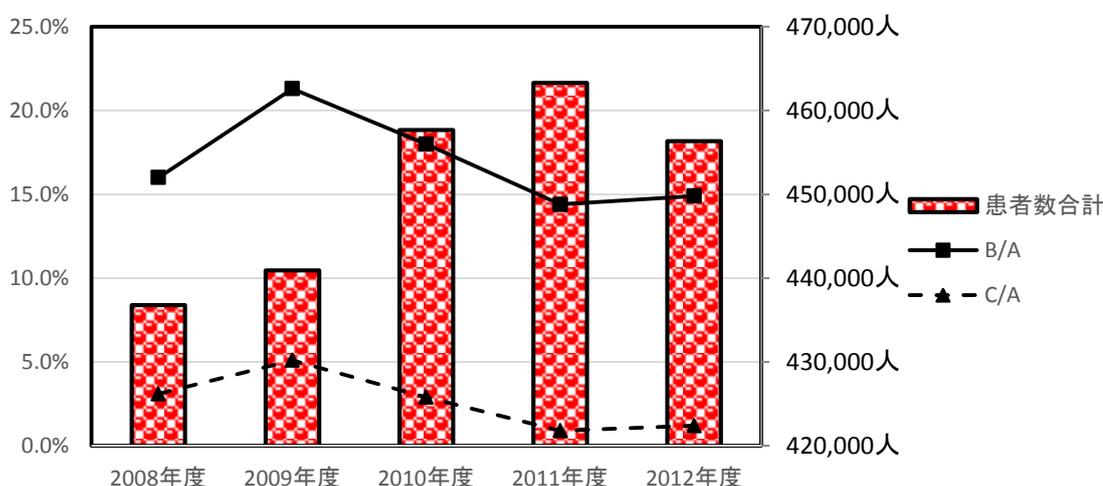


次のグラフは、前表より、患者数の推移と、患者数に対する患者負担未収金の割合及び患者数に対する不納欠損額の割合の推移を示したものである。

2008年度から2011年度まで患者数は増加しており、2012年度は前年度をわずかに下回っている。一方、患者数に対する患者負担未収金の割合及び患者数に対する不納

欠損額の割合の推移は、2009年度に上昇し、2010年度、2011年度と下落し、2012年度はほぼ横ばいであった。

＜図＞患者数と患者負担未収金、不納欠損額の動き



② 滞納者の状況

表 184 滞納額別の状況(2013年度への繰越分) (単位:千円、人)

所得区分	50万円未満		50～100万円未満		100万円以上		合計	
	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数
未収金 (滞納額)	42,310	787	16,304	23	14,941	8	73,556	818
比率	57.5%	96.2%	22.2%	2.8%	20.3%	1.0%	100%	100%

(注) 滞納額は不納欠損処理前の金額を記載している。

滞納額を入院と外来で区別すると、その結果は次表のとおりである。

件数ベースでは外来が約6割を占めているが、金額ベースでは入院が約9割を占めている。

表 185 滞納の状況 (単位:件、千円)

項目	入院		外来		合計		不納欠損処理額 金額	繰越残高 金額
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
未収金 (滞納額)	627	65,592	916	7,964	1,543	73,556	5,569	67,987
比率	40.6%	89.2%	59.4%	10.8%	100.0%	100.0%	—	—

③ 債権放棄の状況

市民病院では、毎年度末において、回収が不可能と思われる債権を抽出して債権放棄の手続きを行い、同時に不納欠損処理を行っている。

2012年度に債権放棄した債権の発生年度別の状況は次のとおりである。

外来と入院の合計額でみると、2005年度に発生した債権と2009年度に発生した債権の額が大きい。

表 186 2012 年度の債権放棄の状況

(単位: 人、件、千円)

項目	2002 年度			2005 年度			2006 年度			合計
	外来	入院	小計	外来	入院	小計	外来	入院	小計	
人数	0	1	1	1	2	3	10	1	11	
件数	0	1	1	1	10	11	18	3	21	
金額	—	281	281	45	1,535	1,580	144	767	911	
項目	2007 年度			2008 年度			2009 年度			合計
	外来	入院	小計	外来	入院	小計	外来	入院	小計	
人数	10	4	14	23	5	28	31	12	43	100
件数	26	4	30	30	8	38	42	18	60	161
金額	212	709	922	336	320	657	313	931	1,245	5,599

2011 年度は、消滅時効の完成に加え、私債権管理条例 11 条の徴収停止を行い、その後、相当の期間(私債権管理条例施行規則 10 条より 1 年)を経過した後に、私債権管理条例 14 条 I ⑤(11 条の規定により徴収停止の措置をとった当該私債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、弁済する見込みがないと認められるとき。)を適用し、一部の債権の放棄を行っている。

④ 不納欠損処理の状況

患者負担金未収金の 2008 年度から 2012 年度までの不納欠損処理額は次表のとおりである。

市民病院では、債権放棄を行った債権について年度末に不納欠損処理を行っているため、債権放棄額と不納欠損処理額は同額となっている。ただし、それ以前は錯誤が生じており、債権放棄額と不納欠損処理額が一致しているかどうかは不明となっている。

表 187 不納欠損の内訳

(単位: 千円)

項目	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度
入院	10,386	—	23,114	2,158	4,537
外来	2,947	—	12,425	1,870	1,061
合計	13,333	—	35,540	4,029	5,599

(注 1) 2009 年度は、22,398 千円の不納欠損処理を行ったが、私債権管理条例の施行に伴って錯誤が生じ、2010 年に元に戻している。

(注 2) 2010 年度と 2012 年度は、全て時効の完成(私債権管理条例 14 条 I ③)による債権放棄に伴うものである。

(注 3) 2011 年度は、4,029 千円の内、一部(1,193 千円)は徴収停止後相当期間経過((私債権管理条例 14 条 I ⑤)による債権放棄に伴うもので、残りは時効の完成に伴うものである。

(2) 監査の結果及び意見

① 私債権管理条例とマニュアルの整合性(債権放棄)について【結果】

公債権は、消滅時効の期間が成立した時点または権利を放棄した時点で債権が消滅する。また、地方自治法 236 条 II によって、時効の援用(時効による効果を確定させる意思表示)は必要とせず、その時効による利益を放棄することはできないので、時効期間経過後に自動的に時効が確定し、当該債権は消滅する。

患者負担金を始めとする私債権も公債権と同様に、消滅時効が確定した時または権利を放棄した時に債権が消滅する。ただし、私債権は公債権と違い、消滅時効の期間が経過した時点で債権が自動的に消滅するのではなく、債権が消滅するためには債務者による時効の援用が必要となる。患者負担未収金の時効期間は3年と解されているが、時効の援用または債権者(市)が権利の放棄を行わない限り、3年経過後も債権は消滅しない。

患者負担未収金の場合、債務者によって時効の援用がなされることはほとんどない。よって、市が債権放棄の手続きを行わなければ、債権自体は永遠に残る可能性がある。しかしながら、一般的に、私債権の権利放棄には議会の議決が必要となることから、債権放棄は事実上困難となっていた。

このような状況において債権放棄をしないということは、患者負担未収金について、概念上は消滅時効の期間が経過したものも含めた全ての未収金を管理しなければならないことになり、それはそれで問題となる。

以上の問題点に対応するため、市では、市の債権の管理の一層の適正化を図ることを目的として2010年に私債権管理条例を施行し、一定の要件のもと市長の判断で債権放棄ができる旨の規定を設けた。この規定により、市長は、債権放棄に関して事後的に議会に報告すれば良いこととなった(私債権管理条例14条)。

一方、患者負担未収金について市はマニュアルを定めており、未収金管理業務に関する主な定めは次表のとおりとなっている。

私債権管理条例の趣旨にもかかわらず、マニュアルにおいては、「管理条例第14条の各号に該当するときは、議会の議決を経て債権放棄することができる。」とあり、私債権管理条例との整合性が取れていない。

私債権管理条例及び私債権管理条例施行規則との整合性を図るよう、マニュアルを見直す必要がある。

表 188 マニュアルの主な内容

内容
○ 請求日当日に自己負担金の支払いのないものについて、原則翌日に未収金記事(システム内)を作成して、未収金管理を開始する(マニュアル第3)。
○ 未収金記事を作成した後、文書・電話等による請求内容等、債権回収に関する手続きの状況、分納状況、折衝記録及び自宅訪問等の情報を、未収金記事に随時記録する(マニュアル第3)。
○ 督促方法は、未払い期間や原因に応じて、電話、請求書及び督促状送付、内容証明郵便督促状送付、自宅訪問等により、柔軟に対応する(マニュアル第4(1))。 なお、督促は、原則として当該私債権の履行期限経過後30日以内に書面で行い、また、この督促においては、その督促をした日の翌日から起算して10日以内において納付すべき期限を指定する(町田市私債権管理条例施行規則第6条)。
○ 督促により未回収となった債務者に対し、保険者徴収を各保険者に協力要請することにより、債権の回収に努める(マニュアル第4(2))。
○ 督促により債務者等の登録住所に居所がないことや転居・転出等が判明した場合、速やかに各市町村に文書等による照会調査を行う(マニュアル第4(3))(住民基本台帳法第12条の2)。
○ 一定期間(原則1年)の督促等により未回収となった債務者等に対し、強制執行等を行うことにより、

内容
債権の回収に努める(マニュアル第4(4))。
○ 一定期間(原則1年)の督促等により未回収となった債務者等で各種未払医療費補てん事業に申請が可能な債権については、申請を行うことに回収に努める(マニュアル第4(5))。
○ 一定期間(原則1年)の督促等により、未回収となった債務者等で「町田市私債権管理条例第11条」の各号に該当する場合には、徴収を停止することができる(マニュアル第5)。
○ 当初の履行期限から10年を経過しても弁済できる状態にないときは、「町田市私債権管理条例第13条」に基づき免除することができる(マニュアル第6)。
○ 「町田市私債権管理条例第14条」の各号に該当するときは、債権放棄することができる(マニュアル第7)。

② 債権放棄について【意見】

市民病院の患者負担未収金については、回収が見込めない未収金を拾い上げた上で、2010年度と2012年度は、私債権管理条例14条I③(消滅時効の完成)を適用して債権放棄を行い、2011年度は、私債権管理条例14条I③(消滅時効の完成)と一部私債権管理条例14条I⑤(徴収停止から相当期間)を適用して債権放棄を行っている。また、2012年度は、私債権管理条例14条I③を適用して100人(161件)、5,599千円の債権放棄を行っている。

私債権管理条例14条I③については、原則として私債権管理条例施行前に発生した債権のみを対象とするなど、その適用を限定的な取扱いとする考え方が、「町田市私債権管理条例の逐条解説」に示されている。消滅時効の完成による安易な債権放棄は避けるためにはこの考え方に従う必要があり、私債権管理条例施行後に発生した債権については、私債権管理条例14条I③以外の定めによって債権放棄を行う必要がある。

この場合には次の方法が考えられる。

- 私債権管理条例14条I①「債務者が著しい生活困窮の状態(生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。)にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。」が具体的にどのような場合かを明確にし、その上で、生活困窮者について、この条文による債権放棄の可能性を検討する。
- 私債権管理条例11条の徴収停止の適用が可能かどうかの検討を行い、可能であればこれを適用し徴収停止を行う。その後、相当の期間(私債権管理条例施行規則10条より1年)を経過した後に、私債権管理条例14条I⑤(11条の規定により徴収停止の措置をとった当該私債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、弁済する見込みがないと認められるとき。)を適用し、債権放棄を行う(2011年度は一部この方法による債権放棄が行われている)。

③ 高額滞納者への対応について【意見】

2012年度末時点の滞納者のリストを市より入手して調査したところ、滞納額が高額な事案(100万円以上)の状況は次表のとおりであった。

100万円以上の案件のうち、1件は訴訟後分割納付の和解をしており、その他につい

ては、現在回収に向けて交渉中となっている。

なお、2012 年度末の高額滞納者のうち、期末時点で労災保険給付の申請中の案件等、4 月以降に回収が図られている事案はこのリストから除いている。

滞納額が高額であり、かつ、通常の交渉では回収の目途が立たない状況が続く債権について、今後も回収に向けた対応が必要である。

表 189 高額滞納者の状況 (2012 年度末現在) (単位: 千円)

No.	入院／外来	診療科	主たる発生年月	滞納金額
1	入院	形成外科	2007 年 2 月	1,494
2	入・外	内科	2008 年 11 月	1,267
3	入院	外科・泌尿器	2006 年 5 月	1,220
4	入院	産婦人科	2005 年 5 月	1,108

(参考)調定のタイミング等の調査結果

アンケートを実施した歳入項目について、所管課からの回答は次のとおりであった。

1. コミュニティ助成事業助成金

質問	回答
Q1 根拠法令等	コミュニティ助成事業実施要綱
Q2 債権の内容	「共生の地域づくり助成事業」 集会施設やコミュニティ活動備品の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、活力ある商店街づくりや地域の国際化の推進及び地域文化への支援等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するもの。 地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、子ども、女性、高齢者、障がい者、外国人など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な事業を対象とする。 事業実施主体は、市(区)町村とする。1,000万円までとする。ただし、施設等の整備を含まない場合には500万円までとする。
Q3 債権が発生するタイミング	2012年3月29日
Q4 調定を起こすタイミング	2013年3月31日
Q5 収納のタイミング	2013年5月29日
Q6 収入未済額が生じるケース	実績報告で内容に不備があり認められなかった場合
Q7 その他参考となる事項	—

2. 自立支援給付費(地域福祉部 障がい福祉課)

質問	回答
Q1 根拠法令等	根拠法令 「障害者自立支援法」 (2013年4月より障害者総合支援法に変更) 第6条:自立支援給付費の内容を規定 第29条:費用の支給について規定
Q2 債権の内容	町田市美術工芸館、町田市大賀藕絲館、町田市わさびだ療育園において、利用者指定障害福祉サービスを提供した対価
Q3 債権が発生するタイミング	サービス提供月の翌月末～翌々月初め (サービスの提供実績を東京都国民健康保険団体連合会に請求後、連合会から支払決定額通知書が交付されたとき)
Q4 調定を起こすタイミング	支払額決定通知書を取得したとき
Q5 収納のタイミング	サービス提供月の翌々月の15日 (15日が土曜日、日曜日、祝祭日にあたる時は、翌営業日)
Q6 収入未済額が発生するケース	自立支援給付費は、市区町村が支払うものであるため、収入未済は発生しない。 (便宜上、東京都国民健康保険団体連合会から市へ費用が振り込まれるが、後日、市から国保連へ同額を支払っている)
Q7 その他参考となる事項	事業者への支払い事務は、障害者自立支援法96条の2により、市が東京都国民健康保険団体連合会へ委託している

3. 自立支援給付費(地域福祉部 ひかり療育園)

質問	回答
Q1 根拠法令等	障害者総合支援法
Q2 債権の内容	自立支援給付費
Q3 債権が発生するタイミング	1ヶ月分の実績記録に基づく東京都国民健康保険団体連合会への電子請求実施時。
Q4 調定を起すタイミング	月初に実施する、前回請求分の審査済み支払決定額通知書取得後。
Q5 収納のタイミング	前述の通知書取得及び調定後に、東京都国民健康保険団体連合会より収納(毎月中旬)。
Q6 収入未済額が発生するケース	なし
Q7 その他参考となる事項	—

4. 緊急援護費等返還金

質問	回答
Q1 根拠法令等	○急迫した状況を回避することができず、他に活用すべき手段を採ることができないと市長が認めた者へ緊急援護費を支給する。 ○緊急援護費支給要綱 ☆生活に困窮している行旅人、住所不定者等に対し、目的地に赴くために必要な最少限度の費用を支給する。 ☆町田市住所不定者等に対する移送費支給要綱
Q2 債権の内容	返還金
Q3 債権が発生するタイミング	支給した援護費・移送費の全部又は一部を返還させることができる。
Q4 調定を起すタイミング	収入確認後
Q5 収納のタイミング	随時
Q6 収入未済額が発生するケース	収納後に調定をするため、未済額は発生しない。
Q7 その他参考となる事項	収入済額 2,122,520 円の内 3 円は還付済み。 移送費は 2 件 2,710 円

5. 未熟児養育医療費自己負担金

質問	回答
Q1 根拠法令等	母子保健法、町田市母子保健法施行細則、町田市未熟児養育医療助成実施要綱、町田市乳幼児の医療費の助成に関する条例、町田市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則
Q2 債権の内容	未熟児養育医療にかかる医療費の患者の自己負担分(金額については市の徴収基準額により算出する)。 ※ただし、自己負担分はマル乳の制度により子ども総務課からの公金振替により収入する。患者に直接請求をしない。
Q3 債権が発生するタイミング	子ども総務課にマル乳の公金振替の請求をした時点
Q4 調定を起すタイミング	マル乳の公金振替の請求金額が確定した時点で調定を行う。
Q5 収納のタイミング	子ども総務課が公金振替処理をし、収入をする。
Q6 収入未済額が発生するケース	収入未済は発生しない。
Q7 その他参考となる事項	—

6. 受託健診使用料

質問	回答
Q1 根拠法令等	町田市保健所条例、町田市保健所条例施行規則
Q2 債権の内容	健康診断に係る検査等の費用 検査項目:尿検査、血液検査、エックス線診断
Q3 債権が発生するタイミング	受託健診終了時
Q4 調定を起すタイミング	受託健診使用料を受領した日
Q5 収納のタイミング	受託健診終了時
Q6 収入未済額が発生するケース	収入未済は発生しない。 (受託健診日に受託健診使用料を必ず受領するため。)
Q7 その他参考となる事項	—

7. 健康福祉会館使用料

質問	回答
Q1 根拠法令等	健康福祉会館の施設使用料の徴収 町田市健康福祉会館条例第6条
Q2 債権の内容	健康福祉会館の施設(講習室)使用料の徴収
Q3 債権が発生するタイミング	利用者が施設申し込みを行ったとき
Q4 調定を起すタイミング	1ヶ月分を翌月の5日までに調定
Q5 収納のタイミング	随時(利用者が施設使用前に券売機でチケットを購入)
Q6 収入未済額が発生するケース	なし
Q7 その他参考となる事項	—

8. 土地建物貸付収入

質問	回答
Q1 根拠法令等	健康福祉会館駐車場の行政財産貸付け 自治法238条の4Ⅱ④ 町田市公有財産規則25条
Q2 債権の内容	駐車場を事業者の有償で貸付けする。
Q3 債権が発生するタイミング	年度当初に貸付料の1年分を請求
Q4 調定を起すタイミング	請求書を作成するとき
Q5 収納のタイミング	市が定めた納期(5月末)
Q6 収入未済額が発生するケース	発行された納付書に対して、期限までに支払いがされない場合
Q7 その他参考となる事項	—

9. 埋火葬費用返還金

質問	回答
Q1 根拠法令等	墓地埋葬法9条
Q2 債権の内容	葬祭執行(埋火葬)費用 1件あたり126,000円
Q3 債権が発生するタイミング	葬祭執行が発生したとき。
Q4 調定を起すタイミング	死亡者の親族が判明したとき。
Q5 収納のタイミング	調定を起してから1ヶ月以内。
Q6 収入未済額が発生するケース	親族が支払いを拒否した場合、または親族が判明しなかった場合。
Q7 その他参考となる事項	—

10. 自立支援給付費(子ども生活部 すみれ教室)

質問	回答
Q1 根拠法令等	児童福祉法 43 条に規定する、福祉型児童発達支援センターを設置し、発達に遅れや障がいのある未就学児 40 名を対象として療育サービス(週 5 日、1 日 4 時間)を提供し、サービスの対価として、1 日を単位とした自立支援給付費を得ている。
Q2 債権の内容	通園児 40 名の各月の通園実績に基づいて、通園日数に所定の単位数、係数を乗じ、さらにサービスに応じた加算を行い算出した額から、利用者が負担する額(原則 1 割負担だが、所得により負担上限額あり)を差し引いた額が請求額となる。
Q3 債権が発生するタイミング	各月の通園実績に基づき算出し、翌月上旬(10 日まで)に給付事務を代行する東京都国民健康保健団体連合会に対し、障害児施設給付費を請求している。
Q4 調定を起すタイミング	東京都国民健康保健団体連合会より障害福祉サービス費等支払決定額通知を受け、請求月の翌月上旬に調定を起す。
Q5 収納のタイミング	請求月の翌月 16 日に東京都国民健康保健団体連合会より会計口座に振り込まれる。
Q6 収入未済額が発生するケース	請求が遅れ、振込みがその年度の出納閉鎖後となった場合。
Q7 その他参考となる事項	児童福祉法の改正に伴い、2012 年度より負担率が、国が 1/2、都と市がそれぞれ 1/4 に変更となり、実施主体が都から市に移管となった。2012 年度の時限施策として新体系定着支援事業があり、自立支援給付費の中で附加給付された。

11. 青少年センター使用料

質問	回答
Q1 根拠法令等	町田市大地沢青少年センター条例第 7 条
Q2 債権の内容	大地沢青少年センターの施設等の使用料
Q3 債権が発生するタイミング	町田市大地沢青少年センター条例 7 条 I 及び町田市大地沢青少年センター条例施行規則 3 条 II に基づき、施設等の使用を承認したとき。
Q4 調定を起すタイミング	施設使用料の 1 ヶ月分を合計した金額を、翌月速やかに調定する。
Q5 収納のタイミング	大地沢青少年センターの施設使用を承認した際。
Q6 収入未済額が発生するケース	使用の承認は、使用当日、受付にて行っており、同時に使用料を徴収しているため、収入未済額は発生しない。
Q7 その他参考となる事項	—

12. 管外受託児保育事業収入

質問	回答
Q1 根拠法令等	町田市立保育園に入所している管外児童について、当該管外自治体が、国が定める保育所運営の最低基準を充足する経費を町田市へ支出する。根拠法令は児童福祉法 51 条。
Q2 債権の内容	町田市立保育園に入所している管外児童分の保育所運営費
Q3 債権が発生するタイミング	管外児童入所時
Q4 調定を起すタイミング	3 月 1 日入所児童数が確定した時点
Q5 収納のタイミング	例年 4 月末～5 月末
Q6 収入未済額が発生するケース	請求先自治体が納入遅延した場合に発生しうるが、実務上では、発生したことはない。
Q7 その他参考となる事項	—

13. ひなた村使用料

質問	回答
Q1 根拠法令等	町田市青少年施設ひなた村条例 10 条(使用料)で規定されている使用料金
Q2 債権の内容	施設・附属設備使用料
Q3 債権が発生するタイミング	使用時
Q4 調定を起こすタイミング	会計課に入金する時点
Q5 収納のタイミング	随時(使用時に券売機で購入)
Q6 収入未済額が発生するケース	なし
Q7 その他参考となる事項	—

14. 放置自転車等移送料

質問	回答
Q1 根拠法令等	町田市自転車等の放置防止に関する条例
Q2 債権の内容	自転車等放置禁止区域に放置されていた自転車等を撤去し、木曾自転車等保管場所へ移送したものを所有者が引き取りに来た際、放置自転車等移送料を受領する。
Q3 債権が発生するタイミング	自転車等の所有者が木曾自転車等保管場所に自転車等を引き取りに来た時点。
Q4 調定を起こすタイミング	放置自転車等移送料は公益社団法人町田市シルバー人材センターに徴収事務を委託している。月ごとにまとめてシルバー人材センターから収納しているためその月の返還台数が確定した時点で調定を起こしている。
Q5 収納のタイミング	月ごとにまとめて翌月の 5 日までに収納するようにしている。
Q6 収入未済額が発生するケース	公益社団法人町田市シルバー人材センターが納入しない場合。
Q7 その他参考となる事項	—

15. 市営住宅管理過誤納解決金

質問	回答
Q1 根拠法令等	特になし。
Q2 債権の内容	2012 年度に発生した東京都住宅供給公社による市営住宅管理過誤の解決金。内訳として、市職員の時間外勤務にかかる費用、公社による使用料算定に誤りがなかったら収納できたであろう使用料額など。
Q3 債権が発生するタイミング	今後、本債権は発生しない。
Q4 調定を起こすタイミング	今後、本債権は発生しない。
Q5 収納のタイミング	今後、本債権は発生しない。
Q6 収入未済額が発生するケース	今後、本債権は発生しない。
Q7 その他参考となる事項	2012 年度に発生した市営住宅の管理における過誤によるものであり、今後は発生しないものである。

16. 市営住宅明渡時賠償金

質問	回答
Q1 根拠法令等	町田市営住宅条例 21 条 II
Q2 債権の内容	居住者の責めに帰すべき理由により市営住宅を滅失し、又はき損したときに居住者がこれを原形に復し、又はこれに要する費用を賠償するもの。
Q3 債権が発生するタイミング	退去に伴い修繕を行なう際に、居住者が負担すべき修繕が発生したとき。
Q4 調定を起こすタイミング	空き屋修繕が終了し、市負担または居住者負担による修繕費用が確定し、そのことの報告を受けたとき。
Q5 収納のタイミング	空き屋修繕が終了し、市負担または居住者負担による修繕費用が確定し、そのことの報告を受け調定したときに、居住者より預かっている保証金より充当。賠償金が保証金で充足しない場合は、期限を定めた納入通知書を送付し、期限内に納付を受ける。
Q6 収入未済額が発生するケース	賠償金が保証金で充足しない場合で、納入通知書を送付しても納付がない場合。
Q7 その他参考となる事項	—